吉野町地域防災計画

本　　編

令和３年度修正

吉野町防災会議

［地域防災計画］

第１章　総　則

第１節　計画の目的と構成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1- 2
第２節　防災関係機関が処置すべき事務または業務の大網 ・・・・・・・・・・・・1- 4
第３節　吉野町の地勢と災害要因、災害記録 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1- 11
第４節　地震被害想定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1- 16
第５節　災害対策の基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1- 21

第２章　災害予防計画

【災害予防計画】（共通項目）

災害予防計画における各課の役割 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2- 2

住民避難

第１節　避難行動計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2- 7
第２節　避難生活計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2- 13
第３節　要配慮者の安全確保計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2- 19
第４節　住宅応急対策予防計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2- 25

住民等の防災活動の促進

第５節　防災教育計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2- 26
第６節　防災訓練計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2- 29
第７節　自主防災組織の育成に関する計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2- 31
第８節　ボランティア活動支援環境整備計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・2- 35

災害に強いまちづくり

第９節　災害に強い道づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2- 38
第10節　緊急輸送道路の整備計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2- 40
第11節　ライフライン施設の災害予防計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2- 41
第12節　危険物施設等災害予防計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2- 43

災害応急対策及び復旧への備え

第13節　防災体制の整備計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2- 45
第14節　航空防災体制の整備計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2- 48
第15節　通信体制の整備計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2- 49
第16節　孤立集落対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2- 51
第17節　受援体制・支援体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2- 53
第18節　医療計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2- 54
第19節　防疫予防計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2- 58
第20節　廃棄物処理計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2- 60
第21節　食料、生活必需品の確保計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2- 62
第22節　文化財災害予防計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2- 65

【災害予防計画】（個別項目）

第23節　総合的な風水害防止対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2- 68
第24節　総合的な土砂災害防止対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2- 70
第25節　山地災害予防対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2- 74
第26節　火災予防計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2- 76
第27節　林野火災予防計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2- 81
第28節　地震火災予防計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2- 84

第３章　災害応急対策計画

【災害応急対策計画】（共通項目）

災害応急対策計画における各班の役割　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3- 2

活動体制

第１節　活動体制計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3- 10
第２節　災害情報の収集・伝達計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3- 19

住民避難

第３節　避難行動計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3- 35
第４節　避難生活計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3- 46
第５節　要配慮者の支援計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3- 53
第６節　住宅応急対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3- 57

発災時の対応

第７節　ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・3- 60
第８節　通信運用計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3- 64
第９節　広報計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3- 68
第10節　公共施設等の初動応急対策　・　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3- 71
第11節　道路等の災害応急対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3- 73
第12節　ライフライン施設の災害応急対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・3- 77
第13節　危険物施設等災害応急対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3- 80

支援受入計画

第14節　受援体制の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3- 82
第15節　ボランティア活動支援計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3- 88
第16節　義援金等の取扱いに関する計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3- 91
第17節　災害救助法等による救助計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3- 92
第18節　支援体制の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3- 95

救助・医療活動計画

第19節　救急、救助活動計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3- 96
第20節　医療救護計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3- 98

緊急輸送計画

第21節　緊急輸送計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-102
第22節　災害警備、交通規制計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-105

物資供給計画
第23節　食料、生活必需品の供給計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-109
第24節　給水計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-114
保健・衛生計画
第25節　防疫、保健衛生計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-118
第26節　遺体の火葬等計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-122
第27節　廃棄物の処理及び清掃計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-124
教育施設等計画
第28節　文教対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-126
第29節　文化財災害応急対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-130
【災害応急対策計画】（個別項目）
第30節　水防活動計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-132
第31節　地盤災害応急対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-140
第32節　火災応急対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-143

第４章　災害復旧・復興計画
災害復旧・復興計画における各課の役割　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-　2
第１節　公共施設の災害復旧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-　3
第２節　被災者の生活の確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-　5
第３節　被災中小企業の振興、農林漁業者への融資　・・・・・・・・・・・・・・・・4-　9
第４節　義援金の配分　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4- 11
第５節　激甚災害の指定に関する計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4- 13
第６節　災害復旧・復興計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4- 14

第５章　南海トラフ地震等防災対策推進計画
第１節　総則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5-　2
第２節　関係者との連携協力の確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5-　3
第３節　円滑な避難及び迅速な救助に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・5-　6
第４節　時間差発生等における円滑な避難の確保等　・・・・・・・・・・・・・・・・5- 11
第５節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画　・・・・・・・・・・・・・・5- 15
第６節　防災訓練計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5- 17
第７節　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画　・・・・・・・・・・・・・・・5- 18

―　防災関連資料編（目次別掲）―

吉野町地域防災計画

― 第1章　総　　則 ―

目次

第１章　総　則

		頁
第１節	計画の目的と構成	1-2
第２節	防災関係機関が処置すべき事務または業務の大綱	1-4
第３節	吉野町の地勢と災害要因、災害記録	1-11
第４節	地震被害想定	1-16
第５節	災害対策の基本方針	1-21

第１節　計画の目的と構成

第１　計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、吉野町防災会議が作成する計画であって、町、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、町の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、町域における土地ならびに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

国・県及び吉野町の防災会議ならびに防災計画の体系

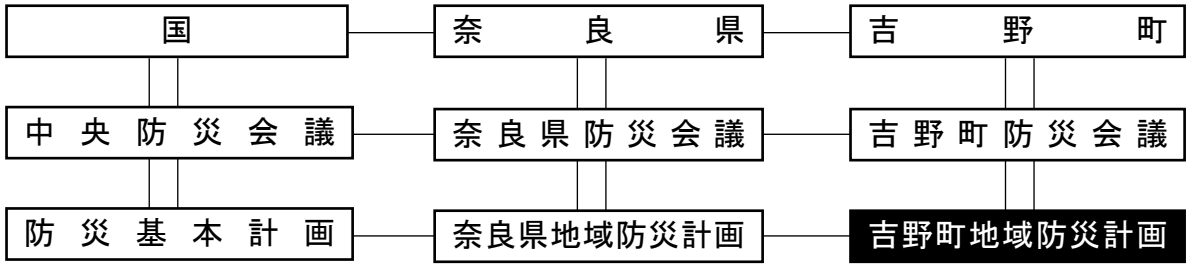

第２　計画の構成

本計画は、計画編と資料編から構成する。計画編の構成は次の 5 章による。

1　第１章　総則

本計画の基本方針、防災関係機関が処置すべき事務または業務の大綱、本町の自然的・社会的条件など、計画の基本となる事項を示す。

2　第２章　災害予防計画

災害発生に備えて、平常時からの教育、訓練等による防災行動力の向上を図る事項及び防災体制、救援・救護体制等の整備や都市基盤の安全性強化を図る計画を示す。

3　第３章　災害応急対策計画

災害発生直後の迅速、的確な初動活動体制に係る事項をはじめ、災害対策本部の設置・運営、防災関係機関による各種の応急対策及び災害救助法の適用等に係る計画を示す。

4　第４章　災害復旧・復興計画

民生安定のための緊急対策のほか、激甚災害の指定等、速やかな災害復旧・復興を図るための計画を示す。

5　第５章　南海トラフ地震等防災対策推進計画

南海トラフ地震等広域災害に備えるため、本町における南海トラフ巨大地震等の広域災

害対策等に係る計画を示す。

5　防災関連資料編

本計画に必要な関係資料等を、参考資料、条例・協定等、様式集に区分し、掲載した。

第３　計画の修正

本計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、国、県の防災方針、町の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正する。

第４　計画の周知

本計画の内容は、町職員、住民、防災関係機関、ならびにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知徹底させる。

第５　計画の運用・習熟

本計画を効果的に推進するため、町及び防災関係機関は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにする。

第２節　防災関係機関が処置すべき事務または業務の大綱

本節は、吉野町ならびに奈良県及び町の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者が、町域に係る防災に関し処置すべき事務または業務を示す。

第１　町

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
吉野町	1．吉野町防災会議に関する事務 2．気象予警報の伝達 3．防災知識の普及 4．地域住民による自主防災組織等の育成及び防災資機材の整備 5．防災訓練・避難訓練の実施 6．防災活動体制・通信体制の整備 7．消防力・消防水利等の整備 8．救急・救助体制の整備 9．危険物施設等の災害予防 10．公共建築物・公共施設の強化 11．簡易水道等の確保体制の整備 12．避難計画の作成及び避難所等の整備 13．ボランティア活動支援の環境の整備 14．要配慮者の安全確保体制の整備 15．食料、飲料水、生活必需品の備蓄 16．防疫予防体制の整備 17．廃棄物処理体制の整備	1．吉野町災害対策本部に関する事務 2．災害対策要員の動員 3．早期災害情報・被害状況等の報告 4．ヘリコプターの受入準備 5．災害広報 6．消防、救急救助、水防等の応急処置 7．被災者の救出・救難・救助等 8．ボランティア活動支援 9．要配慮者の福祉的処遇 10．高齢者等避難または避難指示 11．避難所の設置・運営 12．災害時における交通・輸送の確保 13．食料、飲料水、生活必需品の供給 14．危険物施設等の応急対策 15．防疫等応急保健衛生対策 16．遺体の捜索、火葬等 17．廃棄物の処理及び清掃 18．災害時における文教対策 19．復旧資材の確保 20．被災施設の応急対策 21．義援金の募集活動の支援	1．被災施設の復旧 2．義援金の配分の支援 3．その他法令及び町地域防災計画に基づく復旧・復興対策の実施

第２　消防機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
吉野町消防団 奈良県広域消防組合吉野消防署	1．火災の予防 2．消防力の強化 3．危険物等の規制と安全の確保 4．消防計画の立案	1．火災の鎮圧やその他の災害の軽減措置 2．災害時の救急、救助	

第３　県

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
奈良県	1．防災に関する組織の整備・改善 2．防災に関する知識の普及・教育及び訓練の実施 3．都市基盤整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進 4．災害危険箇所の災害防止対策 5．防災に関する施設・設備の整備・点検 6．災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 7．県防災行政ネットワークの整備、運用、点検 8．消防防災ヘリコプターの運用、点検 9．国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備 10．自主防災組織等の育成支援 11．ボランティア活動の環境整備 12．災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 13．その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害予防の実施	1．被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達、そのための通信手段の確保 2．活動体制の確立、他機関との連携による市町村応援体制の確立 3．災害救助法の運用 4．消火・水防等の応急措置活動 5．被災者の救助・救急及び医療措置の実施 6．保健衛生、廃棄物処理に関する措置 7．緊急輸送体制の確保 8．緊急物資の調達・供給 9．災害を受けた児童、生徒の応急教育 10．施設、設備の応急復旧 11．県民への広報活動 12．ボランティア、義援物資・義援金の適切な受入 13．その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施	1．被災地域の復旧・復興の基本方針の決定と事業の計画的推進 2．民生の安定化策の実施 3．公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 4．他の法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害復旧・復興対策の実施 5．義援金の受入・配分等に関する計画
吉野土木事務所	1．公共土木施設の整備と防災管理 2．水防力の整備強化	1．公共土木施設の応急対策 2．水防警報の発表・伝達	1．被災公共土木施設の復旧

	3．災害危険区域の指定	ならびに水防応急対策	
吉野警察署 (各駐在所)	1．危険箇所等の実態把握と基礎資料の整備 2．災害警備に必要な装備・資機材の整備充実 3．道路実態の把握と交通規制の策定 4．防災訓練の実施 5．災害に関する住民等に対する啓発及び広報活動	1．被害の実態把握 2．被災者の救出救護及び被害の拡大防止 3．行方不明者の捜索 4．危険区域内の居住者、滞在者その他の者に対する避難の指示及び誘導 5．死体の調査等及び検視 6．緊急交通路の確保等被災地及びその周辺の交通規制 7．被災地、避難場所等における犯罪の予防検挙 8．広報活動 9．関係機関の行う災害復旧活動への援助活動	1．交通情報の収集・伝達及び交通規制 2．交通信号施設等の復旧 3．防災関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動
吉野保健所		1．医療救護 2．防疫、清掃等応急保健衛生対策	1．保健衛生関係施設の復旧

第4　指定行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿財務局 奈良財務事務所			1．災害復旧事業費査定の立会 2．金融機関に対する急措置の指示 3．地方公共団体に対する単独災害復旧事業（起債分）の審査及び災害融資 4．地方公共団体に対する災害短期資金（資金運用部資金）の融資
近畿農政局 奈良農政事務所	1．農地、農業用施設等の災害防止事業の指導ならびに助成 2．　農作物等の防災管理	1．土地改良機械の緊急貸付 2．農業関係被害情報の収集報告	1．各種現地調査団の派遣 2．農地、農業用施設等に

	指導	3. 農作物等の病害虫の防除指導 4. 食料品、飼料、種もみ等の供給斡旋	係る災害復旧事業の指導、助成 3. 被害農林漁業者等に対する災害融資の斡旋指導
近畿農政局 南近畿土地改良調査管理事務所		1. ダム施設の保全と防災管理及び災害時における応急対策、復旧に関すること。	
近畿地方整備局 紀の川ダム統合管理事務所		1. ダム施設の保全と防災管理及び災害時における応急対策、復旧に関すること	
近畿中国森林管理局 （奈良森林管理事務所）	1. 国有林野等の治山治水事業の防災管理に関すること。	1. 災害応急用材の需給対策に関すること。	1. 国有林における崩壊地、地すべり防止施設等の災害復旧
大阪管区気象台（奈良地方気象台）	1. 気象予警報等の発表 2. 気象・地象の観測及びその結果等の収集と発表 3. 防災気象知識の普及員の派遣	1. 災害発生後における注意報・警報・土砂災害警戒情報の暫定基準の運用 2. 災害時の応急活動を支援するため、災害時気象支援資料の提供	

第５　自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
陸上自衛隊 第４施設団	1. 災害派遣の計画及び準備 (1) 防災関係資料（災害派遣に必要な情報）の収集 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 災害派遣計画に基づく訓練の実施 2. 防災訓練等への参加	1. 被害状況の把握 2. 避難の援助 3. 避難者等の捜索救助 4. 水防活動 5. 消防活動 6. 道路又は水路の啓開 7. 応急医療・救護・防疫 8. 人員及び物資の緊急輸送 9. 炊飯及び給水 10. 救援物資の無償貸与又は譲与 11. 危険物の保安及び除去等	1. 災害復旧対策の支援

第6 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
日本郵便㈱（奈良中央郵便局）		1．被災者に対する郵便葉書等の無償交付 2．被災者が差し出す郵便物の料金免除 3．被災者あて救助用郵便物の料金免除 4．被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分	
日本郵便㈱（各郵便局）		1．被災者に対する郵便葉書等の無償交付 2．被災者が差し出す郵便物の料金免除 3．被災者あて救助用郵便物の料金免除	
西日本電信電話㈱(奈良支店)	1．電気通信施設の保全と整備 2．気象情報の伝達	1．電気通信設備の応急対策 2．災害時における非常緊急通信の調整	1．被災電気通信設備の災害復旧
日本赤十字社(奈良県支部)	1．医療救護班・赤十字社飛行隊の派遣準備 2．被災者に対する救護物資の備蓄 3．血液製剤の確保及び供給体制の整備	1．被災時における医療救護 2．防災ボランティアの派遣 3．血液製剤の確保及び供給	1．義援金の受入・配分の連絡調整
日本放送協会(奈良放送局)	1．放送施設の保全と整備 2．気象予警報等の放送	1．気象情報等及び災害情報の放送 2．災害時における広報活動 3．放送施設の応急対策	1．被災放送施設の復旧
日本通運㈱(橿原支店)		1．災害時における緊急陸上輸送の協力	1．復旧資材の輸送
関西電力送配電㈱	1．電力施設の保全	1．災害時における電力供給対策 2．電力施設の応急対策	1．被災電力設の復旧

第7 指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿日本鉄道㈱ 奈良交通㈱(吉野営業所)	1．輸送施設等の保全と整備	1．災害時における交通輸送の協力 2．輸送施設等の災害応急対策	1．被災輸送施設等の復旧

奈良ﾃﾚﾋﾞ放送㈱ 関西ﾃﾚﾋﾞ放送㈱ 讀賣ﾃﾚﾋﾞ放送㈱ ㈱毎日放送 朝日放送㈱	1．放送施設の保全と防災管理 2．気象予警報等の放送	1．気象情報等及び災害情報の放送 2．災害時における広報活動 3．放送施設の応急対策	1．被災放送施設の復旧
㈱朝日新聞社(奈良総局) ㈱毎日新聞社(奈良支局) ㈱讀賣新聞大阪本社(奈良支局) ㈱産業経済新聞社(奈良支局) ㈱日本経済新聞社(奈良支局) ㈱奈良新聞社 (一社)共同通信社(奈良支局) ㈱時事通信社(奈良支局)	1．住民に対する防災知識の普及 2．住民に対する予警報等の周知徹底	1．住民に対する災害情報及び災害応急対策等の報道	
(一社) 奈良県医師会	1．防災訓練の実施 2．防災知識の普及 3．医療救護班の編成及び派遣体制の整備	1．災害時における医療の確保及び医療救護班の派遣	1．医療機関の早期復旧 2．避難所の医療救護及び保健衛生の確保
(一社) 奈良県病院協会	1．防災訓練の実施 2．防災知識の普及 3．医療救護班の編成及び派遣体制の整備	1．災害時における医療の確保及び医療救護班の派遣	1．医療機関の早期復旧
(一社) 奈良県歯科医師会	1．歯型による身元確認等の研修 2．歯科医療救護班の編成及び派遣体制の整備	1．災害時における歯科医療の確保及び医療救護班の派遣 2．身元確認班の派遣 3．口腔ケア物資の供給	1．避難所への口腔ケア班の派遣による肺炎予防活動 2．歯科医療機関の早期復旧
(一社) 奈良県薬剤師会	1．防災訓練の実施 2．防災知識の普及	1．医療救護所における服薬指導 2．医薬品集積所における医薬品の管理等	
(公社) 奈良県看護協会	1．防災訓練の実施 2．防災知識の普及	1．災害支援ナースの派遣要請	
(公社) 奈良県トラック協会		1．緊急物資の輸送 2．緊急輸送車両の確保	

第8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
社会福祉法人吉野町社会福祉協議会	1．関係機関との連携 2．町災害ボランティア本部の設置・運営訓練	1．町災害ボランティアセンターの運営	
吉野三町村クリーンセンター	1．廃棄物処理施設、車両の整備 2．廃棄物仮置場の準備	1．被災時の生ゴミ、瓦礫の処理がれき 2．遺体の火葬	
奈良県農業協同組合 (各町内支店) 吉野中央森林組合	1．共同利用施設の整備と防災管理	1．共同利用施設の災害応急対策 2．農業生産資材及び農家生活資材の確保斡旋 3．県・町が行う被害状況調査及びその応急対策についての協力 4．農作物・林産物の災害応急対策の指導	1．被災共同利用施設の復旧 2．被災組合員に対する融資または斡旋
医療機関 (町内医療機関)	1．災害時における診療機能維持のための施設・設備の整備 2．防災訓練	1．災害時における医療の確保及び負傷者の医療・救護	1．病院機能の早期復旧
南都銀行 （上市支店・新子代理店）			1．被災事業者に対する資金融資その他緊急措置 2．預貯金の中途解約、払出事務の簡便化など特例措置
吉野町商工会		1．物価安定についての協力 2．救助用物資、復旧資材の確保・協力斡旋	1．商工業者への融資実施 2．災害時における中央資金源の導入

第３節　吉野町の地勢と災害要因、災害記録

本節では、町の位置、地形・地質特性及び社会的条件、豪雨・台風、洪水、崖崩れ、土石流、地滑り、地震等の災害履歴及び災害特性を示す。

第１　町の位置

本町は、奈良県のほぼ中央部に位置し、北に奈良盆地、南に吉野山地をひかえ、その間を東から西に流れる吉野川の中流域に位置する面積 95.65 km^2 の町である。

吉野町の位置図

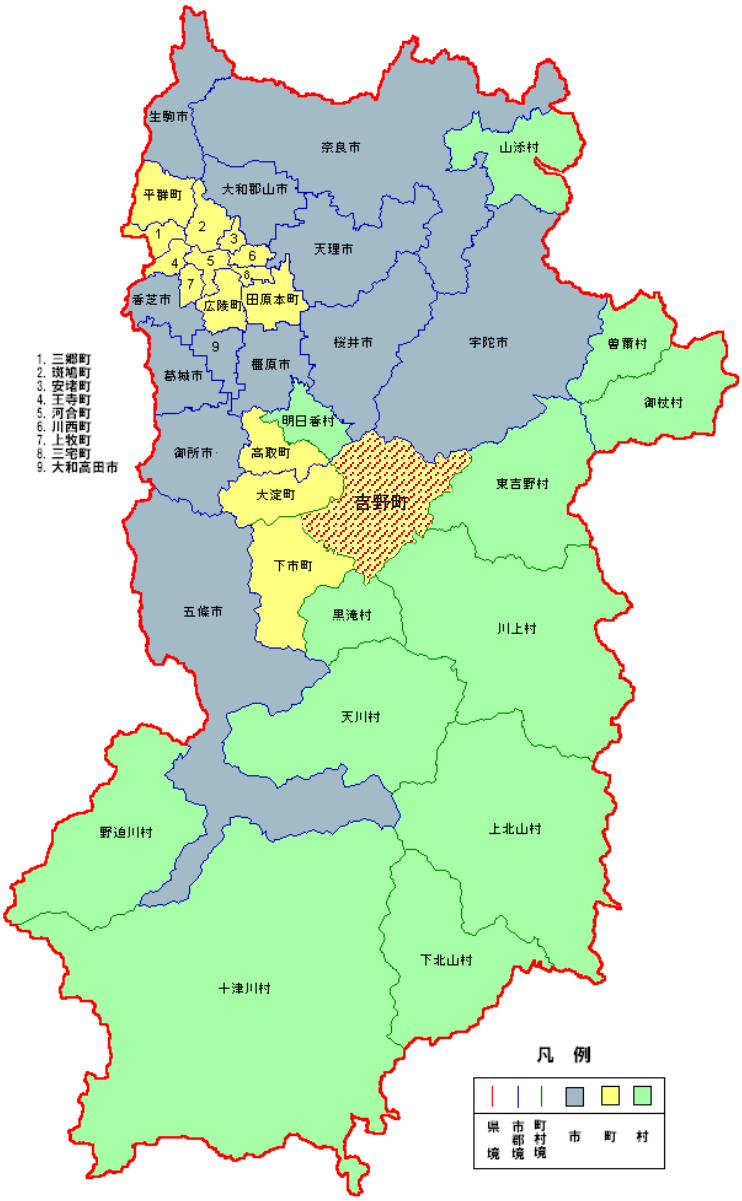

名　称	所　在　地	東　経	北　緯	標　高
吉野町役場	奈良県吉野郡 吉野町上市80番地の１	135° 51′ 38″	34° 23′ 34″	149m

土地の利用状況（平成 27 年 1 月 1 日現在）

地　　目	面　　積（㎡）	地　　目	面　　積（㎡）
田	2,495.9	鉄軌道用地	55.3
畑	2,862.0	雑　種　地	824.5
住　　宅	2,026.8	そ　の　他	44,826.1
山　　林	41,929.7	合　　計	95,650.0
原　　野	629.7		

（土地台帳による）

第2 自然的要因

1 地形・地質

本町の地形は「中央構造線」に沿って西流する吉野川渓谷と、これを挟んで北部に竜門山地、南部に吉野山地がある。

吉野川は大台ヶ原に源をもち、壮年期の山地にＶ字型渓谷を作りながら流れ、曲流となって本町へと入り、河岸段丘を形成している。上市付近からは河谷は開け、中流となって直線的に西流を始める。

吉野川渓谷以北は内帯と呼ばれ、花崗岩類をその基盤とし、奈良盆地、京都盆地、大阪平野のように陥没によって生じた地溝と、生駒山地や大和高原のような隆起した地塁とが交互に並んでいる。一方、南部の外帯は壮年期の起伏の激しい山岳地帯で水成岩よりなっている。

また、町内には数多くの災害危険箇所をかかえ、近年には宅地の増加や道路の舗装、用・排水路の整備等により、土地の保水能力も低下しており、防災面からも河川改修等に取り組む必要がある。

なお、平成 23 年紀伊半島大水害では、県内約 1,800 か所で土砂移動現象が発生した。崩壊土砂量は紀伊半島全体で約 1 億㎥（東京ドーム 80 杯分）と推定されている。これは戦後の豪雨災害では最大の土砂量であり、そのうち約 9 割の 8,600 万㎥が県内で発生したと推定されている。

また、紀伊半島大水害では崩壊面積 10,000 ㎡以上、推定崩壊深 10m 以上等の深層崩壊が 54 か所発生した。「大規模土砂災害監視・警戒・避難システム検討会」（事務局： 県深層崩壊対策室）の調査結果からは、深層崩壊を含む大規模土砂崩壊は累積雨量が 600mm～1,000mm 超で発生し、 降雨のピーク後にも崩壊が発生したことが分かっている。

2 気候

気候は比較的温和な内陸性気候で、平均気温は 14.2℃、年間降雨量はやや多いという特色をもっている。しかし町の山間部では気温が低く、雨量が多い山岳気候となっている。

なお平成 23 年台風第 12 号では、8 月 30 日 18 時から 9 月 4 日 24 時までの総降水量が紀伊半島の南東部を中心に広い範囲で 1,000mm を超えており、一部の地域では 2,000mm を超えた（国土交通省が大台ヶ原に設置した雨量計では、30 日夜から 5

日未明の間の総降水量が 2,436㎜を観測している)。本県において、過去およそ 100 年間で台風等によるそれまでの最大降水量は 1,241㎜であり、それをはるかに上回る降水量が記録された。

また、県南東部では 1 時間に 40㎜を超える激しい雨が記録された。

第３　社会的要因

1　人口

町の総人口は 6,596 人（令和 3 年 3 月 31 日住民基本台帳）で現在も減少傾向にある。人口構成は若年層の都市部への流出、長寿化の進行、出生率の低下などにより高齢化が急速に進み、総人口に対する高齢者（65 歳以上）の割合は、約 46%と高い（平成 27 年 10 月 1 日国勢調査）。高齢化が進むことによる要配慮者の増加や、生活圏の広域化による昼間の留守家庭の増加も、防災力を弱め、災害を大きくする要因と考えられる。

2　産業

平成 27 年の国勢調査における産業別就業人口構成比は、林業を基幹産業とした第一次産業が 4.9%、製造業を中心とした第二次産業が 33.0%、観光を軸とした第三次産業が 62.1%となっている。

１．林　業

本町は、優良吉野材を生産する吉野林業地帯の一角に位置し、温暖多雨地で、スギ・ヒノキの生育に適しており、日本三大美林のひとつに数えられる吉野杉を中心に生産を行っている。

２．農　業

本町の農業は、水稲を主体に野菜（ナス・ワラビ）、花き（キク）、しいたけ等が栽培されており、農協等を通じて市場へ出荷されてもいるが、基本的に自給的色彩が多く、零細規模である。

３．工業・地場産業

本町では、古くから、吉野地方の豊かな森林資源を活かした木材・木製品関連産業が町内最大の地場産業として発達してきた。しかし、木製品事業所は全事業所の約 7 割に当たるが、そのほとんどは零細な事業所である。木材・木製品関連産業の主なものとしては、製材、製箸、木工、銘木などがあげられる。

国栖地区に伝わる手漉きの和紙は、家内工業的な形態が今も続いており、若い後継者の不足が深刻化しているが、近年の和紙ブームや伝統産業の見直しの機運により以前に比べるとやや明るい兆しも見え、見学者を受け入れている事業所もある。

その他の工業としては、プラスチック製造業、食品製造業があげられ、シイタケ等の林産品の生産も行われている。

４．商　業

本町は、近鉄大和上市駅周辺の上市商店街及び吉野神宮駅周辺を商業地域として、地域住民の生活必需品を供給してきたが、近年、過疎化や店主の高齢化及び近隣市町村への大型スーパーの進出により、閉店、廃業する小売店舗が多く、従来の商業地域として機能していない。しかし、国道 169 号沿いには、コンビニ、小型スーパーなどができ、地域住民への生活必需品の供給の他、吉野川の川遊びや大台ヶ原、伊勢方面への観光客等の利用が増えている。

５．観　光

本町には、世界遺産にも登録され、桜の名所として名高い吉野山をはじめ、吉野川、宮滝遺跡、津風呂湖、国栖の里など数多くの歴史、自然の観光資源があり、たくさんの観光客が訪れている。こうした観光客は町内に不案内であることから観光客に対する防災体制の確立が急務である。

なお、町内には吉野山旅館組合（旅館・宿坊計 15 軒他）を中心にペンションや温泉施設など延べ 1,900 人程度の収容が可能な宿泊観光施設がある。

3　交通

本町は、国道 169 号と国道 370 号の２本の国道が幹線道路として町の骨格を形成するとともに、周辺市町村とを結ぶ動脈となっている。国道 169 号は、西は大淀町を通じて大和平野に通じ、東は、川上村を経て三重県へと通じている。国道 370 号は、町内から宇陀市大宇陀へと通じている。

また、近年宇陀市へ通じる県道吉野室生寺針線、桜井市へと通じる県道桜井吉野線の整備が進み、道路としての重要性が増している。

鉄道は、近畿日本鉄道が乗り入れており、町内では吉野線の終点である吉野駅、吉野神宮駅、大和上市駅の３つの駅がある。吉野線は橿原神宮前駅を経て、南大阪線の阿部野橋駅まで通じている。また、橿原神宮前駅で乗り換え、奈良や京都まで通じている。

第4　災害記録

本町の災害には、豪雨、台風、地震、その他に起因する洪水、崖崩れ、土石流、地滑り、火災があり、主なものは次のとおりである。

1 台風

発生年月日	名　称	被　害　概　要
昭和34年９月	伊勢湾台風（豪雨）	死者３名、全壊 30 戸、流失 55 戸、半壊 170 戸、床上浸水 158 戸、床下浸水 621 戸
昭和57年８月	台風 10 号（前線豪雨）	行方不明者１名、全壊３戸、半壊 12 戸、床上浸水６戸、床下浸水 64 戸
平成２年９月	台風 19 号（前線豪雨）	全壊１戸、半壊 11 戸、床上浸水 37 戸、床下浸水 29 戸
平成10年９月	台風７号	森林被害 95ha、林地被害７箇所、半壊１戸、一部壊 85 戸
平成21年10月	台風 18 号	床下浸水 12 戸
平成25年９月	台風 18 号	床下浸水 5 戸
平成26年８月	台風 12 号	床下浸水 3 戸
平成 29 年 10 月	台風 21 号	山腹崩壊土砂流出、国道 169 号付近の民家被害

2 大雨、洪水

発生年月日	原　因	被　害　概　要
平成11年６月	土石流（梅雨前線）	家屋全壊１戸、半壊１戸
平成11年７月	川の氾濫（梅雨前線）	死者２名

第４節　地震被害想定

奈良県が平成16年に公表した「第２次奈良県地震被害想定調査報告書」によると、奈良県に影響を及ぼす地震は、内陸型地震と海溝型地震が考えられる。
また、政府地震調査研究推進本部地震調査委員会における長期評価による被害想定があり、今後の地震対策を推進するうえでの基礎資料として参考にする。

第１　想定地震

「第２次奈良県地震被害想定調査報告書」では、次の地震を想定し、調査を行っている。

１　内陸型地震

対　象　地　震	断層長さ (km)	想定 マグニチュード
①奈良盆地東縁断層帯	35	7.5
②中央構造線断層帯	74	8.0
③生駒断層帯	38	7.5
④木津川断層帯	31	7.3
⑤あやめ池撓曲－松尾山断層	20	7.0
⑥大和川断層帯	22	7.1
⑦千股断層	22	7.1
⑧名張断層	18	6.9

※①～④は地震調査委員会による全国主要98断層帯に該当

２　海溝型地震

対　象　地　震	想定マグニチュード
①東南海・南海地震同時発生	8.6
②東南海地震	8.2
③南海地震	8.6
④東海・東南海地震同時発生	8.3
⑤東海・東南海・南海地震同時発生	8.7

第2 奈良県全体の被害想定結果

1 内陸型地震

対象地震	建物被害		人的被害		避難者
	全壊棟数	半壊棟数	死者	負傷者	（1週間後）
①奈良盆地東縁断層帯	119,535	83,442	5,153	19,045	435,074
②中央構造線断層帯	98,086	84,973	4,319	18,817	393,781
③生駒断層帯	98,123	87,691	4,257	17,578	431,210
④木津川断層帯	38,714	74,334	1,800	15,864	251,817
⑤あやめ池撓曲－松尾山断層	84,874	84,692	3,675	16,579	398,139
⑥大和川断層帯	92,234	85,660	3,996	16,935	411,899
⑦千股断層	56,676	76,800	2,673	14,296	253,245
⑧名張断層	56,167	77,915	2,643	14,261	257,094

2 海溝型地震

対象地震	建物被害		人的被害		避難者
	全壊棟数	半壊棟数	死者	負傷者	（1週間後）
①東南海・南海地震同時発生	1,253	1,184	4	414	5,484
②東南海地震	520	498	3	163	2,375
③南海地震	713	648	2	232	3,102
④東海・東南海地震同時発生	520	498	3	163	2,375
⑤東海・東南海・南海地震同時発生	1,253	1,184	4	414	5,484

第3 吉野町の被害想定結果

1 内陸型地震

		①奈良盆地東縁断層帯	②中央構造線断層帯	③生駒断層帯	④木津川断層帯
最大震度		6強	6強	6強	6弱
液状化危険度		なし	なし	なし	なし
建物被害	全壊棟数	1,322	1,056	452	258
	半壊棟数	1,324	1,345	1,405	784
火災被害	炎上出火件数	10	8	3	1
	焼失棟数	256	233	23	0
人的被害	死者数	75	64	34	24
	負傷者数	206	174	89	37
断水世帯数		2,855	2,219	868	418
電力供給障害世帯数		3,631	3,631	3,631	3,631
電話使用不能世帯数		498	495	16	―
避難人口（避難所）	地震直後	3,112	2,852	2,086	1,211
	1週間後	3,338	3,075	2,215	1,328

		⑤あやめ池撓曲－松尾山断層	⑥大和川断層帯	⑦千股断層	⑧名張断層
最大震度		6弱	6弱	6強	6強
液状化危険度		なし	なし	なし	なし
建物被害	全壊棟数	273	311	1,609	921
	半壊棟数	898	1,116	1,303	1,350
火災被害	炎上出火件数	1	1	12	8
	焼失棟数	0	0	262	241
人的被害	死者数	25	26	87	60
	負傷者数	44	59	236	161
断水世帯数		455	548	3,545	1,897
電力供給障害世帯数		3,631	3,631	3,631	3,631
電話使用不能世帯数		―	―	498	497
避難人口（避難所）	地震直後	1,462	1,688	3,330	2,701
	1週間後	1,572	1,799	3,535	2,914

2 海溝型地震

		①東南海・南海地震	②東南海地震	③南海地震	④東海・東南海地震	⑤東海・東南海･南海地震
最大震度		６弱	６弱	５強	６弱	６弱
液状化危険度		なし	なし	なし	なし	なし
建物被害	全壊棟数	4	3	0	3	4
	半壊棟数	23	13	0	13	23
火災被害	炎上出火件数	0	0	0	0	0
	焼失棟数	0	0	0	0	0
人的被害	死者数	0	0	0	0	0
	負傷者数	1	0	0	0	1
断水世帯数		88	43	4	43	88
電力供給障害世帯数		100	75	0	75	100
電話使用不能世帯数		－	－	－	－	－
避難人口（避難所）	地震直後	28	18	0	18	28
	１週間後	30	20	0	20	30

第4 南海トラフ等巨大地震の被害想定（内閣府公表）

内閣府公表によると、現時点の最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラスの地震･津波を推計している(想定される地震規模:マグニチュード9.1)。

この「最大クラスの地震・津波」は、現在の研究レベルでは、その発生時を予測することはできないが、その発生頻度は千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものであるが、 仮に発生すれば、 西日本を中心に甚大な被害をもたらすだけでなく、人的損失や国内生産・消費活動、日本経済のリスクの高まりを通じて、影響は我が国全体に及ぶ可能性がある。

南海トラフにおいて次に発生する地震・津波は、多様な震源パターンがあり得ることから、必ずしも「最大クラスの地震・津波」が発生するというものではないが、政府地震調査研究推進本部地震調査委員会における長期評価によると、今後 30 年以内にマグニチュード 8～9 クラスの地震が発生する確率は 70%～80%に達すると評価されている（令和３年１月１日現在）。また、地震発生の相対的評価の高い奈良県の主要な断層帯である奈良盆地東縁断層帯については、発生確率は 10%未満であるがマグチュード 7.4 程度の大規模地震が想定されている。

吉野町では、南海トラフ巨大地震による最大震度６弱が想定されている。

活断層及び海溝型地震の長期評価結果（令和3年1月1日現在）

領域または地震名		南海トラフ	奈良盆地東縁断層帯
長期評価で予想した地震規模		M8～M9クラス	M7.4程度
地震発生率	10年以内	30%程度	ほぼ0%～5%
	30年以内	70%～80%	ほぼ0%～7%
	50年以内	90%程度 もしくはそれ以上	ほぼ0%～10%
地震後経過率		0.85	0.2～2.2
平均発生間隔		次回までの標準的な値 88.2年	約5,000年
最新発生次期 (ﾎﾟｱｿﾝ過程を適用したものを除く)		75.0年前	約1,100年前 ～1,200年前

南海トラフ巨大地震による各市町村における最大震度一覧

市町村	最大震度	市町村	最大震度	市町村	最大震度
奈良市	6強	平群町	6弱	広陵町	6強
大和高田市	6強	三郷町	6強	河合町	6強
大和郡山市	6強	斑鳩町	6強	**吉野町**	**6弱**
天理市	6強	安堵町	6強	大淀町	6弱
橿原市	6強	川西町	6強	下市町	6弱
桜井市	6強	三宅町	6強	黒滝村	6弱
五條市	6強	田原本町	6強	天川村	6強
御所市	6強	曽爾村	6強	野迫川村	6弱
生駒市	6弱	御杖村	6強	十津川村	6強
香芝市	6強	高取町	6弱	下北山村	6強
葛城市	6弱	明日香村	6弱	上北山村	6強
宇陀市	6強	上牧町	6弱	川上村	6強
山添村	6弱	王寺町	6強	東吉野村	6強

第５節　災害対策の基本方針

第１　計画の基本方針

■近年の災害動向：『災害の激甚化』

近年の災害動向をみると、平成 28 年 4 月熊本地震、平成 29 年 7 月九州北部豪雨、平成 30 年 7 月西日本豪雨、令和元年 9 月東日本台風など大規模な災害が発生し、各地域で人的・物的・経済的な被害を受け、災害は激甚化の傾向にある。

■災害の激甚化の背景と要員

災害の激甚化の要因として、兵庫県立大学大学院 室崎益輝教授によれば、3 つの側面があると示されており、地震活動期や地球温暖化などの気候変動による『①自然の激甚性』、人口減少や単独世帯の増加、地域の結びつきの希薄化などによる『②社会の脆弱性』、財源の限界や科学の成長を上回る自然の凶暴化による『③対策の限界性』がある。

参考：兵庫県立大学大学院 室崎益輝「町村週報 3145 号 災害の時代と小規模自治体」

■小規模な自治体の防災上の特性

災害の激甚化する傾向の中で、東日本大震災などの緊急対応や復興対応では小規模な自治体がその特性を生かし、優れた実績を上げている。行政区域や組織がコンパクトであることから、①迅速に被災者のもとへ急行できる、②被災者に細やかなサービスを提供できる、③状況に即した弾力的な対応ができる、④官民一体の地域ぐるみの対応ができることが既往事例から確認されており、本町もこういった特性を生かした防災・減災対応が求められる。

■計画の基本方針の構成

近年の災害動向や比較的小規模な自治体である本町の特性を踏まえ、従来の地域防災計画に定める計画の基本方針だけでなく、吉野町独自の目指す姿を定め、計画の推進を図るものとする。

計画の基本方針を右記の構成として定め、防災対策の取組を推進する。

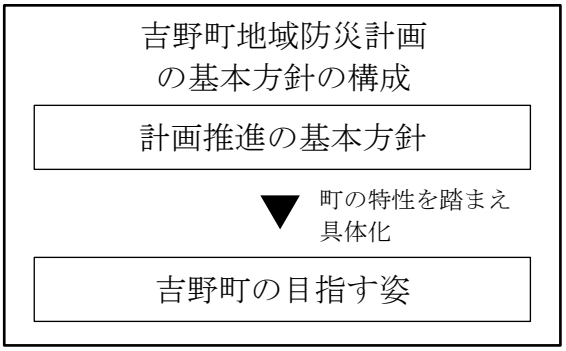

計画推進の基本方針	災害対策基本法第 2 条の 2 の基本理念に基づく、計画全体の方針
吉野町が目指す姿	近年の災害動向に対して、本町の特性を生かし、特に重点的に取り組む防災対策の方針

1 計画推進の基本方針

計画の推進に当たっては、下記の諸点を基本とし、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携し、「自分の命は自分で守る」という意識のもと、「自助」・「共助」の取り組みを推進するとともに、県及び市町村による「公助」と連携して、総合的かつ計画的に災害対策の整備及び推進を図るものとする。

1．災害による死者をなくす・人命を守ることを最大の目標に、できる限り被害を最小化
2．自助・共助を基本とした、住民による主体的な自主防災体制の確立
3．県、市町村、防災関係機関及び住民、企業それぞれの役割と連携
4．防災関係機関相互の協力体制の推進
5．ハード対策及びソフト対策を組み合わせた災害対策事業の推進
6．過去の災害の教訓を踏まえた対策の推進
7．関係法令の遵守
8．要配慮者等の多様な視点を生かした対策の推進
9．男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

2 吉野町が目指す姿

吉野町　命（いのち）を思い合う全員参加の防災まちづくり

本町の特性である、「住民との距離の近さ」や「コンパクトなまちによる迅速な対応」などの強みを生かし、今一度、個人、家庭、地域、企業、団体、行政の連携のもと、安全な地域社会の構築、自主防災組織相互の連携による防災力の向上、防災をきっかけとした地域コミュニティの向上、自助・公助の再生による災害被害の軽減などを重点的に取り組み、命を思い合う全員参加の防災まちづくりの実現を目指す。

3 対象とする災害

地域防災計画では、地震、竜巻、台風、崖崩れ、地すべり、土石流、豪雨、水害、火災等の災害に対して多角的な観点から防災機能を強化したまちづくりを行うため、自然の地形を考慮しながら、災害予防計画の立案及び災害時の応急対策を行う。

吉野町地域防災計画

― 第2章　災害予防計画 ―

目次

第２章　災害予防計画

【災害予防計画】（共通項目）			
災害予防計画における各課の役割			2-2
住民避難			
	第１節	避難行動計画	2-7
	第２節	避難生活計画	2-13
	第３節	要配慮者の安全確保計画	2-19
	第４節	住宅応急対策予防計画	2-25
住民等の防災活動の促進			
	第５節	防災教育計画	2-26
	第６節	防災訓練計画	2-29
	第７節	自主防災組織の育成に関する計画	2-31
	第８節	ボランティア活動支援環境整備計画	2-35
災害に強いまちづくり			
	第９節	災害に強い道づくり	2-38
	第１０節	緊急輸送道路の整備計画	2-40
	第１１節	ライフライン施設の災害予防計画	2-41
	第１２節	危険物施設等災害予防計画	2-43
災害応急対策及び復旧への備え			
	第１３節	防災体制の整備計画	2-45
	第１４節	航空防災体制の整備計画	2-48
	第１５節	通信体制の整備計画	2-49
	第１６節	孤立集落対策	2-51
	第１７節	受援体制・支援体制の整備	2-53
	第１８節	医療計画	2-54
	第１９節	防疫予防計画	2-58
	第２０節	廃棄物処理計画	2-60
	第２１節	食料、生活必需品の確保計画	2-62
	第２２節	文化財災害予防計画	2-65
【災害予防計画】（個別項目）			
	第２３節	総合的な風水害防止対策	2-68
	第２４節	総合的な土砂災害防止対策	2-70
	第２５節	山地災害予防対策	2-74
	第２６節	火災予防計画	2-76
	第２７節	林野火災予防計画	2-81
	第２８節	地震火災予防計画	2-84

災害予防計画における各課の役割

	政策戦略課	協働のまち推進課	総務課	町民税務課	長寿福祉課	暮らし環境整備課	農林振興課	産業観光課	教育委員会		議会事務局
									教育総務課	生涯学習課	
第１節　避難行動計画											
指定緊急避難場所の選定・整備			●								
指定緊急避難場所の設備及び資機材の配備			●	●	●			●	●	●	
指定緊急避難場所への避難路の指定			●								
指定緊急避難場所への避難路の維持管理						●					
住民への周知及び啓発			●								
学校社会福祉施設等の避難計画策定の支援			●		●				●	●	
第２節　避難生活計画											
指定避難所、広域避難所の指定			●								
指定避難所の開設体制の整備			●								
指定避難所の設備及び資機材の配備			●	●	●			●	●	●	
第３節　要配慮者の安全確保計画											
避難行動要支援者避難支援計画策定､名簿更新			●		●						
避難準備、避難体制の確立			●		●						
外国人、観光客等への配慮				●				●			
福祉避難所の整備			●		●						
要配慮者等への防災知識の普及			●		●				●	●	
要配慮者等への防災教育・訓練の実施			●		●				●	●	
社会福祉施設、要配慮者利用施設との連携					●						
第４節　住宅応急対策予防計画											
応急仮設住宅の設置				●		●					
公営住宅の空家状況の把握				●							
一般住宅空家の状況把握		●									
第５節　防災教育計画											
職員に対する教育			●								
教職員及び児童生徒に対する教育			●						●	●	
住民に対する防災知識の普及			●							●	
企業への啓発										●	
第６節　防災訓練計画											
防災訓練の実施、方法の設定			●								
訓練の評価・総括			●								
隣接市町等が実施する防災訓練への参加			●								

	政策戦略課	協働のまち推進課	総務課	町民税務課	長寿福祉課	暮らし環境整備課	農林振興課	産業観光課	教育委員会		議会事務局
									教育総務課	生涯学習課	
第７節　自主防災組織の育成に関する計画											
自主防災組織の育成強化		●	●								
自主防災活動の支援、		●	●								
地区防災計画策定の指導・支援			●								
事業所等の自主防災活動の指導			●								
第８節　ボランティア活動支援環境整備計画											
ボランティアの登録・育成		●	●		●						
ボランティア活動拠点の確保		●	●		●						
ボランティア保険加入の周知		●	●		●						
県、県警察、関係機関等との連携			●		●						
第９節　災害に強い道づくり											
防災点検等の実施						●					
道路施設の防災対策及び改良整備						●					
道路通行規制等の実施						●					
復旧用資機材等の点検・整備						●					
除雪体制の整備及び凍結防止剤の確保						●					
第 10 節　緊急輸送道路の整備計画											
緊急輸送道路の整備						●					
緊急通行車両の事前届出			●								
第 11 節　ライフライン施設の災害予防計画											
水道施設の災害予防体制の推進						●					
下水道施設の災害予防体制の推進						●					
電気施設等関連事業者の災害予防対策への協力			●								
第 12 節　危険物施設等災害予防計画											
規定に基づく保安検査、立入検査の実施			●								
自主保安体制の充実に対する協力			●								
第 13 節　防災体制の整備計画											
災害対策本部活動体制の整備及び研修訓練の実施			●								
災害対策本部設備等の整備			●								
県、その他防災関係機関との情報の共有化			●								
防災拠点の整備			●			●			●	●	
防災用資機材の整備、点検の実施			●	●	●	●					

災害予防計画における各課の役割

	政策戦略課	協働のまち推進課	総務課	町民税務課	長寿福祉課	暮らし環境整備課	農林振興課	産業観光課	教育委員会		議会事務局
									教育総務課	生涯学習課	
第 14 節　航空防災体制の整備計画											
緊急ヘリポートの適地選定及び整備			●		●				●		
第 15 節　通信体制の整備計画											
防災関係機関と連携、情報収集・連絡体制の整備	●		●								
通信手段の確保	●		●								
通信訓練	●		●								
非常通信体制の充実強化	●		●								
第 16 節　孤立集落対策											
孤立集落発生に備えた体制			●	●		●					
第 17 節　受援体制・支援体制の整備											
受援体制の整備			●								
支援体制の整備			●								
第 18 節　医療計画											
医療救護班の整備					●						
初期医療体制					●						
医療体制の整備					●						
災害情報の収集・連絡体制の整備					●						
医薬品、医療資機材等の確保					●						
第 19 節　防疫予防計画											
防疫実施計画の作成					●						
防疫用資機材及び薬品の調達計画の策定					●						
防疫班を組織し、防疫訓練の実施					●						
住民が行う防疫及び保健活動への指導					●						
第 20 節　廃棄物処理計画											
人員の確保						●					
収集車両の整備及び点検						●					
廃棄物処理施設の整備等						●					
災害時の相互協力体制の確立			●			●					
廃棄物仮置き場等の配置計画の策定						●					
第 21 節　食料、生活必需品の確保計画											
物資の調達及び供給・配分計画を策定				●	●						
関係業者等との調達に関する協定締結			●	●	●						
住民等への緊急物資確保対策の啓発・指導		●	●		●						
飲料水等の確保						●					
防災関係機関との情報交換の実施			●		●						

	政策戦略課	協働のまち推進課	総務課	町民税務課	長寿福祉課	暮らし環境整備課	農林振興課	産業観光課	教育委員会		議会事務局
									教育総務課	生涯学習課	
第22節　文化財災害予防計画											
文化財の管理状況把握								●			
所有者、管理者への指導・助言								●			
文化財防災思想の普及活動								●			
関係諸機関との連絡・協力体制の確立								●			
文化財種別対策の推進								●			
文化財災害予防対策の推進								●			
第23節　総合的な風水害防止対策											
緊急用の資機材の確保			●			●					
災害危険地区の調査及び住民への周知			●			●					
河川管理施設等の災害予防						●					
ダム設置者との連携強化			●			●					
第24節　総合的な土砂災害防止対策											
地すべり等防止施設の整備						●	●				
総合的な土砂災害防止対策の推進						●	●				
農地の保全						●	●				
隣地の保全						●	●				
震災における地盤災害防止対策の推進						●	●				
第25節　山地災害防止対策											
保安林の指定及び整備						●	●				
治山施設の整備						●	●				
林道施設の整備						●	●				
農作物、林産物の予防対策の推進						●	●				
第26節　火災予防計画											
消防団員の教育			●								
消防施設の拡充強化			●								
火災予防広報を推進、住民への防火知識の普及			●								
地域ぐるみの初期消火体制の確立の支援指導			●								
火災警報の発令・伝達			●								
消防機械器具の点検と水利の確保			●								
救急・救助体制の整備			●								

	政策戦略課	協働のまち推進課	総務課	町民税務課	長寿福祉課	暮らし環境整備課	農林振興課	産業観光課	教育委員会		議会事務局
									教育総務課	生涯学習課	
第 27 節　林野火災予防計画											
林野火災予防意識の普及啓発			●								
消火体制の確立			●								
山林防火パトロールの強化			●								
監視体制の強化			●								
林野所有(管理)者と協力して警戒活動を実施			●								
林野所有（管理）者等への指導			●								
林野火災対策用資機材の整備			●								
空中消火体制の整備			●								
林野火災消防訓練の実施			●								
第 28 節　地震火災予防計画											
震災発生時出火防止の家庭、職場への指導		●	●								
地域ぐるみの初期消火体制の構築		●	●								
消防力（消火)の強化			●								
消防水利の整備			●								

第１節　避難行動計画

【基本的な考え方】

町は、小中学校及び社会福祉施設、要配慮者利用施設等防災上重要な施設の管理者と連携し、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、避難所、避難路、避難方法及び避難誘導責任者等を定めた避難計画を作成し、住民等に周知徹底を図るとともに、計画に基づいた訓練を行う。

町は、避難計画の作成に当たり、あらかじめ避難所、避難路を指定するとともに、避難所に必要な設備、資機材の配備を図る。また要配慮者には十分配慮する。

役割分担

実施担当	実施内容
町	(1) 指定緊急避難場所の選定・整備 (2) 指定緊急避難場所の設備及び資機材の配備 (3) 指定緊急避難場所への避難路の指定 (4) 指定緊急避難場所への避難路の維持管理 (5) 避難マニュアル等の作成、住民への周知及び啓発 (6) 学校等の避難計画策定への支援 (7) 社会福祉施設等の避難計画策定への支援 (8) 住民への広報体制の確立
学校長（施設長）、社会福祉施設、要配慮者利用施設、事業所、その他防災上重要な施設の管理者	(1) 避難計画を作成 (2) 関係職員等に周知徹底を図る (3) 避難訓練等を実施する

第１　定義

本計画では、「避難」を「安全確保行動」と定義づけ、「災害から生命、身体を守る危険回避行動」と「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」の２つに分類する。

「避　難　行　動」:「災害から生命、身体を守る危険回避行動」

「指定緊急避難場所」: 切迫した災害の危険から逃れるための一時的、緊急的に避難する場所とする。

第２　避難の発令基準及び伝達方法

第３章災害応急対策計画第３節避難行動計画による。

第３　指定緊急避難場所の選定

町は、住民の生命・身体の安全を確保するため、次の基準により、指定緊急避難場所を選定・確保する。

１．災害が発生し、または発生するおそれがある場合において居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）に開放されること。

２．異常な現象（地震を除く。）が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域（以下「安全区域」という。）内にあるものであること。また、当該異常な現象により生ずる水圧、波力、振動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。

３．居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分（安全区域外にある指定緊急避難場所にあっては、当該部分及び当該部分までの避難上有効な階段その他の経路）について、物品の設置または地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。

４．洪水等が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設にあっては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路があること。

５．土砂災害が発生し、または発生するおそれがある場合に使用する施設又は場所にあっては、土砂災害に対する安全性が確保された場所とし、土砂災害警戒区域外で避難場所を選定する。

６．地震が発生し、または発生するおそれがある場合に使用する施設又は場所にあっては、地震に対する安全性に係る建築基準法　（昭和 25 年法律第 201 号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであること。また、当該場所又はその周辺に地震が発生した場合において人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他の物がないこと。

７．その他

１）指定緊急避難場所の必要面積は、おおむね１㎡１名を目安とする。

２）地域の方と十分な協議、現地調査のうえ、地区ごとの特性に配慮する。

３）安全性の判断においては机上判断せず、専門家の意見も聞き比較検証する。

４）地区分けをする場合は、集落単位を原則とするが、主要道路、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

５）地域の理解が得られるよう、周知方法を検討する。

６）指定緊急避難場所は洪水浸水想定区域や、土砂災害警戒区域等内にある建物は、原則として指定しないこととする。但し、今後、各地域単位の自主防災組織を拡大し、災害リスクの高い地域に位置する避難場所の指定を解除し、より安全な地区の避難場所を周辺地域の拠点避難場所として指定し、避難生活や避難者収容機能の集約を図り、活用する。特に土砂災害特別警戒区域内にある指定緊急避難場所については、安全な区域への移転等を前提とし、出

来ない場合は、ハード対策及びソフト対策による安全確保を検討する。

7）本町の吉野川渓谷に市街地形成されている地形的特性を鑑み、災害種別（洪水・土砂・地震・浸水）に応じて柔軟に指定緊急避難場所を指定し、避難場所の確保に努める。

第4　指定緊急避難場所の設備及び資機材の配備

町は、指定緊急避難場所に次の設備及び資機材を必要なとき直ちに配備できるよう準備する。その際、高齢者や障がい者等の要配慮者、女性を考慮した施設・設備の整備に努める。

指定緊急避難場所の設備及び資機材

1）通信機材	2）放送設備
3）照明設備(非常用発電機を含む)	4）炊き出しに必要な機材及び燃料
5）冷暖房器具等	6）給水用機材
7）救護所及び医療資機材	8）物資の集積所
9）仮設建物またはテント及び仮設トイレ	10）防疫用資機材
11）工具類	

第5　指定緊急避難場所への避難路

1　避難路の選定基準

町は、指定緊急避難場所の指定に併せ、周辺状況等に応じて次の基準により避難路を選定・整備し、確保する。

なお、土砂災害や河川周辺等による危険が予想される地域については、土石流、浸水等に対する避難路の選定・整備を図る。

1．避難路は、原則として指定避難所、指定緊急避難場所またはこれに準ずる安全な場所に通じる道路とする。

2．避難路は、相互に交差しないよう考慮する。

3．避難路には、火災、爆発等の危険の大きい工場等がないよう配慮する。

4．避難路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。

5．避難路については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案して行う。

2　避難路の整備・維持管理

町は、指定避難所、指定緊急避難場所及び避難路について、自ら、若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり整備、維持管理に努める。

1．高齢者や障がい者等に配慮した避難場所への避難誘導標識等の整備（誘導標識の設置の際は、日本工業規格に基づいて災害種別一般図記号を使用し避難場所の災害種別を明示）

2．幅員や明るさなど避難路における通行の安全性の確保

3．避難経路における外灯の無停電対策の推進

第６　震災時における避難の留意事項

地震発生時に住民が実施する事項については以下による。

１．まず我が身の安全を図る。
２．安全を確保した上で、火の始末をする。
３．火が出たら、まず消火する。
４．あわてて戸外に飛び出さず、出口を確保する。
５．狭い路地、塀のわき、がけ、川や谷には近寄らない。
６．山崩れ、がけ崩れ、浸水に注意する。
７．避難は徒歩で、持ち物は最小限にする。
８．みんなが協力しあって、応急救護を行う。
９．正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
10．秩序を守り、衛生に注意する。
11．電話の利用を自粛する。

第７　避難行動の住民への周知及び啓発

１　住民への周知事項

町は、円滑な避難が行われるよう、住民に対し、広報紙、町ホームページ、パンフレット等により、以下の事項について周知する。

１．避難指示等について、避難すべき区域や判断基準、伝達方法
２．指定避難所、指定緊急避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
３．指定避難所、指定緊急避難場所への経路及び誘導方法
４．要配慮者の避難誘導等の支援体制
５．指定避難所の開設・運営に伴う被災者救護措置に関する事項
　１）給水措置
　２）給食措置
　３）毛布、寝具等の支給
　４）衣類、日用必需品の支給
　５）負傷者に対する応急救護
６．指定避難所の管理に関する事項
　１）避難中の秩序維持
　２）避難住民に対する災害情報の伝達
　３）避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
　４）避難住民に対する相談業務
７．災害時における広報体制
　１）ＣＡＴＶによる周知
　２）音声告知による周知
　３）メール配信・エリアメールによる周知
　４）広報車による周知
　５）ＦＡＸによる周知（聴覚障がい者）

6）避難誘導員による現地広報
7）住民組織を通じる広報
8）吉野町 LINE による周知

8．自主避難所※の開設・運営に関する事項
1）自主避難所の開設基準
2）自主避難所の運営・連絡体制

※自主避難所とは、指定避難所のうち、中核避難所を除く、地域に位置する指定避難所のことであり、住民が自主的な判断で生命の安全を確保するため、早期に地域が主体となって開設する避難所のことである。

2 ハザードマップを活用した周知・理解の促進

「吉野町洪水・土砂災害ハザードマップ」を活用し、洪水浸水想定区域等地域の危険性についても周知する。その際、ハザードマップは安全な場所を示す「安全マップ」ではないことを理解してもらう。また、災害の種類に適合した指定緊急避難場所へ避難すべきことの周知に努める。

さらに、「避難」は必ずしも指定避難所や指定緊急避難場所へ行くことを指すものではなく、場合によっては指定避難所等へ行くことがかえって危険となる場合もあることに留意する。県や町は、これを適切に住民へ周知するとともに、近隣のより安全な建物等への緊急的避難や、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置も有効であることを平時から周知するよう努める。

3 住民の災害知識の向上

町は災害時の迅速な住民避難につながるよう、住民が災害に関する情報を自ら積極的に収集して早めに避難するとともに、住民一人一人が普段から居宅や避難所の周囲の安全性について気をつけておくことの重要性や、雨の際は山や川に近づかないことを住民に対し啓発する。

第8 防災上重要な施設における計画

学校、社会福祉施設、要配慮者利用施設、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を図る。

町は、これら施設に対し、町の情報収集方法など防災体制について積極的な情報提供を行い、主体的に計画策定を援助する。

1 学校

1．学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難の場所、経路、時期及び誘導、ならびにその指示伝達の方法等のほか、児童生徒の保護者への引渡し方法及び地域住民の避難所となる場合の受入方法等を定める。

2．義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び学校行政機関においては、避難所の設定、収容施設の確保ならびに保健、衛生及び給食等の実施方法について定める。

3．指定避難所である学校施設については、地域住民の円滑な誘導や指定避難所となる学校施設の効果的な活用のため、学校と連携し学校施設利用計画の策定に努める。また、作成した計画は、避難所運営マニュアルとも調整し、マニュアル内へ位置付けるよう努める。

2 要配慮者利用施設

要配慮者利用施設において入所者を他の機関または安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入所者に対する避難の実施方法等について定める。

第２節　避難生活計画

【基本的な考え方】
町は、住民の生命・身体の安全を確保するため、避難における生活の場となる指定避難所を選定し、あらかじめ避難所に必要な設備、資機材の配備を図るほか、要配慮者には十分配慮する。

役割分担

実施担当	実施内容
町	(1) 指定避難所、広域避難所の指定 (2) 指定避難所の開設体制の整備 (3) 指定避難所の設備及び資機材の配備

第１　定義

本計画では、「避難」を「安全確保行動」と定義づけ、「災害から生命、身体を守る危険回避行動」と「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」の 2 つに分類する。
「避 難 生 活」:「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」
「指定避難所」: 指定緊急避難場所からの緊急避難者や救出者を応急的に収容避難するための施設で、一定期間滞在して避難生活をする場所とする。

第２　指定避難所の指定

１．指定避難所の指定基準
指定避難所の指定基準は以下による。なお、指定避難所は下記選定基準により、異常な現象の種類ごとに避難の開設を指示する。
１）避難のための立退きを行った居住者等又は被災者（以下「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
２）速やかに、被災者等を受け入れ、または生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
３）想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
４）車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあること。
５）主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定されるものにあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、または助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合すること。
６）耐震構造を有するなど、比較的安全な公共建物。
７）避難者の必要面積は、おおむね3.3㎡／２名を目安とする。

■選定基準

地震災害	建築物がある場合、新耐震基準施行以降に建設された建築物もしくは、耐震対策実施済みの建築物
洪水災害	浸水想定区域以外の場所で、洪水被害の危険性が低い避難場所
土砂災害	土砂災害の法的な指定区域以外で、隣接にも指定区域がなく、土砂災害の危険性が低い避難場所

※洪水浸水想定区域や、土砂災害警戒区域等内にある建物は、原則として指定しないこととする。特に土砂災害特別警戒区域内にある指定避難所については、安全な区域への移転等を前提とし、出来ない場合は、ハード対策による安全確保を検討する。

２．指定避難所以外の避難収容施設の確保

地震等の大規模災害による多数の避難生活者の発生や新型コロナウイルス感染症などによる感染症患者が発生した場合に備え，町所管施設以外の公共施設及び民間施設の管理者との協議を行うなど、指定避難所以外の避難収容施設の確保に努める。

なお、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるように努める。

第３　指定避難所開設に伴う措置

指定避難所の開設に伴う以下の事項について、あらかじめ体制を確立しておく。

（第３章災害応急対策計画　第４節避難生活計画を参照のこと）

1　被災者救援措置に関する事項

１．給水措置
２．給食措置
３．毛布、寝具等の支給
４．衣料、日用必需品の支給
５．負傷者に対する応急救護

2　避難所の管理に関する事項

１．避難収容中の秩序維持
２．避難住民に対する災害情報の伝達
３．避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
４．避難住民に対する相談業務

3　新型コロナウイルス感染症等を踏まえた避難所運営マニュアルの作成

災害時における迅速かつ円滑な指定避難所の管理・運営を図るため、地域の実情に応じた適切な避難所運営マニュアルを作成し、運用する。

また、新型コロナウイルス感染症等の流行など複合災害時も想定したマニュアルの作成を行う。

マニュアルの作成に当たっては、奈良県の「新型コロナウイルス感染症に備えた避難所運営に係るガイドライン」を参考に、①平時の事前準備、②避難所開設時、③避難所運営時の３つの段階に分けて、対応を検討する。

１．新型コロナウイルス感染症に備えた避難所運営に係るチェックリスト

平時の事前準備	□十分な避難所数の確保 □適切な避難行動についての住民周知 □感染症対策に必要な物資の準備 □濃厚接触者への対応 □避難所レイアウトの準備 □検温・問診を行う受付の準備 □スペースの確保 □避難住民向け案内表示の準備
避難所開設時	□レイアウトに基づく設営 □避難者の受付時の対応 □避難者への感染症対策の注意喚起 □避難者情報の管理
避難所運営時	□避難者の体調確認 □緊急時対応（感染の疑いがある者の隔離等） □感染症対策の徹底・継続

２．平時の事前準備

十分な避難所数の確保	・地域防災計画での指定避難所以外の公共施設での分散開設や学校施設の教室の活用など十分な避難所数の確保を検討する。
適切な避難行動について住民周知	・町ホームページや SNS 等を活用し、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた災害時の備えの周知を行う。
感染症対策に必要な物資の準備	・指定避難所においては、感染症対策に必要な物資として、マスクや使い捨て手袋、消毒液、非接触型体温計などをあらかじめ準備する。
濃厚接触者への対応	・県の「新型コロナウイルス感染症に備えた避難所運営に係るガイドライン」に基づき、適切に濃厚接触者への情報入手と対応を行い、吉野保健所に必要な情報を提供する。
避難所レイアウトの準備	・避難所における避難者の配置については、感染拡大防止の観点から十分に配慮するように努める。
検温・問診を行	・非接触型体温計の準備を行う

う受付の準備	・避難者の健康管理を行うための健康状態チェックリストの準備を行う
スペースの確保	・発熱や咳等がある者や濃厚接触者への対応を行うための専用スペースの確保を行う。 ・専用スペースは、一般の避難者のスペースとは別の階・棟などに設定する、またはパーテーション等で完全に分離できるようにする。
住民向け案内表示の準備	・手洗い、マスクの着用を含む咳エチケット、「密」の回避、スタッフに申し出るべき症状などをまとめた案内表示をあらかじめ準備する。

3．避難所開設時

レイアウトに基づく設営	・あらかじめ作成した避難所レイアウト図に基づき設営を行う。 ・設営に当たり、以下の点に留意する。 -避難所の外（入口付近）に検温・問診を行う受付を設置 -発熱・咳等がある者や濃厚接触者に対応できる専用スペースの準備 -消毒液及び配布用マスクの配置 -居住スペースの区画分け（養生テープ貼付、パーテーション等設置） -感染症対策に関する案内表示の掲示 -施設の消毒（避難所の設営後、避難者が避難に来る前に実施）
避難者の受付時の対応	・検温・問診の実施 ・濃厚接触者、発熱・咳等がある者の隔離 ・避難者への感染症対策の周知 ・受付時の感染防止対策（手袋・マスクの正しい着脱方法等）
避難者への感染症対策の注意喚起	・掲示物により避難所レイアウトや感染予防、咳エチケット等の感染症対策の注意喚起を行う。
避難者情報の管理	・感染者が発生した場合に備え、受付時に避難者の情報や健康状態を避難者収容記録簿、避難者健康状態チェックシートにより管理する。

4．避難所運営時

避難者の体調管理	・定期的な健康状態の確認 ・避難者健康状態チェックシートへの記入
緊急時対応	・吉野保健所との連携 ・県の新型コロナ・発熱患者受診相談窓口へ連絡・相談

感染症対策の徹底・継続	・「密」の回避 ・手洗い、咳エチケット等の基本的な感染症対策 ・避難所の衛生環境の確保 ・食事時間等の管理（密集・密接を避ける） ・収束後の対応（消毒実施等）

第４　指定避難所の設備及び資機材の配備

１．要配慮者や女性等を考慮した必要設備・機器等の整備・機能強化

町は、要配慮者をはじめ誰もが健康を維持できる環境で避難生活を送れるよう、指定避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、または必要なとき直ちに配備できるよう準備する。

また、日頃から地域と連携して、配備品の取扱いや維持管理について十分に習得できるよう訓練等を行う。その際、高齢者や障がい者等の要配慮者及び女性を考慮した施設整備に努める。

２．感染症対策

避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

指定避難所の設備及び資機材

１）通信機材	２）放送設備
３）照明設備(非常用発電機を含む)	４）炊き出しに必要な機材及び燃料
５）冷暖房器具等	６）給水用機材
７）救護所及び医療資機材	８）物資の集積所
９）仮設建物又はテント及び仮設トイレ	10）防疫用資機材
11）工具類	12）女性用品

第５　指定避難所等の管理・運営体制の整備

１．指定避難所の管理運営体制

指定避難所の管理・運営体制を整備する。

1	指定避難所の管理者不在時の開設体制
2	指定避難所を管理するための責任者の派遣
3	災害対策本部との連絡体制
4	自主防災組織、施設管理者との協力体制

２．指定避難所としての学校施設利用計画の策定

指定避難所である学校施設について、地域住民の円滑な誘導や指定避難所となる学校施設の効果的な活用のため、学校と連携し学校施設利用計画の策定に努める。また、作成した計画は、避難所運営マニュアルとも調整し、マニュアル内へ位置付ける。

３．指定避難所開設・運営訓練の実施

住民等による自主運営を周知するとともに、住民は、いつ災害が起きても対応できるよう、施設管理者、周辺事業所なども含めて、避難所運営組織を編成して避難所運営に係わる事項を協議することや運営体制の訓練を行うなど、事前対策に努める。

４．女性等の多様な視点を取り入れ、プライバシーの確保

住民主体の避難所運営組織と連携し、指定避難所の設営や運営において、女性をはじめ多様な視点を幅広く取り入れて、誰もが最低限健康を維持できる環境づくりを目的とし、設備面の改善や住民への意識啓発等の対応を進めるものとする。すべての避難者が安心して過ごせるよう、指定避難所におけるプライバシーの確保のため、パーテーション等を確保する。また、警察と連携し、盗難や性暴力等の犯罪防止対策に努める。

５．新型コロナウイルス感染症等を踏まえた指定避難所運営

避難者自身が基本的な感染予防対策を徹底するとともに、感染症の集団発生を予防するための環境整備、避難者の健康管理を行う。

第３節　要配慮者の安全確保計画

【基本的な考え方】

町は、自力避難に困難が予想される高齢者、障がい者、外国人及び乳幼児等（以下「要配慮者」という。）や観光客の安全を確保するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者利用施設等の管理者との連携を図り、平常時より避難誘導等の防災体制の整備に努める。

役割分担

実施担当	実施内容
町	(1) 避難行動要支援者避難支援計画の策定、名簿の更新 (2) 要配慮者等への防災知識の普及 (3) 要配慮者等への防災教育・訓練の実施 (4) 福祉避難所の整備 (5) 要配慮者利用施設との連携 (6) 外国人、観光客等への配慮
要配慮者利用施設	(1) 自主防災組織等の整備及び、緊急連絡体制の確立 (2) 町、地域等との連携体制づくり (3) 施設入所者の防災訓練の実施 (4) 入所者避難生活にかかる資材の備蓄、防災資機材の整備

第１　定義

「要配慮者」：高齢者、障がい者、外国人及び乳幼児、妊婦、傷病者、内部障がい者、難病疾患者等の防災施策において特に配慮を要する人をいう

「避難行動要支援者」：「要配慮者」のうち、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人をいう

第２　避難行動要支援者避難支援プランの策定

町は、要配慮者に関して、「吉野町避難行動要支援者避難支援プラン全体計画（資料４－４・４－５）」に基づき、「避難行動要支援者個別避難支援計画（個別計画）」に次の事項を定める。

個別計画策定にあたっては、町が作成主体となり、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員等の日常の支援者及び地域住民と連携し、災害の危険度の高いところなど優先度の高い方から個別計画を策定する。

また、町、避難行動要支援者、避難支援等関係者とが具体的な打合せを行いながら、指定避難所、避難方法について確認しておくとともに、個人情報保護に留意のうえ、避難行動要支援者本人だけでなく、消防、警察、社会福祉協議会、民生児童委員、区長、自治会長、町内会長等の関係機関にも同意の下、配布し、地域で情報共有する。

1 緊急連絡体制の整備

地域ぐるみの協力のもとに要配慮者ごとの誘導担当者を配置するなど、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

2 避難行動要支援者の実態把握

町は、避難行動要支援者についてあらかじめ民生委員・児童委員等の協力を得て自主防災組織や行政区等の範囲ごとに、プライバシーの保護については十分配慮のうえ、介護を要する高齢者や障がい者等の所在、災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者の実態把握に努め、「避難行動要支援者名簿」に掲載する。名簿への掲載漏れを防ぐため、福祉専門職やかかりつけ医などの医療職のほか、地域の鍵となる人や団体との連携を図る。

また、名簿の更新に関する事項、及び名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止することに対して講じる措置を定める。

3 要配慮者利用施設の状況把握

土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設に対しては、早い段階からの情報提供が重要であること、また、土砂災害防止施設の整備による安全性の確保や、要配慮者の円滑な避難のための避難支援体制の充実・強化など、ソフト・ハード両面の対策を講ずる必要があることから、これらの施設の立地状況やハード対策の状況について定期的に把握する。

4 避難行動要支援者名簿の作成及び管理

「避難行動要支援者名簿」の作成及び管理は、以下による。

1　避難支援関係者となる者	避難支援等関係者となる者は家族、近隣住民、民生児童委員、区長・自治会長・町内会長とする。
2　避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲	避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は次の各号のいずれかに該当する者とする。 ①介護保険制度における要介護・要支援認定者 ②障がい者 ③妊産婦及び乳幼児 ④難病患者 ⑤日本語に不慣れな在住外国人 ⑥その他：一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の方
3　名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法	町は住基データ等から次に掲げる登録情報を把握するものとし、災害時においては、必要に応じて避難所等に提供する。 ①個人番号 ②氏名 ③性別

	④郵便番号、住所又は居所 ⑤生年月日、年齢 ⑥避難支援等を必要とする事由概要 ⑦行政区、地区 ⑧世帯主名 また、避難行動要支援者名簿に掲載すべきものが掲載されないことを防ぐため、福祉専門職やかかりつけ医などの医療職のほか、地域の鍵となる人や団体との連携を図る。
4　名簿の更新に関する事項	避難行動要支援者名簿は、年に２回更新するものとする。更新時期としては、４月頃と９月頃を目安とする。（避難行動要支援者避難支援プランは、年に一回更新/年度初め予定）
5　情報の提供に際し、情報漏洩を防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置	避難支援等関係者となる者は、配布された名簿に関する情報の適正な管理に細心の注意を払いながら、平常時から要配慮者との面談を通じて身体等の状況を把握するとともに、情報伝達手段や避難支援の方法等について確認した上で、避難支援者の確保や、避難誘導訓練の実施等を通じ、円滑な避難支援が行えるよう努めるものとする。 また、避難支援等関係者となる者は、名簿の提供を受けたときは次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 ①名簿情報の漏えいや拡散がないよう適切に管理すること。 ②災害時の避難支援活動以外の目的に使用しないこと。 ③町内会・自治会・区、自主防災組織においては原則として組織の代表者が名簿を管理すること。 ④名簿は原則として複写しないこと。 ⑤組織の代表者以外の者が支援者となる場合は、当該支援者が受け持つ要配慮者に係る情報のみを必要かつ最小限の範囲で伝えること。
6　要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮	町は、要配慮者や避難支援者に対し、気象情報・災害情報等を迅速かつ的確に伝達するため、電話、インターネット、電子メール、緊急速報エリアメール、音声告知放送等を活用する。
7　避難支援等関係者の安全確保	避難支援等関係者となる者は、災害時には避難支援者自身の家族の安全を確保した上で、災害情報の伝達や的確な避難誘導を行うものとする。

5　高齢者等避難の発令・伝達体制

避難指示の前段階の避難情報である「高齢者等避難」について、あらかじめ発令基準・目安を設定するとともに、要配慮者に対する情報伝達・提供体制を整備する。

（高齢者等避難の発令区分・目安等は、第３章 災害応急対策計画　第３節 避難行動計画を参照。）

6 情報伝達機器の整備

町は、要配慮者からの情報伝達機器として、緊急通報システムの整備、救急ホイッスル・シグナル発信機等の給付に努める。

7 避難体制の確立

1．避難支援者をはじめ、自主防災組織など地域ぐるみの避難誘導等の方法を事前に具体的に定める。

2．避難所の指定は、地区の要配慮者の実態に合わせ利便性や安全性を十分配慮する。

8 外国人、観光客等への配慮

1．避難所等への誘導標識については外国語の併記、絵文字の活用等により誰にでも分かるように努める。

2．観光地、宿泊施設等においては、外国語を併記した防災マップの掲示を促進する。

3．ホテル・旅館、観光施設等の従業員について、国内及び国外の観光客等を適切に安全な場所に誘導できるよう、防災教育を推進する。

4．災害時に外国人が迅速に避難できるよう、町は、日頃から防災パンフレットやホームページ、ＳＮＳ等を活用し、多言語や「やさしい日本語」により、指定避難所の周知に努める。

5．災害時に災害情報の通訳や翻訳の活動を行うことができるボランティア等の確保及び養成に努める。

第３ 福祉避難所の整備等

1．福祉避難所の整備

指定避難所に指定されている施設は、階段や段差が多く、障がい者用のトイレが必ずしも要配慮者に配慮したものになっておらず、介護が必要な者は、一般の避難所での生活は困難を強いられている。そのため、福祉避難所は、要配慮者のうち、指定避難所では生活に支障を来す人たちが安心して避難生活ができる体制を整備した避難所をいう。

町は、耐震やバリアフリーの構造を備え、無停電で、テレビ・ラジオなどの情報関連機器が整備された社会福祉施設など（資料４－４）において、施設規模に関わらず、避難した要配慮者を支援する介助員を置いた施設を「福祉避難所」として指定するように努める。また、受入可能人数や受入条件等を明確にする。

また、福祉避難所に関する情報が地域住民に正しく理解され、浸透するよう県と連携し、周知・広報を行う。

2．要配慮者の福祉避難所への避難促進

要配慮者の福祉避難所への避難を促進するために、避難行動支援要支援者避難支援計画（個別計画）の策定プロセス等を通じて、事前に避難先である福祉避難所ご

とに受入者の調整等を行い、福祉避難所等への直接の避難を促進する。

福祉避難所ごとに、受入対象者を特定し、あらかじめ指定の際に公示することによって、受け入れ対象者とその家族のみが避難する施設であることを明確化し、福祉避難所における受け入れを促進する。

第４　防災知識の普及

要配慮者等への防災知識の普及は、要配慮者の内容、程度及び地域実態を考慮し、おおむね次の方法により行う。

１．視覚機能に障害のあるとき
　１）音声情報による周知
　２）拡大文字による周知
　３）その他、効果的な方法の併用による周知
２．聴覚機能に障害のあるとき
　１）文字情報による周知
　２）映像による周知（テレビ、ビデオ、パソコン等）
　３）手話による周知
　４）その他、効果的な方法の併用による周知
３．日本語理解に障害のあるとき
　１）外国語、絵画等による周知
　２）その他、効果的な方法の併用による周知
４．地理的理解に障害のあるとき
　１）地図による情報の周知
　２）その他、効果的な方法の併用による周知

第５　防災教育・訓練の充実

１．要配慮者が自らの対応能力を高めるために、個々の要配慮者の実態に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。
２．要配慮者の支援活動の中心となるヘルパー等の福祉活動に従事する者の育成に努める。

第６　要配慮者利用施設の管理者

要配慮者利用施設の管理者は、町と連携して以下の体制を整備する。

１．災害の発生に備え、あらかじめ自主防災組織等の整備、動員計画や緊急連絡体制等の確立に努める。
２．公共的施設、地域の自主防災組織等と連携を図りながら災害時の協力体制づくりに努める。
３．緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努める。
４．災害時において施設入所者が適切な行動がとれるよう防災教育を行うとともに、入所者の実態に応じた防災訓練を定期的に実施するよう努める。

5．災害時に施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うとともに、防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。

6．災害発生時における通所及び入所者の安全確保のため、防災マニュアルの策定、防災訓練の実施、自主防災組織等の連携を密にする等の対策を講じる。特に、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内における避難確保計画の策定が義務づけられており（平成 29 年 6 月法改正)、該当施設の管理者や町は、適切に避難確保計画の策定がなされるよう指導する。

第４節　住宅応急対策予防計画

【基本的な考え方】

町及び県は、災害に対する安全性に配慮しつつ応急仮設住宅を設置できる用地を逐次見直しのうえ把握し、一般社団法人プレハブ建築協会と連携しつつ、災害時における応急仮設住宅の設置が円滑に実施できるよう体制の整備に努める。

また、災害時における被災者用の住宅として利用可能な公営住宅の空家状況を把握し、災害時に迅速に提供できるよう体制の整備に努める。

役割分担

実施担当	実施内容
町	(1) 応急仮設住宅の設置 (2) 公営住宅の空家状況の把握 (3) 一般住宅空家の状況把握

第１　応急仮設住宅の設置

町及び県は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅を建設できる用地を把握し、災害時に迅速に提供できるよう体制の整備に努める。

また、被災状況等に応じて市町村を跨いだ避難者にも柔軟に対応できるよう、応急仮設住宅の設置可能戸数等について、県が主導して進める市町村間の連携について協力する。

第２　公営住宅の空家状況の把握

町及び県は、災害時における被災者用の住宅として、耐震性が確保された利用可能な公営住宅の空家状況を把握し、災害時に迅速に提供できるよう体制の整備に努める。

また、避難が長期間に及ぶ可能性もあるなか、被災者の本格的な生活再建を支援する観点から、本来入居者として入居できるような仕組みの構築に努め、合わせて金銭的な負担が生活再建の妨げとならないよう特に家賃負担の軽減への配慮を行う。

第３　一般住宅空家の状況把握

町は、平時から一般住宅の空家の状況、利用の可否等の状況を把握し、災害時に提供できる体制の整備に努める。

第５節　防災教育計画

【基本的な考え方】
町は、関係機関との連携を図り、各所属職員をはじめ、住民等に対し災害予防、または災害応急措置等防災に関する知識の普及・啓発に努める。

役割分担

実施担当	実施内容
町	(1) 職員に対する教育 (2) 教職員及び児童生徒に対する教育 (3) 住民に対する防災知識の普及（一般啓発、社会教育） (4) 企業への啓発

第１　職員に対する教育

職員として的確かつ円滑な防災対策を推進することはもとより、地域における防災活動に率先して参加させるため、次の事項について、職員防災研修会等を通じ教育を行う。

１．気象災害に関する基礎知識（気象台等防災関連機関との連携強化）
２．災害の種別と特性
３．地域防災計画と防災対策に関する知識
４．災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
５．職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
６．家庭及び地域における防災対策
７．防災対策の課題
８．小中学校との防災に関する意見交換会

なお、上記４．及び５．は、毎年度、各課(室)等において、所属職員に対し、十分に周知する。また、各課（室）長等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

第２　教職員及び児童生徒に対する教育

教育委員会は、学校長に対し、町職員に準じて教職員への教育を行うよう指導するとともに、学校安全計画に災害に関する必要な事項（防災組織、分担等）を定め、児童生徒が災害に関する基礎的、基本的事項を理解し、思考力、判断力を高め、意思決定し、適切な行動ができるよう安全教育等の徹底を指導する。

１．教科、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等、教育活動全体を通じて、ハザードマップ等の災害に関する基礎知識を修得させるとともに、災害発生時の対策（避難場所、避難経路の確認、防災知識の普及・啓発等）の周知徹底を図るとともに、定期的に防災訓練を実施する。
２．中学校の生徒を対象に、応急看護等の実践的技能修得の指導を行う。

３．地域の防災活動や災害時の支援活動への理解と積極的な参加・協力

第３　住民に対する防災知識の普及

町は、災害発生時に住民が初期消火、近隣の負傷者及び要配慮者の救助等、防災活動に協力するなど的確な判断に基づき行動できるよう、防災に関する知識の普及・啓発を図る。

１　一般啓発

１．啓発の内容

１）吉野町地域防災計画の概要
２）気象災害に関する一般的知識
３）災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
４）防災関係機関等の防災対策に関する知識
５）避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
６）住宅の補強、火災予防、非常持出品の準備等、家庭における防災対策に関する知識
７）応急手当等看護に関する知識
８）災害復旧時の生活確保に関する知識
９）過去の災害から得られた教訓の伝承
10）ライフライン途絶時の対策
11）保険・共済等（水災補償含む）の加入など生活再建に向けた事前の備え

２．啓発の方法

１）広報紙、パンフレット、ポスター等の利用
２）映画、ＤＶＤの利用
３）広報車、ＣＡＴＶ、音声告知放送の利用
４）講演会、講習会の実施
５）防災訓練の実施
６）防災器具、災害写真等の展示
７）町ホームページの活用
８）ハザードマップの活用
９）災害リスクの現地表示
10）吉野町 LINE の活用

３．普及啓発の留意点

１）ハザードマップの内容の理解促進

ハザードマップは安全な場所を示す「安全マップ」ではないことを理解してもらうとともに、ハザードマップの内容が正しく住民に伝わり、避難に対する意識の向上や訓練の実施等につながるようにする。

2）迅速な避難行動等の促進

災害時の迅速な住民避難につながるよう、災害に関する情報を自らが積極的に収集して早めに避難することの重要性や、大雨の際は山や川、田畑や用水路等に近づかないことを住民に対し啓発するようにする。

3）適切な避難行動等の促進

「避難」は必ずしも指定避難所や指定緊急避難場所へ行くことを指すものではなく、場合によっては指定避難所等へ行くことがかえって危険となる場合もあることを適切に住民へ周知するとともに、近隣のより安全な場所・建物等への緊急的避難や、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置も有効であることを平時から周知するよう努める。

4）生活再建に向けた事前の備え

防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し「早期の立退き避難が必要な区域」からの早期な立退き避難を求めるとともに、水・食料の備蓄、ライフライン途絶時の対策、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えについて普及啓発を図る。

2 社会教育を通じての啓発

町及び教育委員会は、女性団体、ＰＴＡ、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

1．啓発の内容

住民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

2．啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。また、文化財を災害から守り、後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デーの実施等の諸活動を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る。

第4 企業への啓発

町は、企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、町、消防署が行う防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行うよう努める。

第６節　防災訓練計画

【基本的な考え方】

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、町は各防災機関と相互に緊密な連携を保ちながら、災害応急対策を迅速かつ適切に実施できるよう技能の向上と住民に対する防災意識の啓発を図るため、総合的かつ計画的な訓練を実施する。

役割分担

実施担当	実施内容
町	(1) 防災訓練の実施、方法の設定、訓練の評価・総括 (2) 隣接市町等が実施する防災訓練への参加
住民・関係団体、事業所等	(1) 町・消防署が行う防災訓練への積極的参加・協力

第１　防災訓練の実施責務・協力

１．町は、単独または他の関係機関と共同して、必要な防災訓練を行う。

２．町は、国や県（防災統括室、安全安心まちづくり推進課等）に対する訓練実施への支援を要請する。

３．住民その他関係ある団体は、町が行う防災訓練に協力する。

４．企業の職員は、町、消防署が行う防災訓練への積極的参加を行う。

第２　防災訓練の種別及び実施時期

町が実施する訓練は次のとおりとする。訓練の種類により、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

訓練の種別	時期	内　　容	参 加 機 関
総合防災訓練	随時	風水害、土砂災害、火災、地震等大規模災害を想定した総合訓練	町、関係防災機関（住民を含む。）
災害通信訓練	随時	予警報の伝達、各種災害報告、感度交換、伝達、送達	町、県、県警、自衛隊及び関係機関
非常招集訓練	随時	災害関係課、災害担当者の非常招集	町
消防訓練	随時	火災を想定した実施訓練	町、消防本部、消防団、他市町村
水防訓練	随時	各種水防工法の実施訓練	町、県、水防団又は消防団

消防団教養訓練	随時	一般教養、水防法、消防法、災害対策基本法、実技	町消防団初任者、現任者、幹部
		ポンプ操法、予防、火災防ぎょ	町、消防団
避難・救助訓練	随時	町地域防災計画、学校、事業所計画による避難・救助訓練	町、学校、医療機関事業所、社会福祉施設等
防災図上訓練	随時	災害時における人員、資材等の整備体制の確認と調整	町、関係防災機関

第3 訓練の方法

1．町は、関係機関と相互に連絡をとりながら、単独若しくは他の機関と共同して、前記の訓練を個別にまたはいくつかの訓練を合わせて最も効果のある方法で訓練を行う。

2．訓練を行うに当たっては、地震、水害、土砂災害、林野火災等、災害の種別ごとに、テーマを明確にした実践的な訓練を実施するよう努め、特に「住民避難」に重点を置き、夜間・休日等実施時間を工夫することや、土砂災害に対する避難訓練にあっては、ハザードマップ等を活用するとともに、土石流が流れてくると予想される区域や危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する等、様々な条件を設定するとともに、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的な訓練となるよう努める。

3．訓練の際には、高齢者や障がい者等の要配慮者に十分配慮する。

4．地域住民や事業者がコミュニケーションを図り、災害に備えた避難方法の検討や訓練、災害発生時の速やかな避難行動、避難後の避難所運営の手助けなど、自助・共助に基づく自発的な地区内の防災活動を推進するなど、住民の防災意識向上の取組に努める。

第4 訓練結果の評価・総括

訓練実施後には、課題等実施結果を記録・評価し、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、今後の防災訓練の実施要領等の改善に活用する。

第5 隣接市町等が実施する防災訓練への参加

町は、隣接市町村及び他の機関が実施する防災訓練に積極的に参加・協力して、災害時の応援協力体制を確立する。

第７節　自主防災組織の育成に関する計画

【基本的な考え方】
町は、地域の自主防災組織と連携し、防災訓練等を通じて役割分担等を確立させ、地域防災力の向上を図る。
住民は、いつ災害が起きても対応できるよう、施設管理者、周辺事業所なども含めて、避難所運営組織を編成して避難所運営に係わる事項を協議するなど、事前対策に努める。

役割分担

実施担当	実施内容
町	(1) 自主防災組織の育成強化 (2) 自主防災活動、地区防災計画策定の指導、支援 (3) 事業所等の自主防災活動の指導
住民・自主防災組織	(1) 災害から自らを守るとともに、お互いに助け合う (2) 地区防災計画の策定

第１　住民の役割

住民は、災害から自らを守るとともに、お互いに助け合うという意識と行動により、自分たちの地域は自分たちで守るという理念のもと、平時から隣近所に声かけなどのコミュニケーションを図り、地域の「きずな」づくりに努める。平常時及び災害発生時において、おおむね次のような防災対策を行う。

1　平常時

１．地域の避難場所及び家族との連絡方法を確認する。
２．がけ崩れ、地すべり等の災害発生危険箇所を確認しておく。
３．建物の補強、家具の固定をする。
４．火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
５．消火器の準備をする。
６．非常用食料、飲料水、救急用品、非常持出品を準備する。
７．地域の防災訓練に進んで参加する。
８．隣近所と災害時の協力について話し合う。

2　災害発生時

１．まず我が身の安全を図る。
２．増水している川や谷には近寄らない。
３．山崩れ、がけ崩れ、浸水に注意する。
４．避難は徒歩で、持ち物は最小限にする。
５．みんなが協力しあって、応急救護を行う。
６．正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。

7．秩序を守り、衛生に注意する。
8．自動車、電話の利用を自粛する。

第2 自主防災組織の育成強化

住民の自主的な防災活動は、住民が団結し組織的に行動することがより効果的であり、地域における防災対策上、行政区等を中心とした自主防災組織の活動が極めて重要である。

このため、町は、自主防災組織の活動支援や地区防災計画の策定を支援する。

1 組織の編成単位

自主防災組織がその機能を十分に発揮するため、組織の編成単位については、地域の実情に応じ次の点に留意する。

1．住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成する。
2．他地域への通勤者が多い地区は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。
3．地区内の事業所と協議のうえ、事業所の自衛消防組織等も自主防災組織に位置づける

2 組織づくり

自主防災組織の育成を基本とし、次のような方法により組織づくりを行う。

1．区長等を対象に防災リーダー養成のための研修会等を開催し、組織の核となる人材を育成する。
2．防災活動を行っている組織の活動の充実・強化を図ることにより、自主防災組織を育成する。
3．婦人団体、青年団体、ＰＴＡ等その地域で活動している組織と、自主防災組織との連携を強化する。

3 育成強化対策

自主防災組織に対する意識の高揚を図るとともに、その育成、指導を推進する。

1．自主防災組織率向上対策計画の作成
2．啓発資料の作成
3．講演会、講習会、研修会等の実施
4．活動拠点施設の整備
5．情報の提供
6．各コミュニティへの個別指導・助言
7．防災訓練の指導、支援

第3 自主防災組織の役割

町は、自主防災組織と協力し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自助・共助の精神のもとに、平常時及び災害発生後において次の活動を行う。

1 平常時の活動内容

1．各防災に関する知識の向上
2．防災関係機関・隣接の自主防災組織等との連絡
3．地域における危険箇所の把握
4．地域における消防水利
5．家庭における防火・防災等予防上の措置
6．地域における情報収集・伝達体制の確認
7．要配慮者の把握
8．避難地・医療救護施設の確認
9．防災資機材の整備、管理
10．防災訓練の実施及び広域的防災訓練への参加

2 災害発生時の活動内容

1．出火防止と初期消火
2．負傷者の救助
3．地域住民の安否確認
4．情報の収集、伝達
5．避難誘導、避難生活の指導
6．給食、給水
7．自主避難所の開設・運営

第4 地区防災計画の作成

自主防災組織は、町と十分協議の上、それぞれの組織において規約及び地区防災計画の作成を進める。

町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者は、防災資機材や物資の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築、防災訓練その他当該地区における防災活動についての計画を作成する場合、これを地区防災計画の素案として吉野町防災会議に提案することができる。

吉野町防災会議は、この提案を受け、必要があると認める場合は、吉野町地域防災計画の中に地区防災計画を定めることができる。

1 地区防災計画の内容

1．自主防災組織の編成と任務分担に関すること（役割の明確化）
2．防災知識の普及に関すること（普及事項、方法等）
3．防災訓練に関すること（訓練の種別、実施計画等）
4．情報の収集伝達に関すること（収集伝達方法等）
5．出火防止・初期消火に関すること（消火方法、体制等）
6．救出・救護に関すること（活動内容、医療機関への連絡等）
7．避難誘導及び避難生活に関すること（避難指示の方法、要配慮者への対応、避難路・避難場所、避難所運営協力等）

８．給食・給水に関すること（食料・飲料水の確保、炊き出し等）
９．防災資機材等の備蓄・管理に関すること（調達計画、保管場所、管理場所）

2 自主防災組織の編成

１．情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班など必要な組織を編成する。
２．編成上の留意事項
　１）女性の参加と昼夜別々の組織編成の検討
　２）水防班、がけ崩れの巡視班等
　３）事業所の自衛消防組織や従業員の参加
　４）地域的片寄りの防止と専門家や経験者の活用

3 地区防災計画の作成促進

地区防災計画の作成を促進するために、事例集など地区防災計画の普及啓発の取組とともに、計画素案作成を支援する仕組み、人材の育成の仕組みを構築する。

また、避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）と合わせて災害の危険度の高いところから優先的に策定を促す。また、個別計画がある場合には整合が図れるよう、防災、福祉、医療的ケアを理解する方など地域の様々な分野の方が関わる環境を整える。

第5 事業所等の自主防災活動

町は、事業所等における自主防災活動のうち、次の事項について、それぞれの事業所等の実情に応じて指導する。事業所等は自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

１．建築物の耐震化、屋内の震災対策（オフィス家具等の転倒防止）
２．物資の備蓄（救助用資機材、食料品関係等）
３．通信の確保（一般のＮＴＴ回線以外の通信手段）
４．企業情報の確保（サーバ等転倒防止、定期的なバックアップの実施）
５．自主的な防災組織の編成
６．防災計画、防災マニュアル（初動・安否確認）、事業継続計画又は事業継続力強化計画の作成
７．従業員への防災計画、防災マニュアル等の研修
８．従業員による大規模災害を想定した防災訓練の実施
９．従業員の帰宅困難対策
10．地域の自主防災組織との連携（事業所等の持つ資源や特性を生かし、組織力を活用した地域活動への参加等）
11．損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保

第８節 ボランティア活動支援環境整備計画

【基本的な考え方】
大規模災害発生時においては、個人のほか、専門技術グループを含むボランティア組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、被災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。
このため、大規模災害発生時におけるボランティア活動が効果的に生かせるよう、平常時から個人あるいは地域や事業所の自主防災組織など幅広いボランティアの体制整備に努める。

役割分担

実施担当	実施内容
町	(1) ボランティアの登録・育成 (2) ボランティア活動拠点の確保 (3) ボランティア保険加入の周知 (4) 県、県警察、関係機関等との連携
ボランティア	(1) 活動内容について長寿福祉課と連携

第１ ボランティアの登録・育成

住民のボランティア活動への関心は広く定着してきており、大規模災害が発生した場合､被災者の救援活動を希望するボランティアからの申し出が予想される。
町は、社会福祉協議会と協働して、ボランティアが被災者のニーズにこたえて円滑に活動できるよう、県、県社会福祉協議会、県内外のボランティア団体、NPO等の関係機関・関係団体と連携しながら、平常時から環境づくりを行い、有効な活用を図るとともにボランティアのネットワーク化に努める。

1 登録

1．被災地において救援活動を行う専門職ボランティアをあらかじめ登録、把握しておくよう努める。
2．専門職ボランティアが、災害時に迅速・的確に活動できるよう、平時から研修会等の参加促進に努める。

（専門技術ボランティア）
1　建物判定（災害建築物応急危険度判定士）
2　地盤判定（地盤品質判定士）
3　外国語通訳ボランティア
4　手話通訳、要約筆記ボランティア
5　砂防ボランティア

2 活動拠点の確保

町は、奈良県社会福祉協議会と連携して、災害救援ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターの設置に配慮する。

災害ボランティアセンター
○設置主体：吉野町社会福祉協議会
○設置場所：
住所：吉野町丹治１３０－１　すこやか一番館４階
電話：０７４６－３２－８９７８

3 ボランティアの養成

1．消防機関は、消防の分野に係るボランティアの効率的な活動が行われるよう日頃からボランティアの研修への協力等を行うとともに、地域内のボランティアの把握、ボランティア団体との連携、ボランティアの再研修、消防機関との合同訓練等に努める。
2．ボランティア活動が組織的に行うことができるよう、平常時から啓発や訓練、コーディネーターの育成等を通して、その中核となるボランティアリーダーの養成を行う。

4 ボランティア保険加入の周知

ボランティアの災害救援活動が円滑に実施されるよう、その活動中の事故により傷害を受けた場合に備え、町は、社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う「ボランティア保険」制度に加入するよう周知する。

5 関係機関との連携

〔県〕
県は、大規模災害発生時に県社会福祉協議会等と連携して県災害ボランティア本部を設置する。

〔県警察〕
県警察は、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を行うボランティア関係組織・団体との連携を図るとともに、必要に応じて、これらの活動の中核となる地域防犯協議会等の自主防犯組織に対し、訓練の実施、資機材の整備等に関し助成その他の支援を行うことになっている。

〔関係機関〕
○日本赤十字社奈良県支部・社会福祉法人奈良県社会福祉協議会
日本赤十字社本来の活動分野である医療救護活動、救援物資の搬入出・配分及び炊き出し等被災者の自立支援活動を迅速に遂行するため、あるいは国際赤十字委員会、各国赤十字社の要請による在日外国人の安否調査等の活動を遂行するため、平素より防災ボランティアを養成、登録するものとする。
また、日本赤十字社の通常の活動分野以外のサービスの提供を希望するボランティアについても、被災者の自立支援活動がスムーズに実施できるよう災害救助法第31条の２第２項に基づき、県、市町村等関係機関と協力し、連絡調整を行うものとする。

第2 ボランティアの果たす役割

ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

1．災害、安否、生活情報の収集・伝達
2．要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等）の介護及び看護補助
3．清掃
4．炊き出し
5．救援物資の仕分け及び配布
6．通訳等の外国人支援活動
　小・中学校の外国語講師の協力を求める。
7．手話通訳

第９節　災害に強い道づくり

【基本的な考え方】
町は、町が管理する道路施設等の防災点検等を実施するとともに、その機能や目的に応じた防災対策や改良整備に努め、ネットワークの充実を含む風水害等に対する安全性の確保を図る。

役割分担

実施担当	実施内容
町	(1) 防災点検等の実施 (2) 道路施設の防災対策及び改良整備 (3) 道路通行規制等の実施 (4) 復旧用資機材等の点検・整備 (5) 除雪体制の整備及び凍結防止剤の確保

第１　道路災害予防計画

1　防災点検等の実施

防災点検を定期的に実施し、補修等対策工事の必要な箇所の把握に努めるとともに、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施する。

2　道路施設の防災対策及び改良整備

防災点検等で対応が必要とされた箇所（区間）及び未改良区間について、緊急性の高い箇所（区間）及び路線から順次、災害防除工事等の防災対策や耐久性の強化を図る改良整備を実施する。

特に、集落間の狭小箇所、防災倉庫設置場所や防災ヘリポートなどへのアクセス道路について機能確保に努める。

3　道路通行規制等の実施

異常気象等により道路の通行が危険であるとあらかじめ認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、必要に応じて通行規制等の措置を行う。また、落石の危険が指摘されている箇所もあるため、道路利用者への周知に努める。

4　復旧用資機材等の点検・整備

災害発生時における道路及び橋りょうの破損・崩壊箇所を迅速に補修するために、工事に必要な資機材等について点検・整備を実施する。

第2 雪害予防計画

1 除雪体制の整備

町内の冬期道路交通を確保するために、除雪要員の確保を図り、除雪体制の整備に努める。

2 除雪路線

各道路管理者と連携を図るとともに、町道の交通確保のため町除雪委託業者と緊密な連絡のもとに迅速に除雪を実施する。路線の緊急順位は次のとおりとする。

1．消防水利の存在する町道及び消防水利に通ずる町道
2．公共施設に通ずる町道
3．通学用道路となっている町道
4．交通量の多い町道

6 除雪機材の確保

豪雪時においては、積雪の深度に対応した除雪機材を確保する。また、建設業者との協力体制を確立し、必要に応じて動員する。

4 凍結防止剤の確保

地形、または道路構造上から路面凍結が起こりやすいと考えられる区間、場所等に対応するため、凍結防止剤を確保する。

第 10 節　緊急輸送道路の整備計画

【基本的な考え方】

大規模災害時には、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を平素から確立するとともに、緊急通行車両の事前確認等を行い、災害による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。

役割分担

実施担当	実施内容
町	(1) 緊急通行車両の事前届出 (2) 緊急輸送道路の整備
公　安　委　員　会	(1) 緊急通行車両として使用されるものであることの確認

第１　緊急輸送道路の整備

１．緊急輸送道路は、災害後のネットワークとしての道路機能の確保を図るため、関係機関との連携を図り逐次整備を進める。

２．県及び町において指定した緊急輸送道路（資料５－３）については、「吉野町耐震促進計画」に基づき、緊急輸送道路の沿道建築物について耐震化を図ることで道路の閉塞を防ぎ、交通機能の確保を図る。

第２　緊急通行車両の事前届出

１　防災関係機関の届出

町は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について公安委員会に事前に届出を行う。

２　公安委員会の確認

公安委員会は、災害応急対策活動を円滑に推進するため、災害対策基本法施行令第 32 条の 2 第 2 号の規定に基づく緊急通行車両として使用されるものであることの確認を行う。

第11節 ライフライン施設の災害予防計画

【基本的な考え方】
上下水道、電気、ガス、電話等ライフラインにおける災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、次の事業を実施する。

役割分担

実施担当		実施内容
町	暮らし環境整備課	(1) 水道施設の災害予防体制の推進 (2) 下水道施設の災害予防体制の推進
	暮らし環境整備課	(1) 電気施設等関連事業者の災害予防対策への協力

第1 水道施設

1．老朽化した送配水管の取替え・付替え、継手の防護等、送配水施設の耐震化整備を図るとともに、応急給水及び応急復旧活動に関する行動マニュアルを作成する。
2．災害時の住民への広報体制及び情報伝達手段を整備する。
3．水道施設の整備促進を図る。
4．他の市町村と災害援助協定を締結するなど、相互協力体制を整備する。
5．応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄、給水車等の維持管理を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

第2 下水道施設

1．下水道施設が排水不能となった場合であっても、その復旧が可能な下水道施設の整備を図るとともに、バイパスルート等の代替施設の整備による代替性の確保に努める。
2．雨水の流出量を抑制する雨水浸透・貯留事業の整備を促進し、浸水防除に努める。

第3 電気施設

町は、関西電力送配電株式会社等が実施する災害に強い電気供給システムの整備促進、災害時を想定した早期復旧体制の整備等の予防対策に協力する。

第4 有線テレビ放送施設

1．常災害時に備え、迅速に対応可能な保守体制を整備、維持する。
2．応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

３．災害に強い施設整備に努める。特に電力供給停止時の影響を最小限にとどめるための施設整備を図る。

〔関係機関〕

○近畿日本鉄道株式会社

列車運転の安全確保に必要な路線及び諸施設の実態と周囲の諸条件を把握し、施設の維持改良に努めるとともに各種災害に対処し得る体制を整備しておくものとする。

○関西電力送配電株式会社等電気事業者

あらゆる災害を考慮した電力施設の保全及び電力の安定供給に努め、公衆災害や二次災害の予防に努めるものとする。

○ガス事業者

１．災害予防のため、ガス施設について災害に配慮した整備を行うとともに、日常より定期点検等の実施、応急資機材の整備、防災訓練の実施等により災害予防対策を推進するものとする。
２．ガス事故防止のため、ガス漏れ警報器、各種安全装置付き機器の普及を図るものとする。
３．利用者に対し、災害発生時にはガス栓を閉めることとガス器具の使用禁止について周知を図るものとする。

○西日本電信電話株式会社等電気通信事業者

災害時においても可能な限り電気通信を維持し、重要通信を疎通させるよう平素から設備自体を強固にし、信頼性の高い通信設備を構築するとともに、防災対策の推進と防災体制の確立を図るものとする。

○こまどりケーブル株式会社

災害時において通信の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど社会に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するために、通信施設の災害対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。また、大規模災害を想定した防災計画に基づく災害対策の円滑、適切な実施に向けて、放送設備の保守点検や災害訓練等を定期的に実施する。

第 12 節　危険物施設等災害予防計画

【基本的な考え方】
危険物、火薬類、高圧ガス等による災害は一挙に拡大し、ときには爆発を伴い、人命損傷に発展する場合が多く、消火困難に陥りやすい。そこで、危険物災害防止のための対策を講じ、防災機能の強化を推進する。

役割分担

実施担当	実施内容
町	(1) 規定に基づく保安検査、立入検査の実施 (2) 自主保安体制充実に対する協力
奈良県広域消防組合吉野消防署	(1) 規定に基づく保安検査、立入検査の実施
関係保安団体・事業所等	(1) 合同防災訓練を実施

第１　町内における危険物施設

町内における危険物施設の現況については、資料 10－６のとおりである。

第２　予防査察等

町及び消防署は、火薬類、ＬＰガス、石油類等の販売所、貯蔵所等の施設ならびに消費場所に対し、火薬類取締法、液化石油ガスの安全の確保及び取引の適正化に関する法律及び消防法等の規定に基づく保安検査、立入検査を実施し、基準適合状況を確認するとともに、併せて水害等の危害予防の指導を行い、自主保安体制の確立を図る。

特に水害による火薬類流出を防ぐため、火薬庫設置場所に留意し、台風接近時等には火薬類を安全な位置に移動させるなど必要な対策を実施させる。

１．消防署は、危険物の販売所、貯蔵所等及び消費場所の作業主任者、保安係員、保安監督者及び取扱者に対し、保安講習等による教育を実施する。

２．消防署は、関係事業者に対し、必要に応じて保安教育計画を作成させ、これに基づく従事者への教育の徹底を指導する。

〔関係機関〕
○関係保安団体・事業所等
災害時の応急対策を迅速かつ的確に実施するため、合同防災訓練を実施するものとする。

第３　自主保安体制の充実

１．取扱業者等が実施する自主保安体制充実のための活動に対し、必要に応じて

協力する。

2．関係保安団体・事業所等は、災害時の応急対策を迅速かつ的確に実施するため、合同防災訓練を実施する。

第4 高圧ガス施設

高圧ガス取扱事業所における高圧ガス施設は、過去の震災の経験を生かし、高圧ガス保安法等関係法令により耐震設計基準が定まっており、耐震性を考慮した設計・施工が行われ、地震に対する構造上の安全対策が講じられている。

しかしながら、大規模な地震が発生した場合は、耐震設計で考慮されている要因以外のものや、地盤の液状化による要因で、高圧ガス施設が損傷を受けることがあるため、高圧ガス取扱事業所及び一般消費家庭に対し、次のとおり、設備の設置を推進する。

1 高圧ガス取扱事業所

1．高圧ガス貯槽に設けられた緊急遮断弁への感震装置の設置促進

2．容器（ボンベ）によって高圧ガスを貯蔵している場合にあっては、チェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底

2 一般消費家庭

1．容器（ボンベ）のチェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底

2．感震自動ガス遮断装置・ガス放出防止装置等の設置促進。特に、感震自動ガス遮断機能を有するＳ型ガスメータの積極的な導入

第 13 節　防災体制の整備計画

【基本的な考え方】
災害に迅速・的確に対処するためには、町の災害対応体制をいち早く立ち上げるとともに、外部からの応援を適切に受け入れる体制を整備しておく必要がある。
そこで、体制整備のために事前に行うべき事項を定め、着実に実行することにより災害に備える。

役割分担

実施担当	実施内容
町	(1) 災害対策本部体制の整備及び研修訓練の実施 (2) 災害対策本部設備等の整備 (3) 県、その他防災関係機関との情報の共有化 (4) 防災拠点の整備 (5) 防災用資機材の整備、点検の実施

第１　災害対策本部体制の充実

１　活動体制の整備

災害時に災害対策本部を速やかに設置できるよう災害対策本部設置の場所、設置手順等を定めるとともに、町議会議員、職員の動員・配備・任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。

また、平素から研修、訓練等を通じ、職員の防災意識の高揚を図るとともに、想定外の危機事象にも対応できるように、業務継続計画の発動も踏まえた災害対応能力の向上を図る。

２　初動体制の習熟

初動段階の成否がその後の応急対策活動に大きく影響することから、町は意思決定者、配備基準、指揮命令系統について、職員に対して習熟を図る。

３　災害対策本部設備等の整備

１．備品の固定及び落下物の防止措置
２．停電時に備えた非常電源の整備
３．無線機器の点検・整備
４．町内地図、防災関係機関の連絡簿、その他本部設置に必要な物品の整備
５．災害応急対策に従事する職員の食料、毛布、衣服等の確保

4 防災関係情報の共有化

町は、県、その他防災関係機関と、それぞれが把握する被災・復旧情報、観測情報等を迅速・的確に収集する体制の整備を図るとともに、防災関係機関相互で情報の共有化を図る。

第2 防災拠点の整備

町は、災害応急対策施設を備えた防災拠点の整備に努めるとともに、住民が災害時に自ら防災活動を行い易い環境整備に努める。

災害時の防災拠点となる役場や分庁舎などの行政系施設については、吉野町公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）における管理方針に基づき、計画的な保全により長寿命化を図りながら、防災拠点としての機能を維持する。

また、吉野町小中一貫教育基本方針（平成 30 年 11 月）に基づき、現状の指定避難所等に指定されている吉野小学校及び吉野北小学校は、吉野中学校へ統廃合の予定である。小学校の統廃合等跡地については、安全な避難所や感染症等を踏まえた十分な避難スペースの確保などの観点から、新たな防災拠点・指定避難所としての機能も確保することを念頭に跡地活用の検討を行う。

また、現庁舎の災害リスクや施設機能・老朽化の状況を踏まえながら、庁舎移転・耐震改修の検討を行う。

第3 防災用資機材の整備

大規模災害発生時には、道路や通信網が途絶するとともに、広域にわたり防災用資機材の調達需要が発生することが予想されるため、防災用資機材の備蓄を計画的に行う必要がある。

1 防災資機材整備点検の実施

整備点検の実施については、梅雨期前、台風期前及び火災多発期前に行い、不足資機材についてはその都度補充する。

１．整備項目
　１）水防、消防等の資機材
　２）建設用資機材
　３）医薬品、薬剤等の医療品
　４）小型浄水装置
　５）その他災害用装備資機材(広報車など)

２．保有資機材の点検
　１）不良箇所の有無
　２）機能試験の実施
　３）種類、規格と数量の確認
　４）薬剤等の効能の確認
　５）その他

2 防災資機材及び災害用備蓄物資の現況

水防資材の現況については、資料 11－４に示す。

第14節 航空防災体制の整備計画

【基本的な考え方】
奈良県消防防災ヘリコプターを、有効に活用することによって、各種災害発生時の被害を最小限に防止できる体制を構築するとともに、併せて、火災等の予防啓発の普及活動を行い、火災等の発生を未然に防止する。

役割分担

実施担当	実施内容
町	(1) 緊急ヘリポートの適地選定及び整備
県	(1) 消防防災ヘリコプターの運航に必要な体制の整備 (2) 保有機関と連携して救急・救助・消火活動が行えるよう密接な連絡調整 (3) 緊急ヘリポートの整備

第1 緊急ヘリポートの整備

1．町は、災害活動用緊急ヘリポートについて着陸適地を選定し、その拡充を図る。
2．ヘリポート施設の管理者は、現地において当該施設が緊急ヘリポートである旨の表示に努める。

第2 緊急ヘリポート及びヘリコプター消火活動に伴う吸水箇所の現状

本町における災害活動用緊急ヘリポート及びヘリコプター消火活動に伴う吸水箇所は資料５－１・５－２のとおりである。

〔県〕
１．運航体制の整備
県は、県防災航空隊の編成、ヘリコプター応援協定の締結等、消防防災ヘリコプターの運航に必要な体制を整えるとともに、消防防災ヘリコプターに装備する資機材の整備に努めることになっている。
２．協力体制の確立
県は、警察、他府県、自衛隊等他のヘリコプター保有機関と連携して救急・救助・消火活動が行えるよう密接な連絡調整を図ることになっている。
３．緊急ヘリポートの整備
県及び自衛隊は、災害活動用緊急ヘリポートにおけるヘリコプターの利用可能状況を毎年調査することになっている。

第 15 節　通信体制の整備計画

【基本的な考え方】
町は、防災関係機関との連携のもと、災害時における情報通信の重要性を鑑み、平常時から災害の発生に備え、情報収集・連絡体制の整備を図る。

役割分担

実施担当	実施内容
町	(1) 防災関係機関との連携、情報収集・連絡体制の整備 (2) 通信手段の確保 (3) 防災関係機関と連携を図り、通信訓練の実施
県	(1) 消防防災ヘリコプター等活用など、多様な情報収集手段を活用できる体制の整備
電信電話事業者	(1) 災害に強い信頼性の高い通信設備の構築及び防災業務計画の策定
放送施設	(1) 災害に強い施設の構築、非常用放送設備及び連絡通信手段の確保、保守点検の実施

第１　情報収集・連絡体制の整備

町は、防災関係機関との連携を図り、大規模災害発生時においても迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から次のとおり情報収集・連絡体制の整備に努める。

１．情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努める。

２．各機関及び機関相互間における情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間休日等においても対応できるよう配慮する。

３．被災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員を確保する体制の整備に努める。

第２　通信手段の確保

１．町は、町防災行政無線等の通信手段の充実強化を図る。

１）各無線局の設備及び各機器について、保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持させるよう努める。

２）自家用発動発電機等の非常用電源設備の整備に努める。

３）機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的に実施する。

４）各避難所へ停電対応型電話を設置する。

２．こまどりケーブルテレビ（自治体放送）により早期警戒情報を広報する。

３．町は、西日本電信電話株式会社の災害時優先電話等の配備について確認するとともに、取扱い、運用方法等の習熟に努める。

4．携帯電話の通信エリア拡大に努めるとともに、携帯電話事業者が提供する緊急速報メールやSNS（吉野町LINE公式アカウントが令和2年7月17日より運用開始）などにより、自然災害の情報や避難情報などを一斉配信する仕組みを整えるように務める。

5．町は、県の助成措置などを活用して、指定避難所に非常用電源、衛星携帯電話を整備するように努める。

第３　通信訓練

町は、非常災害時において各種通信手段が円滑に運用されるよう平素から関係機関との意思の疎通に努めるとともに、特定の職員以外でも通信機器の基本的な操作ができるよう定期的に通信訓練、保守点検を実施する。

第４　非常通信体制の充実強化

町は、防災関係機関と連携を図り、災害時の非常通信の円滑かつ効率的な運用を図るため、各機関相互の協力による通信訓練を実施し、平時より非常通信の習熟に努める。

〔県〕

機動的な情報収集活動を行うため、県は、消防防災ヘリコプター等を活用するなど、多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を推進することにしている。

〔関係機関〕

○西日本電信電話株式会社等電気通信事業者

西日本電信電話株式会社等電気通信事業者は、災害・重大事故が発生した場合に電気通信設備の被害を未然に防止するため、災害に強い信頼性の高い通信設備の構築ならびに災害対策機器類の配備等の電気通信設備等の防災に関する防災業務計画を策定し、実施するものとする。

○放送施設（日本放送協会等）

日本放送協会及び奈良テレビ放送株式会社等は、災害に強い施設の構築、非常用放送設備及び連絡通信手段の確保を積極的に推進するものとする。

第 16 節　孤立集落対策

【基本的な考え方】

平成 23 年の紀伊半島大水害において、深層崩壊等による孤立集落が発生した経験から、各災害の発生に起因し、中山間地域において、通信及び道路の途絶により孤立する可能性のある地域において、孤立集落発生の未然防止、及び発生に備えた環境の整備を行う。

県、町及び孤立する可能性のある住民は、道路寸断等による物理的な孤立だけでなく、外部と連絡が取れなくなる通信孤立があることを予め知識として習得し、災害時に孤立集落の発生を覚知することは容易でないことを勘案した対応を検討する。

役割分担

実施担当	実施内容
町	(1) 孤立集落発生に備えた体制の整備
孤立する可能性のある住民	(1) 食料等の備蓄 (2) 平時からの安全確認の訓練

第１　孤立予想地区

本町における孤立予想地区は資料12－５のとおりである。

第２　孤立集落発生に備えた体制

町は、孤立集落発生の未然防止、及び発生に備えた環境の整備を行う。

１．民間通信インフラがつながらない場合に備えて、衛星携帯電話等多様な通信機器の整備を行う。整備が費用的に困難な場合は簡易トランシーバー等の低廉なツールや予め災害時に活用することを想定してアマチュア無線等の通信手段として活用することも検討しておく。

消防防災ヘリ、県警ヘリやドクターヘリ等が、上空から確認する際の目印となるものを検討しておく。

２．管轄する道路を、災害後遅滞なく道路の安全確認が実施できるように予め職員配置及び確認ルートを検討しておく。

３．災害時には停電により生活に支障が出るとともに、災害状況を取得する方法がなくなることから、特に山間部においては、灯油やＬＰガス等の利用が多いことから、このような燃料を利用して発電できる機器の設置を予め検討しておく。

４．弧立した集落の住民から救助要請があった場合に備え、孤立可能性のある集落を表示した地図を作成する等して、消防、警察、自衛隊とともに住民の救援・救助体制の整備に努める。

第3 孤立する可能性のある住民の役割

防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、平常時から孤立に備えておく。

1．７日分以上の食料、飲料水及び生活必需品の備蓄に努めるとともに、積極的に自主防災活動に参加する。

2．土砂災害警戒区域を把握しておく。

3．孤立する可能性ある住民及び自主防災組織は、災害発生時に迅速に安全確認を行えるよう、平常時から訓練しておく。

4．集落内のヘリポートはヘリの操縦士に明確に伝わるような道具を予め検討しておく。また道具がない場合に、身の回りのもので目印となるような知識を習得しておく（車両の発煙筒を利用する等)。

5．孤立する可能性のある住民は情報収集用として電池式携帯ラジオを購入しておく。

第17節 受援体制・支援体制の整備

【基本的な考え方】

町内において災害が発生し、県または本町では応急措置等の実施が困難な場合に、他の市町村、都道府県及び防災関係機関、民間団体等からの支援を迅速かつ円滑に受けることができるよう整備する。

また、町外において災害が発生し、被災県または被災市町村では応急措置等の実施が困難な場合に、他の市町村、都道府県及び防災関係機関からの支援要請を迅速かつ円滑に受けるよう整備する。

役割分担

実施担当	実施内容
町	(1) 受援体制の整備 (2) 支援体制の整備

第1 受援体制（町内で災害発生の場合）の整備

1 防災関係機関の相互応援体制、民間団体等との連携体制の整備

1．県及び本町は、災害時に迅速かつ適切な支援ができるよう、県内全市町村で「市町村相互応援協定」を締結するなど連携の強化を図り、全県的な相互応援体制を整備する。

2．友好都市や姉妹都市など個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力を確認しておく。

3．被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等の、民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務について、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結する。

2 応援協力受け入れ体制の整備

災害時に要請する応援業務（人の派遣、物資の供結、避難所の運営等）を整理しておく。

第2 支援体制（町外で災害が発生した場合）の整備

1 人的支援体制の整備

1．医師、保健師、土木及び農林関係等、派遣可能な専門職員の人数を把握しておく。

2．友好都市や姉妹都市など個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力を確認しておく。

2 被災者受入体制の整備

大規模災害の発生や原子力発電所事故による大量の被災者を長期間受け入れる場合を想定し、旅館、キャンプ場（バンガロー）等宿泊施設の長期借上げや賃貸住宅の斡旋等について事業者と協議を行う。

第18節 医療計画

【基本的な考え方】
災害の規模、態様によっては、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、関係機関の協力のもと早期に広域的医療活動を実施し、傷病者の救護を行う。

役割分担

実施担当	実施内容
町	(1) 医療救護班の整備 (2) 初期医療体制 (3) 医療体制の整備 (4) 災害情報の収集・連絡体制の整備 (5) 医薬品、医療資機材等の確保
県	(1) 救護班の派遣による総合調整
医療機関	(1) 近隣の医療機関との協力体制の整備
奈良県医師会	(1) 医師会等を窓口として災害時における協力体制を推進

第1 実施体制

1．被災者に対する医療救護は、町が行う。なお、町の対応能力のみでは十分でないと認めるときは県に対して保健医療活動チームの派遣を要請し、隣接する市町村、県その他の医療機関の応援により行う。
2．災害救助法が適用されたときは、町は、県の委任に基づき日本赤十字社奈良県支部の協力を得ながら実施する。
3．吉野病院において一般外来診療中、災害が発生し緊急処置を要する被災者が出た場合は、一般外来者より優先して診療に当たる。

〔県〕による応援体制
1．保健医療活動チームの種類
　1）DMAT（災害派遣医療チーム）
　2）DPAT（災害派遣精神医療チーム）
　3）医療救護班（県内医療関係団体、県内医療関係団体の属する全国組織及びその他の医療関係団体が派遣する医療救護活動を行うチーム）
　4）保健師等支援チーム
　5）災害支援ナース
　6）DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）等医大・県立病院、保健所及び公的医療機関の職員による救護班
2．保健医療活動チームの編成
　1）保健医療活動チームの編成単位は、おおむね医師１～２名、保健師・看護師２名及び補助者１名を標準とし、適宜薬剤師を加える。救護に必要な医薬品、衛生材料を整備し、出動体制を整え、招集連絡方法を定めておく。
　2）歯科医療活動チームは、歯科医師１名、歯科衛生士２名及び補助者１名を標準とする。
3．保健医療活動チームの派遣に係る総合調整

県は、市町村から保健医療活動チームの派遣要請があったときは、医大・県立病院及び保健所職員で構成する保健医療活動チームを派遣するとともに、日本赤十字社奈良県支部、奈良県医師会、公的医療機関等に対して、保健医療活動チーム派遣に係る協力要請を行うことになっている。

さらに、必要に応じて他の都道府県又は国に対し保健医療活動チームの派遣を要請するとともに、保健医療活動チームの活動場所（救護所等）の確保を図るなど総合調整を行うことになっている。

第２　医療救護班の整備

町は、地区医師会等医療関係団体と協議し、医療救護班の整備を図る。

１．医療救護班の編成単位は、おおむね医師１～２名、保健師・看護師２名及び補助者１名を標準とし、適宜薬剤師を加える。救護に必要な医薬品、衛生材料を整備し、出動態勢を整え、招集連絡方法を定めておく。

２．歯科医療救護班は、歯科医師１名、歯科衛生士２名及び補助者１名を標準とする。

第３　初期医療体制の整備

町は、災害発生後の電話、道路交通等の混雑、不通により、救急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、次により初期医療体制の整備を図る。

１．救護所の設置箇所（資料３－２）を定め、住民に周知する。

２．救護所等に医療救護用の資機材を備蓄する。

３．医療機関の協力により、医療救護班を編成する。

４．医療救護班の派遣要請の方法、重症者の搬出方法等を定める。

５．応急手当等の家庭看護の普及を図る。

第４　医療体制等の整備

町は、消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備する。傷病者の移送については、災害時には道路交通の混乱が予想されるため、県警察による交通規制の実施や、陸上輸送が困難な場合の県消防防災ヘリコプターによる搬送の要請など、関係機関との調整を行う。なお、救急医療施設については、資料３－１を参照のこと。また、関係機関の協力を得て、地域防災計画に基づく訓練を実施する。

〔県〕

１．県は、災害時の医師、医療関係者の不足及び医薬品、医療機材の不足に対処するため、保健医療活動チームの派遣に当たって、医薬品及び医療機材の搬送、重症・重篤患者の受入れ等について調整することになっている。

２．県独自で充分な医療活動が実施できない場合は、隣接府県に対し、保健医療活動チームの派遣及び傷病者の受入れを要請するとともに、他都道府県からの保健医療活動チーム、医療品、医療機材受入れを調整することになっている。

３．災害時における対応を迅速に行うため、医療機関における受診状況等の実態を把握するとともに、災害医療コーディネーターの助言のもと災害時に透析患者が

継続して治療を受けることが可能となる体制整備に努めることになっている。

4．精神障がい者に対する災害時の医療を確保するため、これらの患者の受療状況及び医療機関の稼働状況の把握ならびに精神医療チームの編成に努める。また、災害時において様々なストレスが被災者の不安を増大させるため、県はこれらに対する相談体制の確立や関係団体・関係者に対する指導体制の充実に努めることになっている。

〔関係機関〕

○医療機関

あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。

1．災害時の緊急医療における医療機関については、救急医療のための施設・設備、体制等の充実を図る。

2．災害時における医薬品等の需要については、迅速に対応できるようにする。

○奈良県医師会

災害時の医療・助産活動を担う医師、看護師等の医療関係者については、医師会等を窓口として災害時における協力体制を推進する。また、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。

第5 災害情報の収集・連絡体制の整備

町は、医療機関の被害状況や医療機関に来ている負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握するため、情報通信手段の整備に努める。

〔県〕

災害時に迅速な対応が可能となるよう、病院の診療可否情報、受入可能患者数及びライフライン稼働状況等の情報を収集・提供するため、奈良県広域災害救急医療情報システムを整備するとともに、国の広域災害救急医療情報システム（EMIS：EmergencyMedical Information System）を活用し、関係機関の連絡体制の構築を図ることになっている。

第6 医薬品、医療資機材等の確保

1．災害時に備え、医薬品等を備蓄するほか、医療救護班及び後方医療機関の行う救護医療活動のために必要な医薬品等の必要物資の確保・調達に努める。

2．避難生活に必要な常備薬の備蓄に努める。

第7 病院防災マニュアル等の策定

1．病院は、町及び県の作成する地域防災計画を踏まえて、病院防災マニュアルを作成するとともに、マニュアルに基づき防災訓練を行う。

2．病院防災マニュアルには、次の事項を盛り込むものとする。

1）災害対策委員会の設置

2）防災体制に関する事項（ライフラインの確保、備蓄等の方策、支援協力病院の確保等）
3）災害時の応急対策に関する事項（病院内の連絡、指揮命令系統の確立、情報収集等）
4）自病院内の既入院患者への対応策に関する事項（重症患者の把握、点滴や人工呼吸器等の医療機器の状況把握、患者の移送方法についての検討及び訓練、ヘリポートの確認等）
5）病院に患者を受け入れる場合の対応策に関する事項（トリアージ、入院システム等）
6）人工透析実施の医療機関にあっては、医療機器及び水の確保対策
7）その他（医療設備等の確保、自家発電装置の運用法等）

第19節 防疫予防計画

【基本的な考え方】
災害の発生に伴う感染症の発生を未然に防止するため、防疫体制を確立する。

役割分担

実施担当	実施内容
町	(1) 防疫実施計画の作成 (2) 防疫用資機材及び薬品の調達計画の策定 (3) 防疫班を組織し、防疫訓練の実施 (4) 住民が行う防疫及び保健活動への指導
県（保健所）	(1) 市町村における防疫措置について実情に即した指導 (2) 検病調査班の編成 (3) 災害予想図の作成
住民	(1) し尿、ごみの自家処理に必要な器具等の準備

第１ 実施体制

災害時における被災地域の防疫は、町が県の指導、指示に基づいて行う。町で実施困難なときは、隣接する市町、県(保健所)の応援を得て実施する。

第２ 防疫予防計画

１．災害発生時において迅速に防疫活動が実施できるように防疫班（４～５名）を組織する。
２．防疫班は町職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。
３．防疫実施計画を作成する。
４．防疫用資機材及び薬品の調達計画を作成する。
５．防疫作業の習熟を図り、防疫訓練を実施する。
６．住民が行う防疫及び保健活動について指導する。

〔国〕
１．感染拡大地域に派遣可能な保健師等の専門人材を、必要な場合に派遣できる体制（IHEAT：Infectious disease Health Emergency Assistance Team）を整備している。
２．新型コロナウイルス感染症等に対する人材育成のための e ラーニングを公開している。

〔県〕
１．保健所は、市町村における防疫措置について実情に即した指導を行うとともに、被災地の感染症患者の発生状況調査等を行うため、検病調査のため医師、保健師(または看護師)を含む数名(３～４名)からなる疫学調査班を編成することになっている。
２．県（医療政策局）は、防疫対策を企画し、効果的な防疫活動を推進するため、防疫班を編成する。
３．保健所は、管内の地理的条件と過去における被害の状況などを勘案して、災

害予想図を作成するとともに、できるだけ周密な防疫計画を策定することになっている。
〔住民〕 1．し尿、ごみの自家処理に必要な器具等の準備を行うものとする。 2．自主防災組織の清掃班を中心として、資機材の点検を行い、必要に応じ臨時共同トイレの設置を準備するものとする。

第 20 節　廃棄物処理計画

【基本的な考え方】
　災害発生後に被災家屋等から排出されるごみ等を適切に搬出し処理するために、処理能力を考慮した搬入、一時仮置き場の配置計画を検討し、廃棄物処理の体制を確立する。

役割分担

実施担当	実施内容
町	(1) 人員の確保、廃棄物処理施設の整備維持の要請 (2) 収集車両の整備及び点検 (3) 市町村間応援協定、関係業者等と協定・覚書の締結 (4) 廃棄物仮置き場等の配置計画の策定
吉野三町村クリーンセンター	(1) 町生活環境課との協働
県	(1) 市町村間及び府県間の応援・動員体制についての整備・調整

第１　人員の確保

　町は、災害時に関係者全員が廃棄物処理に従事できるよう平常時から特に健康保持について留意する。
　また、吉野三町村クリーンセンターの職員と連携できるように体制づくりを行う。

第２　収集車両の整備及び点検

　町は、災害時においてごみの収集業務が円滑に実施できるよう平常時からごみ収集車両の整備、点検を実施しておく。また、業者との協力体制の確立に努める。

第３　廃棄物処理施設の整備等

１．一般廃棄物処理施設の整備及び火災発生防止のための診断の実施を行うとともに、維持管理のための点検の強化に努める。
２．停電時の非常用自家発電設備及び断水時に機器の冷却水等に利用する地下水や河川水の確保等、設備が不能となった場合の代替設備の確保に努める。

第４　災害時の相互協力体制

　「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定書」に基づき、災害発生時に、県又は被災市町村からの支援要請に可能な限り応じるため、県が調整する相互支援体制（施設・人員等）の整備に協力するとともに、関係する施設等が最大限の処理能力を発揮できるよう平常時から必要な整備・維持管理に努める。

〔県〕
　市町村間及び府県間の応援・動員体制についての整備を推進し、調整を行うことになっている。

第５　廃棄物仮置き場等の配置計画

１．町は、仮設トイレ及びその管理に必要な薬剤等の備蓄、調達等の体制の整備に努める。

２．町は、一般廃棄物の収集車両の確保及び収集体制の整備に努める。

３．町は、生活ごみ及びがれき等の一時保管場所の配置計画による応急体制の確保を図る。

〔県〕

生活ごみやがれき等の広域的処理処分を行えるよう市町村間の調整を行うことになっている。

第21節 食料、生活必需品の確保計画

【基本的な考え方】

町は、防災関係機関との連携のもと、災害が発生した場合の住民の生活や安全を確保するため、備蓄の推進等により、食料、生活物資、医薬品等の緊急物資の確保に努める。

役割分担

実施担当	実施内容
町	(1) 物資の調達及び供給・配分計画を策定 (2) 関係業者等との調達に関する協定締結 (3) 住民及び自主防災組織が実施する緊急物資確保対策の啓発・指導 (4) 防災関係機関との情報交換の実施 (5) 飲料水等の確保
住民	(1) ７日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄
県	(1) 必要な生活必需品の物資の調達を行うための体制の確立
日本赤十字社 奈良県支部	(1) 被災者援護等を実施するため、緊急援護物資の備蓄
流通業者等	(1) 災害時物資等の調達協定の締結及び協定に基づく備蓄及び配達の準備

第１　食料及び生活必需品等の確保

災害が発生した場合の住民の生活を確保するため、食料及び生活必需品等の確保について平常時から次の措置を行う。

１．被災者等に対し物資を迅速かつ円滑に供給するため、町は、第２次奈良県地震被害想定調査結果等を参考にし、物資の調達及び供給計画を策定し、緊急に必要な物資を備蓄しておく。なお、備蓄倉庫等の耐震性の強化には特に配慮する。

２．公的備蓄と併せ、流通在庫の把握・確認、流通業者等との調達に関する協定締結等（資料編　条例・協定－７参照）を行い、物資の調達及び配分計画を作成する。

３．調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。

４．住民及び自主防災組織が実施する緊急物資確保対策の啓発・指導を行う。

〔住民〕

防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、７日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄を行うとともに、家族構成を考慮して、３日間程度の非常食を含む非常持出品を準備する。

〔県〕

県は、給与を行うのに必要な生活必需品の物資の調達を行うための具体的方法を検討し、常に災害発生時に迅速かつ的確・適切に対処するための環境及び体制を整えることになっている。

その方法は、おおむね次のとおりとする。

１．調達する物資は、県が応急的に供給する品目と併せて、市町村の要請を受けて必要となる品目とする。

２．調達の方法は、自主備蓄、生産者備蓄、流通備蓄等幅広く採用し、実効性の確保に努める。

３．必要に応じ「近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定」及び「紀伊半島３県災害時等相互応援に関する協定」に基づく応援調達の内容を具体的に踏まえたものとする。

また、関西広域連合が民間物流事業者・流通業者等の参画を得て、緊急物資の輸配送及び緊急物資の確保・調達について課題と対応の方向を整理した「緊急物資円滑供給システム」を踏まえた災害時の実効性のある物資供給を図る。

〔関係機関〕

○日本赤十字社奈良県支部

災害発生時、被災者援護等を実施するため、緊急援護物資の備蓄を行うものとする。

○流通業者等

町との災害時必要物資の調達にかかる協定の締結及び協定に基づく備蓄及び配達の準備を行う（資料編　条例・協定－７参照）。

第２　飲料水等の確保

１．配水池の整備を進め、飲料水の確保を行う。

２．他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。

３．給水タンク等応急給水資機材を整備するとともに、貯水槽を設置する。

４．住民及び自主防災組織に対し、貯水や応急給水について啓発・指導を行う。

５．水道工事業者等との協力体制を確立する。

〔住民〕
1．住民における貯水
1）貯水すべき水量は、１人１日３ℓ を基準とし、世帯人数の３日分を目標とする。
2）貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。
3）貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高いものとする。
2．自主防災組織を中心とする飲料水の確保
1）応急給水を円滑に実施するために、給水班を編成する。
2）災害発生時に利用予定の井戸、泉、河川、貯水槽の水は水質検査を実施して、町の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。
3）応急給水に必要とされるポンプ、水槽、ポリタンク等の資機材を整備する。

第３　防災関係機関との情報交換の実施

町は、物資の調達及び供給を迅速かつ的確・適切に実施するため県の情報責任者及び担当者と平常時から災害の発生に備えた情報交換を行う。

1．町は、物資調達状況等の情報交換を行うための情報責任者及び担当者を指定するとともに、その職務権限を明らかにしておく。
2．町は、平常時から調達物資の品目・数量・集積場所・民間との災害時応援協定の締結状況・調達責任者及び担当部署を県に報告する。
3．町は、上記の報告内容に変更が生じたときは、変更後の状況を速やかに県に報告する。

〔県〕
平常時から市町村が実施している調達状況や調達体制を把握し、市町村からの応援要請に対応するための検討を行うことになっている。

第22節 文化財災害予防計画

【基本的な考え方】
文化財は後世に伝えるべく貴重な財産だが、保存のみでなく活用との調和のとれた維持管理が求められる。災害予防対策はそのような特性を踏まえた、平常の管理を行う。

役割分担

実施担当	実施内容
町	(1) 文化財の管理状況把握 (2) 所有者、管理者への指導・助言 (3) 文化財防災思想の普及活動 (4) 関係諸機関との連絡・協力体制の確立 (5) 文化財災害予防対策の推進

第1 文化財の保存整備

1 管理状況の把握

町教育委員会は、適宜巡視、所有者、管理者等による情報提供、文化財保護委員の巡視報告等を通じ、管理状況の把握に努めるとともに、連絡先、所在場所、修理歴、防災設備等のデータ（資料９－１）を随時更新し、緊急時の対応に備える。

2 所有者・管理者への指導・助言

所有者・管理者に対し日常の災害対策の実施と、防災計画や対応マニュアルの作成について、指導・助言を行う。

3 文化財防災思想の普及活動

「文化財防火デー」等の行事を通じ、実地訓練や講習会の実施・参加をすすめ、所有者のみならず一般住民に対しても文化財災害予防に関する認識を高める。

4 関係諸機関との連絡・協力体制の確立

町教育委員会は、消防、警察等と連携のとれた連絡・協力体制を整備する。

第2 文化財種別対策

1 建造物（有形登録文化財）

防災設備未設置文化財への設置と、既設設備の点検整備を推進する。風水害に備えた周辺の環境整備、及び保存修理による建築物としての性能維持を図る。

2 美術工芸品・有形民俗文化財

防火・防犯設備未設置文化財への対応策を検討し、防火・防犯対応に努める。

3 史跡、名勝、天然記念物

指定地域内の建造物の防災については建造物に準ずる。

第3 災害別対策（文化財災害予防対策）

町教育委員会は、所有者、管理者と協力して、次の予防対策を講ずるよう努める。

災害別	予防方法	予防対策
1．火　　災	1．防火管理者の選任	消防計画の作成、設備の点検補修、消火訓練の実施、搬出品リストの作成
	2．警報設備の充実強化	1　予防・通報設備の設置（自動火災報知設備、消防機関への非常通報設備・電話機設置、漏電火災警報設備） 2　既設設備の日常的な点検による維持保全
	3．消火設備の充実強化	1　消防水利・消火設備の設置（貯水槽、屋内外消火栓、各種ポンプ、放水銃、池・河川等の消防水利への利活用整備、消火器、とび口、梯子、スプリンクラー設備（水噴霧消火設備）） 2　既設設備の日常的な点検による維持保全
	4．その他	1　火元の点検、巡視・監視の励行 2　環境の整備と危険箇所の点検 3　火気使用禁止区域の制定及び標示 4　消防活動空間の確保（消防侵入道路の開設・確保、消火活動用地の確保ならびに整理） 5　収蔵庫等耐火建築物への収納
2．地　　震	耐震性向上対策	「重要文化財（建造物）耐震診断指針」に基づく所有者診断による建物特性の把握
3．風水害	1．環境整備	1　倒壊、折損のおそれのある近接樹木の伐採・枝払・ワイヤー等による支持 2　排水設備及び擁壁・石垣の整備
	2．応急補強	傾斜変形工作物への支柱、張網等の設置、水損物の脱水・陰干し
	3．維持修理の励行	屋根瓦の破損部挿替、扉、窓の戸締まりの励行、弛緩部の補修、壁の繕い等
4．落　　雷	1．避雷設備の完備	避雷設備の新規設置、旧設備の改修
	2．避雷設備の管理	接地抵抗値検査、各部の接続等の点検整備、有効保護範囲の再検討
5．漏　　電	屋内外の電気設備の整備	1　定期的な設備点検の実施 2　漏電火災警報機の設置 3　不良配線の改修 4　安全設備の設置と点検

災害別	予防方法	予防対策
6．盗　　難	防犯対策の強化	1　施錠 2　入口・窓等の補強 3　柵・ケース等の設置 4　防犯灯・防犯警報装置の設置 5　記帳等による参観者の把握
7．虫　　害	虫害発生源のせん滅と伝播の防止	1　定期点検による早期発見 2　保存箱・収蔵庫への収納 3　扉の適時開閉
8．材質劣化	適度な温･湿度の保持と照度調整	1　温・湿度の定期的測定 2　保存箱・収蔵庫への収納 3　有害光線の減衰 4　扉の適時開閉
9．全　　般	(全般)	1　防災訓練の見学と学習 2　防災施設の見学 3　防災講演会の実施 4　防災・防犯診断の実施 5　各種設置機械類の機能検査 6　文化財管理状況の把握 7　文化財の搬出避難計画の検討 8　所有者による維持管理が困難な場合の美術館・博物館施設への寄託
	(防犯対策の強化)	1　施錠 2　入口・窓等の補強 3　柵・ケース等の設置 4　防犯灯・防犯警報装置の設置 5　記帳等による参観者の把握 6　監視人の設置 7　連絡体制の確立と連絡・通報訓練等

第 23 節　総合的な風水害防止対策

【基本的な考え方】

集中豪雨及び台風等による災害は、しばしば町内に被害をもたらしており、ときには、大きな被害が発生している。紀の川（以下:吉野川）は、全国有数の多雨地域である大台ヶ原を源流とし、奈良県中部と和歌山県北部を貫流し、和歌山市に流れる。昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風による大規模な洪水で河川の流下断面不足や流木による流下阻害等により甚大な浸水被害が発生した。洪水から貴重な生命財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう整備を図る。流域内の堤防の新設や河道掘削などを実施するとともに、流域内の洪水調節施設（大滝ダム）により洪水調節を行う。

また、本町は、自然条件及び地形的な特性から土砂災害やがけ崩れ等の可能性もあり、被害を最小限に留めるための体制整備を進める。

役割分担

実施担当	実施内容
町	(1) 緊急用の資機材の確保 (2) 災害危険地区の調査 (3) 河川管理施設等の災害予防 (4) 洪水ハザードマップの作成及び住民への周知 (5) ダム設置者との連携の強化、応援・協力体制の確立
河川管理者	(1) 河川施設及び災害危険箇所の点検、調査等の災害予防対策
ダム管理者	(1) 流水の貯留及び放流の方法、放流の際にとるべき措置、洪水に対する措置等ダム下流の危害防止に万全を期す

第 1　各施設の共通的な災害予防

各施設の管理者は、共通的な災害予防対策を講ずる。

1　緊急用の資機材の確保

緊急時の応急復旧用資機材の確保について、関係機関及び民間団体と協力し、資機材の備蓄に努める。

2　災害危険地区の調査及び住民への周知

山地災害、土砂災害危険箇所等及び浸水等による危険地域等を定期的に調査し、浸水想定区域、洪水予報の伝達方法、避難場所その他避難確保のため必要な事項を図面表示等にまとめた「吉野町洪水・土砂災害ハザードマップ」を更新し、ホームページ掲載等により住民に周知するとともに、高齢者等避難、避難指示等について、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルや地区防災計画を作成し、日頃から住民への周知徹底に努める。

水位周知河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

第2 河川管理施設等の災害予防

河川管理者等は、次により河川施設及び災害危険箇所の点検、調査等の災害予防対策を講ずる。

1．各施設の点検要領に基づいて安全点検を実施し、必要な補修、改修等を計画的に実施する。
2．災害危険箇所を定期的に調査し、危険箇所整備計画を策定する。
3．住宅密集地への浸水による二次災害を考慮し、内水排除用ポンプ車等の確保について検討する。

第3 ダムの災害予防

町は、ダム設置者と平常時から連携を強化し、相互の応援・協力体制を定めておく。

〔関係機関〕
○近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所（津風呂・大迫ダム各管理所)、
○近畿地方整備局紀の川ダム統合管理事務所大滝ダム管理支所

ダムの設置者は、河川法の定めるところにより、流水の貯留及び放流の方法、放流の際にとるべき措置、洪水に対する措置等ダムの災害の防止に万全を期する。

第24節 総合的な土砂災害防止対策

【基本的な考え方】
地すべり、山崩れ、がけ崩れ等による災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、町は、関係機関と連絡をとり、危険地域の現況を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる。

役割分担

実施担当	実施内容
町	(1) 地すべり等防止施設の整備 (2) 総合的な土砂災害防止対策の推進 (3) 農地の保全 (4) 林地の保全 (5) 震災における地盤災害防止対策の推進

第1 地すべり等防止施設の整備

風水害等により、災害の発生が予想される地すべり危険箇所、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所について防災施設の整備等の土砂災害対策を県の協力を得ながら促進する。

1 地すべり対策事業の施行

地すべりが発生すると、多くの人家、農耕地、公共施設などに被害を与える直接被害にとどまらず、その後の降雨等により重大な二次災害の発生が予想される。今後、未指定の地すべり危険箇所に対し、関係住民の理解を得つつ、必要に応じて指定を促進する。

2 砂防事業の施行

砂防施設の整備については、土石流危険渓流を対象に砂防堰堤工、渓流保全工などの防止施設を重点的に整備し、土石流等による災害の防止工事を促進する。

3 急傾斜地崩壊対策事業の施行

急傾斜地の崩壊により人命被害の発生するおそれのある区域を危険区域に指定し、区域内の行為を制限し、防災体制の確立を図るとともに、危険度の高い箇所から積極的に防止工事を推進する。

第2 総合的な土砂災害防止対策の推進

土砂災害から人命・財産を守るため、従来より実施している施設整備などのハード対策だけでなく、住民に対する土砂災害危険箇所の周知、土砂災害警戒情報の活用等のソフト対策を推進していく。

また、平成 13 年４月に施行された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害から住民の生命を守るために、土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備促進を図る。

1 土砂災害危険箇所の周知と防災意識の啓発

土砂災害は突発的に発生するため、警戒避難体制を整えるには、まず住民の土砂災害に対する認識と理解が必要である。そのため「吉野町洪水・土砂災害ハザードマップ」の活用や、研修会等の機会を通じて住民に対して土砂災害危険箇所等の周知を図り、要配慮者利用施設、自治会等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

2 土砂災害警戒情報の活用

大雨により土砂災害発生の危険が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に県及び奈良地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報について、避難指示等の発令基準として活用する等災害応急対応を適時適切に行えるようにする。

また、住民に対して自主避難の判断等に利用するよう周知するなど、土砂災害警戒情報を活用する。

3 警戒避難体制の整備

町は、土砂災害防止法に基づき、住民が安全で円滑な避難ができるよう、大雨に関する予警報や土砂災害に関する情報の収集及び伝達、警戒避難その他、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。

4 警戒避難体制の周知

町は、土砂災害警戒避難ガイドライン（平成 19 年４月　国土交通省砂防部）を踏まえ、大雨に関する予警報や土砂災害に関する情報の収集及び伝達、警戒避難その他、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する以下の事項を定め、住民に対し周知するように努める。

１．情報の収集及び伝達体制

雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の災害情報等についての情報の収集及び伝達体制。

２．土砂災害警戒区域等の周知

土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の周知。

３．避難指示等の発令基準

迅速かつ的確な避難指示等が行えるように、「県及び奈良地方気象台から土砂災害警戒情報が発令された場合」等の客観的な発令基準の設置と周知。

４．避難単位の設定

避難指示等の発令単位として、土砂災害警戒区域等を踏まえ、町内会、自治会等、同一の避難行動を取るべき避難単位。

５．避難所の開設、運営

避難所の開設、運営体制、避難所開設状況の伝達体制や土砂災害に対して安全な避難所。

６．要配慮者への支援

要配慮者利用施設、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制や要配慮者情報の共有方法。

７．防災意識の向上

防災訓練、住民説明会、防災教育の実施等、住民の防災意識の向上。

5 要配慮者利用施設における防災体制の確立

土砂災害を受けるおそれのある要配慮者利用施設（高齢者、障がい者、幼児など災害緊急時に自力で早急な避難が困難な要配慮者がいる施設）の管理者に対して、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（避難確保計画）を作成するように指導し、防災体制の整備に努める。

また、従来から要配慮者は自力で避難することが一般的に困難であることに鑑み、近隣住居者等の協力を得て早めの避難誘導を行うよう努める。

１．警報を発令したとき（警戒体制）

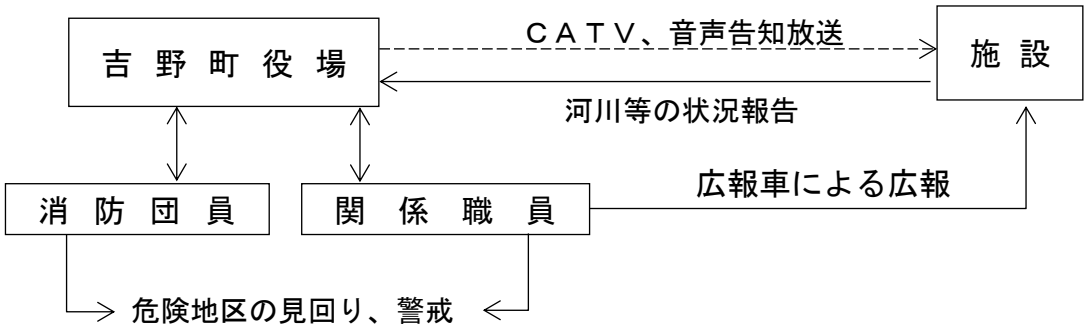

２．高齢者等避難を発令したとき（避難体制）

１）住民への連絡系統及び方法

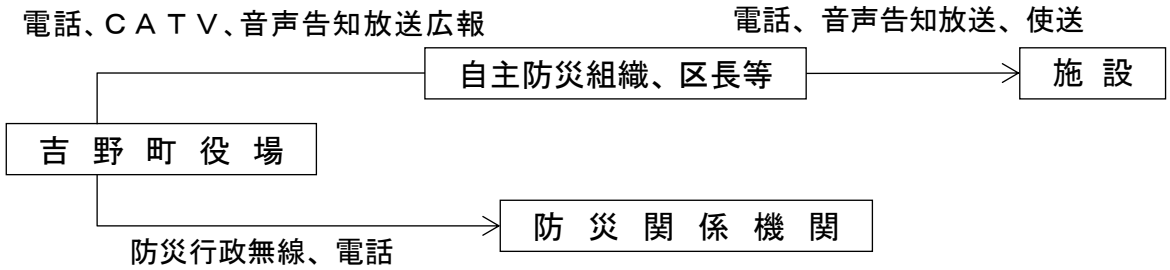

※ 避難誘導担当は、消防団各分団とし、その担当地区等については、資料 10－３のとおりである

第３　農地保全

風水害等の異常な自然現象に際し、崩壊の危険のある農地農業用施設の保全を図る。

第４　林地の保全

林地の保全に係る治山施設を積極的に設置することによって、流域の保全及び土砂崩壊等による災害の防止を推進する。

また、荒廃地及び荒廃の兆しのある危険地のうち地況、林況、地質特性、保全対象等から判断し、緊急を要するものから治山工事を推進する。

第５　震災における地盤災害予防計画

本町は、地震時において、斜面災害、山地災害等の地盤災害が予想される。このため、これらの災害を防止するため、地震に係る災害危険を解消するため事前対策を計画的に推進する。

地震災害の予防上重要な事項については、以下のとおり対策を推進する。

1　地盤災害防止対策の推進

山崩れ等の防止対策に当たっては、構造物、施設等の耐震性に十分配慮し、斜面崩壊及び落石等の危険性のある箇所について、災害防除工事等を計画的に実施する。

また、がけ崩れや土砂の流出のおそれのある宅地造成工事等について、建築基準法、宅地造成等規制法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき規制を行い、災害防止を図る。

2　液状化対策の推進

地盤の液状化の可能性がある地域地盤の概要を把握し、公共土木施設等の耐震点検及び施設の設計、計画時において活用に努める。

また、施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策を図るとともに、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止するため必要に応じ耐震補強の実施に努める。

3　土地利用の適正化

１．阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、地震による宅地への災害を防止するためより一層宅地造成等規制法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の適切な運用に努め、宅地の安全性の向上を図る。

２．宅地造成現場の防災パトロールや危険宅地の点検を強化するなど、宅地災害の事前防止のための必要な措置を講ずるとともに、広く住民に、宅地の安全性についての意識の高揚を図る。

第 25 節　山地災害予防対策

【基本的な考え方】
町は、国及び県の協力を得て次により山地、治山の災害予防対策を講ずる。

役割分担

実施担当	実施内容
町	(1) 保安林の指定及び整備 (2) 治山施設の整備 (3) 林道施設の整備 (4) 農作物、林産物の予防対策の推進

第１　保安林の指定及び整備

１．森林の維持造成を通じ災害に強い郷土づくり及び山地に起因する災害を防止するため、重要な森林を保安林に指定するとともに、指定保安林の保全に努める。

２．地域森林計画に基づき、指定目的に即した保安林の整備を計画的に促進するとともに、保安林の質的な向上に努める。

第２　治山施設の整備

１　危険地区等の点検・調査

山地災害危険区域において、危険度を把握するために定期的な点検・調査を実施する。

危険性の高い地区については、保安林または地すべり防止区域に指定し、治山施設、地すべり防止施設の整備を治山事業計画に基づいて計画的に進める。

２　既存施設の調査、補修等

既存施設について、定期的に現地調査を実施し必要に応じ修繕等を行う。

３　治山施設の整備

林地の保全に係る治山施設を積極的に設置することによって、流域の保全及び土砂崩壊等による災害の防止を推進する。

また、荒廃地及び荒廃の兆しのある危険地のうち地況、林況、地質特性、保全対象等から判断し、緊急を要するものから治山工事を推進する。

第３　林道施設の整備

町は、災害時に孤立のおそれのある集落の避難・う回路として、連絡線形となるような林道を森林整備事業計画に基づいて整備するよう努める。

第４　農作物、林産物の予防対策

適地適作等により災害の回避を図るとともに、積極的な対策として耐倒伏性品種の導入、肥培管理や水管理の適正化による倒伏防止、さらには防風垣、防風林等の防風施設の設置、強化を図る。

第 26 節　火災予防計画

【基本的な考え方】

各種火災に対処するため、消防団員の教養訓練と消防諸施設の拡充強化を図るとともに、予防消防と消防思想の普及徹底に努めることにより、住民の生命・身体・財産を保護し、火災による被害を最小限に軽減する。

また、近年、想定外の災害といわれるように、大規模化する災害に対し、消防活動の体制を強化していくとともに防災関係機関と協力し、災害の未然防止対策を推進する。

役割分担

実施担当	実施内容
町	(1) 消防団員の教育 (2) 消防施設の拡充強化 (3) 火災予防広報を推進し、住民に対する防火知識の普及 (4) 地域ぐるみの初期消火体制の確立の支援指導 (5) 火災警報の発令・伝達 (6) 消防機械器具の点検と水利の確保 (7) 救急・救助体制の整備
消防団	(1) 町長及び消防本部の実施する教育訓練への参加 (2) 火災予防査察 (3) 消防機械器具、消防用水の点検
奈良県広域消防組合 吉野消防署	(1) 消防団員の教育 (2) 消防施設の拡充強化 (3) 地域ぐるみの初期消火体制の確立の支援指導 (4) 火災警報の発令・伝達 (5) 火災予防査察 (6) 防火対象物の防火管理者への指導 (7) 消防機械器具の点検と水利の確保 (8) 救急・救助体制の整備
地域住民、家庭、職場	(1) 自主防災組織の組織化 (2) 防災教育、防災訓練への参加

第１　消防団員の教育

町長は、消防団員に対して次の教育訓練を行う。また、町は、人員配備の強化を図る。

１．一般教育…火災と消火に対する一般的知識の習得を図る。

２．委託教育…奈良県消防学校に入校させ消防知識、実務能力のかん養を図る。

３．訓練

１）消防用機械器具操法訓練を実施し、県操法大会等に出場する。

２）機関運用及び放水演習を分団ごとに実施するほか、年１回全員招集して行う。

３）防火訓練、救急訓練、災害応急対策訓練等年１回以上実施する。

第2 消防施設の拡充強化

消防力の整備指針及び消防水利の基準に基づき、消防施設と人員確保に努め、併せて消防施設強化・拡充を図り、消防の機動化、科学化を行い、有事即応体制の確立に努める。

第3 火災予防

町及び消防署は、次の方法により火災予防広報を推進し、住民に対する防火知識の普及と住民全体の連帯的防火意欲の向上を図る。

1．広報紙、ＣＡＴＶ等に積極的に資料を提供し、広報を行う。
2．火災予防運動期間中は次の広報活動を行う。
　1）ポスター、立看板、横断幕等による広報
　2）広報車等による広報
　3）消防車によるパレード
　4）各戸に対する消防団員による防火意識向上のための訪問
　5）その他時宜に適した広報
3．各種団体を対象にした防火講演会等の実施

第4 地域ぐるみの初期消火体制の構築

災害時においては、同時多発火災も予想され、消防力にも限界があることから家庭や職場などで地域住民が行う初期消火が極めて有効であり、住民による初期消火能力を高め、家庭、地域及び職場における自主防災体制を充実し、消防署と消防団等が一体となった火災防止対策を推進するため、次のとおり活動体制を確立する。

1 地域における初期消火体制の整備

1．地域単位で自主防災組織の育成を図り、平素から災害時における初期消火等について具体的な活動要領を定める。
2．家庭における防火思想の普及徹底を図るため、組織づくりの推進及び育成を図る。
3．幼年期における防火教育を推進するため、幼稚園児、小学生及び中学生を対象とした組織の育成・充実を図る。
4．住民参加による地域ぐるみの防災訓練を実施し、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。
5．計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の防災活動力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実強化を図る。
6．初期消火の実効性を高めるため、消火器や消火バケツ等の普及に努める。

2 職場における初期消火体制の整備

1．災害時には事業所独自で行動できるよう事業所における自衛消防組織等の育成強化を図る。

２．職場の従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から災害時等における初期消火等について具体的な対策を検討する。

第５　火災警報

町長は、必要に応じて火災警報を発令し、火災予防に万全を期する。

１　火災警報発令・解除の基準

火災警報の発令	１．知事より通報を受けたとき。 ２．気象の状況が次に該当し、火災の予防上危険であると認めたとき。 ・実効湿度が60％以下であって、最小湿度が35％を下回り、かつ、最大風速が毎秒７ｍを超える見込みのとき。 ・ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。 （奈良県広域消防組合火災予防規則より）
火災警報の解除	１．知事より通報を受けたとき。 ２．平常の気象状況に復したとき。

２　火災警報の伝達

火災警報を発令した場合は、警戒に万全を期するため、次に定めるところにより、伝達及び住民に対して周知しなければならない。

火 災 警 報 発 令 信 号

１）サイレンの吹鳴によるもの

約30秒

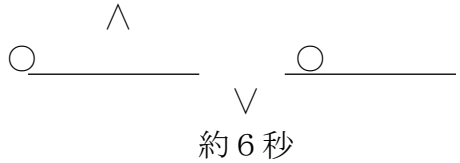

約６秒

２）打鐘によるもの

（一点と四点の斑打）

○　　○―○―○―○　　10 回打鐘

３）掲示板によるもの

○火災警報発令中

火 災 警 報 解 除 信 号

1）サイレンの吹鳴によるもの

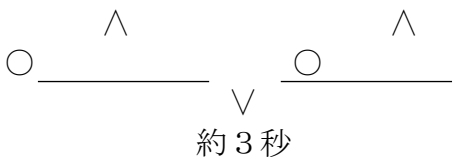

2）打鐘によるもの
(一点一点と二点の斑打)
○　○　○―○

3）掲示板の降下によるもの

3　警戒出動のための要員出動または伝達の方法

警戒要員への伝達は、音声告知放送等により全戸放送、または電話により直接要員に伝達する。出動要員の人員等については、分団ごとに別に定める。

4　火災警報発令時の火気使用制限

火災警報発令時には、次に掲げる火気使用制限を実施する。

１．山林、原野への火入れの禁止
２．煙火の打ち上げの禁止
３．屋外におけるたき火等の禁止

第６　火災予防査察

消防団長は、消防署長の指示により、消防法第４条の２の規定に基づいて次の予防査察を実施する。

１．定期予防査察
　春秋２回　分団ごとに全世帯に対して実施する。
２．臨時予防査察
３．特別予防査察

第７　特定防火対象物の防火管理者への指導

消防署は、学校、事業所等、消防法第８条に規定する防火対象物の管理者等に対し、必ず防火管理者を選任するように指導するとともに、消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の整備点検及び火気の使用等、防火管理を徹底するよう指導する。

第８　消防機械器具の点検と水利の確保

町及び消防団は、火災が発生した場合、迅速に消防活動が実施できるよう、日ごろから消防機械器具の点検と水利の確保に努める。

１．機械器具の点検及び整備

地域住民が発災直後において、円滑に消火活動を行うための、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ等の消火資機材の整備、点検に努める。

１）通常点検…毎月１回以上機械器具の手入れ、放水試験等を行う。

２）特別点検…年１回以上分団ごとに行う。

３）現場点検…火災注意報等の発令下における、機械器具、人員の配置及び防火等災害防止対策が適正に行われているかについて行う。

２．水利の確保

被災時には水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の使用が困難になり、防火水槽の破損も予想されるため、消火栓に偏らない計画的な水利配置を行うとともに、消防水利の耐震化及び自然水利等の確保を図る。

１．耐震構造の防火水槽の整備を推進するとともに、河川やプールなどの自然水利等の確保をより一層推進していく。

２．火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動の困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽の整備を推進する。

３．家庭における風呂水の活用等について啓発・指導する。

第９　救急・救助体制の整備

１．消防署の救急隊員・救助隊員の専任率の向上を図るとともに、救急・救助の高度化を図るため、高規格救急自動車の整備拡充、救急救命士の育成、救助用資機材・高度救助用資機材の整備に努める。

２．消防署は、災害時に救急隊員が救護所等において負傷者のトリアージ(※）が適切に実施されるよう研修の実施に努める。

(※)トリアージ　：　災害発生時などに多数の負傷者が発生したとき、傷病者にタッグを貼り、適切な搬送・治療が行われるように、傷病の緊急度や程度の判定を行うこと。

３．町は、住民に対して心肺蘇生法などの応急手当に関する知識・技能の普及を推進する。

４．ＡＥＤ（自動体外式除細動器）の設置箇所を拡大し、維持管理に努めるとともに、利用方法等について訓練を行う。

５．地域住民が地域レベルでの防災活動の用に供するため、エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキその他救助活動に必要な資機材の整備を促進する。

６．自らが保有する救助資機材だけでは不足する場合に備えて、民間団体の重機等の提供が受けられるよう協力体制の整備に努める。

第27節 林野火災予防計画

【基本的な考え方】

林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業は困難を極め、大規模火災となるおそれがある。このため、林野火災予防計画を策定し、火災の未然防止と被害の軽減に努める。

役割分担

実施担当	実施内容
町	(1) 林野火災予防意識の普及啓発 (2) 消火体制の確立 (3) 山林防火パトロールの強化 (4) 監視体制の強化 (5) 林野所有(管理)者と協力して警戒活動を実施 (6) 林野所有(管理)者等への指導 (7) 林野火災対策用資機材の整備 (8) 空中消火体制の整備 (9) 林野火災消防訓練の実施
消防団	(1) 林野火災予防意識の普及啓発 (2) 消火体制の確立 (3) 山林防火パトロールの強化 (4) 監視体制の強化 (5) 林野所有(管理)者と協力して警戒活動を実施
奈良県広域消防組合 吉野消防署	(1) 林野火災予防意識の普及啓発 (2) 消火体制の確立 (3) 山林防火パトロールの強化 (4) 監視体制の強化 (5) 林野所有(管理)者と協力して警戒活動を実施 (6) 林野所有(管理)者等への指導 (7) 林野火災対策用資機材の整備 (8) 空中消火体制の整備 (9) 林野火災消防訓練の実施

第1 林野火災予防意識の普及啓発

1．林野関係機関等の協力を得て、住民に周知するとともに、休憩所、または標示板を利用しての防火標語の掲示

2．タバコの吸がらの投げ捨て防止の徹底

3．火入れに関する町への許可申請の指導と火入れ時の防火設備の備えと後始末の徹底

4．たき火等の行為を行う場合の消火準備、後始末等の徹底

5．空地等の雑草繁茂については刈取り焼却の実施指導

第２　消火体制の確立

消防機関及び林野所有（管理）者と協力して消火体制の確立を図る。

１．山林所有者、山林作業者等との連絡の緊密化ならびに山野の地水利、森林の状況の把握

２．山林機材等の整備

３．輸送及び通信（有線、無線、その他）の連絡、調整

第３　山林防火パトロールの強化

パトロール等の実施により災害を未然に防ぐよう努める。

１．広報車等によりハイキングコース等での禁煙の呼びかけ及び巡回広報を実施

２．強風時や空気乾燥時等の気象状況により火災の発生危険及び拡大危険がある場合、山林やハイキングコースにおける焚火、タバコ火の注意等の指導を実施

第４　監視体制の強化

町は、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化するとともに、次の事項を実施する。

１．気象情報等が、火災予防上危険であると認められるときは、火災に関する警報を発令する。

２．火災警報の住民、入山者への周知徹底は、ＣＡＴＶ、音声告知放送及び広報車による巡回広報等により行う。

第５　警戒業務

林野所有（管理）者と協力して警戒活動を実施する。

１．普通警戒

例年３月から５月までの季節風の吹く気象条件の悪化時等には、消防団員により管内の巡視警戒を行う。

２．特別警戒

春季に多い次のような異常気象時には、広報車及び町防災行政無線等を活用して行楽客や町民に啓発を行い、火災発生危険の排除を図る。

１）乾燥注意報、強風注意報、火災気象通報などの発表時

２）連日の晴天などにより、平素に比べて火災発生率が高いと察せられる場合

３）火災警報発令時

第６　林野所有（管理）者等への指導

１．町は、森林組合等の関係機関の協力を得て、林野所有（管理）者に対して、防火線、防火樹帯の整備及び造林地における防火樹の導入の促進に努めるよう指導を行う。

２．町は、森林組合等の関係機関の協力を得て、林野所有（管理）者に対して、自然水利の活用等による防火用水の確保に努めるよう指導を行う。

3．森林への火入れは、森林法第 21 条の定めるところにより、町長の許可がなければできない。火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、事前にその市町村に通知する。

4．町は、気象条件によっては、入山者等に火を使用しないよう指導する。火災警報発令時において特に必要と認めるときは、一定区域内のたき火、喫煙など火の使用制限を徹底する。

5．消防署は、森林内及び周辺に所在する民家、作業所、山小屋等火気を使用する施設の管理者に対して必要に応じて査察を実施し、施設の改善等の指導を行う。

第７　林野火災対策用資機材の整備

他の林野の所有（管理）者と協力して、林野火災対策用資材（トラック、ジープ、工作車、チェンソー、鋸、鍬、鎌、トランシーバー、ポンプ、ホース等）の整備に努める。

第８　空中消火体制の整備

町及び消防署は、大規模林野火災に対処するため、県消防防災ヘリコプターによる空中消火作業が円滑に実施できるよう体制を確立するとともに、空中消火用資機材の整備を図る。

なお、林野火災規模の状況によっては、知事に対し、陸上自衛隊の災害派遣要請を依頼して空中消火作業を実施する。

第９　林野火災消防訓練の実施

町及び消防署は、防災関係機関と連携し、林野火災発生時の相互の協力体制を確立し、林野火災防御技術の向上を図るための訓練を実施するよう努める。

第 28 節　地震火災予防計画

【基本的な考え方】

大地震による被害は、建築物や構造物の破壊だけでなく、地震に起因して発生する火災によるところが大きい。したがって震災被害を最小限に軽減するために、町は、消防力の強化、消防水利の整備、火災予防のための指導の徹底等に努める。

役割分担

実施担当	実施内容
町	(1) 震災発生時の出火防止に関する家庭、職場への指導 (2) 地域ぐるみの初期消火体制の構築 (3) 消防力（消火)の強化 (4) 消防水利の整備
消防団 奈良県広域消防組合 吉野消防署	(1) 出火防止に関する一般家庭、職場への指導 (2) 消防力（消火)の強化
地域住民、家庭、職場	(1) 地域住民、職場における初期消火能力向上

第１　出火防止

町は、住民をはじめ事業所等の関係者に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために、予防査察及び火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、次の指導を徹底する。

１　一般家庭に対する指導

1．ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火、とりわけ油鍋等を使用している場合の出火防止のため、地震時にはまず火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと等の指導を行う。

2．対震自動しゃ断装置付きガス器具や石油ストーブ等の使用ならびに管理の徹底を図る。

3．家庭用消火器、消防用設備等の設置ならびにこれら器具の取扱い方法について指導する。

4．家庭用小型燃料タンクは、転倒防止装置を施すよう指導する。

5．防火ポスター・パンフレットなどの印刷物の配布、その他火災予防期間中の広報車による呼びかけ、各家庭への巡回指導等を通じて火災予防の徹底を図る。

6．特に、寝たきり老人、独居老人、身体障がい者等のいる家庭については、家庭訪問を実施し、出火防止及び避難管理について詳細な指導を行う。

2 職場に対する指導

1．消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底を図る。
2．終業時における火気点検の徹底を図る。
3．避難、誘導体制の総合的な整備を図る。
4．災害発生時における応急措置要領を作成する。
5．自主防災組織の育成指導を行う。
6．駅等の不特定多数の者が出入りする施設においては、特に出火防止対策を積極的に指導する。
7．化学薬品を保有する学校等においては、混合発火が生じないよう適正に管理し、また、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するとともに、化学薬品の容器や保管庫、戸棚の転倒防止措置を施すよう指導する。
8．危険物施設、高圧ガス（プロパンガスを含む。）施設、電気施設については、自主点検の徹底を指導するとともに、立入り検査等を通じて安全対策の促進を図る。

第2 地域ぐるみの初期消火体制の構築

地震時においては、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから家庭や職場などで地域住民が行う初期消火が極めて有効であり、住民による初期消火能力を高め、家庭、地域及び職場における自主防災体制を充実し、消防本部と消防団等が一体となった地震火災防止対策を推進する。

〔関係機関〕
○事業所等
1．震災時には事業所独自で行動できるよう事業所における自衛消防組織等の育成強化を図るものとする。
2．職場の従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から地震時における初期消火等について具体的な対策を作成するものとする。

第3 消防力（消火）の強化

同時多発火災、交通障害、消防水利の損壊等困難な特徴をもつ地震災害が発生した場合に、現有消防力を迅速かつ効果的に活用し、被害を最小限に軽減するため、町は、消防計画の整備及び消防力の強化に努める。

1 総合的な消防計画の策定

消防組織法に基づき、地域防災計画に基づく消防計画を次のとおり策定する。

1．震災警防計画

震災時において、消防署及び消防団が適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準を定める。

２．火災警防計画

火災が発生し、または発生するおそれがある場合における消防職団員の非常招集、出動基準、警戒体制等について定める。

３．危険区域の火災防ぎょ計画

木造建築物や老朽構造物等の密集地域、消防水利の未整備等火災が発生すれば拡大が予想される区域における火災防ぎょ計画について定める。

2 消防力の強化

消防施設、装備及び人員の確保に努め、消防力の整備指針を充足させるとともに、消防の機動化、高度化を行い、有事即応体制の確立を図る。

１．消防資機材等の整備

１）消防団においては、小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ付積載車を中心に整備する。

２）建築物の密集地域には、移動が容易な可搬式動力ポンプを重点的に整備する。

２．消防団の育成

消防団は、震災時には消防署の活動を補充し、地域の実情に応じた活動が期待されていることから、消防団員の確保に努めるとともに、活性化対策を積極的に推進する。

また、災害活動能力をさらに向上させるため、実践的な教育訓練を実施する。

１）他の組織との関係

①．常備消防との関係

地域の防災力の柱となる常備消防との連携をさらに強化する。

・消防防災に関する普及啓発、特別警戒等の予防活動
・地震等の大規模災害時を想定した実践的な実働・図上訓練

②．自主防災組織との関係

自主防災組織との連携をさらに強化する。

・定期的な合同訓練等による連携強化
・自主防災組織の活性化等を図る際の積極的な協力

③．事業所との関係

団員を雇用している事業所の理解と協力を得るための取り組み、事業所の防災活動との連携のための取り組みを強化する。

・特別の有給休暇（ボランティア休暇）や社内表彰等を活用する事業所に対して表彰制度を創設・充実
・事業所の自衛消防組織との連携の促進

④．地域コミュニティとの関係

将来を見据えた住民ニーズや地域の実情を踏まえつつ、地域コミュニティにおいて消防団の果たすべき役割を検討する。

2） 消防団員数の確保

①. 総団員数の確保

消防団が、要員動員力等の特性を発揮するため、各地域の実情に応じた適正な団員数の確保を図る。

②. 被雇用者（サラリーマン）団員の活動環境の整備

就業構造の変化等に対応し、サラリーマン団員の活動環境の整備を図る。

③. 女性団員の確保

④. 若年層の入団促進と高齢化への対応

⑤. 機能別分団員（大規模災害・予防広報等特定の活動を実施する分団員）の確保

第４ 消防水利の整備

地震時には、水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の使用が困難になり、防火水槽の破損も予想されるため、消火栓に偏らない計画的な水利配置を行うとともに、消防水利の耐震化及び自然水利等の確保を図る。

１．耐震構造の防火水槽の整備を推進するとともに、河川やプールなどの自然水利等の確保を推進する。

２．火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動の困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽の整備を推進する。

３．家庭における風呂水の活用等について啓発・指導する。

吉野町地域防災計画

― 第3章　災害応急対策計画 ―

目次

第３章　災害応急対策計画

			頁
【災害応急対策計画】（共通項目）			
災害応急対策計画における各班の役割			3-2
活動体制			
	第１節	活動体制計画	3-10
	第２節	災害情報の収集・伝達計画	3-19
住民避難			
	第３節	避難行動計画	3-35
	第４節	避難生活計画	3-46
	第５節	要配慮者の支援計画	3-53
	第６節	住宅応急対策計画	3-57
発災時の対応			
	第７節	ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画	3-60
	第８節	通信運用計画	3-64
	第９節	広報計画	3-68
	第１０節	公共施設等の初動応急対策	3-71
	第１１節	道路等の災害応急対策計画	3-73
	第１２節	ライフライン施設の災害応急対策計画	3-77
	第１３節	危険物施設等災害応急対策計画	3-80
支援受入計画			
	第１４節	受援体制の整備	3-82
	第１５節	ボランティア活動支援計画	3-88
	第１６節	義援金等の取扱いに関する計画	3-91
	第１７節	災害救助法等による救助計画	3-92
	第１８節	支援体制の整備	3-95
救助・医療活動計画			
	第１９節	救急、救助活動計画	3-96
	第２０節	医療救護計画	3-98
緊急輸送計画			
	第２１節	緊急輸送計画	3-102
	第２２節	災害警備、交通規制計画	3-105
物資供給計画			
	第２３節	食料、生活必需品の供給計画	3-109
	第２４節	給水計画	3-114
保健・衛生計画			
	第２５節	防疫、保健衛生計画	3-118
	第２６節	遺体の火葬等計画	3-122
	第２７節	廃棄物の処理及び清掃計画	3-124
教育施設等計画			
	第２８節	文教対策計画	3-126
	第２９節	文化財災害応急対策計画	3-130
【災書応急対策計画】（個別項目）			
	第３０節	水防活動計画	3-132
	第３１節	地盤災害応急対策計画	3-140
	第３２節	火災応急対策計画	3-143

災害応急対策計画における各班の役割

	本部	統括調整班	総務班				生活基盤環境班		生活再建支援班			避難支援班（避難所運営係）	医療福祉救護班	避難支援・教育班	現地対策・指揮本部
			総務係	情報係	広報係	議会係	ライフライン復旧係	環境支援係	総務関係補助	土木関係補助	避難所関係補助				
第１節　活動体制															
災害対策本部、現地災害対策本部の設置及び廃止	●														
現地災害対策本部長の指名	●	●													
配備要員の決定	●	●													
関係職員への動員伝達		●													
各班の所掌事務の遂行		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
動員要請に応じて参集、対応		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第２節　災害情報の収集・伝達計画															
火災警報の発表	●	●													
的確な気象予警報等情報の収集		●													
町長、副町長及び庁内各課長へ伝達		●	●												
町民への周知徹底				●	●	●									
異常現象の発見、通報受領時に県（防災総括室）、奈良地方気象台、関係機関等へ連絡		●	●	●	●	●									
早期被害情報収集及び県・国への報告			●	●											
被害状況及び応急措置の実施状況等を県防災統括室及び県担当課へ報告		●	●	●											
第３節　避難行動計画															
高齢者避難・避難指示・緊急安全確保	●	●													
避難指示等が必要な場合の町長への報告		●													
避難指示等の該当地区住民への伝達			●	●	●										
警察・消防・消防団への住民避難誘導の協力依頼			●	●	●						●				
避難の誘導・移送											●			●	

	本部	統括調整班	総務班				生活基盤環境班		生活再建支援班			避難支援班（避難所運営係）	医療福祉救護班	避難支援・教育班	現地対策・指揮本部
			総務係	情報係	広報係	議会係	ライフライン復旧係	環境支援係	総務関係補助	土木関係補助	避難所関係補助				
第４節　避難生活計画															
避難所の開設・告示、避難所責任者の指名、避難所の閉鎖の決定	●	●													
避難所開設にかかる県への報告	●	●													
災害時の警戒区域の設定、退去命令、警戒区域の縮小・解除	●	●													
警戒区域への一時帰宅、一時立入の際の監視		●									●			●	
避難地区の警戒警備		●									●			●	
県災害対策本部、県警察、自衛隊等関係機関への避難状況の報告		●													
避難所の開設											●	●	●	●	
避難場所の自治組織と連携した避難所の運営												●	●	●	
在宅被災者等への支援												●	●	●	
第５節　要配慮者の支援計画															
要配慮者への災害情報の周知		●		●	●								●		
要配慮者の避難誘導													●		
要配慮者等の安否確認及び被災状況の調査・報告												●	●		
被災者に対する応急的処遇・食料・日常生活用品の供給		●										●	●		
応急仮設住宅入居への配慮								●			●		●		
第６節　住宅応急対策計画															
県事業に対し、用地の提供							●	●							
応急仮設住宅の設置戸数決定・設計・工事発注・工事監理・竣工検査							●	●							
入居者の決定・帳簿等の整備保管							●	●							
半壊（半焼）住宅の応急修理（被災者が自己資力で修理できない場合）							●	●				●			
公営住宅への一時入居措置							●	●							
必要に応じ野外収容施設の設置							●	●							
住宅相談窓口の設置							●	●							
第７節　ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画															
県消防防災ヘリコプターの派遣要請	●	●													
自衛隊へのヘリコプター派遣要請	●	●													
警察へのヘリコプター派遣要請	●	●													

災害応急対策計画における各班の役割

	本部	統括調整班	総務班				生活基盤環境班		生活再建支援班			避難支援班（避難所運営係）	医療福祉救護班	避難支援・教育班	現地対策・指揮本部
			総務係	情報係	広報係	議会係	ライフライン復旧係	環境支援係	総務関係補助	土木関係補助	避難所関係補助				
第８節　通信運用計画															
専用通信設備、西日本電信電話（株）電話等の優先利用		●	●	●	●										
非常通信利用		●	●	●	●										
緊急放送の利用について知事を通じて要請		●	●	●	●										
通信施設の応急復旧		●	●	●	●										
第９節　広報計画															
広報資料の作成					●										
一般住民への広報					●										
庁内各班への災害情報、被害状況、伝達事項の周知					●										
放送機関への情報発表					●										
第 10 節　公共施設等の初動応急対策															
道路･橋梁等被災情報の収集､応急対策の実施							●	●							
河川・砂防施設等の被災状況等の関係機関、住民への連絡・通報、監視							●	●							
被災公共施設の点検及び応急復旧による機能回復							●	●							
第 11 節　道路等の災害応急対策計画															
道路・橋梁等被災情報の収集、応急対策の実施							●	●							
負傷者の救助・救出							●	●							
道路管理者と連携して交通規制・迂回路の選定・その他誘導措置の実施							●	●							
建設業協会等の協力を得て、路上の障害物除去や、応急作業により道路啓開							●	●							
林道・農道の災害状況把握及び点検、避難対策、立入制限の実施							●	●							
林道・農道の復旧工事の実施を県に要請							●	●							
雪害対策計画に基づく資機材の配備、道路管理者と連携して通行規制の実施							●	●							
第 12 節　ライフライン施設の災害応急対策計画															
水道施設の被害状況把握、指定水道工事業者への応急復旧工事の発注							●	●							
下水道施設の被害状況把握、指定下水道工事業者応急復旧工事の発注							●	●							
避難所等における仮設トイレの確保							●	●							

	本部	統括調整班	総務班				生活基盤環境班		生活再建支援班			避難支援班（避難所運営係）	医療福祉救護班	避難支援・教育班	現地対策・指揮本部
			総務係	情報係	広報係	議会係	ライフライン復旧係	環境支援係	総務関係補助	土木関係補助	避難所関係補助				
第13節　危険物施設等災害応急対策計画															
関係機関と連絡をとり、災害の拡大を防ぐため、必要な措置を実施		●													
第14節　受援体制の整備															
自衛隊への派遣要請	●	●													
知事等に対する応援要請	●	●													
他の市町村長に対する応援要請	●	●													
民間団体等に対する協力要請	●	●													
第15節　ボランティア活動支援計画															
必要に応じて町災害ボランティア本部設置		●											●		
ボランティアに対して的確な情報を提供		●											●		
県災害ボランティア本部との連携を図りながらボランティア活動の支援		●											●		
ボランティアに、活動拠点及び必要な資機材を提供		●											●		
地域内の専門的ボランティアに協力を依頼		●											●		
県災害対策本部と調整の上、地域外専門職ボランティアの派遣要請		●											●		
第16節　義援金等の取扱いに関する計画															
関係機関と相互に連携を図り、義援金について、募集方法等を国民への周知													●		
義援金の一時保管場所を確保し、管理													●		
第17節　災害救助法等による救助計画															
災害救助法の適用について知事に報告	●	●													
被害認定							●	●					●		
災害救助法の適用手続							●	●					●		
第18節　支援体制の整備															
応援協定、全国からの要請に基づく町外被災地への職員派遣		●							●						
町内への避難者の受入れ対応		●							●						
町外被災地への物的支援		●							●						

災害応急対策計画における各班の役割

	本部	統括調整班	総務班				生活基盤環境班		生活再建支援班			避難支援班（避難所運営係）	医療福祉救護班	避難支援・教育班	現地対策・指揮本部
			総務係	情報係	広報係	議会係	ライフライン復旧係	環境支援係	総務関係補助	土木関係補助	避難所関係補助				
第19節　救急、救助活動計画															
消防署と連携して救急、救助活動を実施		●													
消防署及び消防団と連携して救助が必要な生存者の情報の収集		●													
救助活動に必要な資機材の確保、民間業者への資機材提供要請		●													
各関係機関の連絡調整窓口の設置		●													
第20節　医療救護計画															
医療救護所の設置													●		
看護師・保健師による医療救護班の編成													●		
県医師会や医療機関等への医療救護班の派遣要請													●		
傷病者等、医療救護スタッフ、医薬品等の搬送体制の確保													●		
医薬品等の調達・供給、県、主要販売業者等への供給支援の要請													●		
避難所内の被災者の健康管理、メンタルヘルス（必要に応じ救護所を設置）													●		
在宅難病患者の避難誘導と安否確認													●		
第21節　緊急輸送計画															
緊急輸送路の確保							●	●							
町保有車輌の配車、民間業者、関係機関への派遣要請により輸送車輌の確保									●						
県または他の市町村への応援要請		●													
ヘリコプターの派遣要請		●													
第22節　災害警備、交通規制計画															
警察が行う災害警備計画に協力		●					●	●	●	●	●				
道路管理者、警察機関及び公安委員会と連携し、交通要所で緊急通行車両以外の車両の通行を禁止							●	●							
道路交通の確保（道路施設、交通安全施設の復旧、障害物の除去）							●	●							

	本部	統括調整班	総務班				生活基盤環境班		生活再建支援班			避難支援班（避難所運営係）	医療福祉救護班	避難支援・教育班	現地対策・指揮本部
			総務係	情報係	広報係	議会係	ライフライン復旧係	環境支援係	総務関係補助	土木関係補助	避難所関係補助				
第23節　食料、生活必需品の供給計画															
町の備蓄食糧の供給		●									●		●		
販売業者からの食料の調達		●									●		●		
生活必需物資の給与及び貸与の責任者		●											●		
販売業者からの購入													●		
生活必需物資の給与及び貸与の記録											●		●		
救援物資の受入・管理体制及び事務処理環境を提供整備											●		●		
炊き出しの実施											●			●	
第24節　給水計画															
拠点給水及び給水車、トラック等による給水の実施							●	●							
水源及び飲料水の消毒薬品の確保により応急飲料水の確保							●	●							
給水体制の確立・資機材の調達							●	●							
給水記録簿等の書類帳簿等を整備保存							●	●							
近隣市町村の協力依頼、県への斡旋依頼							●	●							
水道施設の応急復旧							●	●							
第25節　防疫、保健衛生計画															
被災地の状況、資器材・薬剤等の確保及び施設の状況等情報の収集							●	●					●		
防疫活動に必要な資器材の確保							●	●					●		
防疫、保健活動の実施							●	●					●		
防疫実施の際、指定の書類帳簿等を整備保存							●	●					●		
被災者に対する安全で衛生的な食品の供給							●	●					●		
食品関係営業施設への指導							●	●					●		
住民の食品衛生に対する啓発指導							●	●					●		
防疫、保健衛生用資器材の調達について県に斡旋を依頼							●	●					●		
死亡した愛がん動物の処理に対する協力							●	●					●		

災害応急対策計画における各班の役割

	本部	統括調整班	総務班				生活基盤環境班		生活再建支援班			避難支援班（避難所運営係）	医療福祉救護班	避難支援・教育班	現地対策・指揮本部
			総務係	情報係	広報係	議会係	ライフライン復旧係	環境支援係	総務関係補助	土木関係補助	避難所関係補助				
第26節　遺体の火葬等計画															
遺体の捜索、処理、火葬及び埋葬について県に応援を要請	●	●													
遺体収容所の開設	●	●						●							
調査記録・遺体処理台帳の整備		●						●							
縁故者への遺体引渡し時の十分な調査確認		●					●	●							
変死体の警察への届け出		●					●	●							
警察官、消防団等の協力を得て遺体の捜索		●					●	●							
消防団、警察署の協力を得て遺体の収容処理		●					●	●							
相当期間引取り人が判明ない遺体の火葬、一時的納骨		●					●	●							
火葬相談室等の設置により、遺体の火葬等の円滑な実施		●					●	●							
第27節　廃棄物の処理及び清掃計画															
し尿処理・清掃活動体制の確保							●	●							
仮集積場所及び仮置場の配置計画、し尿、生活ごみ及びがれきの広域的な処理・処分計画の作成等による応急体制の確保							●	●							
町で処理できないときは県に支援を要請							●	●							
瓦礫処理体制の確保							●	●							
第28節　文教対策計画															
応急教育実施の予定場所を確保														●	
学用品の給与														●	
転入・転出手続きや児童生徒のメンタルヘルス等の相談窓口を設置														●	
第29節　文化財災害応急対策計画															
文化財の所有者又は管理者と協力して、被害状況を直ちに町教育委員会を通して、県教育委員会へ報告									●	●	●				
被害状況の結果をもとに、所有者及び管理者とともに今後の復旧計画の策定									●	●	●				
本町限りでは応急対策がとれない場合は県に支援を要請									●	●	●				

	本部	統括調整班	総務班				生活基盤環境班		生活再建支援班			避難支援班（避難所運営係）	医療福祉救護班	避難支援・教育班	現地対策・指揮本部
			総務係	情報係	広報係	議会係	ライフライン復旧係	環境支援係	総務関係補助	土木関係補助	避難所関係補助				
第30節　水防活動計画															
消防団又は消防機関に対し出動準備、出動の発令、現地指導班長 への報告	●	●													
水害の恐れある場合の警戒業務の実施、吉野土木事務所等に連絡	●	●													
ダム等の操作について関係機関と相互に密接な連絡をとり、適切な措置を実施		●													
水防倉庫その他代用備蓄場を設け、資材器具を準備		●					●	●							
連絡経路、資材輸送の機動力確保等について万全の措置を実施		●					●	●							
河川管理者と連携し、河川護岸の応急補強など、必要な応急措置を実施							●	●							
二次災害を防止するために、必要な応急工事を迅速かつ適正に実施							●	●							
第31節　地盤災害応急対策計画															
気象警報等の発表とともに土砂災害防止体制を早急に確立		●					●	●							
国、県、施設管理者等との情報共有や監視体制、応急対策実施の連携		●					●	●							
危険区域に位置する人家、集落及び関係機関への連絡、通報、警戒、避難の助言		●					●	●							
被災地の巡視等危険防止のための監視							●	●							
適切な工法による応急復旧工事							●	●							
二次的な土砂災害の危険箇所の点検							●	●							
被災宅地の危険度判定							●	●							
発生した荒廃地、火災跡地の点検、二次災害の防止措置							●	●							
ため池災害の報告、下流域住民の避難指示、二次災害の防止措置							●	●							
第32節　火災応急対策計画															
自らの消防力では対応できない場合は近隣市町村、知事に支援を要請		●													
支援消防隊の受入れ体制を整備		●													

第１節　活動体制計画

【基本的な考え方】
町に災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、町は、防災関係機関と連携を図り、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、緊密な連携を図りつつ災害の発生を防御し、または応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

役割分担

実施担当		実施内容
町	町長	(1) 災害対策本部、現地災害対策本部（必要に応じて）の設置及び廃止 (2) 現地災害対策本部長の指名 (3) 配備要員の決定
	統括調整班長	(1) 関係職員への動員伝達
	全班	(1) 各班の所掌事務の遂行 (2) 動員要請に応じて参集、対応

第１　防災活動体制

防災活動のための体制図は次のとおりとする。

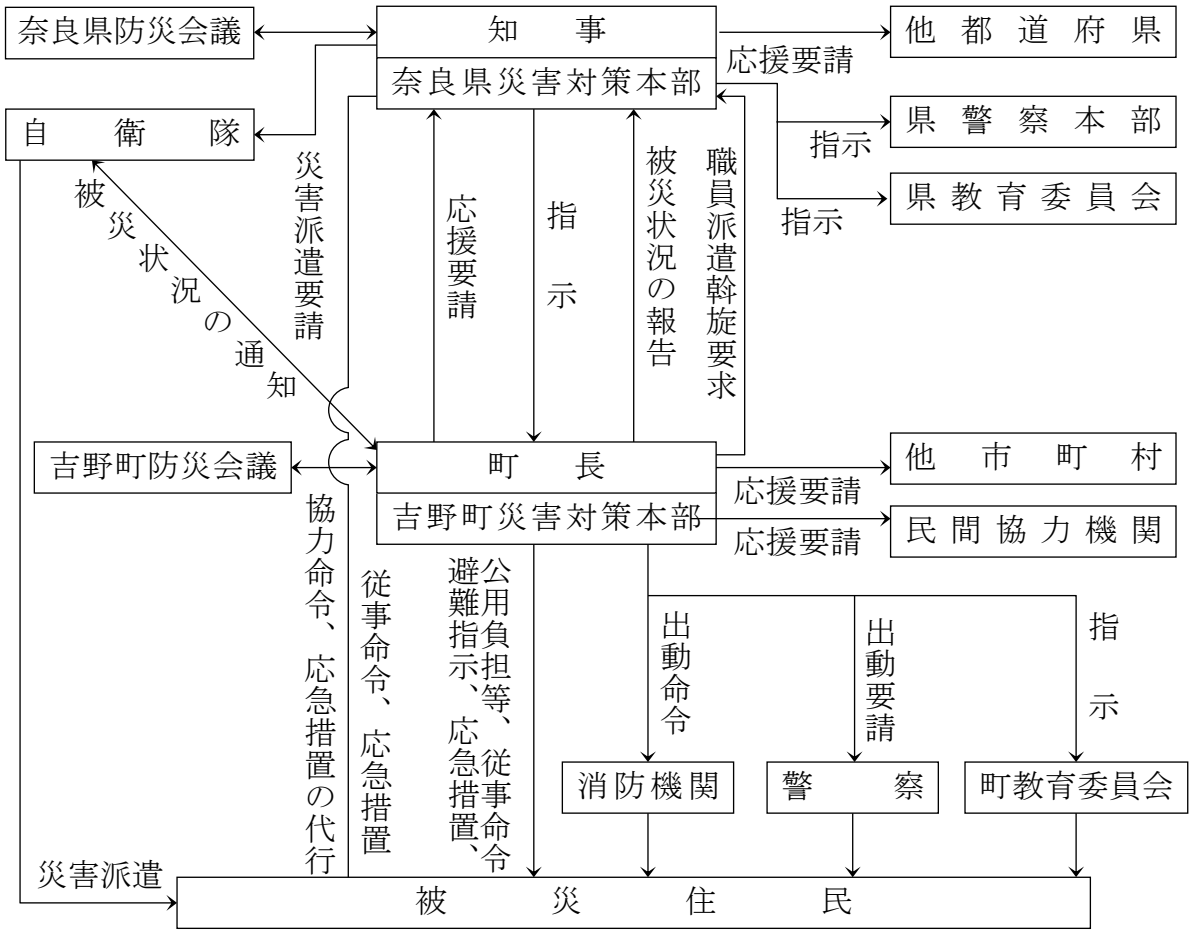

第2 災害対策本部の組織及び事務分掌

1 災害対策本部の設置

町長は、災害対策基本法第 23 条第１項の規定により、次表のいずれかに該当する場合は、災害の状況を見極め、災害対策本部等を設置する。

また、被災地への救援活動をより的確に実施するため、現地災害対策本部を適宜設置し、被災地において、県及び各防災関係機関等と連携をとって活動を推進する。

１．設置及び廃止基準

１）設置基準

			担当部署が対応	災害警戒本部		災害対策本部		
				初動準備	初動配備	警戒配備	第1号配備	第2号配備
動員対象	本部長		－	－	副町長	町長		
	副本部長		－	総務班長、生活基盤環境班長	全班長	副町長、教育長		
	配備職員		－	総務班リーダー、総務班総務係の初動準備要員、生活基盤環境班リーダー	総務班リーダー、総務班・生活基盤環境班の初動配備要員	全班長・全リーダー、全班の警戒配備要員	全班長、全リーダー、警戒配備要員、第１号配備要員	職員全員
動員内容			－	■災害警戒本部を設置 ■情勢の把握、連絡体制の確立 ■次の動員体制に移行し得る体制	■情勢の把握、連絡体制の確立 ■災害対策本部設置に向けた動員体制に移行し得る体制	■災害対策本部を設置 ■災害防除措置の強化 ■情勢の把握、連絡活動を主とし、次の動員体制に移行し得る体制	■局地的災害に対しては、即座に対策活動が遂行できる体制	■要員の全員をもってあたる完全体制 ■状況による応援組織が直ちに活動できる体制
避難指示等			－	高齢者等避難	－	避難指示	－	緊急安全確保
配備時期	警戒レベル		レベル1 レベル2	レベル3	－	レベル4	－	レベル5
	地震	震度	－	－	震度4	震度4	震度5	震度6以上
		南海トラフ地震臨時情報	－	調査中	－	巨大地震注意	巨大地震警戒	－
	風水害	注意報・警報	早期注意報 大雨注意報 洪水注意報	大雨警報（土砂災害） 洪水警報	－	－	－	大雨特別警報
		洪水	氾濫注意情報 （氾濫注意水位） 洪水警報の危険度分布「注意」	氾濫警戒情報 （避難判断水位） 洪水警報の危険度分布「警戒」	－	氾濫危険情報 （氾濫危険水位） 洪水警報の危険度分布「非常に危険」	洪水警報の危険度分布「極めて危険」	氾濫発生情報

	担当部署が対応	災害警戒本部		災害対策本部		
		初動準備	初動配備	警戒配備	第1号配備	第2号配備
土砂災害	土砂災害警戒情報 土砂災害危険度判定メッシュ「注意：黄色」	土砂災害警戒情報 土砂災害危険度判定メッシュ「警戒：赤色」	－	土砂災害警戒情報 土砂災害危険度判定メッシュ「非常に危険：うす紫」	土砂災害警戒情報 土砂災害危険度判定メッシュ「非常に危険：濃い紫」	－
林野火災	－			・火災が複数の市町村にわたり消火活動の難航が予想されるとき ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき		
航空災害	－			・多くの死傷者が発生したとき ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき ・航空機が消息を絶ったとき		
その他大規模事故	－			・被害が大規模なとき ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき		

※上記の他、町長が特に必要と認めたとき、各配備体制をとる。
※その他大規模災害：鉄道災害、道路災害、危険物等災害、その他町長が災害対策本部の設置が必要と認める災害

2）廃止基準
①. 災害の発生するおそれが解消したと認めた場合
②. 災害対策活動が完了した場合

2．公　表

災害対策本部を設置したときは、速やかに本部員、関係機関及び住民に対し、電話、文書、その他の方法で通知するとともに、本部の表示を本部設置場所に掲示する。なお、廃止した場合の公表については、設置の場合に準ずる。

災害対策本部設置・廃止の通知区分

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
各　　班	庁内放送, メール配信	総務班長
住　　民	音声告知放送、メール配信	総務班長
県災害対策本部	県防災無線または西日本電信電話㈱のＦＡＸ	総務班長

3．設置場所

災害対策本部の設置場所は、役場庁舎とする。なお、災害により本部施設が使用不能となった場合は、被災を免れた最寄りの公共施設内に設置する。

なお、災害対策本部を設置したときは、次の標識を本部入口に掲出する。

2 腕章及び自動車標識

本部の職員が災害対策活動に従事するときは、下記の腕章を左腕に付ける。また、本部が使用する車両には、活動の円滑化のため次の標識を付ける。

腕　　章

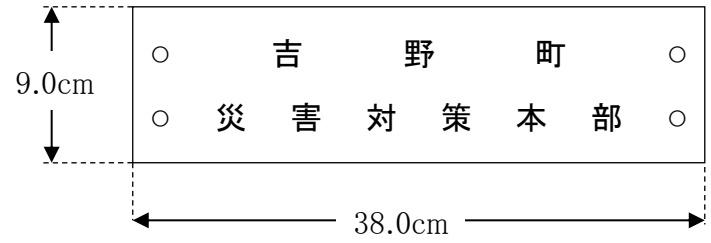

備考
生地は布製白色とする
文字は黒色とする。

標　　識（車側用）

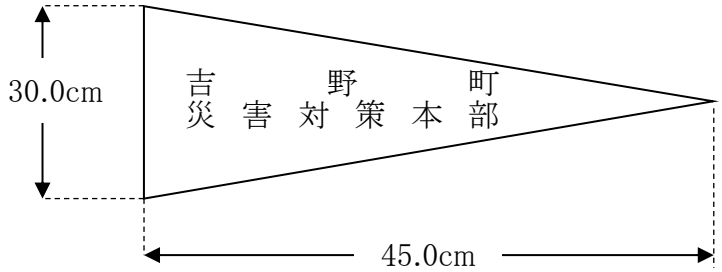

備考
生地は布製白色とする
文字は黒色とする。

標　　識（フロントガラス用）

備考
生地は白紙とし
文字は黒色とする。

3 組織編成

吉野町災害対策本部の組織編成は「吉野町災害対策本部条例」及び本計画に定めるところによる。

本部長　（町長）　不在のときは、副町長、教育長の順位により指揮をとる。

4 現地災害対策本部の設置

町長は、局地的に相当規模の被害が生じた場合又は発生のおそれがあると予想される場合において応急対策を推進する上で必要があると認めた場合は、現地災害対策本部を設置することができる。

なお、現地災害対策本部の編成は、その都度定める。

１．現地災害対策本部長は、町長が、町職員の中から指名する。

２．現地災害対策本部は、災害現場または災害現場近くの公共施設に設ける。

３．現地災害対策本部の所掌事務は、次の事項とする。

1）被害状況等の情報収集、調査及び町への報告に関すること
2）応急対策の実施に関すること
3）現地における関係機関との連絡調整に関すること

5 吉野町災害対策本部組織図

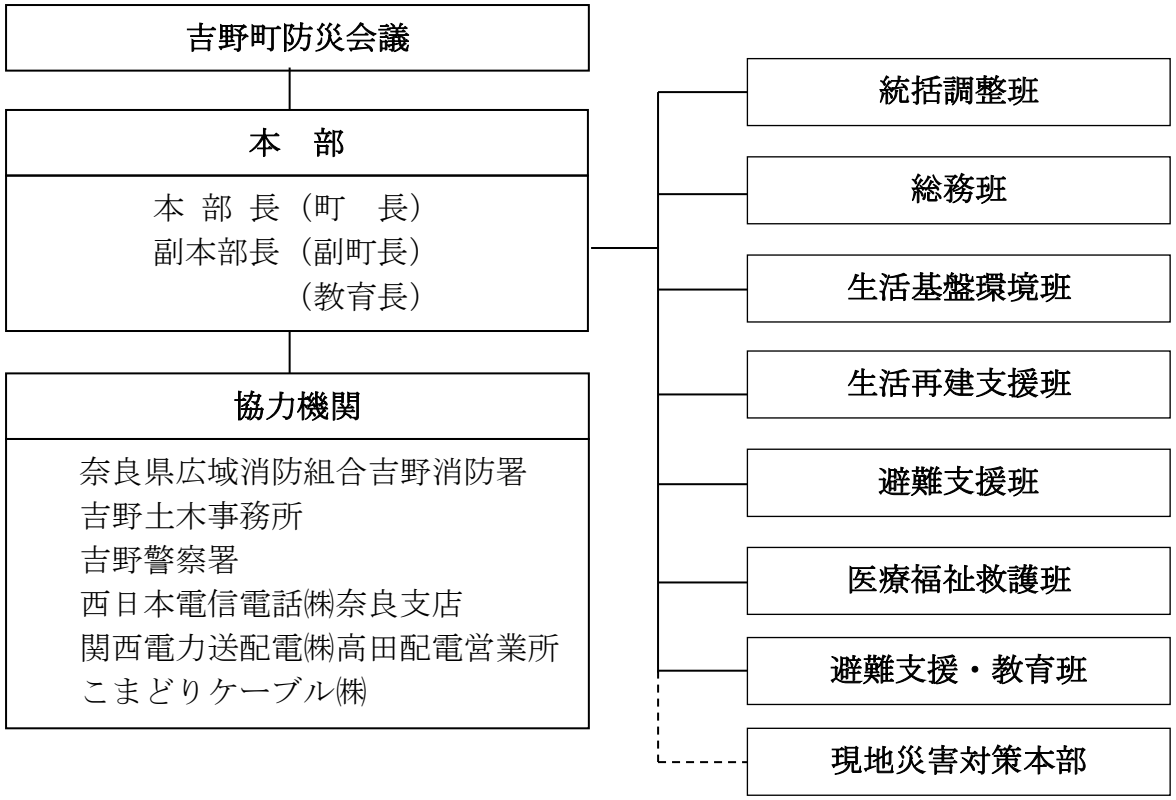

6 吉野町災害対策本部の主な所掌事務

班		所　掌　事　務
統括調整班		○本部統括に関すること ○職員の動員、派遣要請に関すること ○消防に関すること ○協力輸送班の編成と連絡調整に関すること ○ボランティア災害救援活動の総合調整に関すること ○各班及び関係機関との連絡調整に関すること ○受援調整に関すること
総務班	応急対策	【総務係】 ○電話受付に関すること ○その他各班の事務に属さないこと 【情報係】 ○災害現状・被害状況の調査の取りまとめに関すること 【広報係】 ○災害広報に関すること ○有線テレビに関すること 【議会係】 ○議会との連絡に関すること
	復旧対策	○被害に伴う予算の編成に関すること
生活基盤環境班	応急対策	○土木建築の災害復旧に関すること ○住宅・道路・河川の災害応急対策に関すること ○水防対策に関すること ○堆積土砂の除去に関すること ○災害応急対策における建設業者との連絡調整に関すること ○災害時における交通規制に関すること ○上下水道施設の応急復旧に関すること ○飲料水の適否の検査及び確保に関すること
	復旧対策	○被災建築物・住宅応急危険度判定に関すること ○応急仮設住宅に関すること ○被災地域の災害廃棄物の処理に関すること ○廃棄物処理施設等の応急復旧に関すること ○し尿処理及び仮設トイレに関すること ○遺体の収容・処理及び埋火葬に関すること ○被災地及び避難所における清掃に関すること
	復旧対策	○文化財の復旧に関すること ○農林水産関係の被災調査及び災害復旧に関すること

班		所　掌　事　務
生活再建支援班	応急対策	○応急災害物資の輸送に移管すること ○傷病者及び被災者の輸送に関すること ○商工業関係者の災害対策に関すること ○総務班・生活基盤環境班・避難支援班との連絡に関すること
	復旧対策	○文化財の復旧に関すること ○農林水産関係の被災調査及び災害復旧に関すること
避難支援班	応急対策	○避難所の開設・受入れに関すること ○避難場所の自治組織と連携した避難所の運営に関すること ○医療福祉救護班との連携に関すること
	復旧対策	○被災家屋の調査・被害認定に関すること ○り災証明の発行に関すること ○被災者の生活相談に関すること
医療福祉救護班	応急対策	○避難及び救護対策に関すること ○避難所における応急災害物資及び義援物資の受入配分に関すること ○被災者調査に関すること ○医療機関との連携に関すること
	復旧対策	○災害救助法の適用に関すること ○日本赤十字社及び日赤医療班との連絡調整に関すること ○防疫及び食品衛生に関すること ○義援金の取扱いに関すること ○災害時要援護者避難支援プランに関すること ○災害時要援護者の避難支援に関すること
避難支援・教育班	応急対策	○避難所（教育関連施設）の開設、受入れに関すること ○幼児・児童・生徒の被害調査、避難対策に関すること ○教育関連施設の被害調査及び応急修理に関すること
	復旧対策	○応急教育計画の作成及び実施に関すること ○教材・学用品等の調達及び配給に関すること

第3 職員配備体制

2 動員の方法

職員の動員は、町長の配備決定に基づき次の系統で実施する。

1．動員伝達系統

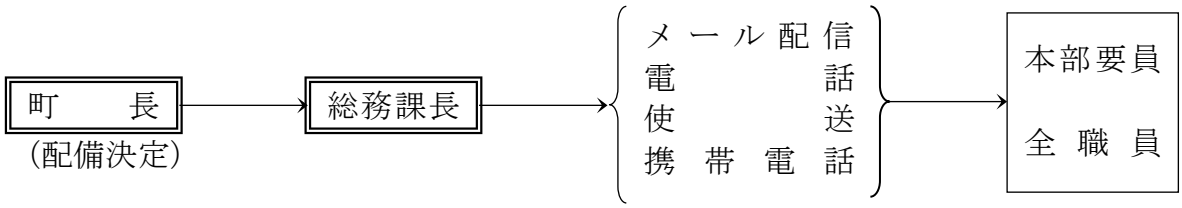

1）勤務時間内

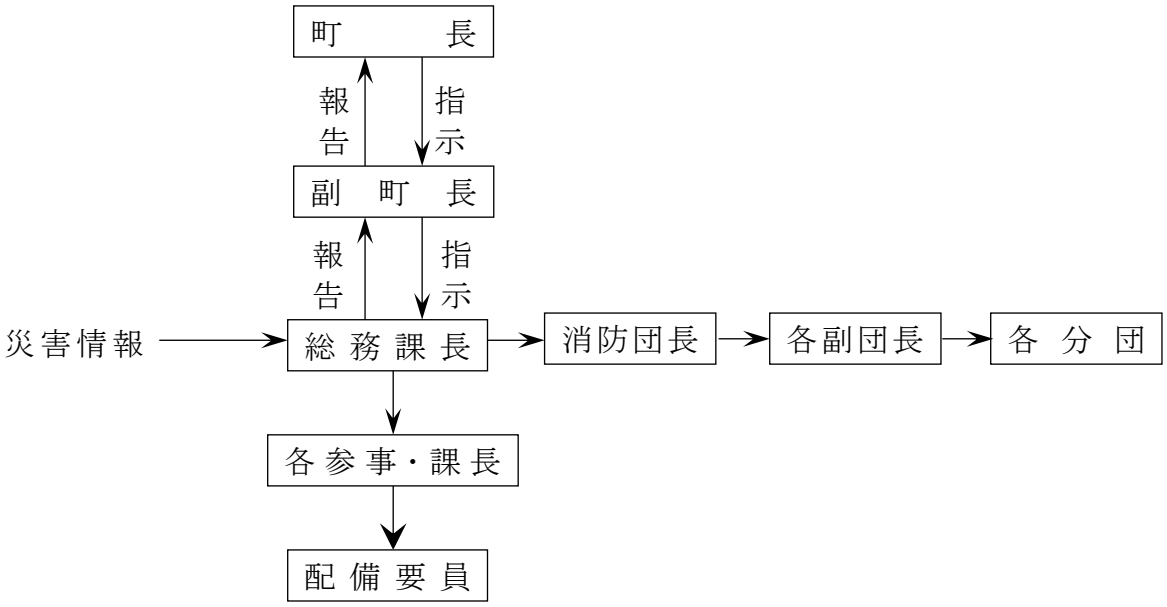

2）勤務時間外

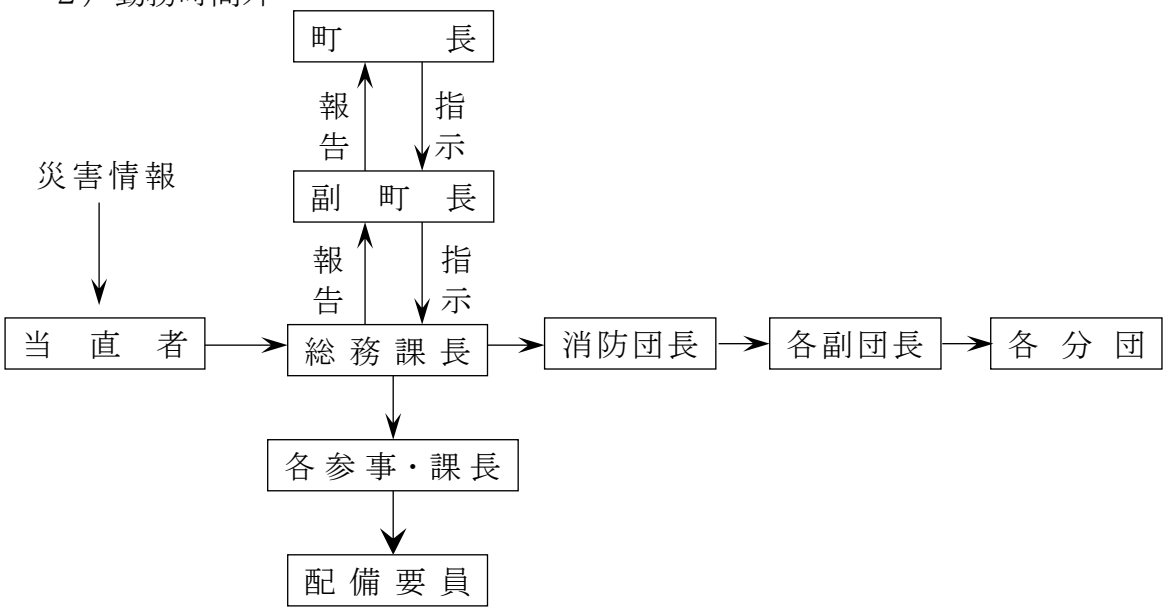

２．伝達の方法

１）町長が配備を決定したときは、総務課長は本部要員に連絡するとともに、電話及びメール配信により全職員に伝達する。

２）休日及び勤務時間外の伝達方法は前記１．２）による。

３）電話及びメール配信が不通のときは、町長が別に定める職員が伝達の任務に当たる。

４）職員は休日及び勤務時間外であっても動員の指令が発せられたときは、安全の確保に十分に配慮しつつ、直ちに平常勤務場所に登庁する。

ただし、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合は、最寄りの関係の機関に参集し、応急活動に従事する。

３．応援体制

災害応急対策の実施に当たっては、編成された各班において職員に不足が生じる場合は、次により応援を行う。

１）本部内で余裕のある班から応援。

２）上記により実施してもなお不足するときは、他市町村、県に対して応援を要請する。

第２節　災害情報の収集・伝達計画

【基本的な考え方】

本計画は、町（災害対策本部）が災害情報及び被害報告を迅速、確実に収集し、または通報、報告するために必要な事項を定め応急対策の迅速を期するものである。

収集に当たっては特に住民の生命にかかわる情報の収集に重点を置き、自主防災組織や消防団との連携を強化するとともに、現地に職員を派遣するなど、より確実な情報の入手に努める。

なお、気象、地象、水象、火災、地震に関する予報・警報及び情報の発表基準ならびに伝達は、本計画の定めるところによる。

フロー

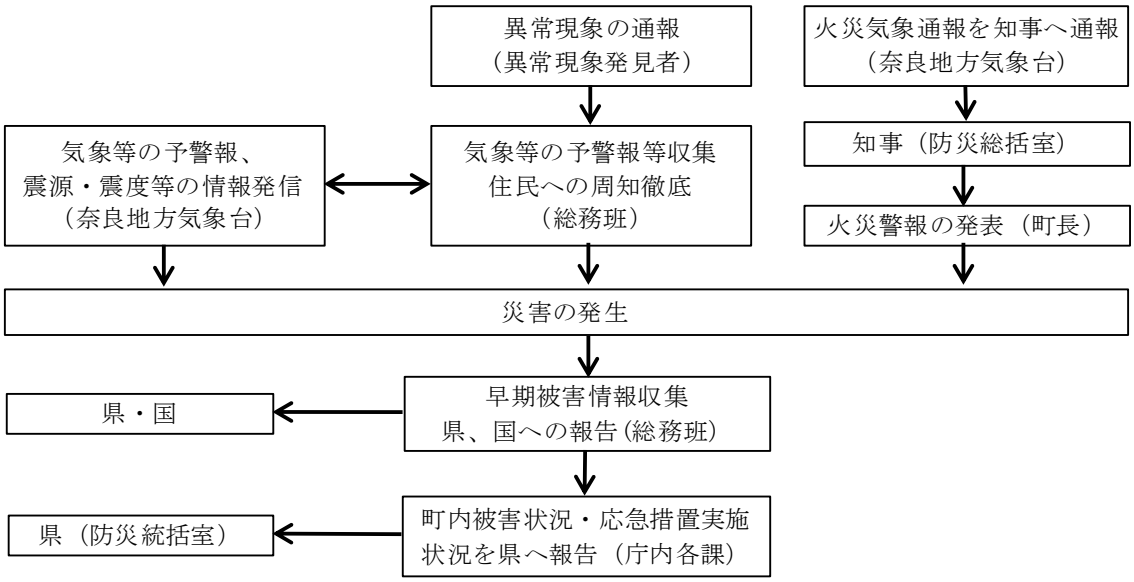

役割分担

実施担当		実施内容
町	町長	(1) 火災警報の発表
	統括調整班	(1) 的確な気象予警報等情報の収集及び町長、副町長及び庁内各課長へ伝達ならびに伝達体制に即して住民への周知徹底 (2) 異常現象の発見、通報受領時に県（防災総括室）、奈良地方気象台、関係機関等へ連絡 (3) 早期被害情報収集及び県（防災総括室）、国（消防庁）への報告
	各班	(1) 町域の災害について、被害状況及び応急措置の実施状況等を県防災統括室及び県担当課へ報告（災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告及び災害年報）
県		(1) 火災気象通報の町長への通報
奈良地方気象台		(1) 気象･地象･洪水に関する注意報､警報､情報の発表 (2) 火災気象通報の知事への通報 (3) 震源・震度等の情報を県（防災統括室）、県警（警備第二課）、日本放送協会奈良放送局に通知
異常現象発見者		(1) 遅滞なく、関係機関（総務課、消防団、消防署、警察署）に通報

第1 気象予警報等情報の受理伝達

1 気象予警報等の発表基準

奈良地方気象台が発表する気象、地象及び洪水に関する注意報、警報、情報（以下「気象予警報等」という。）の種類及び発表基準は、次のとおりである。（令和2年8月6日現在）

1．大雨注意報

市町村等をまとめた地域	市町村	表面雨量指数基準※1	土壌雨量指数基※2
五條・北部吉野	吉野町	6	94

※1　表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標。
※2　土壌雨量指数とは、降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標。

2．洪水注意報

市町村等をまとめた地域	市町村	流域雨量指数基準※1	複合基準※2
五條・北部吉野	吉野町	吉野川流域＝46.6 志賀川流域＝4.0 高見川流域＝22.4	吉野川流域＝（5,45） 志賀川流域＝（5,3.7） 高見川流域＝（5,22.4）

※1　流域雨量指数とは、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。
※2　複合基準とは、（表面雨量指数,流域雨量指数）の組み合わせによる基準値。

3．その他注意報

種類		発表基準
気象注意報	風雪注意報	風雪による被害が予想される場合。具体的には雪を伴い、平均風速が毎秒12m以上と予想される場合に行う。
	強風注意報	強風による被害が予想される場合。具体的には平均風速が毎秒12m以上と予想される場合に行う。
	大雪注意報	大雪による被害が予想される場合。具体的には12時間の降雪の深さが10cm以上と予想される場合に行う。
	雷注意報	落雷により被害が予想される場合に行う。
	乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。具体的には最小湿度が40％以下、実効湿度が65％以下になると予想される場合に行う。
	濃霧注意報	濃霧のため、交通機関に著しい支障を及ぼすおそれのある場合。具体的には、視程が 100m以下になると予想される場合に行う。
	霜注意報	4 月以降の晩霜によって､農作物に著しい被害が予想される場合に行う。
	なだれ注意報	なだれが発生して被害があると予想される場合。具体的には積雪の深さが50cm以上あり、最高気温が10℃以上またはかなりの降雨があると予想される場合に行う。
	低温注意報	低温のため農作物に著しい被害が予想される場合。具体的には最低気温が－5℃以下になると予想される場合に行う。

種　　類		発　　表　　基　　準
	着雪(氷)注意報	着雪(氷)が著しく、通信線や送電線等に被害が起こると予想される場合。具体的には24時間降雪の深さが平地で20cm以上、気温が－2℃から＋2℃の範囲であると予想される場合に行う。
地面現象注意報		大雨、大雪等による山くずれ、地すべり等によって被害が起こるおそれがあると予想される場合。
浸水注意報		浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。
（注）1．発表基準値は奈良県で発生した災害と、気象条件との関係を調査して定めたものである。 2．地面現象注意報及び浸水注意報は、大雨注意報に含めて行う。		

4．大雨警報

市町村等をまとめた地域	市町村	表面雨量指数基準※1	土壌雨量指数基準※2
五條・北部吉野	吉野町	13	126

※1　表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標。
※2　土壌雨量指数とは、降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標。

5．洪水警報

市町村等をまとめた地域	市町村	流域雨量指数基準※1	複合基準※2
五條・北部吉野	吉野町	吉野川流域＝58.3 志賀川流域＝5.1 高見川流域＝28.0	吉野川流域＝（7,50） 志賀川流域＝（5,4.1） 高見川流域＝（5,25.2）

※1　流域雨量指数とは、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。
※2　複合基準とは、(表面雨量指数,流域雨量指数）の組み合わせによる基準値。

6．その他警報

種　　類		発　　表　　基　　準
気象警報	暴風警報	暴風により重大な被害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には平均風速が毎秒20m以上と予想される場合に行う。
	暴風雪警報	暴風雪により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には雪を伴い、平均風速が毎秒20m以上と予想される場合に行う。
	大雪警報	大雪により重大な被害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には12時間の降雪の深さが30cm以上と予想される場合に行う。
地面現象警報		大雨、大雪等による山くずれ、地すべり等によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
浸水警報		浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
気象情報		台風、大雨その他の気象現象について必要と認める場合。
	記録的短時間大雨情報	数年に１回程度発生する記録的な短時間の大雨を観測または解析した場合に行う。具体的には１時間雨量が100ｍｍ以上と予想される場合に行う。
	土砂災害警戒情報	大雨により土砂災害の危険度が高まったと判断される場合に行う。（奈良県と気象庁が連携して発表）

種　　類	発　　表　　基　　準
竜巻注意情報	発達した積乱雲の付近で、竜巻等局地的な突風が発生すると判断された場合に行う。

（注）１．発表基準値は奈良県で発生した災害と気象条件との関係を調査して定めたものである。
２．地面現象警報及び浸水警報は、大雨警報に含めて行う。

７．特別警報

種　　類	基準
大雨特別警報	台風や集中豪雨による数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合※1
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合※2
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合※2
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合※3

（注）１．雨を要因とする特別警報の指標は、確率値を用いた場合と指数を用いた場合がある。
【確率値を用いた場合】
以下の①又は②のいずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される地域の中で、危険度分布で５段階のうち最大の危険度が出現している市町村等へ発表する。
①48 時間降水量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値以上となった５ｋｍ格子が共に 50 格子以上にまとまって出現。
②３時間降水量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値以上となった５ｋｍ格子が共に 10 格子以上まとまって出現。（但し、3 時間降水量が 150ｍｍ以上となった格子のみカウント対象とする。）
２．台風等と要因とする特別警報の指標は、「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hpa 又は最大風速 50m/ｓ以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来週する場合。
３．雪を要因とする特別警報の指標は、府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日以上続くと予想される場合。

出典：気象庁「気象等に関する特別警報の指標（発表基準）」

８．大雨警報・洪水警報の危険度分布

警報の危険度分布等の種類と概要

種類	概要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報である。 ２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル４に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報である。 １時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

種類	概要
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他の河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに５段階に色分けして示す情報である。 ３時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「極めて危険」（濃い紫）：重大な洪水災害がすでに発生している恐れが高い極めて危険な状況 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル４に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報である。 ６時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし（洪水警報の危険度分布に同じ）、時系列で表示したものを、常時 10 分ごとに更新している。

９．早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（奈良県は北部と南部）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（奈良県）で発表される。大雨に対して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

１０．記録的短時間大雨情報

奈良県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。

なお、奈良県の発表基準は、１時間 100 ミリ以上を観測又は解析したときである。

１１.竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、奈良県を北部、南部に分けて発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、そ

の周辺である竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が北部、南部に分けて発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

2 気象予報警報等対象区域

奈良地方気象台が発表する気象予警報等の対象区域は奈良県全域である。奈良地方気象台では、すべての警報・注意報を市町村を対象に発表することとなっており大雨、洪水警報・注意報は市町村毎の基準を用いて市町村毎に発表される。上記以外の警報・注意報は予報区（県北部、県南部）で同じ基準を用いて発表される。なお、土砂災害警戒情報についても市町村単位で発表される。

ただし、テレビやラジオによる放送では、市町村をまとめた地域の名称を用いてお知らせする場合がある。

県	一次細分区域	二次細分区域	市町村
奈良県	北部	北西部	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町
		北東部	宇陀市、山添村
		五條・北部吉野	五條市北部、**吉野町**、大淀町、下市町
	南部	南西部	五條市南部、野迫川村、十津川村
		南東部	曽爾村、御杖村、黒滝村、天川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村

3 土砂災害警戒情報

１．定義

土砂災害警戒情報とは、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」(平成26年法律第109号)に基づく「土砂災害防止対策基本指針」（平成27年国土交通省告示第35号）に基づき、県知事が、県の定めた区域ごとに、土砂災害の急迫した危険が予想される降雨量(以下「危険降雨量」という。）を設定し、当該区域に係る降雨量が危険降雨量に達したときに、避難指示の判断や住民の自主避難の参考に資するため、土砂災害の発生を警戒すべき旨の情報（以下「土砂災害警戒情報」という。）を関係のある市町村の長に通知するものをいう。

２．避難指示の発令

町長は、県知事からの土砂災害警戒情報の通知を受けた場合、対象地域の住民及び関係機関に対し、避難指示を発令する。

なお、県知事による土砂災害警戒情報の関係市町村長への周知及び一般への周知は、住民等の避難に要する時間を考慮し、実績降雨量に気象庁が提供する

おおむね２時間先の予測降雨量を加味した降雨量が、危険降雨量に達するときに、気象台と連携して共同で行うこととなっている。

３．避難指示の解除

町長は、避難勧告等を解除しようとする場合において、必要があると認めるときは、法第32条により、県知事に対し、助言を求めることができる。また、この場合において、助言を求められた県知事は、必要な助言を行う。

4 奈良県土砂災害・防災情報システム

奈良県が運用する奈良県土砂災害・防災情報システムは、土砂災害関連発表状況図によりリアルタイムで災害発生予測の表示種別が表示されることから、災害対策本部において、土砂災害危険度情報の参考として活用を行う。

5 火災気象通報及び火災警報

１．定義

１）火災気象通報とは、消防法第22条に基づき奈良地方気象台長が、気象の状況が火災の予防上必要であると認めるとき、知事に通報するものをいう。

２）火災警報とは、消防法第22条第３項の規定に基づき、町長が知事から火災気象通報を受けたときまたは気象の状況が火災の予防上危険であるとき、必要に応じ発表するものをいう。

２．発表基準（消防第34号　平成31年2月8日）

区　分	発　　表　　基　　準
火災気象通報	「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一
火　災　警　報	町は県から「火災気象通報」を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、消防法第２２条第３項の定めにより　「火災警報」を発することができる。

火災警報が発せられたときは、吉野町の区域にある者は町の条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

町は、火災警報を発しまたは解除したときは、ＣＡＴＶ、音声告知放送、広報車・消防車等により、住民及び区域内の事業所等に通知するとともに、県（防災統括室）　に通報する。

6 地震に関する情報

1．地震に関する情報の種類

情報の種類	内　　容
震源・震度に関する情報（気象庁）	震度３以上が観測された場合、震源要素、その地域名と市町村名を発表する。なお、震度５弱以上になった可能性がある市町村の震度情報が得られていない場合、その事実を含めて発表する。また、津波の有無を付記する。
各地の震度に関する情報（気象庁）	震度１以上が観測された場合、震源要素、その観測点名を発表する。なお、震度５弱以上になった可能性がある観測点の震度情報が得られていない場合、その事実を含めて発表する。また、津波の有無を付記する。
地震回数に関する情報（気象庁）	大きな地震が発生するなど、地震が多発した場合、１時間あたりの震度１以上の地震発生回数を震度ごとにまとめて発表する。
緊急地震速報（気象庁）	大きく分けて「警報」と「予報」の２種類があり、気象庁は、地震発生直後に震源地に近い震度計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模を推定し、これに基づいて各地での主要到達時刻や震度を予測し、素早く緊急地震速報を発表する。 「警報」は、地震波が２点以上の地震観測点で観測され、最大震度が５弱以上と予想される場合に発表する。 「予報」は、いずれかの地震観測点において、Ｐ波またはＳ波の振幅が 100 ガル以上となった場合、地震計で観測された地震波を解析した結果、震源・マグニチュード・各地の予測震度が求まり、そのマグニチュードが 3.5 以上、または最大予測震度が３以上である場合に発信する。
奈良県震度情報ネットワークシステムの震度（奈良県）	奈良県震度情報ネットワークシステムの各震度計は震度１以上で震度を観測し、県防災統括室へ送信する。 県防災統括室では、この震度情報を震度１以上で奈良地方気象台に通知する。また、震度３以上で県内市町村及び消防署に、震度４以上で消防庁、県警警備第二課及び陸上自衛隊第４施設団に通知する。
南海トラフ地震臨時情報（気象庁）	南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は南海トラフ地震に関連する情報を発表する。

※震度は、「資料13－４気象庁による震度階級関連解説表」参照のこと。

2．地震に関する情報の通知基準

奈良地方気象台は、次の基準により「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」を県（防災統括室）、県警（警備第二課）、日本放送協会奈良放送局に通知する。

１）県内で震度３以上を観測したとき

２）その他、地震に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるとき

3．地震に関する情報に使用する震度観測地点

奈良県震度情報ネットワークシステムのうち、本町の震度観測地点は次のとおりである。

震度発表名称	観測点所在地	北緯			東経		
		度	分	秒	度	分	秒
奈良県吉野町上市	吉野町大字上市80-1 （吉野町役場）	34	23	34	135	51	37

7 情報の受理、伝達

気象予警報等及び土砂災害警戒情報、火災気象通報、地震情報の伝達を受けたとき、あるいは異常現象を覚知したときは、次の方法により管内の住民及び関係機関に対し、その周知徹底と対策等を講ずる。

1．西日本電信電話㈱による伝達は、警報の種別のみであることから県防災行政通信ネットワーク、ラジオ、テレビ放送あるいは最寄りの警察機関、水防機関等と連絡を密にし、的確な気象情報の把握に努める。

2．異常現象を発見し、または通報を受けたときは県（防災統括室）及び奈良地方気象台に通知するとともに、現象によって予想される災害と関係のある県事務所あるいは隣接市町に連絡する。

3．県（防災統括室）から火災気象通報の伝達を受けたときは、その地域の条件を勘案して火災警報を発する。

4．火災警報を住民に周知するに当たっては、予想される災害の応急対策に関する指示も併せて行う。

伝達系統概観図

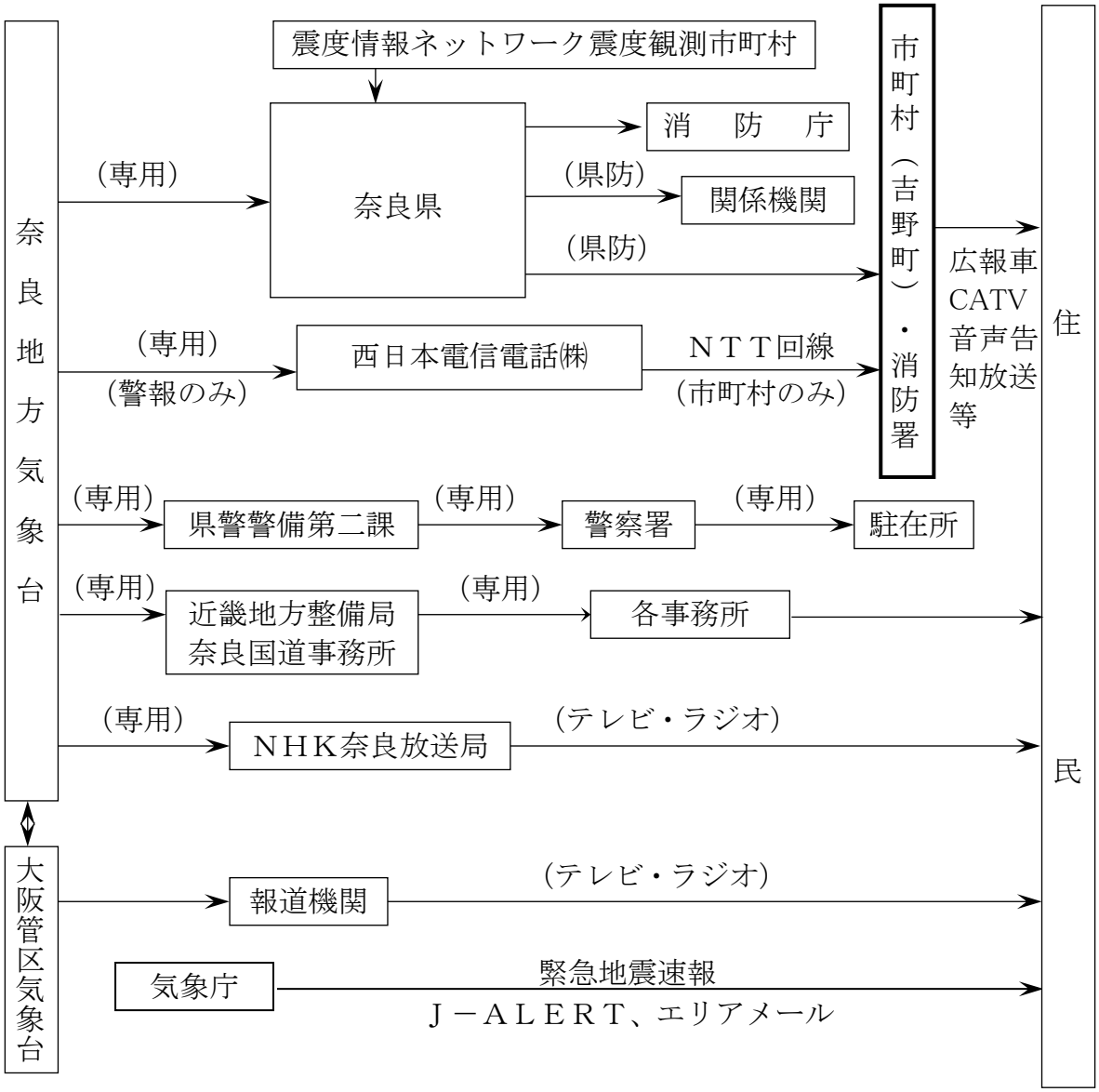

※１（県防）は県防災行政通信ネットワークシステム、（専用）は専用電話又は専用無線を表す。

２　県防災行政通信ネットワークは光高速大容量通信が可能となる光ケーブルによる大和路情報ハイウェイ等を利用した有線回線を主回線とし、衛星系回線を副回線とし、更にそのバックアップ回線として衛星携帯電話回線の３ルートを組み合わせている。

３　県が県防災行政通信ネットワークの再整備の中で整備した県防災情報システムは、Lアラート等に連携しており、県民への速やかな情報提供が可能である。

6 住民等への伝達体制（総務班）

1．勤務時間内における伝達

1）連絡系統図

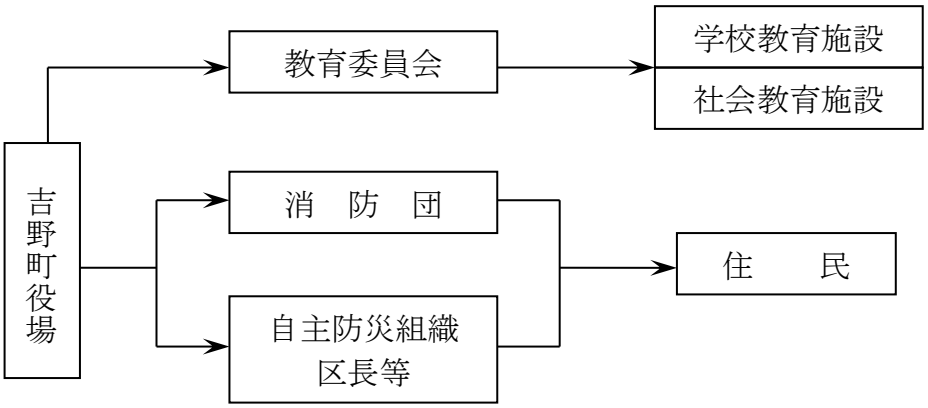

2）連絡の方法

勤務時間内において予警報等の発表、解除を受けた者は、総務課長を経て、町長、副町長、教育長及び庁内各課長へ伝達し、各種予警報等の区分に応じて下記の方法をもって区内住民へ周知徹底を図る。

①．気象予警報

気象情報……ＣＡＴＶ、音声告知放送利用
気象注意報…ＣＡＴＶ、音声告知放送利用
気象警報……ＣＡＴＶ、音声告知放送利用

②．火災警報

消防信号の様式によりサイレン吹鳴

消　防　信　号

近火信号（町内家屋）

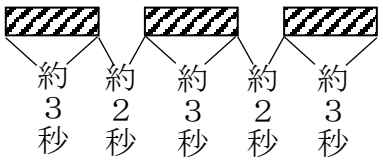

山林火災信号

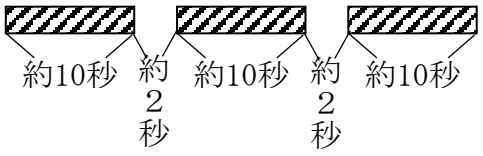

演習、招集信号

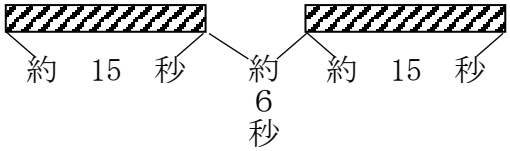

2．勤務時間外における伝達

勤務時間外においては、当直者は直ちに町長、副町長、教育長、関係各課長宅に連絡するとともに、１．２）の方法に準じて住民に周知する。

３．非常時の伝達体制

災害時における予警報等の連絡、伝達についても、１．２）によるが、通信線の途絶等のため伝達が困難な場合は、警報等の緊急の度合に応じて、特使またはその他適当な方法をもって伝達を行う。

町は、消防分団と連携してＣＡＴＶ、音声告知放送その他の方法によって、関係住民に周知する。

7 特別警報に係る町の措置

特別警報の伝達を受けたとき、あるいは異常現象を覚知したときは、適正な伝達手段により管内の住民及び関係機関に対し、直ちに周知するとともに対策等を講ずる。

第2 早期災害情報収集の計画

1 早期被害情報収集（総務班）

１．町は被害の状況及びこれに対して執られた措置に関する情報（以下「災害情報」という。）を収集する。

その際、被害が町の対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができない災害である場合は、至急その旨を県（防災統括室）及び国にそれぞれ通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意する。また、被害の詳細が十分に把握できない状況にあっても、入手できた災害情報の迅速な報告に努める。

２．報告責任者

報告責任者をあらかじめ定めておき、直ちに早期災害情報を県 （窓口：防災統括室） に報告する。

なお、次の場合は、消防庁に対して直接報告する。なお、災害発生後の第一報 （即報）は、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

１）県に報告ができない場合

県との通信手段が途絶するなど、被災状況により県への報告ができない場合には、直接消防庁に報告する。ただし、この場合にも町は県との連絡確保に努め、連絡が取れるようになった後は県に対して報告する。

２）消防庁に報告すべき災害が発生した場合

火災・災害等即報要領（昭和59年消防災第267号）の「直接即報基準」に該当する火災、災害等を覚知した場合、町及び消防署は、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても報告する。（この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行う。）

奈良県防災統括室 （災害対策本部総務情報班） への連絡先

代表電話	0742-22-1101 内線2288
直通電話	0742-27-8425
宿日直室（夜間等）	0742-27-8944
西日本電信電話㈱FAX	0742-23-9244
奈良県防災行政通信ネットワーク（TEL）	TN-111-9011
奈良県防災行政通信ネットワーク（FAX）	TN-111-9210
夜間等代表電話	0742-22-1001

（宿日直室が受信し、宿日直室から防災統括室員に連絡する。）

消防庁への連絡先

区分 / 回線別		平日（9：30～17：45）※応急対策室	左記以外 ※消防･防災危機管理センター
NTT回線	TEL	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
奈良県防災行政通信ネットワーク	TEL	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49012
	FAX	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

〔県〕

1．早期に被害の概要を把握するため、県は必要に応じ、県消防防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターにより情報を収集する。

2．1．のみでは対応不可能な場合は、県（災害対策本部）は自衛隊及び他府県に対し、応援を要請する。

2 情報の連絡手段（総務班）

町は、電話、ＦＡＸ、奈良県防災行政通信ネットワーク、携帯電話等の通信手段のなかから、状況に応じ最も有効な手段を用いて情報を報告する。

3 災害概況即報（総務班）

町は、災害発生時の早期報告として、個々の災害現場の概況等を報告する場合には、災害概況即報（様式１）により、直ちに次の情報を県防災行政通信ネットワークシステム等で県（窓口：防災統括室）に報告する。

1．人命危険の有無及び人命災害の発生状況
2．火災等の二次災害の発生状況、危険性
3．避難の必要の有無及び避難の状況
4．住民の動向
5．道路交通状況
6．災害対策本部等の設置状況
7．その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

なお、災害発生時で、死傷者の有無、火災の発生等の被害状況の把握が不十分な場合においても、災害概況即報により、県に報告する。（災害概況即報記入要領は資料編様式１による。）

4 異常現象発見者の通報

1．発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、遅滞なく、関係機関に通報する。

1）火災に関する現象…奈良県広域消防組合吉野消防署、役場、消防団 2）水防に関する現象…役場、消防団 3）その他に関する現象…役場、警察署

2．受報者の処置

異常現象の通報を受けた関係機関（職員）は、その旨を速やかに町長に通報する。

異常現象の通報を受けた町長は、県（窓口：防災統括室)、奈良地方気象台、その他の関係機関に通報する。

第３　被害状況の調査・報告計画（全部）

町は、自己の所掌する事務または業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、または関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況等の情報を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

1　報告の基準

町は、資料 13－３、資料 13－４に該当する災害（地震については、町域内で震度４以上を記録した場合）について、被害状況及び応急措置の実施状況等を県防災統括室及び県担当課へ報告する。

なお、町域内で震度５強以上を記録した場合は、消防庁へも直接報告する。

2　被害状況の調査

１．被害状況等の調査は、次表に掲げる各課及び機関が関係機関及び団体の協力・応援を得て行う。
２．被害状況等の調査に当たっては関係機関相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないよう充分留意し、正確を期する。
３．被害世帯数については現地調査のほか住民登録と照合する等正確を期する。
４．日常的な介護を必要とする要配慮者の被害状況については特に配慮する。

調　査　事　項	調　査　機　関	主たる応援協力機関
人家の被害	生活基盤環境班・生活再建支援班・避難支援班・医療福祉救護班	
福祉関係施設被害	医療福祉救護班	吉野保健所
医療、環境衛生、廃棄物処理施設被害	医療福祉救護班・生活基盤環境班・生活再建支援班	吉野病院
水道施設被害	生活基盤環境班・生活再建支援班	
農業関係被害	生活基盤環境班・生活再建支援班	奈良県南部農林振興事務所
農地農業用施設被害	生活基盤環境班・生活再建支援班	奈良県南部農林振興事務所
畜産被害	生活基盤環境班・生活再建支援班	奈良県家畜保健衛生所
商工関係被害	生活基盤環境班・生活再建支援班	吉野町商工会
林地被害	生活基盤環境班・生活再建支援班	奈良県南部農林振興事務所
造林地、苗畑等被害	生活基盤環境班・生活再建支援班	奈良県南部農林振興事務所
林道被害	生活基盤環境班・生活再建支援班	吉野中央森林組合

調　　査　　事　　項	調　査　機　関	主たる応援協力機関
作業道被害	生活基盤環境班・生活再建支援班	奈良県南部農林振興事務所
林産物、林産施設被害	生活基盤環境班・生活再建支援班	奈良県南部農林振興事務所
公共土木施設被害	生活基盤環境班・生活再建支援班	奈良県南部農林振興事務所・吉野土木事務所
都市施設被害	生活基盤環境班・生活再建支援班	吉野土木事務所
県有財産被害（文教施設、警察施設を除く）	県各出先機関	町関係各課
文教施設被害	県教育委員会・町教育委員会	町関係各課
警察関係施設被害	警察署	町関係各課
生活関連施設被害	指定公共機関	町関係各課

3　報告の種別（総務班）

１．報告系統	町から県（防災統括室）への報告は、災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告及び災害年報とし、県（防災統括室）は、被害状況等を国に報告するとともに、必要があれば関係機関に連絡する。
２．災害概況即報	町は、災害が発生したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で災害に関する第１報を災害概況即報（様式１）により、県防災行政通信ネットワーク等で報告する。 また、火災・災害等即報要領の「直接報告基準」に該当する災害が発生したときは、直接消防庁に対しても報告する。
３．被害状況即報	町は、災害が発生したときは町域内の被害状況及び応急措置の実施状況等を取りまとめ、速やかに被害状況即報（様式２）により報告する。 ただし、知事（災害対策本部長）が必要と認めた場合はその指示に従って報告する。
４．災害確定報告	応急対策終了後、14日以内に被害状況即報と同様式で報告する。
５．災害年報	毎年１月１日から 12 月 31 日までの災害による被害の状況を、翌年３月 10 日までに災害年報（様式３）により報告する。

4　県事業担当課への報告（全部）

町は、災害が発生したときは担当する調査事項について、被害状況を取りまとめ、遅滞なく調査事項ごとに県事業担当課に報告する。

報告・公表等に用いる人的被害数が統一的に扱われるよう、人的被害数の一元的な集約・調整等を行うよう留意する。

（県各課所定の様式による。報告系統は、資料２－４参照）

第３節　避難行動計画

【基本的な考え方】

大規模災害発生時においては、土砂災害、家屋倒壊等の発生が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、町は、避難のための可能な限りの措置をとることにより、住民の生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者についても十分考慮する。

フロー

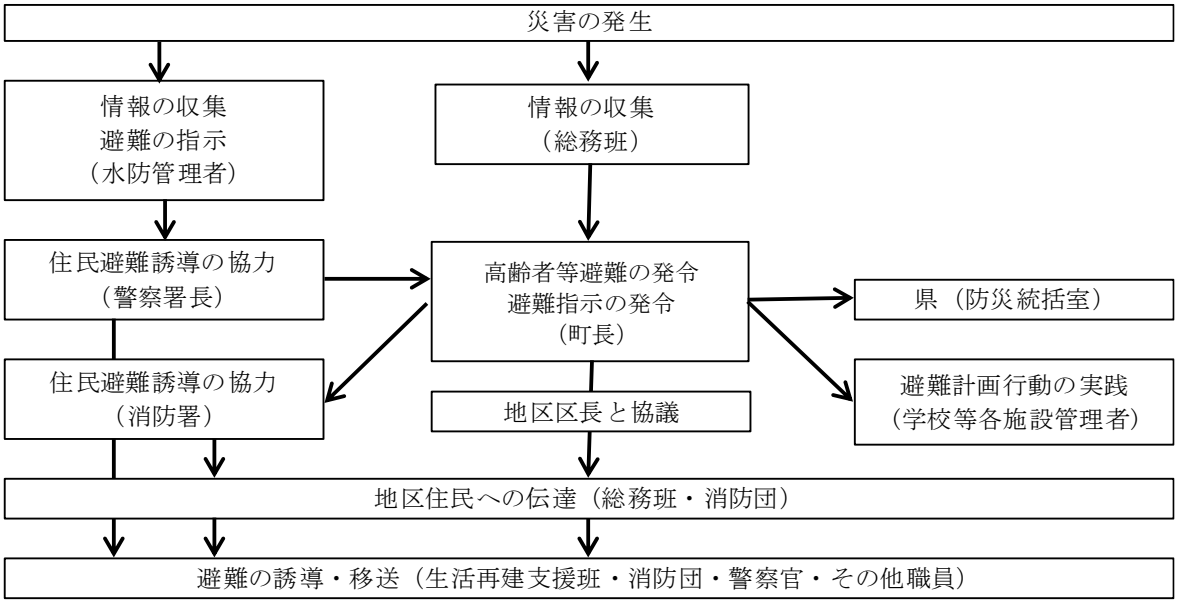

役割分担

実施担当		実施内容
町	町長	(1) 避難指示 (2) 高齢者等避難を発令
	統括調整班 総務班	(1) 避難指示が必要な場合の町長への報告 (2) 避難指示、高齢者等避難の地区住民への伝達 (3) 警察署、消防署、消防団へ住民避難誘導の協力依頼
	生活再建支援班	(1) 避難の誘導・移送
警察官等		(1) 急を要する場合で、町長が避難の指示を行うことができないとき、または町長から要求があったとき、避難指示 (2) 住民避難誘導の協力
消防団等		(1) 住民避難誘導の協力
学校等各施設管理者		(1) 策定された避難計画に即した避難行動の実践

第１　５段階の警戒レベルに対応した避難行動等の支援

住民等が災害時の情報の意味を直感的に理解できるよう、防災情報を５段階の警戒レベルに区分し、住民等の避難行動等を支援する。

警戒レベル	町の対応	住民がとるべき行動
5	緊急安全確保	・命の危険　直ちに安全確保！
＜警戒レベル４までに必ず避難！＞		
4	避難指示	・危険な場所から全員避難
3	高齢者等避難	・避難準備が整い次第、避難開始 ・高齢者・妊婦・子ども・障がい者等は速やかに避難
2	・高齢者等避難の発令を判断できる体制の構築 ・連絡要員を配置	・ハザードマップ等で避難行動を確認 ・自主避難
1	・心構えを一段高める ・職員の連絡体制を確認	・災害への心構えを高める

※「台風第 19 号等を踏まえた避難情報及び広域避難等に関するサブワーキンググループ」最終とりまとめ（概要）を基に作成。

第２　【警戒レベル１】災害への心構えを高める（住民、全職員）

気象庁が発表する「早期注意報（警報級の可能性）」で、気象警報の可能性が「中」又は「高」とされたときに「警戒レベル１」となる。

警戒レベル１については、町からの情報発信がないため、住民自らが積極的な情報収集に努め、災害への心構えを高める。

住民	・防災気象情報等の最新情報に注意し、災害への心構えを高める。 ・非常持ち出し物の確認を行う。
町職員	・防災気象情報等の最新情報に注意し、災害への心構えを一段高める。 ・職員の連絡体制の確認を行う。

第３　【警戒レベル２】避難行動の確認（住民、全職員）

大雨注意報又は洪水注意報、氾濫注意情報等が発表されたとき、「警戒レベル２」となる。

警戒レベル２についても、町からの情報発信がないため、住民自らが積極的な情報収集を行い、自らの避難行動の確認を行う。

住民	・ハザードマップなどで災害リスク（今いるところが浸水するおそれがないか、土砂災害が発生するおそれがないかなど）を確認する。 ・避難所や、避難経路、避難するタイミングなどを再確認する。 ・避難情報の入手方法を確認する。 ・積極的な情報収集を行い、避難所等への移動時間も考慮し、町へ確認したうえで避難所等へ自主避難を開始するかどうかの判断を行う。
要配慮者利用施設の管理者等	・避難確保計画に基づき、防災気象情報等の最新情報を自ら把握し、早めの避難措置を講じる。
町職員	・情報収集伝達要員を配置 ・高齢者等避難の発令を判断できる体制の構築

第４　【警戒レベル３】高齢者等避難の実施（町長、統括調整班、関係班）

1　高齢者等避難の実施・判断基準

町長は「避難指示」より前の段階で、人的被害の発生の可能性があると判断されるときは、「高齢者等避難」を発令する。この情報は、避難に時間を要する高齢者や障がい者等に避難開始を、その他の人々に避難準備が整い次第、避難開始を求めるものである。

町長は、おおむね次の場合、住民に対し、高齢者等避難を発令する。ただし、雨量や河川水位など数値化された情報のみで判断せず、地域の自然現象の把握に努め、区長等と十分に相談のうえ、今後の気象予想や河川巡視等からの報告を含めて総合的な判断に努める。

その際、避難時間等を考慮した早めの発表を心がけ、躊躇なく発表し、速やかに居住者等に伝えなければならない。また、台風による大雨発生など事前に予測可能な場合は、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達するよう努める。

区分	判断基準及び方法
発令時の状況	○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者（避難行動要支援者）が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況
住民に求める行動	○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者（避難行動要支援者）は、計画された避難所への避難行動開始（避難支援者は避難支援行動を開始） ○上記以外の者は、避難準備開始し、準備が整い次第、避難開始 ○開設要望のあった地区は、自主避難所を開設

区分	判断基準及び方法		
条件	水害	破堤越水氾濫	・各水位観測所の水位が**避難判断水位に到達**した場合 ・各水位観測所の水位が**水防団待機水位を超えた状態**で、次の①～②のいずれかにより急激な水位状況のおそれがある場合 ①各河川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に達する場合（**洪水警報の危険度分布が赤色（警戒）**になった場合） ②各水位観測地点の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ・**大滝ダムからの放流量**が「ただし書き操作」開始により、**1,200t/s を超える放流**を開始する場合 ・軽微な漏水・浸食等が発見された場合 ・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ※水位周知河川やその他の河川については、流域雨量指数の予想値を参考とする。
		内水氾濫等	・避難を伴うような浸水、道路冠水になると予想される場合 ・大雨警報（浸水害）が発表され、引き続き多量の降雨が予想される場合
	土砂災害		**・奈良県土砂災害・防災情報システム土砂災害判定メッシュが赤色**（２時間以内に基準値超過を予想）を示している場合 ・近隣で前兆現象（流水の異常な濁り、斜面からの湧水の増加）が発見された場合

※詳細については、「資料 4-5　吉野町避難指示等判断伝達マニュアル」を参照

2 洪水害に係る避難すべき区域

■吉野川破堤・越水氾濫及び高見川破堤・越水氾濫
避難すべき区域については、「吉野町防災マップ　令和２年４月」を参照。

■ 内水氾濫等

対象区域	吉野町全域　（上市地区）　（吉野地区）　（中荘地区） （国栖地区）　（中竜門地区）　（龍門地区）
避難区域	想定浸水深 50cm 程度以上
災害の様相	床上浸水

〈留意事項〉
・浸水深が、50cm を上回る（膝上まで浸水が来ている）場所での避難行動は危険である。
・流速が早い場合は、20cm 程度でも歩行不可能である。
・用水路等への転落のおそれのある場所では、道路上 10cm 程度でも危険である。

3 土砂災害に係る避難すべき区域

「高齢者等避難」の対象となる「避難すべき区域」は、下記の「警戒すべき箇所」を有する地区のとおりである。

①土砂災害警戒区域等指定区域の指定状況‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥（資料 12－１参照）
②土石流危険渓流の指定状況‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥（資料 12－２参照）
③地すべり危険箇所の指定状況‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥（資料 12－２参照）
④急傾斜地崩壊危険箇所の指定状況‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥（資料 12－２参照）
⑤山地災害危険地区の指定状況‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥（資料 12－３参照）
⑥道路危険箇所の指定状況‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥（資料 12－４参照）

※各区域の詳細な指定場所については、「吉野町防災マップ　令和２年４月」及び「奈良県土砂災害・防災情報システム」を参照。

第５ 【警戒レベル４】避難指示の実施（町長、統括調整班、関係班）

1 避難指示の実施・判断基準

「避難指示」は、原則として町長が行う。町長は、町の区域内において災害が発生しまたは発生するおそれがあり、住民を避難させる必要があると判断したときは、避難のための立退きを指示し、必要に応じて警察署長及び消防署長に住民の避難誘導への協力を要請する。

住民に危険が切迫する等、急を要する場合で、町長が避難の指示を行うことができないとき、または町長から要求があったときは、次表のとおり警察官等が避難の指示を行うことができる。この場合、速やかに町長に通知する。

実　施　者	根　拠　法　令
町長	災害対策基本法第60条第1項、水防法第29条
警察官	災害対策基本法第61条第1項、警察官職務執行法第４条第1項(警察官のみ)
災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る）	自衛隊法第94条第1項
知事またはその命を受けた職員	災害対策基本法第60条第6項（市町村長がその事務を行うことができないと認めたときの事務の代行）　→ 直ちにその旨を公示する。
	水防法第29条及び地すべり等防止法第25条→直ちに当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

町長は、おおむね次の場合、住民に対し、「避難指示」を発令する。ただし、雨量や河川水位など数値化された情報のみで判断せず、地域の自然現象の把握に努め、区長等と十分に相談のうえ、今後の気象予想や河川巡視等からの報告を含めて総合的な判断に努める。

その際、避難時間等を考慮した早めの発表を心がけ、躊躇なく発表し、速やかに居住者等に伝えなければならない。また、台風による大雨発生など事前に予測可能な場合は、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達するよう努める。

区分	判断基準及び方法		
発令時の状況	○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況		
住民に求める行動	○通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動開始（全員避難） ○避難を行うことにより人の生命又は身体に危険が及ぶ場合には、屋内での待避等の安全確保措置		
条件	水害	破堤越水氾濫	・各水位観測所の水位が**氾濫危険水位に到達**した場合 ・各水位観測所の水位が**避難判断水位を超えた状態**で、次の①～②のいずれかにより急激な水位状況のおそれがある場合 ①各水位観測地点の上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②各河川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合（**洪水警報の危険度分布が紫色（非常に危険）**になった場合） ・**大滝ダムからの放流量**が「ただし書き操作」開始により、**1,800t/s を超える放流**を開始する場合 ・**津風呂ダムからの放流量が 100t/s を超える放流**を開始するとき ・異常な漏水・浸食等が発見された場合 ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通貨することが予想される場合 ・河川管理施設の異常（漏水等破堤につながるおそれのある被災等）を確認した場合 ※水位周知河川やその他の河川については、流域雨量指数の予想値を参考とする。
		内水氾濫等	・安全のため早めの避難を促す場合 ・大雨警報（浸水害）が発表され、引き続き多量の降雨が予想されるとともに、浸水被害になると予想される場合
	土砂災害		・土砂災害警戒情報が発表され、**奈良県土砂災害・防災情報システム土砂災害判定メッシュがうす紫色**（2 時間以内に基準値超過を予想）を示している場合 ・近隣で前兆現象（渓流付近で斜面崩落、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見された場合

※詳細については、「資料 4-5　吉野町避難指示等判断伝達マニュアル」を参照

2 洪水害に係る避難すべき区域

「第４【警戒レベル３】高齢者等避難の実施」と同様。

3 土砂災害に係る避難すべき区域

「第４【警戒レベル３】高齢者等避難の実施」と同様。

4 避難指示の報告、通知

1．報告

町長は、避難指示を行った場合または警察官等から避難指示を行った旨の報告を受けた場合は、その旨知事に報告する。また、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに知事に報告する。

町　長 →（報告）→ 知　事

（災害対策基本法第60条第4項）

2．通知

水防管理者は、避難の指示を行った場合は、その旨警察署長に通知する。

水防管理者 →（通知）→ 警察署長

（水防法第29条）

5 避難指示の内容

町長が行う避難指示及びその他の者が行う避難の指示は次の事項を明示して行う。

1．避難対象地域	2．避難所の場所
3．避難経路	4．避難の理由
5．避難時の注意事項	6．その他の必要事項

6 避難指示の伝達要領

避難指示は、次の要領により伝達する。

1．伝達系統

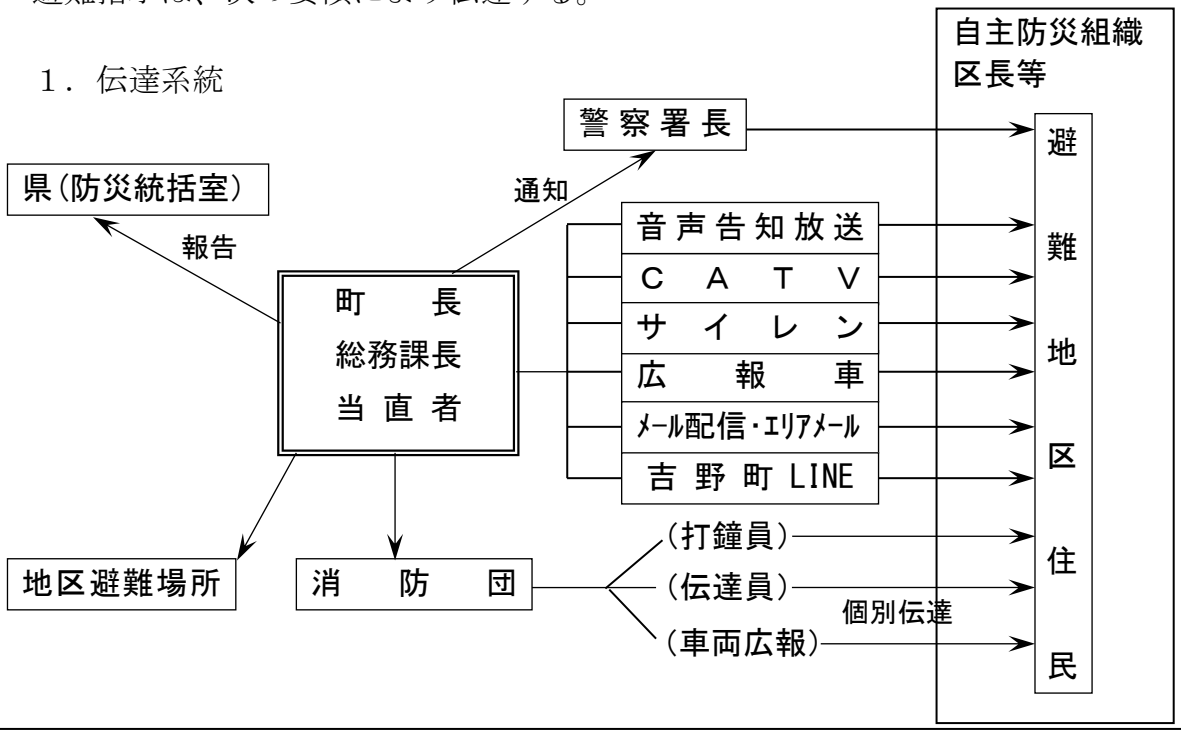

2．伝達方法

1）統括調整班長は、避難指示が必要と認めるときは、町長に報告し、その命令により直ちに音声告知放送、ＣＡＴＶ、広報車等による広報、インターネット、エリアメール、SNS、ファクシミリ等あらゆる手段を活用し、地区住民に伝達する。また、災害対策本部設置状況、避難指示等発表情報、避難所開設情報を、県防災情報システムに入力することで、住民へ速やかに周知できる。更に、避難指示等発表情報は携帯電話会社へも送られて、発表対象地域の住民に緊急速報メールが発信される。

2）消防署及び消防団長は、1）の伝達を受けたときは、打鐘員及び伝達員に連絡し、警鐘及び個別伝達等により住民に周知する。

3）統括調整班長は、避難指示があった場合は、避難時間、避難場所及び避難所への経路を示さなければならない。

4）伝達の際は要配慮者に考慮して、迅速かつ確実に伝達できるよう留意する。

5）避難指示の伝達にあたっては、事前に例文を作成するなど、わかりやすくその意味を伝える。

6）避難指示等を発表したにもかかわらず災害が発生しない、いわゆる「空振り」を恐れず、判断基準に基づき避難指示等を発表する。

7）事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも高齢者等避難、避難指示の順に発表する必要はなく、状況に応じ、段階を踏まずに避難指示等を発表する等、臨機応変に対応する。

7 屋内避難等の緊急安全確保措置

1．緊急安全確保が必要な場合

発災時に災害対策本部が避難指示を出す前に、実態的に、住民は自らの判断で最寄りの学校や指定緊急避難場所等に避難を始めると予想される。

避難指示が必要な事態としては、発災後の二次災害の発生・拡大が予想されるときであり、次のような場合が想定される。

1）火災による危険が迫ったとき
2）危険物・高圧ガス等の漏洩等があったとき
3）地すべり、崖崩れ等の発生の可能性があるとき（降雨が予想される時を含む）
4）被害を受けた建物・構造物等が周辺に被害を与えるおそれがある場合
5）不特定多数が集まる施設、学校、病院等防災上重要な施設において避難が必要と判断されるとき
6）その他災害の状況により、町長が認めるとき

以上の場合において、屋内退避等が必要な事態としては、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命または身体に危険が及ぶおそれがある想定される場合は、近隣のより安全な建物への緊急的退避や屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。

なお、土石流が想定される区域においては、自宅の２階以上に移動しても土石流によって家屋が全壊するおそれもあることから、屋内安全確保をとらないようにする。

２．屋内退避等の実施

避難指示及び屋内退避等は、実施責任者またはその委任を受けた者が行う。

１）避難・退避の指示権の委任を受けた者

①．町長の命を受け災害現場に派遣された職員

②．消防署長または総務班長の命を受け災害現場に派遣された職員及び消防分団長

２）緊急の場合の指示

緊急を要する場合の避難の指示については、予め町長がその権限を委任した者が事態を考慮し、避難所、学校その他安全な場所を確認し、避難させることができる。もしくは、屋内での待避その他の屋内における避難を指示（緊急安全確保の指示）することができる。この場合、速やかにその状況等を町長に報告し、以後の措置について指示を受ける。

３）避難指示及び緊急安全確保の指示等の方法

①．避難指示及び緊急安全確保の指示等を実施する者は、要避難地域の住民に対し、音声告知放送、ＣＡＴＶ、広報車等による広報、インターネット、エリアメール、SNS、ファクシミリ等あらゆる手段を活用し伝達を行うとともに、自主防災組織の協力を得て組織的な伝達を行う。また、必要に応じて各家庭への戸別訪問等により避難指示及び緊急安全確保の指示等の徹底を図る。

②．テレビ・ラジオ放送により避難指示及び緊急安全確保の指示等の周知を図るため、放送局へ協力を依頼する。

③．住民は、近隣に居住する一人暮らしの高齢者や日本語を十分に解さない外国人等に対しても指示及び緊急安全確保の指示等が確実に伝達されるよう協力する。

４）避難指示及び緊急安全確保の指示等の住民への伝達事項

①．避難指示及び緊急安全確保の指示等の発令者

②．避難指示及び緊急安全確保の指示等の対象地域

③．避難先とその場所

④．避難経路（危険な経路がある場合等）

⑤．避難指示及び緊急安全確保の指示等の理由

⑥．注意事項（火の元の確認、避難後の戸締まり、携行品、服装等、門扉等への避難先明記）

３．避難指示及び緊急安全確保の指示等の連絡

１）町長が避難指示及び緊急安全確保の指示等を行った場合

町長は、避難指示及び緊急安全確保の指示等を行った場合は、知事へ通知するとともに、関係機関へ通報する。解除する場合も、同様とする。

２）町長以外が避難指示及び緊急安全確保等の指示を行った場合

直ちに町長に報告し、町長は上記１）に準じて関係機関等へ連絡する。

8 広域一時滞在（広域避難）

1．広域一時滞在（広域避難）の協議

町長は、災害の状況や二次災害の発生・拡大の予想などを踏まえ、住民の生命若しくは身体を災害から保護し、または居住の場所を確保することが困難な場合において、避難の受入れについて、他の市町村長と協議を行い、広域一時滞在（広域避難）の確保を行う。

また、他の都道府県への避難の受入れ協議が必要な場合は、知事に対して県外広域一時滞在（広域避難）について要請し、協議を行う。

加えて、「災害が発生するおそれ」の段階でも国が対策本部を設置し、本部長から地方公共団体の長や公共交通機関等に対して、必要な指示や協力を求めることができるように制度化されることを受け、広域一時滞在（広域避難）を円滑に行うために、必要に応じて国の対策本部への協議・要請も行う。

他の市町村の市町村長及び知事、国の対策本部と協議を行う場合は、次の事項の協議を行う。

1）避難希望地域	2）避難を要する人員	3）避難期間
4）輸送手段	5）その他必要な事項	

2．広域一時滞在（広域避難）実施の連絡

1）町長が広域一時滞在（広域避難）を行った場合

県外広域一時滞在（広域避難）を行う場合は、受入先の都道府県知事に報告を行う。解除する場合も、同様とする。

2）町長以外が避難指示を行った場合

直ちに町長に報告し、町長は上記1）に準じて関係機関等へ連絡する。

3．他市町からの広域一時滞在（広域避難）の受入

1）広域一時滞在の受入協議

被災した他市町より被災住民の受入れの協議要請があった場合は、被災住民を受け入れない正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる協議を行う。

2）広域一時滞在（広域避難）の受入

町長は、広域一時滞在（広域避難）の用に供する公共施設を速やかに決定し、直ちに当該公共施設等を管理する者に通知して受け入れの準備を行う。

第6 【警戒レベル５】緊急安全確保（町長、統括調整班、関係班、住民）

町から「緊急安全確保」が発令されると、最も危険度が高い「警戒レベル５」となる。

「緊急安全確保」は、災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で町が発令する情報である。（そのため。災害が発生した時に必ず発令されるとは限らないことに留意する必要がある。）

すでに災害が発生している状況であるため、周囲の状況をよく確認したうえで、自分自身や家族などの命を守るための最善となる行動をとるようにする。（「第５【警戒レベル４】避難指示の実施　７屋内避難等の緊急安全確保措置」を参照）

第７　避難の誘導・移送（生活再建支援班、総務班、医療福祉救護班）

１　避難誘導の方法

１．避難誘導は町職員、消防団、警察官、その他指示権者の命を受けた職員、区長、自主防災組織が当たり、避難の誘導に当たっては、高齢者、乳幼児、小児、障がい者、傷病者等要配慮者を優先させる。
２．町長及びその他の避難の指示の実施者は、避難所及び避難経路等を明示する案内標識を設置する等、迅速に避難できるよう措置する。その際、要配慮者に配慮する。
３．町は、平常時より避難行動要支援者の避難対応マニュアルを作成するなど、避難誘導時の支援体制に努める。

２　誘導時の留意事項

１．誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
２．危険地点には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。
３．浸水地にあっては、ボートまたはロープ等を使用し、安全を期する。
４．誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

３　移送の方法

１．小規模の移送
　避難者が自力で立ち退くことが不可能な場合は、町は車両等により移送する。
２．大規模の移送
　災害地が広範囲で、大規模な移送を必要とし、町において対応できないときは、近隣市町村の応援を求めて実施する。また、近隣の応援だけでは対応できない場合は県に要請する。

４　携帯品の制限

携帯品は、円滑な避難に支障をきたさない必要最小限度 （貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）のものとする。

第８　学校、幼稚園、保育所、診療所等における避難行動

（避難支援・教育班、医療福祉救護班）

各施設等の管理者は、災害時に円滑な避難対策が実施できるよう、次に掲げる事項等について定めた避難計画に従い避難行動を行う。

１．避難実施責任者	２．避難順位
３．避難の時期（事前避難の実施）	４．避難責任者及び補助者
５．避難誘導の要領	６．避難者の確認方法
７．家族等への引渡し方法	８．登下校時の安全確保
９．通学路周辺の安全箇所の把握	

第４節　避難生活計画

【基本的な考え方】

大規模災害発生時には必要に応じ指定避難所を開設し、住民等に周知徹底を図る。その際、要配慮者についても十分考慮する。避難所は町職員が運営を支援する中核的な指定避難所と、避難住民による自主運営を基本とするその他の避難所がある。なお、指定避難所等の運営ならびに災害対策本部等との連絡調整を行うため、必要に応じ町の職員を避難所に派遣する。

フロー

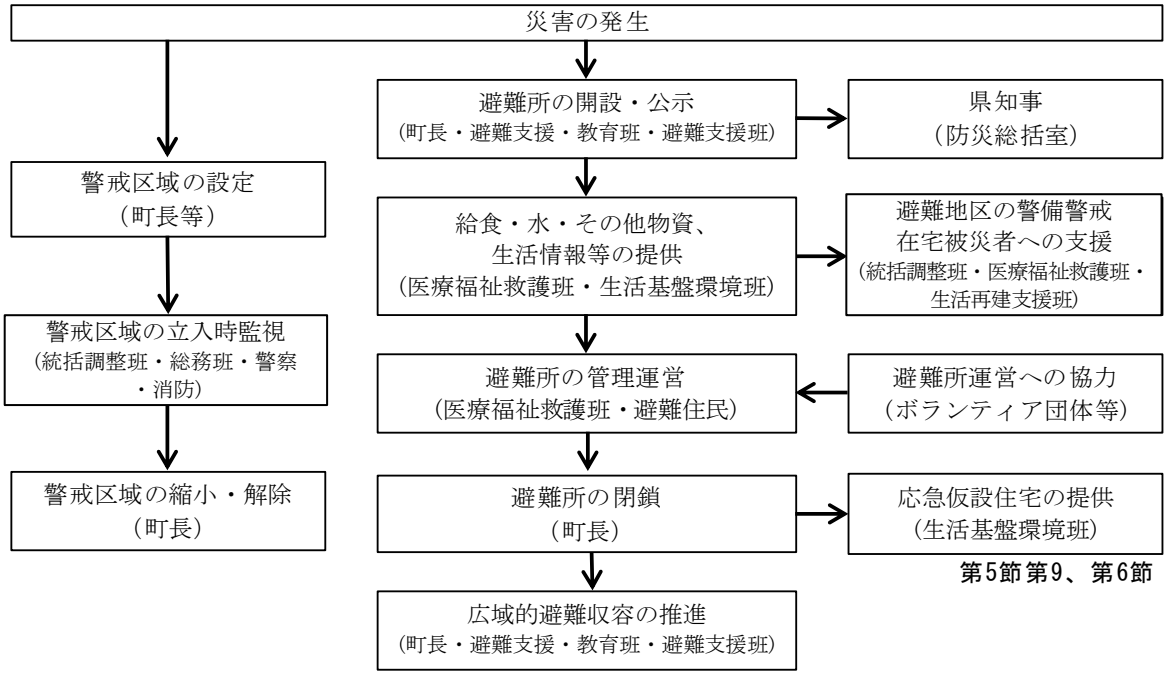

第5節第9、第6節

役割分担

実施担当		実施内容
町	町長	(1) 避難所の開設・告示、避難所責任者の指名、避難所の閉鎖の決定 (2) 避難所開設にかかる県への報告 (3) 災害時の警戒区域の設定、退去命令、警戒区域の縮小・解除
	統括調整班 総務班	(1) 警戒区域への一時帰宅、一時立入の際の監視 (2) 避難地区の警戒警備 (3) 県災害対策本部、県警察、自衛隊等関係機関への避難状況の報告（災害対策本部）
	避難支援・教育班 避難支援班	(1) 避難所の開設
	医療福祉救護班 生活再建支援班	(1) 避難場所の自治組織と連携した避難所の運営 (2) 在宅被災者等への支援
警察官等		(1) 警戒区域の立入時監視
避難住民		(1) 避難所の自主的管理運営
ボランティア等		(1) 避難所運営の協力

第１　指定避難所の開設

１　指定避難所の指定

避難可能な公共施設は、資料４－２のとおりである。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則開設しないものとする。

２　指定避難所の開設

指定避難所は、町職員が開設・運営を支援する中核的避難所と、避難住民による自主的な開設・運営を基本とするその他の避難所について、大規模災害発生時に開設を行う。

３　設　置

１．開設の目的	災害のため現に被害を受け、または受けるおそれがあるもので、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護するために開設する。
２．開設の方法	１）指定避難所は、学校、公民館、集会施設、神社、仏閣等既存建物等の指定した施設を使用する。ただし、これらの適当な施設を得がたいときは、野外にテント等を仮設し、開設する。 ２）町長は、指定避難所を開設したときは、その旨を公示するとともに、収容すべき者を誘導し保護する。また、町長は直ちに建物及び収容者の維持管理のために避難所責任者を指名する。 ３）指定避難所等の運営ならびに災害対策本部等との連絡調整を行うため、地域住民が中核的避難所への連絡を行い、中核的避難所で集約した情報の連絡を行う。 ４）町長は、指定避難所を設置したときはただちに下記事項を知事に報告する。 ①．指定避難所開設の日時及び場所 ②．箇所数及び収容人員 ③．開設期間の見込み
３．開設期間	災害発生の日から最大限７日以内とする 災害救助法適用の場合)。ただし、気象情報等により災害発生の危険、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建設状況等を勘案し、町長は、県と協議のうえ設置期間を決める。

4 運　営

1．避難所の運営	1）指定避難所は町職員が運営を支援する中核的な避難所と、避難住民による自主運営を基本とするその他の避難所がある。 2）指定避難所の運営は、関係機関の協力のもと町が適切に行う。 3）町は、指定避難所ごとにそこに収容されている避難者の状況を早期に把握し、避難者の心のケアやプライバシーの確保に努めるとともに、指定避難所のバリアフリー化に努めるなど、要配慮者に配慮した生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう指定避難所運営に努める。また、運営における女性の参画、老若男女のニーズの違いを踏まえ個々に配慮する。さらに、三密（密集・密閉・密接）とならない環境維持に努め、手洗い、うがいの奨励など感染症対策を促進する。 4）町は、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、各指定避難所の自治組織の協力を得て、自主的な管理運営がなされるように努める。 5）自主防災組織及びボランティア団体等は、指定避難所の運営に関して町に協力するとともに、役割分担を明確にし、自主的に秩序ある避難生活が送れるよう努める。
2．給食、給水その他の物資の支給	避難者に対する給食、給水その他の物資の支給は、第23節「食料、生活必需品の供給計画」、第24節「給水計画」により実施するが、支給物資の調達を円滑に実施するため、避難人員等を速やかに把握する。 また、畳等がない施設については、ゴザ、むしろ等を調達し配置する。
3．情報提供	町は、避難者に対する生活情報や他の指定避難所等との情報提供に努める。
4．応急仮設住宅の提供	町は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等を行い、避難所の早期解消に努める。

5 職員等の役割

1．職員	中核的避難所に配置された職員は、職員の駐在しない避難所も含め、自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。 1）被災者の収容 2）収容者名簿の作成 3）被災者に対する食料、飲料水の配給 4）被災者に対する生活必需品の供給 5）負傷者に対する医療救護
2．指定避難所の所有者・管理者	町が設定した指定避難所を所有し、管理する者は、指定避難所の開設及び避難した住民に対する応急の救護に協力する。

6 その他

災害が落ち着くとともに指定避難所の収容人員が次第に減少する時は、町長は避難所を逐次整理縮減し、その都度その旨を知事に連絡しなければならない。

第2 指定避難所の閉鎖（町長）

1．町長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、指定避難所の閉鎖を決定し、避難所責任者に必要な指示を与える。
2．指定避難所責任者は、町長の指示により避難者を帰宅させるほか、必要な措置をとる。
3．町長は、避難者のうち住居が浸水、倒壊等により帰宅困難な者がある場合については指定避難所を縮小して存続させる措置をとる。

第3 広域的避難収容（町長、統括調整班、避難支援・教育班、避難支援班、医療福祉救護班）

1．一時収容した避難者に対しては、所用の応急保護を行ったあと、縁故先のある者についてはできるだけ短期間に縁故先へ、その他の者についても他に分散転出するよう指導し、やむを得ない者については別途収容施設を考慮する。
2．町の指定避難所に被災者を収容できないとき、町長は、県又は県内他市町村に対し被災者の他地区への移送及び収容について要請する。
　被災者の他地区への移送を要請した場合は、所属職員の中から移送に当たる引率者を添乗させる。

第4 避難状況の報告（総務班）

1．町（災害対策本部）は、避難所を開設した場合、速やかに住民に周知するとともに、次の事項について県（災害対策本部）をはじめ警察、自衛隊等関係機関に連絡を行う。

1）避難所開設の日時及び場所
2）箇所数及び収容人員（避難所ごと）
3）開設期間の見込み

2．自主避難をした住民がいる場合には、その状況について、県に報告する。
3．災害の規模等により必要があるときは、緊急援護備蓄物資の供給等を県（災害対策本部）に依頼する。

第5 避難地区の警戒警備（統括調整班）

町長は、関係機関と協議して、避難地域の安全確保と犯罪の防止に努める。

第６　在宅被災者等への支援（医療福祉救護班）

町は、消防団や自主防災組織と連携して、指定避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者等（食事のみ受取りに来る被災者を含む）に対しても、指定避難所において食料や生活必需品を配布し、必要な情報やサービスの提供を行う。そのために、在宅被災者等の避難者名簿への登録など、在宅被災者等の早期把握に努める。

第７　車中泊者への対応

町は、避難所ではなく車中泊により避難している被災者等に対しても、次に掲げる事項について配慮する。

１）避難所周辺で車中泊をしている避難者に対する健康管理対策（エコノミークラス症候群防止のための体操の奨励、弾性ストッキングの配付など）

２）車中泊者に対する食事配給時間などの情報提供及び配給食料数の把握等（車中泊者等の避難者名簿への登録）

３）車中泊が長期にならないための屋内避難所への入所等の勧奨

第８　同伴ペットへの対応

避難所では、さまざまな価値観を持つ人が共同生活を営むため、ペットの飼育をめぐるトラブルが発生しがちである。そのため、避難所運営マニュアルにペットの取扱の規定を設けるなど、次に掲げる事項について配慮する。

１）居住スペースへのペットの持ち込みは身体障がい者補助犬を除き原則禁止とする。身体障がい者補助犬を居室へ持ち込む場合には、周囲の理解を得るようにする。

２）避難所の敷地に余裕がある場合には、敷地内に鳴き声や臭気対策を考慮し、居住空間からある程度離れた学校のグラウンドの一角などの屋外に飼育スペースを確保する。

３）ペットの飼育については、飼い主が全責任を持って管理する。また、飼い主に対して、主に次の内容を届け出るよう呼びかけ、ペット飼育管理簿を作成する。

第９　警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令（統括調整班）

１　警戒区域設定の権限

警戒区域の設定は、国（近畿地方整備局）、県、消防、警察、住民、専門家等の意見を聞くための協議会を設置し、その意見を参照して、次の区分により町長等が行う。

区分		実施者	備考	
災害対策基本法	第63条第１項	町長	災害時の一般的な警戒区域設定権	住民等の生命・身体の保護を目的とする。
	第63条第２項	警察官（町長若しくはその委任を受けてその職権を行う吏員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき）		
	第63条第３項	災害派遣を命じられた自衛隊部隊等の自衛官（町長若しくはその委任を受けてその職権を行う吏員がいない場合に限る）		
	第73条第１項	知事（災害の発生により町長がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったとき）		
水防法	第21条第１項	水防団長、水防団員、消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所での警戒区域の設定権	水防・消防活動関係者以外の者を現場から排除し、水防・消防活動の便宜を図ることを主目的とする。
	第21条第２項	警察官（水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、またはこれらの者の要求があったとき）		
消防法	第28条第１項、第36条	消防吏員または消防団員	火災の現場及び水災を除く他の災害の現場における警戒区域の設定権	
	第28条第２項、第36条	警察官（消防吏員または消防団員が火災の現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき）		

２　警戒区域設定の実施方法

警戒区域の設定は、権限を有する者が現場において、バリケードや規制ロープの展張等の事実行為として行う。また、警戒区域内への立入りの制限・禁止及び区域内からの退去について、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図り、これに従わない者には法令の定めるところにより罰則を適用できる。

警察官または自衛官が、町長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

３　避難所への受入れ

警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民等がある場合は、町長は必要に応じて避難所を開設してこれらを受入れ、必要なサービスを提供する。

4 警戒区域への一時帰宅、一時立入

警戒区域を設定した場合においても、行政機関や 復旧工事等に携わる事業者等やむを得ず立ち入らなければならない者には町長が許可証等を発行し、一時立入を認めることができる。また、住民には、警察、消防、町職員等の監視のもと、日時を設定して一時帰宅を認めることができる。

一時立入、一時帰宅を許可するにあたっては、災害による死者をなくす・人命を守る」ことを念頭に置いて、安全面を第一に考えて基準を策定する。

5 警戒区域の縮小・解除

警戒区域を解除する場合は、専門家の意見も十分に考慮し、協議会等の場において慎重に検討したうえで決定する。

第５節　要配慮者の支援計画

【基本的な考え方】

災害時には、高齢者、乳幼児、障がい者及び外国人等の「要配慮者」が迅速・的確な避難等の行動がとりにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

このため、避難行動要支援者に対し、「奈良県災害時要援護者支援ガイドライン」及び「災害時要援護者避難支援の手引き」を踏まえて整理した個別計画等に基づき、速やかに避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。

なお、震災の場合は、平時に想定していない方が負傷等により要配慮者になる可能性があるため、平時の避難行動要支援者名簿登載者だけでなく、これらの方々の情報も可能な限り収集し、行政機関へ伝達する。

フロー

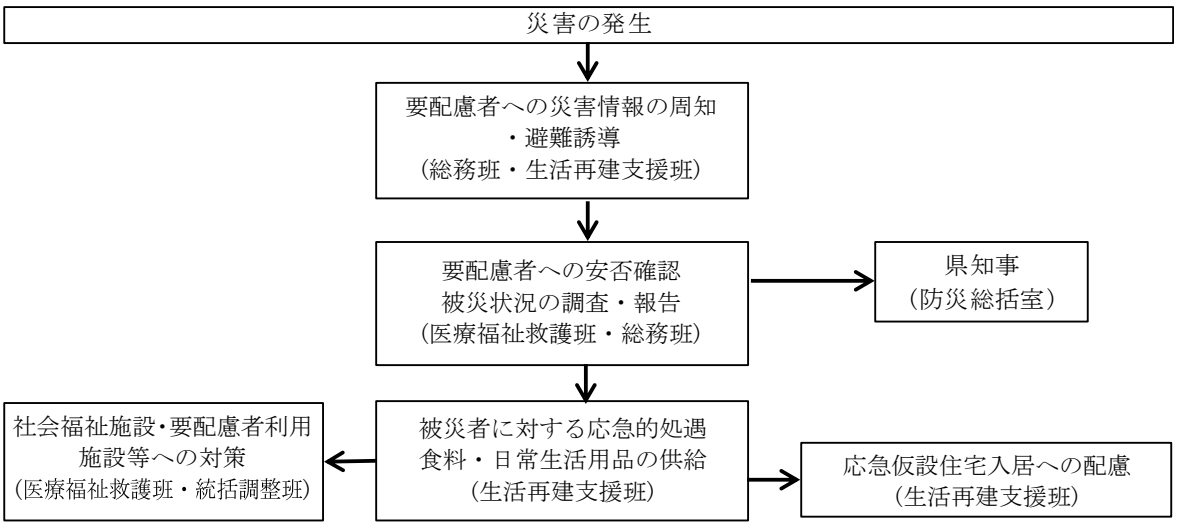

役割分担

実施担当		実施内容
町	医療福祉救護班	(1) 要配慮者への災害情報の周知 (2) 要配慮者の避難誘導 (3) 要配慮者等の安否確認及び被災状況の調査・報告 (4) 要配慮者被害状況のとりまとめ及び県への報告 (5) 被災者に対する応急的処遇、食料・日常生活用品の供給 (6) 応急仮設住宅入居への配慮
	総　務　班	(1) 要配慮者への災害情報の周知

第１　情報伝達等の方法

町は、災害による情報の伝達、避難指示、避難誘導、避難所等での情報提供等を行うときは、「避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）」に基づき、「避難行動要支援者名簿」を活用して避難行動要支援者の実態を考慮し、おおむね次の方法に

より行うよう努める。

1．視覚機能に障害のあるとき	1）音声情報による周知 2）拡大文字による周知 3）その他、効果的な方法の併用による周知
2．聴覚機能に障害のあるとき	1）文字情報による周知 2）映像による周知（テレビ､ビデオ､パソコン等） 3）手話による周知 4）その他、効果的な方法の併用による周知
3．日本語理解に障害のあるとき	1）外国語による周知 2）その他、「優しい日本語」に対応した例文やピクトグラムによる案内板等の掲示等の効果的な方法の併用による周知
4．地理的理解に障害のあるとき	1）地図による情報の周知 2）その他、効果的な方法の併用による周知

第2 災害情報等の周知（医療福祉救護班、総務班）

町は、災害情報の連絡、あるいは異常現象を覚知したときは、地域住民（自主防災組織・消防団）及びホームヘルパー等と協力して要配慮者、特に避難行動要支援者に対し迅速かつ確実に周知を行う。

第3 避難誘導（医療福祉救護班）

要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ以下の措置をとる。

なお､町は､平常時より避難行動要支援者の避難誘導の支援体制の確立に努める。

1．地域住民等と協力して避難所へ移送すること。
2．必要に応じて社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
3．居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行うこと。

第4 安否確認及び被災状況の調査・報告（医療福祉救護班）

1．災害が発生したときは要配慮者の安否確認及び被災状況の調査を行い、その状況を県に速やかに報告する。

2．連絡または報告すべき事項及びその内容は、おおむね次による。

1）避難所等に避難している者	避難所ごとに氏名、性別、年齢、障害の内容及び程度、福祉的処遇の要否及び内容、その他特記事項
2）その他親戚、知人宅等に避難している者 （医療施設に収容された者は除く。）	氏名、性別、年齢、障害の内容及び程度、福祉的処遇の要否及び内容、避難先の連絡方法
3）被災地域の在宅者	行政区ごとに氏名、性別、年齢、障害の内容及び程度、福祉的処遇の要否及び内容、介護者の有無、その他特記事項
4）被災地域の施設入所者及び施設等	①．施設ごとの施設種別、入所者の氏名、性別、年齢及び被災の程度の報告

	②．施設ごとの施設種別、施設及び設備の被災状況の報告

3．すべての事項が確認できない場合、確認できた範囲の報告を行い、その他の事項についても、後刻速やかに報告を行う。

第５　被災状況の取りまとめ（医療福祉救護班）

町は、要配慮者の被災情報を県に報告する。また、県は市町村から報告のあった要配慮者の被災情報を取りまとめて、関係機関への報告及び伝達等を行うことになっている。

第６　被災者に対する応急的処遇（医療福祉救護班）

被災した要配慮者で福祉的処遇が必要な者に対する応急的処遇は、おおむね次により行う。

1．町は、必要に応じて、福祉的処遇を担当する援助者の確保及び援助物品の確保などの支援を県に要請する。
2．町は、緊急に施設で保護する必要がある者を、一時的に受け入れることができる社会福祉施設の情報及び当該施設への移送支援を県に要請する。
3．町は、避難所等での社会福祉士、介護福祉士、ヘルパー、手話通訳者、保健師等の援助者の確保に努め、身体的・精神的ケアや生活相談等の巡回相談・指導・援助を行う。また、必要に応じて県へ、奈良県災害派遣福祉チーム（奈良DWAT）の派遣を要請し、要配慮者に対し適切な福祉支援を行う。
4．町は、補装具・介護物品等の援助物品の確保に努め、被災者に適した物品等の供給又は貸し出しを行う。
5．町は、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、一時的な社会福祉施設への避難保護に努める。

第７　食料の供給（医療福祉救護班）

避難所等での食料供給に際し、要配慮者の福祉的処遇が必要な者に対して、おおむね次により供給を行う。

1．町は、必要に応じて要配慮者の代替食料の確保、加水・加熱処理に必要な器具及び原材料の確保等に対する支援を県に要請する。
2．町は、乳児・幼児・高齢者等でそしゃく・えん下が不自由なため特別食を必要とする者には、固形食から流動食等への代替食料の確保に努める。
3．町は、代替食料の確保が難しいときは、加水・加熱処理に必要な器具及び原材料の確保に努める。

第８　日常生活用品の供給（医療福祉救護班）

避難所等での日常生活用品等の供給に際し、要配慮者の福祉的処遇が必要な者に対して、おおむね次により供給を行う。

1．町は、災害救助用物資として日常生活用品を備蓄及び確保する際、紙おむつ、介護用衣類、スプーン、哺乳ビン等の確保に努めるが、町内で不足する場合は県に対して配送を要請する。
2．町は、県から配送された日常生活用品を速やかに各避難所に配布し、その際、要配慮者に優先的に配布するなどの配慮を行う。
3．町は、日常生活用具の配置に際し、要配慮者の利用を十分考慮する。

第９　応急仮設住宅入居への配慮（医療福祉救護班）

災害により住宅を失い、または破損のため、居住することができなくなった世帯のうち、高齢者や障がい者等の単身世帯及び高齢者や障がい者等を含む世帯に対する応急仮設住宅の入居者の決定等に際して、次の事項を留意する。

1．高齢者や障がい者等の優先入居
2．高齢者や障がい者等が過度に集中した応急仮設住宅群を回避する。
3．入居後の高齢者や障がい者等に対し、巡回相談、安否確認などを行う。

〔県〕
応急仮設住宅を建設する際、その建物構造及び付帯設備は次の事項に留意することになっている。
1．建物内の段差の解消若しくは低床化、手すりの設置等
2．低層浴槽、高低調整型炊事設備、障がい者用トイレの設置等

第１０　要配慮者利用施設等に係る対策（医療福祉救護班）

1．入所者・利用者の安全確保
施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先的に隣接する地域の社会福祉施設に措置する。

2．支援活動
1）ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。
2）ライフラインの復旧までの間、水、食料等の確保のための措置を講ずる。
3）ボランティアへの情報提供などを含めマンパワーを確保する。

〔関係機関〕
○要配慮者利用施設の管理者
1．入所者・利用者の安全確保
あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。
2．応援要請等
1）日常生活用品及びマンパワーの不足数について、近隣市町村、県に対し、他の施設からの応援の斡旋を要請する。
2）それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより、被災地の支援を行う。

第６節　住宅応急対策計画

【基本的な考え方】
　災害により住宅を失い又は破損等のため居住することができなくなり、自己の資力では住宅を得ることができない者を収容するための応急仮設住宅の設置及び自己の資力では応急修理することができない者に対する住宅対策を実施する。なお、応急仮設住宅の仕様については、高齢者・障がい者等の要配慮者に配慮する。

フロー

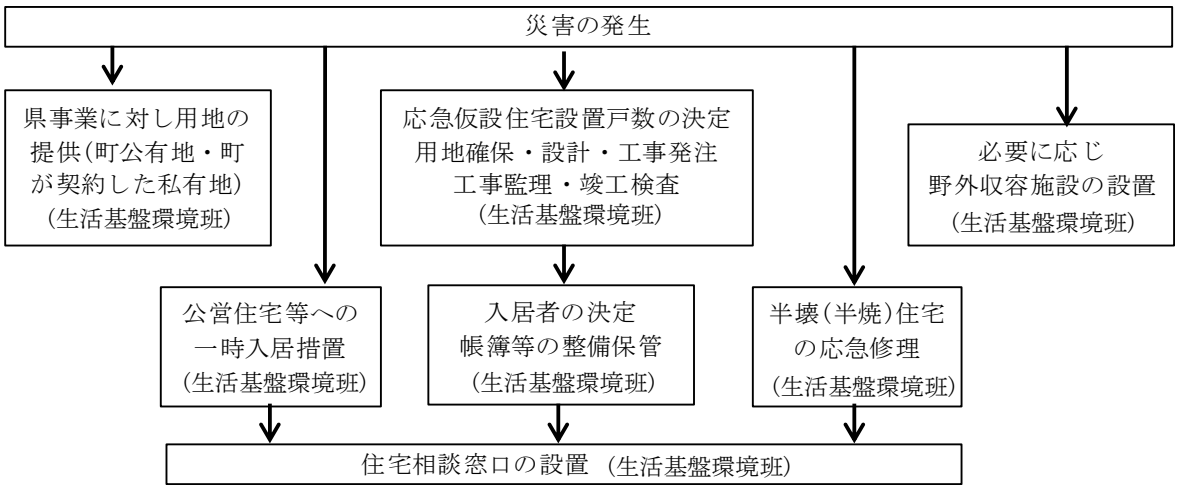

役割分担

実施担当		実施内容
町	生活基盤環境班	(1) 県事業に対し、用地の提供（町公有地、町が契約する私有地） (2) 応急仮設住宅の設置戸数決定、設計、工事発注、工事監理、竣工検査 (3) 入居者の決定、帳簿等の整備保管 (4) 半壊（半焼）住宅の応急修理（被災者が自己資力で修理できない場合 (5) 公営住宅への一時入居措置 (6) 必要に応じ野外収容施設の設置 (7) 住宅相談窓口の設置
県		(1) 災害救助法が適用された場合、応急仮設住宅の提供 (2) 公営住宅への一時入居措置

第１　応急仮設住宅の確保（生活基盤環境班）

1　災害救助法が適用された場合

１．県に対し、町公有地又は私有地の提供をする。ただし、私有地を提供する場合は、町長は、敷地所有者と使用賃貸借契約を行う。
　なお、敷地所有者から契約期間の履行について法律的担保を求められた場合は、裁判所において即決和解を行う。
２．被災者の状況調査をし、入居者の決定の協力を行う。
３．知事の委任を受けて、町長は、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。

2 災害救助法が適用されない場合

1．応急仮設住宅の設置戸数を決定する。
2．建設用地を確保する。ただし、私有地については1 1．のただし書に留意する。
3．応急仮設住宅の設計を行う。
4．建設業者との請負契約を行う。
5．工事監理、竣工検査を行う。
6．入居者の決定を行う。
7．応急仮設住宅の維持管理を行う。

第2 入居基準（生活基盤環境班）

1．住宅が全焼、全壊、流失した者で、居住する住宅がなく、自らの資力をもって住宅を確保することができない者であること。
2．入居者の選定にあたっては、民生児童委員等の意見を参考としながら、高齢者や障がい者等を優先的に入居させる。

第3 住宅の応急修理（生活基盤環境班）

災害救助法が適用されない場合は、町が必要に応じて住宅の応急修理を実施する。

〔県〕
災害救助法が適用された場合、住宅が半壊又は半焼した者のうち自己の資力では住宅の応急修理を実施できない者に対し、日常生活を維持するために必要な部分について、応急修理を実施することになっている。

第4 応急的な公営住宅の確保（生活基盤環境班）

1．町は県と連携を図り、速やかに入居可能な公営住宅の把握に努め、被災者の仮住宅として、公営住宅の空家を提供する。
2．町は県と連携を図り、被災市街地復興特別措置法が適用された場合に、入居可能な公営住宅に被災者が応急住宅として入居を希望した場合に入居を認める。

第5 記録等（生活基盤環境班）

応急仮設住宅を設置し、被災者を入居させたときは、次の帳簿等を整備し保管しておかなければならない。

1．応急仮設住宅入居者台帳
2．応急仮設住宅用地貸借契約書
3．応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書その他設計書、仕様書等
4．応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

第６　住宅相談窓口の設置（生活基盤環境班）

町は県と連携を図り、応急仮設住宅や公営住宅等の空家状況、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。

第７節　ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画

【基本的な考え方】
　各種ヘリコプターを有効に活用するため、町は、関係機関と連携して災害に応じたヘリコプターの要請を行い、応援機等が到着後、迅速に応援活動に入れるよう体制整備に努める。

フロー

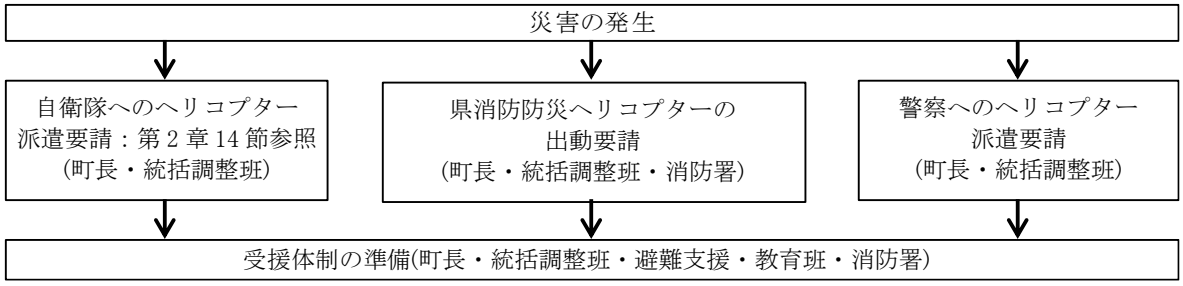

役割分担

実施担当		実施内容
町	町長 統括調整班	(1) 県消防防災ヘリコプターの派遣要請 (2) 自衛隊へのヘリコプター派遣要請 (3) 警察へのヘリコプター派遣要請
消防署		(1) 県消防防災ヘリコプターの出動要請

第１　県消防防災ヘリコプターの派遣要請

（町長、統括調整班、奈良県広域消防組合吉野消防署）

１　災害時等の運航実施

　県消防防災ヘリコプターの災害時等の運航は、「奈良県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「奈良県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき、市町村長等 （消防事務に関する一部事務組合管理者を含む。）の要請ならびに総括管理者（県危機管理監） の指示等により、緊急運航の要件に該当する場合に実施することになっている。

２　緊急運航の要件

　県消防防災ヘリコプターの緊急運航は、次に掲げる活動等で、地域ならびに地域住民の生命、身体、財産等を災害から保護することを目的とするなど公共性を有し、緊急で差し迫った必要性が認められ、県消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がない場合に実施することになっている。

１．救急活動	２．救助活動
３．災害応急対策活動	４．火災防御活動
５．広域航空消防防災応援活動	

３　要請の方法

１．町の要請担当窓口は、統括調整班とする。

２．要請は、「奈良県消防防災ヘリコプター支援協定」に基づき、県防災航空隊に電話等により、次の事項を明らかにして行う。なお、支援要請時にすべての事項について明らかにするいとまがない場合は、必要最小限の事項を連絡するものとし、他の事項については判明次第速やかに県防災航空隊に連絡する。

１）災害の種別 ２）災害発生の日時、場所及び被害の状況 ３）災害発生現場の気象状態 ４）災害現場の町側の最高指揮者の職名、氏名及び連絡方法 ５）場外離着陸場の所在地及び地上支援体制 ６）支援に要する資器材等の品目及び数量 ７）その他の必要事項

4　緊急運航の要請先

緊急運航が必要な場合、町長及び消防署長は、「奈良県消防防災ヘリコプター支援協定」に基づき、下記を通じ県に消防防災ヘリコプターの派遣要請を行う。

１．勤務時間内の要請窓口	県防災航空隊　（奈良市矢田原町2450） 直通電話　　0742－81－0399 ＦＡＸ　　0742－81－5119
２．勤務時間外の要請窓口	県宿日直室　電話　0742-27-8944 FAX　0742-23-9244 県防災行政通信ネットワークシステム TN-111-9011 TN-111-9210 TNは自局の地上または衛星回線選択番号

第２　自衛隊へのヘリコプター派遣要請（町長、統括調整班）

自衛隊へのヘリコプター等の派遣の要請は、第 14 節「受援体制の整備」による。

第３　警察へのヘリコプター派遣要請（町長、統括調整班）

警察保有のヘリコプターの派遣要請については、次による。

吉野警察署警備課 電話　0747－53－0110
奈良県警察本部警備第二課 電話　0742－23－0110　内線 5802・3572

第４　受入準備（町長、統括調整班、避難支援・教育班、奈良県広域消防組合吉野消防署）

１　町の受入体制

町長は、緊急運航を要請した場合、防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入体制を整える。

１．離着陸場所の確保及び安全対策
２．傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
３．空中消火用資器材、空中消火基地の確保
４．その他必要な事項

２　緊急時の措置

町は、ヘリコプター等の派遣等の事実を知り、またはその旨の連絡を受けたときは、緊急に次の措置を講ずる。

１．ヘリポートに紅白の吹流し又は国旗等を掲揚して、地上の風向を知らせる。
２．離着陸地点には「第６　離着陸地点等の基準」に定める記号を、石灰等を用いて表示する。
３．ヘリポート周辺への一般の立入りを禁止し、事故防止に努める。
４．ヘリコプターの発着に障害となる物体については、除去又は物件所在地の表示をする。表示方法は、上空から良く判断できるよう白布又は赤布等を縛り付ける。
５．離着陸周辺の木片、小石等は吹き飛ばされるので、できるだけ取り除く。
６．離着陸の際には砂じんが発生するので、その防止対策として消防車等による散水を行う。

また、町及び災害活動用緊急ヘリポートの施設管理者はヘリポートの被災状況を調査し、県災害対策本部（防災統括室、総務情報班）に報告する。

（※緊急ヘリポートは、資料５－１参照）

第５　離着陸不能の条件

ヘリコプターの飛行又は離着陸不能の条件はおおむね次のとおりである。

１．雨天または霧等が発生し、視界が不良の場合
２．前線通過などのため突風や乱気流のある場合
３．日没後
４．着陸地の傾斜及び障害物が規定以上である場合

第6 離着陸地点等の基準（自衛隊ヘリコプターの場合）

1 Ⓗの基準

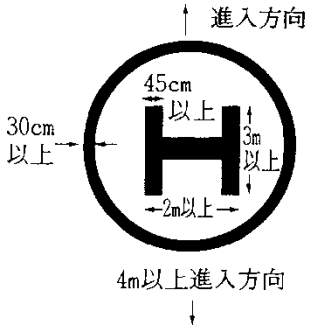

○石灰で標示。
積雪時は墨汁、絵具等で明瞭に標示

2 吹流しの基準

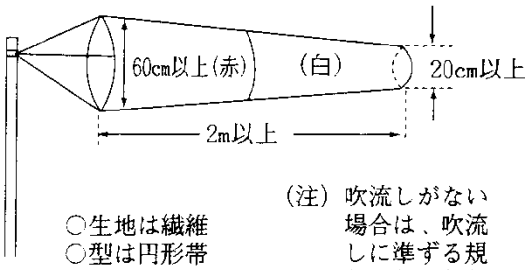

○生地は繊維
○型は円形帯

(注) 吹流しがない場合は、吹流しに準ずる規格の旗を掲揚。

3 離着陸地点及び無障害地帯の基準

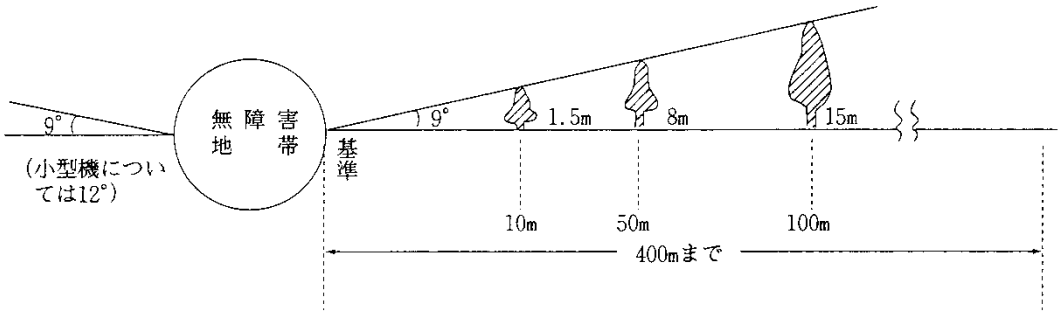

①小型機〈OH-6〉の場合

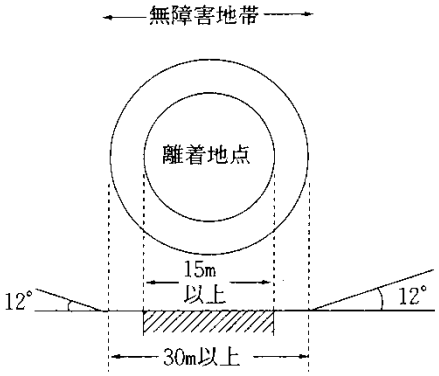

②中型機〈UH-1〉の場合

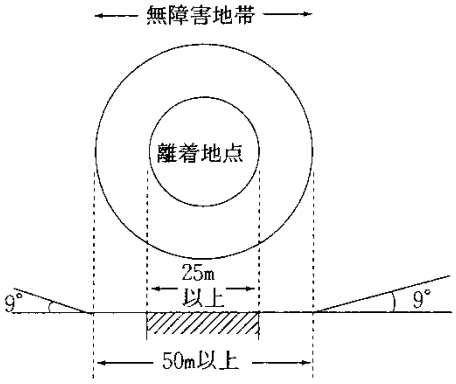

③大型機〈V-107及びUH-60J〉の場合

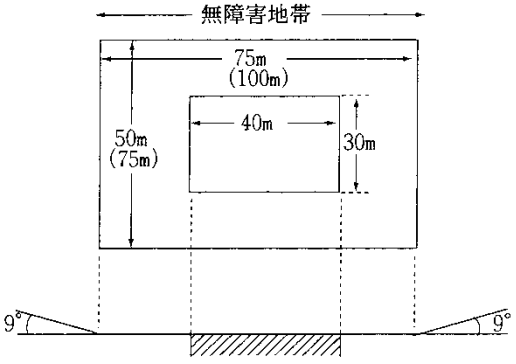

④大型機〈CH-47〉の場合

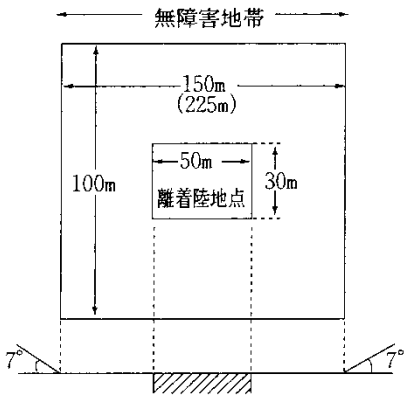

第８節　通信運用計画

【基本的な考え方】

災害が発生し、または発生のおそれがある場合、防災関係機関相互及び住民との間における気象等に関する予警報及び情報、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の受伝達の迅速確実を図る。それとともに、町の地勢からひとたび災害が発生すれば孤立地域の発生も予想されるため、山間集落の過疎化、高齢化と相まって、その対策も考慮した通信施設を適切に利用して通信連絡体制の万全を期する。

連絡系統図

災害情報の伝達、報告等災害時における通信連絡は、通信施設の被災状況等により異なるが、一般加入電話によるもののほか、緊急の場合は、おおむね次の手段により速やかに行う。

※　通常の災害　（西日本電信電話㈱電話等が使用できる場合）

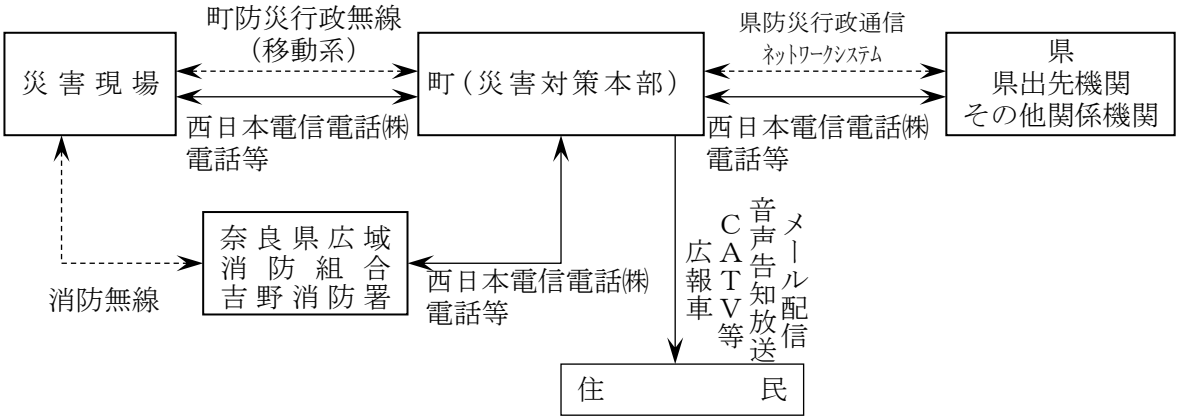

※　大規模災害　（西日本電信電話㈱電話等が使用できない場合）

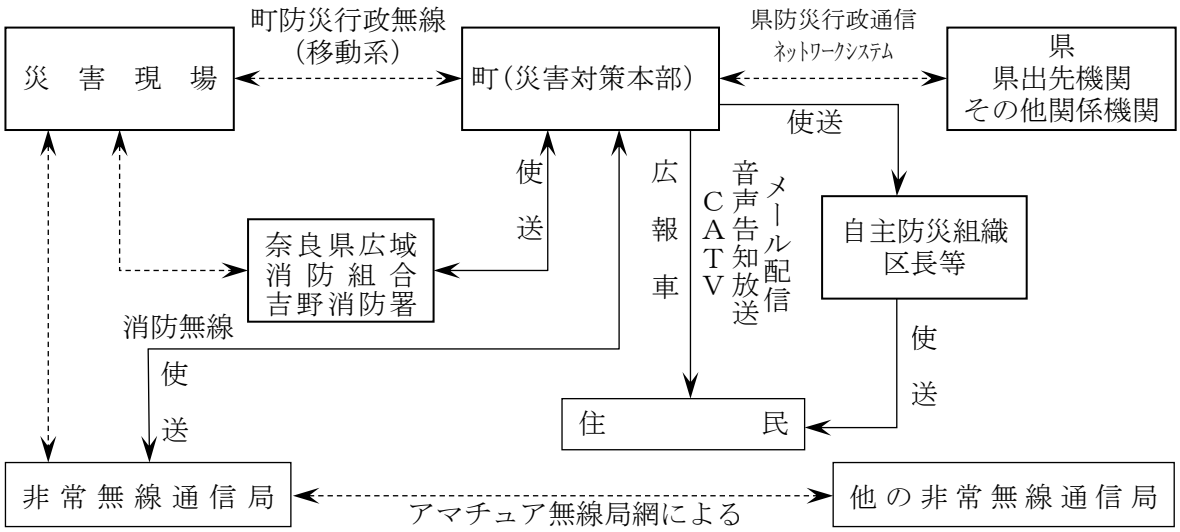

役割分担

実施担当		実施内容
町	町長 統括調整班	(1) 専用通信設備、西日本電信電話（株）電話等の優先利用 (2) 西日本電信電話（株）電話等が使用不能の場合、非常通信利用 (3) 緊急放送の利用は知事を通じて要請（不急の場合は直接要請可能） (4) 通信施設の応急復旧
県		(1) 通信施設の応急復旧、県と市町村等相互間の無線通信回線の確保
西日本電信電話株式会社		(1) 通信施設の応急復旧 (2) 災害措置計画及ぶ契約約款に沿った災害時非常体制の遂行

第１　通信連絡手段の活用順位

1　専用通信設備

１．県防災行政通信ネットワークシステム

２．町防災行政用無線

2　西日本電信電話(株）電話等の優先利用

１．災害時優先電話	災害時で電話が混み合うと、発信制限や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、災害時優先電話はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。 災害時優先電話の利用には電話通信事業者へ事前に申し込みが必要であり、対象は法令で定める指定機関に限られる。吉野町における指定電話番号は資料 2-2 の通りである。
２．非常扱いの電報	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報は、他の電報に先立って伝送及び配達を行う。
３．緊急扱いの電報	公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報は、他の電報（非常扱いの電報を除く）に先立って伝送及び配達を行う。
４．特設公衆電話の利用	特設公衆電話は、災害発生時等において通信手段の確保のために、避難所等に設置される。被災者は、特設公衆電話を利用し、災害用伝言ダイヤル（171）の利用や知人への連絡を無料で行うことができる。
５．災害用伝言ダイヤルの利用	地震など大災害発生時は、安否確認、見舞、問合せなどの電話が急激に増加し、電話がつながりにくい状況が発生した場合、この状況の緩和を図るため、災害時に限定して利用可能な「災害用伝言ダイヤル（171)」が提供される。災害用伝言ダイヤル（171）は、被災地内の電話番号をキーとして、安否等の情報を音声情報として蓄積し、録音・再生できるサービスである。 【災害用伝言ダイヤルの利用方法】 録音：171＋１＋被災者の電話番号＋メッセージの録音 再生：171＋２＋被災者の電話番号＋メッセージの再生

3 西日本電信電話㈱電話等が利用できない場合

非常災害等により、有線通信系が被害を受け不通となった場合またはこれを利用することが著しく困難の場合は、電波法 （昭和25年法律第131号）等の定めるところに基づき非常通信により防災業務を遂行する。

この場合、防災行政無線、消防無線等の自己所有の通信系を優先使用するが、必要のあるときは、非常通信協議会構成員所有の無線局（資料２－３）またはアマチュア無線局の協力を求めて通信の確保を図る。

4 非常通信の利用方法

１．非常通信の内容	１）人命の救助、財産の保全、遭難者の救護に関するもの ２）鉄道、道路、電力設備、電話回線の障害状況及び復旧のための資料の手配、運搬要員の確保などに関するもの、その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関することなど、すべて災害に関係して緊急措置を要する内容のもの
２．非常通信の依頼手続	無線局に対し次の事項を明らかにした文書により依頼し、文書の余白の冒頭に「非常」と必ず記入し、また、余白の末尾に発信人の住所、氏名、電話番号を記入する。 １）あて先の住所、氏名、電話番号 ２）連絡内容（200 字以内）

第2 緊急放送の利用（町長、総務班）

町長は、気象に関する予警報及び予想される災害の事態ならびにこれに対しとるべき措置についての伝達、要請及び警告のために緊急を要する場合で特に必要があると認めたときは、放送局に緊急放送を要請することができる。

なお、町長は、原則として知事を通じて要請する。ただし、県に災害対策本部が設置されていない場合で特に緊急を要する場合は、直接要請する。

1 放送要請事項

１．町の大半にわたる災害に関するもの
２．その他、広域にわたり周知を要する災害に関するもの

2 放送要請内容

１．放送を求める理由　　２．放送内容
３．放送範囲　　４．放送希望時間
５．その他必要な事項

3 要請責任者

町において放送要請を行う場合は、責任者の職氏名を告げて行う。

第３　通信施設の応急復旧（統括調整班、総務班）

町は、災害により通信施設が被災した場合は、関係機関との協力のもと早期復旧に努める。

なお、通信設備については耐震化を図ることを前提とするが、地震によって通信設備が損傷し、通信機能が低下または機能停止するおそれがあるので、早急な機能の回復を図るための通信設備の応急復旧のための体制、さらに通信設備の維持管理業者等との連絡方法等を定めておく。

１．ケーブルテレビ放送施設

ケーブルテレビ放送施設が災害によって損傷し、機能が低下し、または停止した場合は、同施設の点検整備、応急復旧に必要な要員の確保、非常用電源応急用資機材の確保等に留意して、有効適切な措置を行い早急な機能の回復に努める。

〔県〕

１．県防災行政通信ネットワークシステム

通信施設が被災した場合は、被災実態を早期に把握し、的確な臨機の措置を行うとともに障害の早期復旧に努め、県と市町村等相互間の無線通信回線の確保に当たることになっている。

２．防災相互通信及び非常の場合の無線通信施設

防災相互通信及び非常の場合の無線通信施設は、通信施設が災害によって損傷し、機能が低下し、または停止した場合は、通信施設の点検整備、応急復旧に必要な要員の確保、非常用電源応急用資機材の確保等に留意して、有効適切な処置を行い早急な機能の回復を図ることになっている。

〔関係機関〕

○西日本電信電話株式会社

１．災害のため通信が途絶し、または通信が輻輳した場合、災害措置計画に沿って臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置及び臨時公衆電話の措置を実施する。

２．災害が発生した場合において取り扱う非常扱い電話、緊急扱い電話又は非常扱い電報を契約約款に定めるところにより、一般の主導電話又は電報に優先して取り扱うものとする。

３．災害が発生し、通信が著しく困難な場合は、重要通信を確保するため、契約約款に定めるところにより、通信の利用制限等の措置を行うものとする。

４．災害発生により著しく通信の輻輳が発生した場合は、安否の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

５．災害が発生し、孤立地帯等が発生又は発生する恐れのある場合は、災害対策用無線機による措置を行うものとする。

○こまどりケーブル株式会社

町内の情報通信手段として災害時に果たす役割の重要性に鑑み、早期の復旧に向けた設備業者の協力体制を予め整備する。また、応急復旧に必要な資機材の確保及び機器、設備等の機能回復の措置を講ずる。有事の際には、その機能を有効適切に発揮できるよう常時設備の整備点検を行うと同時にその充実を図る。

第９節　広報計画

【基本的な考え方】
町は、防災関係機関と連携を図り住民のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。広報活動は原則として町長（災害対策本部長）が承認した内容を広報責任者が実施する。

フロー

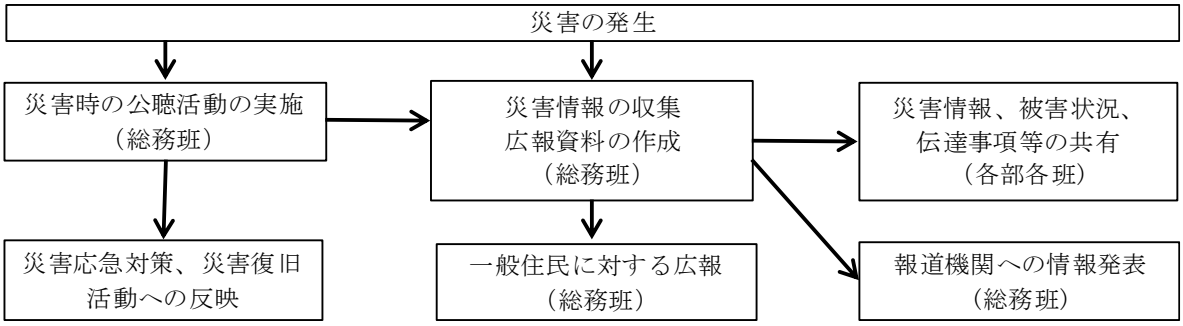

役割分担

実施担当		実施内容
町	総　務　班	(1) 広報資料の作成 (2) 一般住民への広報 (3) 庁内各班への災害情報、被害状況、伝達事項の周知 (4) 放送機関への情報発表
	各　班	(1) 災害情報、被害状況、伝達事項等の情報共有

第１　広報事項（総務班）

1　風水害、土砂災害、火災などの場合

風水害、土砂災害、火災等の災害発生後は下記の事項について広報する。

１．災害対策本部設置に関する事項
２．警報及び気象状況
３．避難場所、方法及び携行品
４．電気、ガス、水道、電話等（ライフライン）の被害状況
５．医療救護所の開設状況
６．被災者等の安否情報
７．不安解消のため、住民に対する呼びかけ
８．交通機関の運行状況及び交通規制状況
９．救助活動、災害応急対策活動の状況
10．その他必要な事項

2 大規模震災発生時

大規模震災発生後については、被災状況の特殊性に鑑み下記についても広報する。

1．災害の概況 （火災状況等）
2．余震等に関する地震情報及び注意の喚起
3．地震発生時の注意事項 （特に出火防止）
4．食料及び生活必需品の供給に関する事項
5．防疫に関する事項
6．自主防災組織に対する活動実施要請
7．犯罪防止に関する情報
8．建物の危険度判定情報
9．道路、橋梁、河川等公共施設の被害状況

第2 広報資料の作成（総務班）

被害状況の写真を含めた各種情報は、被害状況の確認、災害救助法等の救助活動の資料及び記録の保存のため、きわめて重要であるので、広報担当者は各班と緊密な連絡を図り、資料作成を行う。また必要に応じて「災害写真」、広報誌「よしの」特集号、「災害特集番組」等を作成し、関係機関に配布する。

1．広報担当者の撮影した災害写真
2．防災関係機関及び住民等が取材した災害写真
3．報道機関等による災害現場の航空写真
4．災害応急対策活動を取材した写真その他

第3 一般住民に対する広報手段（総務班）

主に被災地域及び被災者に対する直接的な広報活動を行う。

1．広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示
2．自治会等に対する緊急避難情報の伝達 （情勢に応じた連絡員の派遣）
3．住民相談窓口の開設
4．県を通じての報道依頼 （必要に応じて報道機関へ直接報道依頼）
5．ＣＡＴＶ等コミュニティメディア
6．音声告知放送
7．県を通じた災害対策基本法に基づく緊急警報放送の放送要請(ＮＨＫ、奈良テレビ)
8．インターネットによる広報
9．メール配信、SNS

第4 庁内連絡（総務班）

担当者は、災害情報及び被害状況の推移を一般職員に周知させる。また各班に対し措置すべき事項及び伝達事項を併せて周知する。

第５　報道機関に対する情報発表の方法（総務班）

収集した災害情報を災害対策基本法第53条による被害状況等の報告を終えてから、町の対策をそのつど速やかに総務班長より発表する。報道事項及び広報の内容は次のとおりである。

１．災害の種別及び発生日時	２．被害発生の場所及び発生日時
３．被害状況	４．被害推定額
５．応急対策の状況	６．住民に対する避難勧告指示の状況
７．一般住民又は被災者に対する協力及び注意事項	

第６　災害時の公聴活動（総務班）

風水害や地震等により甚大な被害が生じた場合には、情報の途絶や、混乱した社会不安も加わるため、被災者の生活相談や援助業務等の公聴活動を実施し、民生の安定を図り、併せて災害応急対策活動、災害復旧活動に住民の要望等を反映させる。

１　実施体制

町は、災害の態様により公聴活動が必要と認めたときは、避難場所に職員及び相談員を派遣し、被災相談窓口を開設する。

２　通信回線の確保

町は、被災地からの情報を迅速に処理するため、町に公聴用電話回線、ＦＡＸ回線等を確保する。

３　要望等の処理

住民の要望等を災害応急対策活動及び災害復旧活動に反映させるため、被災地に派遣された職員は、聴取内容を迅速に整理し、町（災害対策本部）に報告する。

第 10 節　公共施設等の初動応急対策

【基本的な考え方】

災害時には、道路・河川等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

このため、二次災害の防止に配慮しつつ速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

フロー

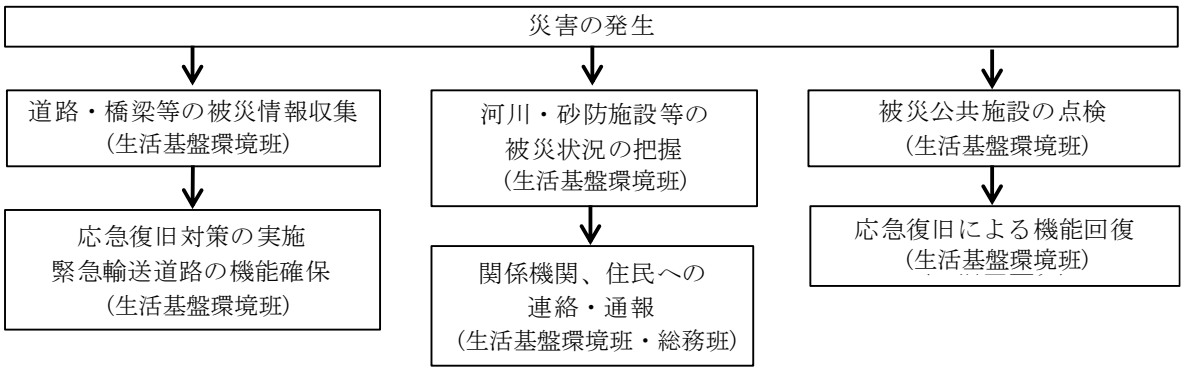

役割分担

実施担当		実施内容
町	総務班 生活基盤環境班	(1) 道路・橋梁等被災情報の収集、応急対策の実施 (2) 河川・砂防施設等の被災状況等の関係機関、住民への連絡・通報、監視 (3) 被災公共施設の点検及び応急復旧による機能回復

第１　道路・橋梁等の応急対策（生活基盤環境班）

1　災害時の応急措置

道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、ライフライン占有者、建設業者等からの道路情報の収集に努めるとともに、町はパトロールを実施する。これらの情報により二次災害にも配慮した応急措置を講ずるとともに、必要に応じてう回路の選定を行う。

震度４以上の地震が発生した場合は、緊急輸送道路等の被害状況、車両通行不能状況等の緊急調査を実施する。

また、橋りょう、トンネル等の主要な構造物、異常気象時における事前通行規制区間、土砂崩壊、落石等の危険箇所等の緊急点検を行うとともに、必要に応じてヘリコプターを活用するなどして被害状況の把握の迅速化を図る。

2 応急復旧対策

被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努める。特に、「緊急輸送道路」を最優先に復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。

第2 河川・砂防施設等の応急対策（生活基盤環境班）

1 河川管理施設

洪水等により堤防護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、またはそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

2 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

土石流、地すべり、がけ崩れ等により砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき、またはそのおそれがあるときは関係住民及び関係機関への連絡・通報を行い、巡回パトロールや二次災害防止のための監視など、必要な応急措置を行う。

第3 公共建築物（生活基盤環境班）

1 被災公共建築物の点検

災害発生後直ちに応急危険度判定士等を活用して、公共建築物の緊急点検を実施し、これらの被害状況等の把握に努める。

2 被災公共建築物の応急復旧

緊急点検を終えた施設は、被災の程度に応じて速やかに応急復旧を行い、施設の機能回復を図る。

公共施設のうち次に掲げる建築物については、災害時の活動上重要な拠点となることから、これらの活動を円滑に進めるため、他に優先して応急復旧及び安全確保を行い、それぞれの施設の機能の確保を図る。

1．災害時に応急活動上の拠点施設となる町庁舎等
2．災害時に避難誘導及び情報伝達、救助等の防災業務の中心となる町出先機関等
3．災害時に緊急の救護所となる医療機関等
4．災害時に被災者の一時収容施設となる学校、体育館等
5．その他の町有施設のうち、上記に準ずる公共施設

第 11 節　道路等の災害応急対策計画

【基本的な考え方】

道路災害・事故の発生に伴い、道路機能の損傷及び負傷者等が発生した場合、町は、他の道路管理者及び防災関係機関と相互に連携を図りつつ、速やかな応急対策を講じ、二次災害の発生等、被害の拡大防止に努める。

また、冬期における路面凍結、降積雪時に、安全で円滑な道路交通を確保するため、連絡体制を確立するとともに、資機材等の調達を図り、迅速かつ適切な雪害対策を実施する。

フロー

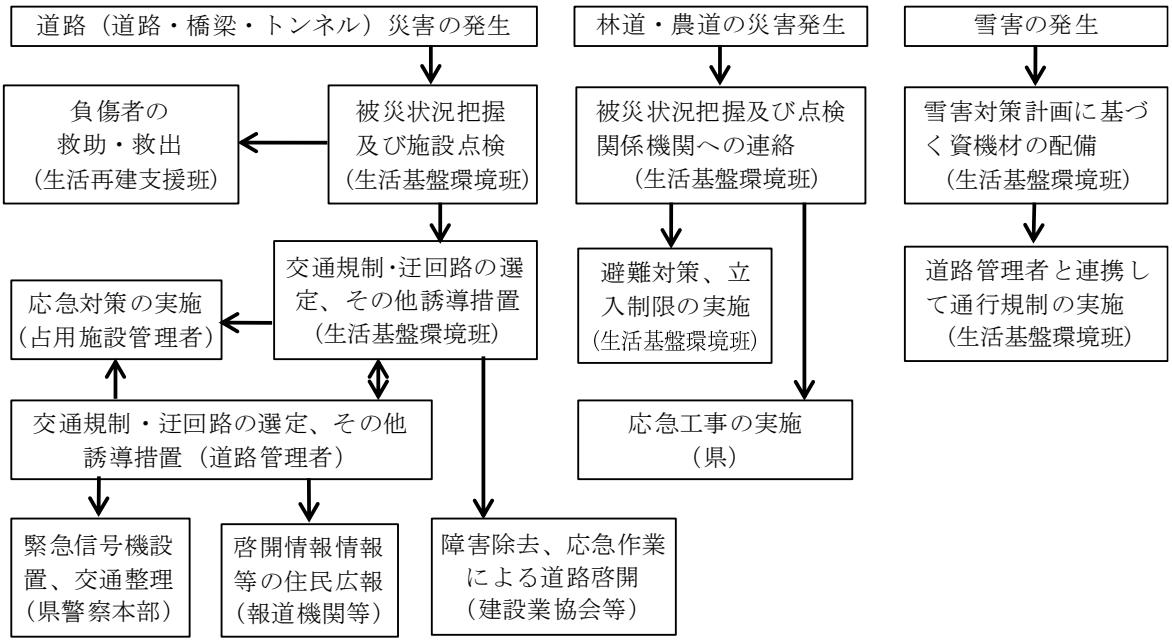

役割分担

実施担当		実施内容
町	生活基盤環境班 生活再建支援班	(1) 道路・橋梁等被災情報の収集、応急対策の実施 (2) 負傷者の救助・救出 (3) 道路管理者と連携して交通規制・迂回路の選定、その他誘導措置の実施 4) 建設業協会等の協力を得て、路上の障害物除去や、応急作業により道路啓開を行う (5) 林道、農道の災害状況把握及び点検、避難対策、立入制限の実施 (6) 林道、農道の復旧工事の実施を県に要請 (7) 雪害対策計画に基づく資機材の配備、道路管理者と連携して通行規制の実施
道路管理者		(1) 町と連携して交通規制・迂回路の選定、その他誘導措置の実施
占有施設管理者		(1) 各占有施設の応急復旧対策の実施
県警察本部		(1) 緊急信号機の設置、交差点における交通整理

第1 道路災害（生活基盤環境班、生活再建支援班）

1 道路、橋梁、トンネル

1．災害・事故発生時における応急対策

1）被災状況の把握及び施設点検	町は、他の道路管理者との連携のもと、災害が発生した場合は、パトロール等により緊急点検を実施し、被害状況等を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合は、速やかに関係機関に通報するなど所要の措置を講ずる。
2）負傷者の救助・救出	道路災害による負傷者が発生した場合には、関係機関と連携を図りながら、速やかに救助・救出活動を行う。
3）交通の確保及び緊急輸送体制の確保	町は、他の道路管理者と連携して道路利用者の安全確保を図るため、被害箇所・区間において、必要に応じて交通規制、う回道路の選定、その誘導等の措置を講じ、交通路の確保に努める。また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、応援協定に基づき、建設業協会等の協力を得、路上の障害物除去や、簡易な応急作業により道路啓開を行う。 なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行い、運転者がいない場合等においては、道路管理者自らが、「災害対策法に基づく車両移動に関する運用の手引き」に基づき、車両の移動等を行うものとする。 なお、障害物除去の優先道路は資料５－４のとおりである。
4）連絡・広報	町は、他の道路管理者と連携を図り、道路啓開に当たって、防災関係機関と相互に道路啓開に関する情報を共有化し、有機的かつ迅速に道路啓開を実施する。また、関係機関により確認された道路啓開に関する情報は、速やかに報道機関等を通じて住民へ広報する。
5）二次災害の防止対策	町は、他の道路管理者との連携を図り、災害発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、応急措置を講ずるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

2．応急復旧

1）道路	応急復旧工事は道路啓開の後、施設の重要性・被災状況等を検討し、迅速かつ的確に緊急輸送道路を中心に順次実施する。町は、他の道路管理者との連携のもと、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。
2）占用施設	上下水道、電気、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、町が他の道路管理者と連携を図り、各施設管理者が実施する応急対策に協力、支援等を行う。また、緊急時には当該施設の管理者は、現場付近への立入禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに道路管理者に連絡するとともに応急復旧を実施する。

3．情報の収集・被害情報の伝達

大規模な道路事故災害が発生したときは、次により情報の収集及び情報を伝達する。

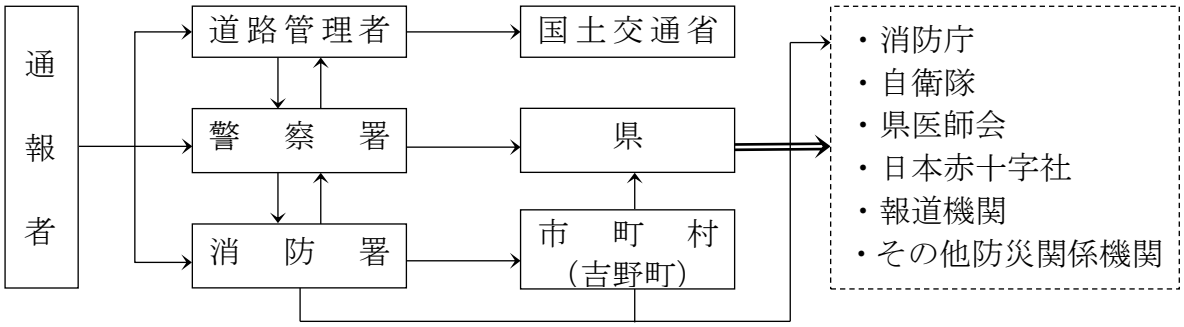

2 交通安全施設

町は、警察本部が実施する交通安全施設の応急対策に協力する。

3 林道

1．応急措置

町は、森林組合等と連携を図り、災害発生後速やかに林道施設の被害の状況を調査し二次的被害を防止するための対策を講ずる。

2．応急復旧

「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づき災害の程度が次の状況にあるときは、応急復旧工事の実施を県に要請する。

1）食料の搬入が困難な場合
2）地元住民の生計の維持に支障を及ぼすと判断される場合
3）復旧資材及び林産物の搬出に著しい影響がある場合

4 農道

1．応急措置

町及び農道管理者は被害状況の早期把握に努め、被災箇所や危険箇所に対する点検を速やかに行い、被災状況をとりまとめ県に報告するとともに必要に応じ応急措置を行う。

また、著しい被害を生じるおそれがある場合には速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、危険箇所への立入制限を実施する。

2．応急復旧

町は、住民生活に必要となる道路で二次災害のおそれのあるものについて、速やかに応急復旧工事の実施を県に要請する。

〔県警察本部〕
1．信号機の緊急措置
災害・事故により信号機等交通安全施設の損壊、故障が生じた場合、警察本部は迅速にこれに対処し、被災地域内ならびに関連道路の交通の安全と緊急通行車両等の通行の円滑化を図る。
2．交差点における交通整理
被災地内及び関連道路の主要交差点には、交通整理員を配置し、交通の安全と円滑化を図る。

第2 雪害対策（生活基盤環境班）

1 雪害対策計画の作成

町は、他の道路管理者との協力のもと、積雪期までに雪害対策計画を作成し、それに基づき雪害対策に備える。

1．緊急連絡体制表	2．要対策路線及び箇所の選定
3．請負業者の選定	4．その他、雪害対策に必要な事項

2 気象情報の把握

町は、他の道路管理者との協力のもとに、気象情報に十分注意し、常に状況を把握する。

3 資機材等の配備

町は、他の道路管理者との協力のもとに、路面凍結、積雪時に必要な資機材を適所に配備しておく。

4 維持管理上必要な措置

町は、他の道路管理者との協力のもとに、路面凍結、積雪箇所において次の措置を行う。
1．道路情報提供装置の点検
2．「冬期凍結注意」・「積雪によるスリップ注意」等の看板設置
3．凍結防止剤の適所配置及び散布
4．請負業者への出動要請及び指示
5．その他、冬期における道路の維持管理上必要な措置を行う。

5 他機関との調整

町は、他の道路管理者との連携を図り、路面凍結、積雪による事故防止のための通行規制等に伴う他機関（吉野警察署等）との連絡調整を密にし、相互の協力体制を図る。

第12節 ライフライン施設の災害応急対策計画

【基本的な考え方】
ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努めるものとし、町は積極的に応急対策に協力する。
なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める

フロー

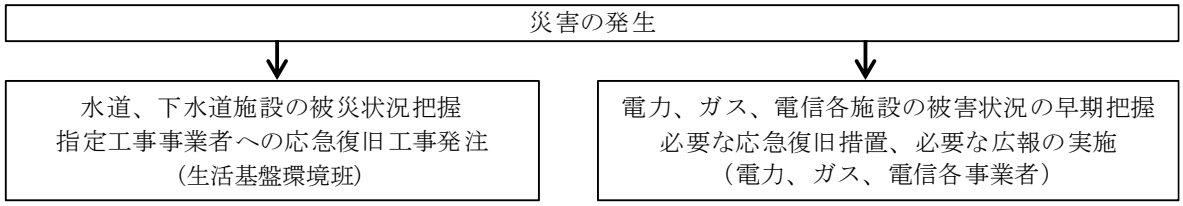

役割分担

実施担当		実施内容
町	生活基盤環境班	(1) 水道施設の被害状況把握、指定水道工事業者への応急復旧工事の発注 (2) 下水道施設の被害状況把握、指定下水道工事業者応急復旧工事の発注 (3) 避難所等における仮設トイレの確保
電力、ガス、電信事業者		(1) 被害状況の早期把握と迅速な応急復旧措置を講ずる (2) 必要な広報活動を行う

第1 水道施設の応急復旧（生活基盤環境班）

1 被害状況の把握

災害により水道施設に被害が発生し、給水が不能となった場合は、職員を派遣し、被害状況の把握に努める。

2 施設の応急復旧

1．応急復旧工事は、指定水道工事業者を要請し、災害後直ちに復旧する。
2．災害の規模によっては、隣接する市町村に応援を要請するとともに、町長を通じて県知事に応援の業者の斡旋を求める。

3 応急復旧順位

1．取水、導水、浄水施設
2．送配水施設
3．給水装置

4 配水管路の応急復旧

1．被災状況の把握をするとともに指定水道工事業者等の協力を得て応急復旧を行う。
2．応急復旧順位として、次のように行う。
　1）給水場及び給水拠点までの配水管
　2）医療機関等の緊急利水施設への配管
　3）その他の配管

第2 下水道施設の応急復旧（生活基盤環境班）

町は、下水道施設が被災したときは、重大な機能障害、二次災害の危険性を取り除くための措置を講ずる。

1 情報の収集、被害規模の把握

被害状況を早期にしかも的確に把握する必要から、下水道施設台帳等を活用し、被害状況の的確な把握に努める。

2 応急対策

1．管渠	1）管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる止水、可搬ポンプ等による緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、配水機能の回復を図る。 2）工事施行中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとらせる。
2．処理場	1）停電により、ポンプ場及び処理場の機能が停止または低下した場合、発電機等により機能回復に努める。 2）処理場への流入量の異常な増加により、二次災害の防止のためやむを得ず緊急的な措置として、バイパス放流を行う場合は、速やかに関係機関へ連絡する。 3）処理場での下水処理機能が麻痺した場合は、応急的に簡易処理を行う等の措置を講ずる。
3．仮設トイレの確保	水道施設及び下水道施設の復旧までの間、トイレが使用できないため、各避難施設に仮設トイレを設置する。仮設トイレは町の備蓄とリース業者より調達する。

3 被害箇所の応急復旧

町内下水道指定業者と連絡を取り合い、応急的な復旧を早急に進める。

第3　電力、ガス、電信の応急復旧

〔関係機関〕
○近畿日本鉄道㈱、関西電力送配電㈱、ガス事業者、西日本電信電話㈱、こまどりケーブル㈱
1．それぞれの定める防災業務計画及び応急計画に基づき、被害状況の早期把握と迅速な応急復旧措置を講ずる。
2．社会不安除去及び二次災害防止のために必要な広報活動を行う。

第13節 危険物施設等災害応急対策計画

【基本的な考え方】
災害により危険物施設等が被害を受け、または危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努める。

役割分担

実施担当		実施内容
町	統括調整班	(1) 災害種類、規模に応じて、防災関係機関との調整
県・消防機関		(1) 防災関係機関及び流出下流地域への通報 (2) 立入禁止区域の設定及び交通規制 (3) 避難誘導及び群衆整理 (4) 消防活動及び被災者の救出救助 (5) 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止 (6) 周辺住民に対する広報
危険物等施設管理者		(1) 災害種類、規模に応じて、防災関係機関への通報 (2) 消防活動及び被災者の救出 (3) 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止

第1 危険物施設（統括調整班、奈良県広域消防組合吉野消防署）

町及び消防機関は、危険物施設等が水害・土砂災害等により被害を受けた場合、関係機関と連絡をとり、災害の拡大を防ぐため、必要な措置を講ずる。

〔県及び消防機関〕
1．防災関係機関及び流出下流地域への通報
2．立入禁止区域の設定及び交通規制
3．避難誘導及び群衆整理
4．消防活動及び被災者の救出救助
5．危険物除去及び流出石油類等の拡散防止
6．周辺住民に対する広報

〔関係機関〕
○危険物施設管理者
1．防災関係機関への通報
火災の場合は消防機関に通報するが、石油類流出の場合は、消防機関のほか町、県環境政策課に次の事項を速やかに連絡する。
1）発生日時及び場所
2）通報者及び原因者
3）下流での水道水源の有無（→有の場合は、吉野保健所にも連絡）
4）現状及びその時点での対応状況
2．消防活動及び被災者の救出救助
3．危険物除去及び流出石油類等の拡散防止

第２　火薬類施設（統括調整班、奈良県広域消防組合吉野消防署）

町は、火薬類貯蔵施設等の付近で火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火、爆発のおそれがある場合は、施設管理者と協力して応急措置をとる。

〔関係機関〕
○事業所等
１．事業者は、火薬庫の周辺に災害が発生した場合、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれが生じた場合、貯蔵中の火薬類を近隣の火薬庫等に迅速に搬出する。
　搬出に際しては、警察、消防機関及び県に対し、連絡を取り対処する。
２．火災・爆発等が発生した場合は、主に延焼防止活動を行うとともに、消防機関へ迅速に連絡し、消火活動等に必要な情報を消防職員に提供する。
３．状況により、防災要員以外の作業者及び周辺住民に対して避難誘導を行う。
４．災害が発生した場合は、直ちに警察及び消防機関に連絡する。

第３　毒物・劇物保管施設対策（統括調整班、奈良県広域消防組合吉野消防署）

町は、施設管理者との連携のもと、水害・土砂災害等により、毒物・劇物の漏洩、流出、浸出、拡散等の事故発生の場合は、次の応急措置をとる。

１．保健所等防災関係機関への通報
２．立入禁止区域の設定及び交通規制
３．避難誘導及び群衆整理
４．中和除毒の安全措置及び被災者の救出救助
５．周辺住民に対する中毒防止方法等の広報活動
６．その他災害の状況に応じた必要な措置

第 14 節　受援体制の整備

【基本的な考え方】
大規模な災害が発生し、または発生しようとしているとき、住民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が町のみでは困難な場合も予想される。このような場合には、法令及び応援協定等に基づき県、自衛隊等に対し災害派遣の要請を知事に求め、効率的かつ迅速な応急活動を実施する。

フロー

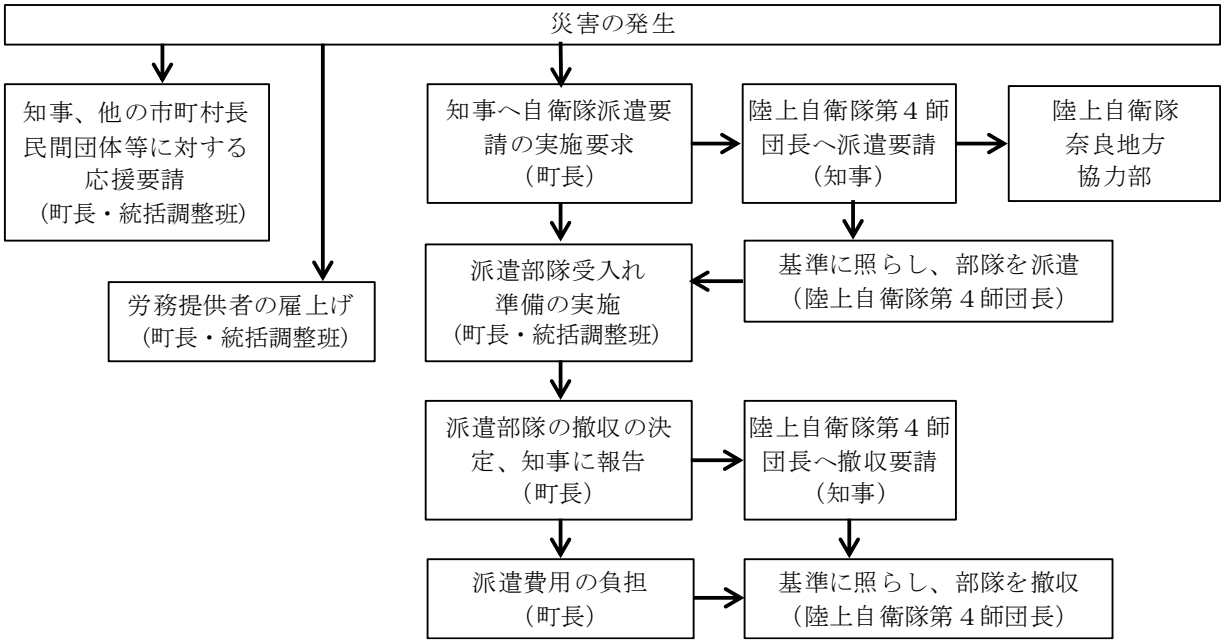

役割分担

実施担当		実施内容
町	町長 統括調整班	(1) 自衛隊への派遣要請 (2) 知事等に対する応援要請 (3) 他の市町村長に対する応援要請 (4) 民間団体等に対する協力要請

第１　自衛隊への災害派遣要請の手続（町長・統括調整班）

1　派遣手続

１．要請措置

１）自衛隊の災害派遣要請は、文書又は口頭で知事に対して派遣要請の要求をする。

２）口頭で要求したときは、事後において速やかに文書による要求措置をする。

３）状況により知事への要請の要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を陸上自衛隊第４施設団長または航空自衛隊奈良基地司令に通知する。この場合、速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

派 遣 要 請 先

陸上自衛隊第４施設団長　（主として陸上自衛隊等に関する場合）
京都府宇治市広野町風呂垣外１－1
西日本電信電話㈱電話　　（0774）44－0001　（代表）
通信相手　　第４施設団本部　第３科　総括班
（内線 235､236､239）
夜間通信相手　　第４施設団本部付隊当直　（当直室）　（内線 223）
西日本電信電話㈱FAX　　（0774）44－0001　（交換切替、内線 233）
（第４施設団の交換台を呼び出し、内線 233 に切替を依頼した後、FAX ボタンを押す。）
奈良県防災行政通信ネットワークシステム（電話）　TN-571-11
TN-571-12（当直室）
奈良県防災行政通信ネットワークシステム（FAX）　TN-571-21
※TN は自局の衛星回線選択番号を示す。

航空自衛隊奈良基地司令　（主として航空自衛隊に関する場合）
奈良県奈良市法華寺町1578　幹部候補生学校
西日本電信電話㈱電話　　（0742）　33－3951　（内線211）、夜間　（内線225）
西日本電信電話㈱FAX　　（0742）　33－3951　（交換切替、内線403）
（奈良基地司令の交換台を呼び出し、内線403に切替を依頼した後、FAXボタンを押す。）

４）知事は、災害派遣要請を行ったときは、次の機関に報告することとなる。

自衛隊奈良地方協力本部
奈良市高畑町552
西日本電信電話(株) 電話　（0742）23－7001

５）知事は、陸上自衛隊第４施設団に連絡がとれず、派遣要請ができない場合は、次の機関に派遣要請を行うこととなる。

陸上自衛隊第３師団長　（主として陸上自衛隊に関する場合）
兵庫県伊丹市広畑１－１
通　信　先　第３師団　第３部　防衛班
西日本電信電話㈱電話　　（0727）　81－0021　（内線3734）
西日本電信電話㈱ FAX　　（0727）　81－0021　（交換切替、内線3724）

２．要請の要求事項

１）災害の状況及び派遣を要請する理由 ２）派遣を希望する期間 ３）派遣を希望する区域、作業箇所及び内容 ４）連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況及びその他参考となるべき事項 ５）ヘリコプターの要請を必要とする場合にあっては、ヘリコプターの発着可能な場所

2 派遣要請の内容

１．被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
２．避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。
３．遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助活動に優先して捜索活動を行う。
４．水防活動	護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
５．消火活動	火災に対しては､利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる。
６．道路又は水路のの啓開	道路若しくは水路が破損しまたは障害がある場合、それらの啓開または除去に当たる。
７．応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。(薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。)
８．人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び援護物資の緊急輸送を実施する。 この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
９．炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
10．救援物資の無償貸付または譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和 33 年総理府令第１号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付または譲与する。
11．危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
12．その他臨機の措置等	主として自衛隊車両の交通がふくそうする地点において、自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。 その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

3 派遣部隊の受入れ措置

1．受入れ総括責任者は町長とする。

2．連絡責任者は統括調整班長とし、県連絡員を通じて部隊の活動等の要請を行い、また、その活動を援助する。

3．統括調整班長は派遣部隊の到着に備え、おおむね次のような準備を実施する。

1）宿泊施設 （場所） 及び車両の保管場所を準備する。

2）派遣部隊との連絡調整に当たる現場責任者を定め派遣する。

3）派遣の状況により生活再建支援班長と調整し、自衛隊の作業に必要な資機（器）材を確保し到着後直ちに活動できるよう準備する。

4）ヘリコプターの応援を受ける場合には、着陸地点、風向き表示などの必要な準備事項を行う。

5）作業計画の連絡調整を行う。

自衛隊に対し作業を要請するに当たっては、次の事項に留意して応急対策活動の重複を避け、資機材の効果的な運用が図れるよう防災関係機関との連絡調整に努める。

①．作業箇所及び作業内容

②．作業箇所別必要人員及び資機（器）材

③．作業箇所別優先順位

④．作業に要する資材の種類別保管場所及び調達場所

⑤．部隊との連絡方法及び連絡場所

4．警察署長に連絡し、交通の整理、確保を図り、部隊のスムーズな移動が行えるよう配慮する。

5．部隊の集結場所及び、部隊の宿舎、部隊の活動に要する車両、資材等の保管場所は、吉野運動公園とする。

6．ヘリポートの開設

第7節「ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画」参照のこと。

〔関係機関〕

○自衛隊

自衛隊が自主派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

1．災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。

2．災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救助の措置を取る必要があると認められるとき。

3．災害に際し、自衛隊が実施すべき救助活動が明確な場合に、当該救助活動が人命救助に関するものであると認められるとき。

4．その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められるとき。

4 部隊の撤収

町長は、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、その旨現地連絡調整者を通じ知事に報告し、派遣部隊の撤収を求める。

5 費用負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として町が負担し、その内容はおおむね次のとおりとする。

1．派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機（器）材（自衛隊の装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
2．派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用
3．派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
4．派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた損害（自衛隊の装備に係るものを除く）の補償
5．その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と町が協議して決定する。

第2 知事等に対する応援要請等（町長・統括調整班）

町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し次の事項を示して応援を求め、または災害応急対策の実施を要請する。県リエゾンや応援職員を受け入れるなどの業務を担当する専任の受援班をあらかじめ設置し、県リエゾン等の活動拠点となる現地事務所・現地連絡所となる執務室を予め確保しておく。

1．応援を必要とする理由　　2．応援を必要とする人員、物資、資機材等
3．応援を必要とする場所　　4．応援を必要とする期間
5．その他応援に関し必要な事項

第3 他の市町村長等に対する応援要請（町長・統括調整班）

町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し応援を求める。

なお、消防に関する応援要請については、第 32 節「火災関係応急対策計画」、水道災害に関する応援要請については、「奈良県水道災害相互応援に関する協定（平成 15 年 6 月 2 日締結。協定団体・奈良県、県内各市町村、日本水道協会奈良県支部及び奈良県簡易水道協会)」による。

第4 民間団体等に対する協力要請（町長・統括調整班）

大規模災害が発生し、町、県等だけでは対応が不十分な場合、防災関係機関等に対し災害応急対策活動に必要な要員を要請し、確保する。

1 実施責任者

町は、災害の状況を把握し、各班長からの要請に基づいて、奉仕団の動員または労務提供者の雇用を必要とする場合は、奉仕団の責任者及び公共職業安定所長に依頼を行い、確保に努める。

2 災害救助法が適用された場合の措置基準

第17節「災害救助法等による救助計画」参照。

3 民間団体等の協力要請等

１．受入体制	１）総括責任者は、町長とする。 ２）町長は、奉仕活動の現地毎に現地責任者を指名する。 ３）連絡責任者は、奉仕団等との連絡調整に当たる。
２．要請基準	日赤奉仕団及び民間団体等に対する奉仕活動の要請基準は、次のとおりとする。 １）避難場所を開設するまでには至らないが、被災者が多数にのぼり、奉仕活動を必要とする場合 ２）被災地における救助活動、応急復旧作業等に従事する者に対して、炊き出し等により食料の供給を必要とする場合 ３）その他奉仕活動を必要と認める場合
３．要請方法	奉仕活動の要請は、町長が行う。 １）要請措置 要請は、文書又は口頭をもって行う。口頭をもって要請したときは、事後において速やかに文書による要請措置をする。 ２）要請事項 ①．要請理由 ②．奉仕活動内容及び場所 ③．要請人員 ④．奉仕活動期間 ⑤．奉仕活動に必要な資機材の調達方法 ⑥．その他必要な事項
４．要請順序	応急対策等に労務を必要とするときは、まず最初に日赤奉仕団、民間ボランティアに動員要請を行い、被害が広範囲にわたる場合は、県を通じて公共職業安定所長に労務提供の雇上げの要請を行う。
５．応援要請	町内の雇上げで不足が生ずる場合は、県及び近隣市町村に対して、応援を必要とする理由、作業内容、従事場所、人員、従事期間、集合場所等を明確にして応援を要請する。

4 労務提供者の雇上げ

労務提供者を雇用する場合は、労務内容、必要人員、労務期間、集合場所、賃金等を明確にした書類により、公共職業安定所長に要請する。

5 賃金の支払

賃金は、就労現場において作業終了後、直ちに支払う。

なお、作業終了後、直ちに賃金の支払ができない場合は、就労証明書を発行するとともに支給日を労働者本人に通知しなければならない。

第15節 ボランティア活動支援計画

【基本的な考え方】
町は、被災者、被災地のニーズに最大限に応えられるようボランティア活動の積極的な支援を期待し、その実施に努める。

フロー

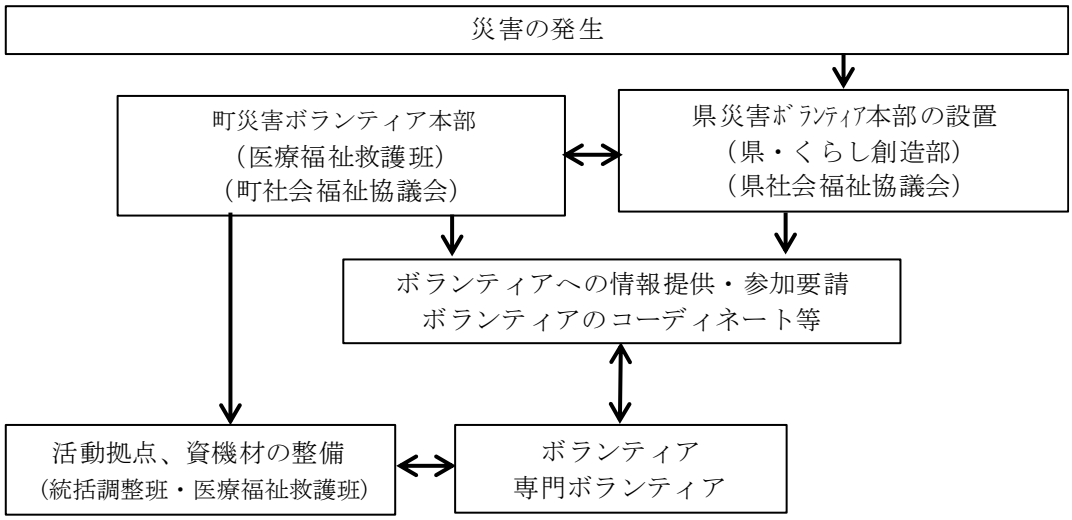

役割分担

実施担当		実施内容
町	統括調整班 医療福祉救護班 社会福祉協議会	(1) 町社会福祉協議会と連携して、必要に応じて町災害ボランティア本部を設置 (2) 被災地の状況及びニーズ、救援活動の状況などの情報をボランティアに対して的確に提供 (3) 県災害ボランティア本部との連携を図りながらボランティア活動の支援 (4) ボランティアに、庁舎、公民館、学校などの活動拠点及び必要な資機材を提供 (5) 専門的な訓練・研修を受けている地域内のボランティアに協力を依頼 (6) 県災害対策本部と調整の上、地域外専門職ボランティアの派遣要請
県		(1) 県は、関係機関・関係団体と連携して、県災害ボランティア本部を設置

第1 受入れ体制（統括調整班、医療福祉救護班、社会福祉協議会）

町は、大規模災害発生時において、県内外からのボランティア災害救援活動が円滑に実施できるようにするために、平常時から地域の社会福祉協議会、日本赤十字社奈良県支部、青年会議所等ボランティア関係組織と十分連携を密にして町の役割分担を明確にし、効果的な対応をしなければならない。

1 ボランティアの受入れ

1．町は、災害発生時における災害救援活動を申し出たボランティアの受入れ体制を確立するため、町社会福祉協議会と連携して、必要に応じて町災害ボランティア本部を設置するとともにボランティアの受け入れ窓口を開設する。
2．大規模な災害時においては、受入対応が十分にできないことが予想されるため、ＮＰＯ等の組織的な活動ができるボランティアに限定して受入れを行う。
3．ボランティアが被災住民の生活や復興活動の妨げとならないように、被災地域と十分協議のうえ受入れ日数や、人数について調整を行う。

2 ボランティアに対する情報提供

町は、被害に関する情報、避難所の状況、ライフライン・公共交通機関の状況、災害廃棄物の分別・排出方法等、ボランティア活動に必要な情報を、町災害ボランティア本部に提供し、ボランティアへの広報・周知を図る

3 県災害ボランティア本部との連携

町災害ボランティア本部は、県災害ボランティア本部との連携を図りながらボランティア活動の支援を行う。

4 ボランティアの活動拠点及び必要な資機材の提供

町は、ボランティアに対し、庁舎、公民館、学校などの活動拠点及び必要な資機材を提供するとともに、被災地の情報、被災者のボランティアに対するニーズ等の情報を提供し、地域の実情にあった活動が行えるよう、速やかに体制を整える。

第2 専門職ボランティアとの連携体制の整備

（統括調整班、医療福祉救護班、社会福祉協議会）

1．専門職ボランティア （個人・組織） との効果的な連携による迅速かつ的確な応急対応の実施体制を整備していくために、アマチュア無線技士、医師等既存の資格等保有者、災害時の消火、救出、応急手当等の専門的な訓練・研修を受けている地域内のボランティアに協力を依頼する。
2．地域外専門職ボランティアの受入れについては、県災害対策本部と調整の上、派遣要請を行う。

想定される専門職ボランティアの種類と活動内容

活動内容	専門職ボランティアの種類
消火救助	消防職・団員ＯＢ
情報の伝達	アマチュア無線技士
安否確認	民生委員・児童委員
広報	外国語通訳者 点字通訳者 手話通訳者 インターネットノウハウの保有者
医療救護	医療機関 薬局（問屋を含む。） 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師等 救急救命士
二次災害の防止	建築物の応急危険度判定士 斜面判定士 民間防災エキスパート 危険物取扱者 消防設備士、防火管理者
重要道路の確保	土木建設業者
交通整理	警備業者
緊急輸送	バス、タクシー、運送業者 特殊車両等の操縦、運転の資格者
食料、生活必需品等の確保	関係業者
要配慮者の生活支援	介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員 保育士 ホームヘルパー、ソーシャルワーカー
清掃・し尿処理・防疫	関係業者
遺体の処理・搬送・埋葬	関係業者

〔県〕
県は、関係機関・関係団体と連携して、ボランティアへの情報提供、参加要請及びボランティアのコーディネート等、ボランティア活動を支援する県災害ボランティア本部を設置する。

第 16 節　義援金等の取扱いに関する計画

【基本的な考え方】
災害時には、多くの義援金の送付が予想される。このため、寄せられた義援金を公正・適正に被災者に配分するために町は、日本赤十字社奈良県支部、社会福祉協議会、義援金募集委員会等関係機関と連携を図りながら、募集、受入れ、保管、輸送等の公正かつ円滑な実施に努める。

役割分担

実施担当		実施内容
町	医療福祉救護班 生活再建支援班 社会福祉協議会	(1) 関係機関と相互に連携を図り、義援金について、募集方法等を町が保有する広報媒体の他報道機関等を通じて住民への周知を図る (2) 義援金を配分委員会に寄託するまでの間、一時保管場所を確保し、管理
県		(1) 義援金の募集活動を支援するため、県が保有する広報媒体を利用した広報活動やその他必要な支援を行う
日本赤十字社奈良県支部		(1) 義援金の募集・受入れ・管理を行う (2) 報道関係機関や各種団体が行う募金活動が適切かつ効果的に行われるよう、連絡調整等に努める

第１　義援金の募集（医療福祉救護班、生活再建支援班、社会福祉協議会）

町は、県及び日本赤十字社奈良県支部、社会福祉協議会、義援金募集委員会等関係機関と相互に連携を図りながら、義援金について、募集方法、送り先、募集期間等を定め、町が保有する広報媒体のほか報道機関等を通じて住民への周知を図る。

第２　義援金の管理（医療福祉救護班、生活再建支援班、社会福祉協議会）

町は県、日本赤十字社奈良県支部、社会福祉協議会、義援金募集委員会等関係機関との連携のもと、寄託された義援金を配分委員会に寄託するまでの間、一時保管場所を確保し、紛失等のないよう適正に管理する。

配分委員会は、寄託された義援金を町を通じ被災者に配分するまでの間の一時保管場所を確保し、紛失等のないよう適正に管理する。

〔県〕
日本赤十字社奈良県支部、または義援金募集委員会等の要請により、義援金の募集活動を支援するため、県が保有する広報媒体を利用した広報活動やその他必要な支援を行うこととなる。

〔関係機関〕
○日本赤十字社奈良県支部
義援金の募集・受入れ・管理を行うとともに、新聞社等の報道関係機関や各種団体が行う募金活動が適切かつ効果的に行われるよう、義援金募集委員会等を組織するなど、その連絡調整等に努めるものとする。

第17節 災害救助法等による救助計画

【基本的な考え方】
災害救助法の適用により応急的、一時的な救助を行い、被災者の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を図る。

役割分担

実施担当		実施内容
町	町長	(1) 災害救助法の適用について知事に報告
	医療福祉救護班 生活基盤環境班	(1) 被害認定 (2) 災害救助法の適用手続

第1 救助の種類

救助の種類
1．避難所及び応急仮設住宅の供与
2．炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
3．被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与
4．医療及び助産
5．被災者の救出
6．被災した住宅の応急修理
7．生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与
8．学用品の給与
9．埋葬
10．死体の捜索及び処理
11．災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

※ 災害救助法に基づく救助に関する事務は、知事が事務の一部を町長が行うこととする場合に、委任される。救助の委任を受けない事項についても、町長は知事を補助して救助を実施する。

第2 被害認定（医療福祉救護班、生活基盤環境班）

被害の認定（資料13－１）は、災害救助法適用時の判断資料としてだけでなく、住民等に対して救助を実施するにあたり必要不可欠のものであるため迅速かつ適正に行わなければならない。

町は、平常時からこれらの専門的な知識・技術のある建築関係技術者等を確保しおくよう努める。

第３　災害救助法の適用手続（医療福祉救護班）

町長は、町における災害の程度が、適用基準に達し、または達する見込みがある場合は、直ちに、その旨を知事に報告する。

第４　適用基準

１．住家が滅失した世帯数が、次の表の１号基準の世帯数以上に達したとき。（災害救助法施行令第１条第１項第１号）

２．被害世帯数が、１号基準に達しないが、奈良県の区域内被害世帯数が1,500世帯以上で、本町の被害世帯が２号基準に示す世帯以上に達したとき。（災害救助法施行令第１条第１項第２号）

３．被害世帯数が、１．または２．の基準に達しないが、奈良県の被害世帯数が7,000世帯以上に達した場合で本町の被害世帯数が多数であるとき。（災害救助法施行令第１条第１項第３号前段）

４．災害が隔絶した地域に発生し、被害者の救護が著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。（災害救助法施行令第１条第１項第３号後段）

５．多数の者が、生命身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって内閣府令で定める基準に該当すること。（災害救助法施行令第１条第１項第４号）

なお、被害世帯数の換算は、次による。

○住家の全壊、全焼、または流失は、１世帯を、１滅失とする。

○住家が、半壊、半焼の場合は、２世帯で、１滅失１世帯に換算する。

○住家の床上浸水３世帯をもって、滅失１世帯に換算する。

災害救助法適用基準

＼	人　口 （H27国勢調査）	適用基準 （滅失世帯数）		備　　考
		１号基準	２号基準	
吉野町	6,596人	30世帯	15世帯	※適用基準 １号基準 市町村ごとに当該基準以上の世帯数滅失で適用 ２号基準 県全体で1,500世帯以上の滅失があり、かつ市町村ごとに当該基準以上の世帯数滅失で適用

第５　災害救助法による救助の程度、方法及び期間

災害救助法による救助の程度、方法及び期間は、資料13－１のとおりとする。

〔関係機関〕

○日本赤十字社奈良県支部

内規に基づき、次の救助を行うものとする。

１．全焼、全壊及び流出の場合

１）毛　　布　　１人に対して１枚　（11月～翌３月は２枚）

２）日用品セット　　１世帯に対して１個　（内容は４人分）

３）バスタオル　　１人に対して１枚

４）布　　団　　１人に対して１組　（11月～翌３月）

２．半焼、半壊、床上浸水又は避難所等に避難の場合

１）毛　　布　　１人に対して１枚　（11月～翌３月は２枚）

２）日用品セット　　１世帯に対して１個　（内容は４人分）

３．死亡者の遺族　　見舞金１人20,000円

ただし、災害救助法が適用された場合は除く。

第 18 節　支援体制の整備

【基本的な考え方】
東日本大震災における対応の経験を踏まえて、町外被災地への人的支援、町外からの避難者の受入れを実施する場合に、町としての対応、県や他の市町村、関係団体との連携した支援体制の整備について必要な項目を定める。

役割分担

実施担当		実施内容
町	統括調整班	(1) 応援協定、全国からの要請に基づく町外被災地への職員派遣 (2) 町内への避難者の受入れ対応 (3) 町外被災地への物的支援

第１　被災地への人的支援

町は、災害時における応援協定、全国知事会、全国市長会及び町村会からの要請等に基づいて、被災地に迅速に職員を派遣する。

第２　町内への避難者の受入対応

１．本町への避難者に対しては、県、ＮＰＯ団体、ボランティア等と連携して、訪問調査や相談総合窓口（ワンストップサービス）を行うなど、被災者のニーズにきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続など生活全般について「とことん親切に対応」する。
２．避難所において被災者の所在等の情報を共有する仕組みを円滑に運用する。

第３　物的支援（総務班）

物的支援に関しては「第 23 節　食料、生活必需品の供給計画」に準じ、迅速に対応する。

第４　ボランティア等の活動体制

ボランティア等の活動については「第 15 節　ボランティア活動支援計画」に準じ、迅速に対応する。

第 19 節　救急、救助活動計画

【基本的な考え方】
災害時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想され、救急救助活動も困難になると思われるので、救急救助活動の円滑化が図れるように考慮して実施する。

役割分担

実施担当		実施内容
町	統括調整班 医療福祉救護班	(1) 消防署と連携して救急、救助活動を実施する (2) 消防署及び消防団と連携して救助が必要な生存者の情報の収集に努める (3) 救助活動に必要な資機材の確保、民間業者への資機材提供要請 (4) 各関係機関の連絡調整窓口の設置
消防署・消防団		(1) 医療機関との連携のもと、救護所の設置、トリアージ、応急手当の実施 (2) 被災患者の的確な搬送（ヘリコプターによる救急搬送を含む） (3) 町、消防団と連携して救助が必要な生存者の情報の収集に努める

第１　救急活動（統括調整班、医療福祉救護班、奈良県広域消防組合吉野消防署）

１．町は、消防署と連携して迅速な医療救護活動を行うため、医療関係機関と連携のうえ、災害現場に救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。
　被災地にＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）が派遣された場合は、受入体制を整備し、その活動を支援する。

２．町は、消防署と連携して医療機関の受入状況を確認のうえ、トリアージの結果、重症患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。

３．町は、消防署と連携して道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合などにはヘリコプターによる救急搬送を実施する。

〔住民、自主防災組織〕
１．住民は、救急関係機関が到着するまでの間、心肺蘇生等の応急手当を行い被害の軽減に努める。
２．普通救命講習修了者の育成を図る。

第２　救助活動（統括調整班、奈良県広域消防組合吉野消防署）

１．町は、消防署及び消防団の全機能をあげて救助が必要な生存者の情報の収集に努めるとともに、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画的に救助活動を行う。

２．町は、各防災関係機関との連携を図り、救助活動等を行うに当たって、相互に情報を提供し、効率的に作業分担するための連絡調整窓口を設け、救急救助活動を相互協力して実施できるようにする。

3．町は、自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、民間の業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

第3 応援要請（統括調整班、奈良県広域消防組合吉野消防署）

町は、各防災関係機関との連携を図り、救助活動等を行うにあたって、相互に情報を提供したり効率的に作業分担をしたりするための連絡調整窓口を設け、救急救助活動を相互協力して実施できるようにする。

（注）消防機関及び県警察は消防組織法第 42 条で相互協力することとなっている。また、消防機関及び自衛隊は「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」で相互協力することとなる。

1 県内市町村への応援要請

1．町及び消防署は、自らの救助活動では対応できない場合は、奈良県消防広域相互応援協定及び近隣市町村との消防相互応援協定に基づく協定市町村に応援を要請する。

2．町は、奈良県消防広域相互応援協定に基づき、奈良県消防広域応援基本計画に定める代表消防機関（代表消防機関代行）を通じて他の協定市町村へ応援要請を行う。

2 他県への応援要請

町長は、奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できないときは、代表消防機関（代表消防機関代行）を通じて知事に対し応援の要請を行う。

3 応援受入体制の整備

1．応援消防隊の結集場所、誘導方法の明確化
2．応援消防隊との指揮命令・連絡体制の明確化
3．応援消防隊の種別、隊数、資機材の把握
4．資機材の手配
5．応援消防隊の野営場所、ヘリポートの確保

第 20 節　医療救護計画

【基本的な考え方】
町は、県、日本赤十字社奈良県支部、奈良県医師会等、公的医療機関及び国立病院等と緊密な連携を図り、災害の状況に応じ適切な医療（助産を含む。）救護を行う。

フロー

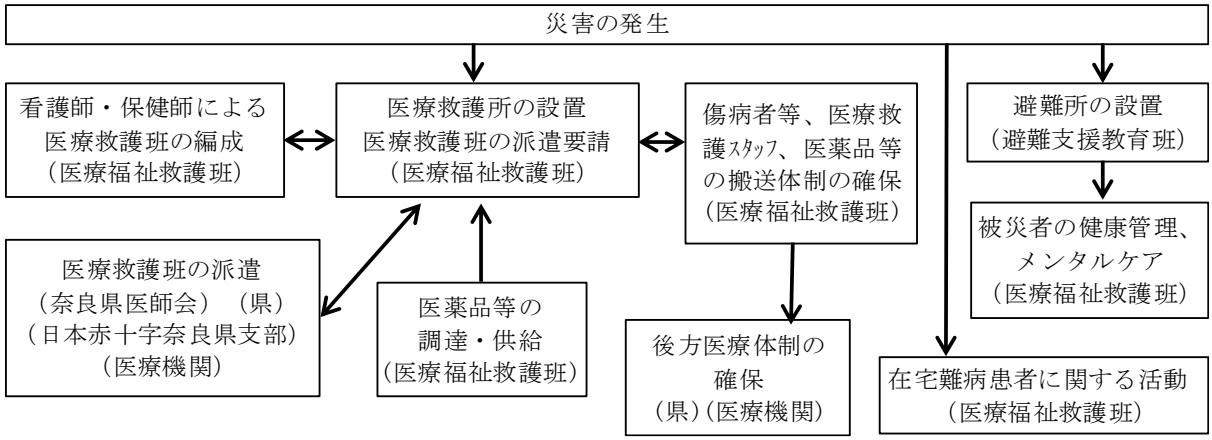

役割分担

実施担当		実施内容
町	医療福祉救護班	(1) 医療救護所の設置 (2) 看護師・保健師による医療救護班の編成 (3) 県医師会や医療機関等への医療救護班の派遣要請 (4) 傷病者等、医療救護スタッフ、医薬品等の搬送体制の確保 (5) 医薬品等の調達・供給、県、主要販売業者等への供給支援の要請 (6) 避難所内の被災者の健康管理、メンタルヘルス（必要に応じ救護所を設置） (7) 在宅難病患者の避難誘導と安否確認
県		(1) 医療救護班の派遣 (2) 後方医療の確保、近隣府県への傷病患者受入れの要請 (3) 要請に応じて備蓄緊急援護物資の提供
奈良県医師会 日本赤十字奈良県支部 医療機関		(1) 要請に応じて医療救護班の派遣 (2) 医療救護所等からの傷病者等を可能な限り受け入れ、治療に当たる (3) 必要に応じて医療機器、医薬品の提供

第 1　医療救護活動（医療福祉救護班）

町は、地区医師会長または医療機関（資料３－１）に医療救護班の派遣を要請する。また、町の対応能力のみでは十分でないと認めるときは、県に医療救護班の派遣を要請する。

1　医療救護班の活動場所等

医療救護班は、町の設置する医療救護所等において医療救護活動を行う。医療救護所の設置場所は、原則として次のとおりとする。

1．負傷者が多数発生した災害現場
2．避難所
3．負傷者が殺到する病院

2 医療救護班の業務内容

1．傷病者の緊急度及び重傷度の判定 （トリアージ）
2．傷病者に対する応急処置
3．後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
4．転送困難な患者及び避難所等における軽傷患者に対する医療
5．助産活動
6．死亡の確認
7．遺体検案等への協力 （状況に応じて）

第2 傷病者等、医療救護スタッフ、医薬品等の搬送体制

（医療福祉救護班、生活再建支援班）

災害時の搬送体制は、道路交通状況に制約されるが、道路や交通機関の不通時または遠隔地については、ヘリコプター等により空輸するほか、状況に応じた輸送を行う。

第3 後方医療体制

〔県〕
県の対応能力のみでは十分でないと認めるときは、「近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定」等に基づき隣接府県に対し、傷病者等の受け入れを要請することになっている。

〔関係機関〕
○医療機関
災害拠点病院及び被災を免れた医療機関は、医療救護所等からの傷病者等を可能な限り受け入れ、治療に当たるものとする。

第4 医薬品等の供給 **（医療福祉救護班）**

町は、不足医薬品等の供給・調達については、吉野保健所へ支援を要請するほか、主要販売業者等から調達または斡旋を依頼する。

なお、医療機関等における災害時の医療資器材等が不足する場合は、奈良県医師会等に供給依頼して対応する。

〔県〕
1．医療救護班及び市町村に対する支援用として、県医薬品卸協同組合、県衛生材料協同組合の協力を要請することになっている。
2．医薬品等に不足が予想される場合には、国及び「近畿圏危機発生時等の相互応援に関する協定」等に基づき隣接府県に支援を要請することになっている。
3．血液製剤の供給
　血液製剤の供給を要すると認めたときは、奈良県赤十字血液センターに供給を要請することになっている。
　なお、県下における輸血用血液製剤の保管場所は下記のとおりである。

名　称	奈良県赤十字血液センター
所在地	大和郡山市筒井町 600－１
電　話	0743－56－5916

第５　被災者の健康状態の把握とメンタルケア

（医療福祉救護班、生活再建支援班、社会福祉協議会）

１　被災者の健康状態の把握

町は、避難所においての生活環境の激変に対し、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いことから、被災者の健康管理を行う。
1．必要に応じて避難所に救護所を設ける。
2．高齢者、障がい者等要配慮者に対しては、福祉施設等への入所、介護支援専門員やホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等特段の配慮を行う。
3．保健師等による巡回相談を行う。

２　メンタルケア

被災のショックや長期にわたる避難生活などによるストレスは、しばしば心身の健康に障害を生じさせる。被災者に対するメンタルケアを確保する必要がある。
1．保健所を拠点に精神相談室を設けるとともに、巡回精神相談班を編成して、被災者に対する相談体制を確立する。
2．精神保健福祉センターで精神保健に関する情報提供及び電話相談を行う。

３　在宅被災者への支援体制の整備

避難せず自宅にとどまる被災者や避難所から自宅に戻った在宅被災者について、保健師等支援チーム等を活用し、迅速に在宅被災者に関する情報収集を行い、保健師の巡回相談等により心身の健康状態の把握と、在宅避難でも起こりやすい健康課題（エコノミークラス症候群・感染症・ストレス関連障害・便秘等）の予防に関する啓発と必要な支援を行う。

第６　在宅難病患者に関する活動（医療福祉救護班）

町は、県の関係機関と連携し、災害時の在宅難病患者支援対策として、避難誘導と安否確認を行う。

１．地域住民の協力による難病患者の避難誘導と孤立患者の把握

２．訪問看護ステーション等による安否確認

第 21 節　緊急輸送計画

【基本的な考え方】
緊急輸送の実施に当たっては、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とし、被災者の避難及び災害応急対策等の実施に必要な要員及び物資の輸送を応急復旧の各段階に応じて迅速、的確に行う。

役割分担

実施担当		実施内容
町	生活基盤環境班	(1) 緊急輸送路の確保
	生活再建支援班	(1) 町保有車輌の配車、民間業者、関係機関への派遣要請により輸送車輌の確保
	統括調整班	(1) 県または他の市町村への応援要請 (2) ヘリコプターの派遣要請（本章第７節参照）
県・近隣市町村		(1) 要請に応じて輸送用車輌の提供
奈良県バス協会 奈良県タクシー協会 奈良県トラック協会		(1) 要請に応じて輸送用車輌の提供

第１　緊急輸送の実施体制及び輸送の優先順位（生活基盤環境班、生活再建支援班）

大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、ヘリコプターの活用を含む、総合的な輸送確保を行う。

また、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全、②被害の拡大防止、③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進し、原則として次の優先順位をもって実施する。

第２　緊急輸送の範囲

緊急度に応じ、輸送の範囲を次のとおりとする。

１．第１段階

１）救助・救急活動、医療救護活動の従事者、医薬品等の人命救助に要する要員及び物資
２）災害の拡大防止のための消防、水防活動等の人員及び物資
３）情報通信、電力、ガス、水道施設等の初動体制に必要な保安要員、及び災害対策要員ならびに物資等
４）後方医療機関へ搬送する負傷者
５）緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員及び物資
６）被災者に対して町　（災害対策本部）　等が供給する食料及び水等生命維持に必要な物資
７）被災者に対して町　（災害対策本部）　等が供給する生活必需品等の物資

2．第２段階

1）第１段階の続行 2）要配慮者の保護にかかる二次的避難所への移送 3）傷病者及び被災者の被災地外への輸送 4）輸送施設の応急復旧等に必要な要員及び物資

3．第３段階

1）第２段階の続行 2）災害復旧に必要な要員及び物資

第３　緊急輸送体制の確立（生活再建支援班、関係班）

輸送施設、交通施設の被害状況及び復旧状況、人員、機材、燃料の確保状況、必要輸送物資の量等を勘案し、状況に応じた緊急輸送体制を確立する。

1　車両による輸送

1．輸送路の確保

緊急輸送を実施するため、緊急輸送路線を確保する。

2．車両の確保

1）町が、その所管事務遂行上必要とする車両は、町保有車両の運用を調整し配分する。

2）町保有車両が不足し、または調達不能のため輸送が不可能となった場合は、次により民間業者または関係機関等に対し調達の要請をし、輸送力を確保する。この場合は、業務の目的、積載内容、台数、期間、使用場所等を明らかにして行う。

①．民間業者への依頼

町内の自家用及び営業用車両の保有者に対して協力を依頼し、災害の程度に応じて出動の要請を行う。

②．県または他市町村への要請

町内で調達が不可能な場合は、県または他の市町村に対して調達の要請を行う。

2　ヘリコプターによる輸送

1．緊急輸送及び陸上交通の途絶等のための孤立地帯への輸送はヘリコプターによる。

そのため、町は県に対して緊急度に応じて順次、①県消防防災ヘリコプター②自衛隊のヘリコプター　③県警のヘリコプターの派遣要請を行う。

派遣されたヘリコプターは、各広域防災活動拠点及び災害活動用緊急ヘリポートを活用し、孤立地帯との航空輸送の任に当たるものとする。

2．災害活動用緊急ヘリポートの施設管理者及び町は、災害活動用緊急ヘリポートの被災状況を調査し、県等に報告する。

〔関係機関〕
○奈良県バス協会、奈良県タクシー協会、奈良県トラック協会
災害発生時に、被災者の移送及び物資、復旧用資機材等の輸送の必要が生じたときは、県の要請に基づき乗合乗用車や貨物自動車及び車両等の供給に協力するものとする。

第４ 応援要請（生活再建支援班、関係班）

緊急輸送の応援が特に必要であるときは、次の事項を明示して、県または他の市町村に対し調達、斡旋を要請する。

１．輸送区間及び借上げ期間	２．輸送人員又は輸送量
３．車両等の種類及び台数	４．集結場所及び日時
５．車両用燃料の給油場所及び給油予定量	６．その他必要事項

第22節 災害警備、交通規制計画

【基本的な考え方】
災害が発生し、または発生のおそれがあるときは、住民の避難誘導、救助、犯罪の予防及び交通規制等を実施し、住民の生命、身体、財産の保護及び災害時における社会秩序の維持に努める。

役割分担

実施担当		実施内容
町	統括調整班	(1) 警察が行う災害警備計画に協力する (2) 道路管理者、警察機関及び公安委員会と連携を図り、交通要所において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する
	生活基盤環境班	(1) 道路管理者、警察機関及び公安委員会と連携を図り、交通要所において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する (2) 道路交通の確保（道路施設、交通安全施設の復旧、障害物の除去）
県警察本部		(1) 速やかに初動体制を確立し、所定の活動を行う
道路管理者		(1) 必要に応じ交通規制を実施
公安委員会等		(1) 必要に応じ交通規制を実施 (2) 緊急通行車両のの標章及び証明書の交付及び確認 (3) 管区警察局、日本道路交通センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底

第1 災害警備（統括調整班）

町は、警察等が実施する災害警備計画に協力し、住民の安全を守るため、住民が避難した地域等について地域安全活動を強化し、犯罪の予防、財産の保護等に努める。

〔関係機関〕
○県警察本部
県警察は、奈良県下に暴風、大雨、洪水等による被害が発生し、または発生するおそれがある場合において、県民の生命、身体及び財産の保護ならびに治安維持に万全に期するとともに、迅速かつ的確に警察活動を行うことになっている。
災害の発生に際しては、的確な状況把握と適正な判断により、速やかに初動体制を確立するとともに次に定める活動を行うこととなる。
1．気象情報等の収集及び伝達
2．被害の実態把握
3．河川、ため池その他の危険箇所の警戒
4．住民に対する避難の指示及び誘導
5．人命の救助及び行方不明者の捜索
6．死体見分又は検視
7．被災地及びその周辺の交通規制
8．災害に関する広報活動
9．関係機関の行う災害復旧活動に対する救助活動

第2 交通規制（生活基盤環境班）

災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員及び資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ交通規制を実施するなど陸上交通の確保に努める。

1 各管理者が交通規制を実施する場合

1．道路管理者	1）道路の損壊、決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合 2）道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
2．公安委員会等	1）災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするために必要があると認めるとき 2）道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要と認めるとき 3）道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合

2 交通規制措置の実施

1．災害時における交通規制の実施

1）町は他の道路管理者、警察機関及び公安委員会と連携を図り、緊急交通路の円滑な運行を図るため、交通要所において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。
2）この場合、当該区域内に在る者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要事項を周知させる措置をとる。（規制の標識については、様式８参照のこと。）

2．交通規制が実施された区間における車両の運転手のとるべき措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域または道路の区間(以下「通行禁止区域等」という。）における一般車両の通行は禁止または制限されることから、同区域等内にある運転者は、次の措置をとる。

1）速やかに車両を次の場所に移動させること。
①．道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
②．区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
2）速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること。
3）通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することがあること。

3．震災時における車両の運転手の取るべき措置

震災時には運転者は次の措置をとらなければならない。

1）できる限り安全な方法により車両を道路の左側端に停止させること。 2）停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。 3）車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側端に寄せて停車し、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。

4．交通規制が実施された区間における路上放置車両等に対する措置

災害対策基本法第76条第１項により交通規制が実施された区間においては次の措置をとるものとする。

1）警察官	必要な場合には放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導を行うとともに緊急通行車両の円滑な運行を確保するため運転手等に対して車両移動の措置命令を行う。
2）自衛官	警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊緊急車両の円滑な運行を確保するため必要な措置を命じ、または自ら当該措置をとる。
3）消防吏員	警察官がその場にいない場合に限り、消防用緊急車両の円滑な運行を確保するため必要な措置を命じ、または自ら当該措置をとる。

3 緊急通行車両の確認等

1．緊急通行車両の標章及び証明書の交付	1）車両の使用者は、公安委員会に対し当該車両が緊急通行車両であることの確認を求める（様式６）。 2）公安委員会は、当該車両が緊急通行車両であることを確認したときは、当該車両の使用者に対し災害対策基本法施行規則第３条に規定する標章（様式７）及び証明書（様式５）を交付することとなる。
2．緊急通行車両の確認事務	災害対策基本法施行令第33条に基づく確認事務は、公安委員会に対し行う。

4 交通規制実施後の広報

公安委員会は、交通規制を実施した場合、管区警察局、日本道路交通センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ、秩序ある交通を確保する。

第3 道路交通確保の措置（生活基盤環境班）

1．道路交通確保の実施体制	町は、他の道路管理者、公安委員会との連携のもと、他の防災機関及び地域住民等の協力を得て道路交通の確保を行う。 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行い、運転者がいない場合等においては、道路管理者自らが、「災害対策法に基づく車両移動に関する運用の手引き」に基づき、車両の移動等を行うものとする。
2．道路施設の復旧	町は他の道路管理者と連携を図り、㈳奈良県建設業協会等の協力を得て、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努め、道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。 なお、この場合、緊急輸送路を優先して行う。
3．交通安全施設の復旧	公安委員会は、緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行うものとする。
4．障害物等の除去	路上における著しく大きな障害物等の除去について、必要に応じて、町は他の道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等と協力して所要の措置をとる。

第23節 食料、生活必需品の供給計画

【基本的な考え方】
大規模災害時に対処するため、町は、関係機関と連携を図り、被災者の食生活を保護するため食料及び生活必需品等の応急供給を行うとともに、炊き出し等を実施する。

役割分担

実施担当		実施内容
町	統括調整班	(1) 町の備蓄食糧の供給 (2) 販売業者からの食料の調達 (3) 生活必需物資の給与及び貸与の責任者
	医療福祉救護班	(1) 町の備蓄食糧の供給 (2) 販売業者からの食料の調達 (3) 災害救助用米穀等の供給を要請 (4) 生活必需物資の給与及び貸与 (5) 販売業者からの購入 (6) 生活必需物資の給与及び貸与の記録 (7) 救援物資の受入・管理体制及び事務処理環境を整える
	避難支援・教育班	(1) 炊き出しの実施
県		(1) 市町村の要請を受けて必要となる物資についての供給を行う
日本赤十字社 奈良県支部		(1) 備蓄している非常災害用救援物資をあらかじめ定められた配分基準により、市町村を通じ速やかに被災者に分配する
住民 自主防災組織		(1) 炊き出しにおける燃料等の調達 (2) 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄、3日間程度の非常食を含む非常持出品を準備 (3) 自主防災組織等を通じて、緊急物資の共同備蓄を進める

第1 食料の供給（統括調整班、医療福祉救護班）

災害時における食料の応急供給の実施は、町の備蓄食料を供給する。また、災害救助法が適用されたときは、町の備蓄在庫、流通在庫等により一次的に調達・供給を行い、不足が生じた場合には、知事に対し給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な数量等を通知・要請する。

1 供給の対象

食料の供給は、次の場合に実施する。

1．炊き出しにより、被災者に対し配給を行う必要がある場合
2．災害により、供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合
3．被災地において救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業者に対して給食を行う必要がある場合

2 供給食料

原則として米穀とするが、消費の実情によっては、乾パン及び麦製品とする。

3 供給数量

供給数量は、１人当たりの基本 （目安） 供給量に、受配者及び供給の日数に相当する数量とする。

１．1の１．の場合　１食当たり精米換算　200g 乳児１日当たりの粉乳　150g （１回30gで５回分） 幼児１日当たりの粉乳　90g （１回45gで２回分） ２．1の２．の場合　1日当たり精米　400g ３．1の３．の場合　1食当たり精米換算　300g

〔県〕
県は、被災住民に給与する食料及び市町村の要請を受けて、必要となる食料について供給を行う。

第２ 食料の調達（統括調整班、医療福祉救護班）

１．食料の調達は、町内の販売業者により一次調達し、主食に不足が生じた場合には、知事に対し給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀の数量等を通知し、「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領（平成 21 年５月 29 日付け 21 総食第 113 号農林水産省総合食料局長通知)」に基づき、農林水産省近畿農政局奈良農政事務所長（以下「農政事務所長」という。）と奈良県知事の間に締結された協定の定めるところによる災害救助用米穀等の供給を要請する。
２．交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引き取りに関する知事の指示を受け得ない場合は、災害救助法または国民保護法発動期間中に緊急に引渡しを受ける必要のある数量の災害救助用米穀等について、農政事務所の地域課長等または引渡倉庫の責任者に対し、直接引渡しを要請する。
３．副食が不足する場合には、知事に対し斡旋を要請する。

第３ 炊き出しの実施方法（避難支援・教育班）

１．避難所に収容される者及び自宅での炊飯が不可能となった被災者に対し状況により応急的に炊き出しを行う。炊き出しその他による食品の給与は被災者が直ちに食することができる現物による。
２．炊き出しは自主防災組織等に協力を求めて既存の給食施設（資料６－１）等を利用して行う。
３．炊き出し材料の確保については販売業者の協力を求める。

4．炊き出しに当たっては次の点に留意する。

1）炊き出し現場には責任者を配置する。責任者はその実態に応じ混乱が起こらないよう指導するとともに関係事項を記録しておく。現場責任者には、町の職員から必要に応じ指名する。
2）炊き出しの献立は栄養価等を考慮して作らなければならないが、被災の状況により食器等が確保されるまでの間は握り飯と漬物・缶詰等の副食物を供給する。
3）町において直接炊き出しすることが困難で米飯業者等に注文することが実情に即すると認められるときは炊き出し基準等を明示し、業者から購入し配分する。

5．炊き出しに当たっては、常に食品の衛生に心掛ける。

1）炊き出し施設には飲料適水を供給する。
2）必要な器具、容器を十分確保する。
3）炊き出し場所に皿洗い設備及び器具類の消毒設備を設ける。
4）害虫駆除に十分留意する。
5）原材料の吟味及び保存等について十分注意する。

6．炊き出し施設、器材は、指定炊き出し場所備え付けのもの等を使用する。また、これらの器具及び燃料等を調達できないときは、必要な種類及び数量を明示して県に調達の斡旋を要請する。
7．炊き出しに関する事務の責任者は、町長とする。
8．記録等
　炊き出しの状況（場所数及び場所別給与人員（朝、昼、夕に区分））を県に報告するとともに次の帳簿、書類を整備保存しておく。

1）炊き出し受給者名簿
2）食料品現品給与簿
3）炊き出し、その他による食品給与物品受払簿
4）炊き出し用物品借用簿
5）炊き出しの協力者、奉仕者名簿

〔住民〕
住民及び自主防災組織は、地域内の販売業者等の協力を得て、必要な器具及び燃料を確保する。

第4　生活必需品の供給（統括調整班、医療福祉救護班）

被災者に対する生活必需物資の給与又は貸与は、町長が、職員、消防団、日赤奈良県支部及び地域住民の協力を得て実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、同法の規定に基づき、知事の委任により実施する。

１．被災者等に対し物資を迅速かつ円滑に供給するため、その一次的な役割を担う町は、単独又は共同で緊急に必要な物資を備蓄しておく。
２．公的備蓄と併せ、流通在庫の把握・確認、物資保有者との調達に関する協定締結等を行い、物資の調達及び配分については、ボランティア団体とも連携して計画を作成する。
３．住民及び自主防災組織が実施する緊急物資確保対策の啓発・指導を行う。

〔県〕
被災住民に給与する生活必需品等の物資及び市町村の要請を受けて必要となる物資についての供給を行う。

〔住民〕
１．７日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄を行うとともに、３日間程度の非常食を含む非常持出品を準備する。
２．自主防災組織等を通じて、緊急物資の共同備蓄を進める。

1 生活必需品等の物資の供給または貸与の対象者

この対象者は、災害による住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊または床上浸水等により日常生活に欠くことのできない衣料、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失し、または損傷した者で資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手できない状態にある者とする。

2 支給品目

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物を支給する。

１．寝具、被服（肌着を含む。）、身の回り品	２．日用品
３．炊事用具及び食器	４．光熱材料

3 給与または貸与の方法

１．物資の購入及び配分計画

１）衣類等生活必需品は、被災状態、物資の種類、数量等を勘案のうえ町内または近隣の市町村の業者から購入する。この場合なるべく同一規格、同一価格のものを一括購入するよう努める。
２）町長は、被害報告をとりまとめ、知事に報告するとともに、救助物資の概算交付を受けまたは現地調達して、知事より示された配給基準に基づき、支給物資の品目ごとに、被災者の家族構成を勘案の上配分計画を作成し、配分を実施する。

２．物資の調達

生活必需品の調達先をあらかじめ指定しておくなど、調達計画を立てるとともに、生活必需品の備蓄に努める。

３．物資の給与または貸与の支給責任者及び協力者

1）物資の給与又は貸与の支給責任者は、町長とする。
2）支給責任者は、消防団等の団体及び被災者の協力を得て、被災者に公平に交付する。

4．給与又は貸与の限度（災害救助法適用の場合）

被服、寝具、その他生活必需品の給付または貸与の期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。

なお、季別（夏季、冬季の別）は、災害発生の日をもって決定する。

5．給与または貸与の記録等

給与物資はその受払の記録及び受領書を徴しておかなければならない。送付書のほか整備しなければならないものは次のとおりである。

1）物資購入（配分）計画表	2）物資受払簿
3）物資給与及び受領簿	4）物資購入関係支払証拠書類
5）備蓄物資払出証拠書類	

第５　物資の調達先（統括調整班、医療福祉救護班）

生活必需品の調達は、町内小売業者等より行う。なお、物資の給貸与は、資料６－３に掲げるもののうちから各人の被害状況に応じ、現に必要とするものを選定して支給する。

〔県〕

市町村から緊急援護物資として備蓄している日用品等の供給の要請を受けた場合または災害の状況等により知事が必要と認めた場合は、市町村に対し、供給を行うこととなる。

〔関係機関〕

○日本赤十字社奈良県支部

備蓄している非常災害用救援物資をあらかじめ定められた配分基準により、市町村を通じ速やかに被災者に分配する。

第６　救援物資への対応（統括調整班）

町は、救援物資の集積場所が混乱するなど不要物蓄積による弊害を防ぐため、受入・管理体制及び事務処理環境を整える。町限りでは困難な場合は県に援助を要請する。

１．町は、救援物資の集積場所（資料６－２）を指定する。

２．町は、集積場所における要員を確保し、救援物資の受入、記録、仕分け、梱包、搬送などを実施し、被災者に対し迅速かつ適切に救援物資を配布する。

第 24 節　給水計画

【基本的な考え方】
災害により飲料水等を確保することができない者に対して飲料水等の供給を行い、被災者の生活を保護する。

役割分担

実施担当		実施内容
町	生活基盤環境班	(1) 各水道施設等による拠点給水及び給水車、トラック等による給水の実施 (2) 水源及び飲料水の消毒薬品の確保により応急飲料水の確保に努める (3) 給水体制の確立、資機材の調達 (4) 飲料水の供給等を行ったときは、給水記録簿等の書類帳簿等を整備保存 (5) 町独自で給水できないときは近隣市町村の協力を得て実施する (6) 町内で飲料水の供給を実施することができないときは県に調達斡旋を要請する (7) 水道施設の応急復旧（本章第 12 節参照）

第１　実施責任者（生活基盤環境班）

飲料水の供給は原則として町が行うが、町において実施できないときは、近隣市町村の協力を得て実施する。

また、災害救助法を適用した場合（同法により知事が事務の一部を委任した場合を除く。） 及び知事が必要と認めた場合の給水は、「奈良県水道災害相互応援に関する協定」（条例・協定を参照）に基づき、県が市町村相互間の連絡調整を行い、広域的な見地からその確保に努めることとなる。

第２　拠点給水等（生活基盤環境班）

１．町は、各水道施設（浄水場・配水場・貯水槽（消火用貯水槽を除く。)）等による拠点給水の可能性を点検し、給水配水図等により医療機関、福祉施設等の所在を配慮した給水体系を検討する。
２．給水車等の搬送が可能な状況下においては、拠点給水を基点にして給水車及びトラック等による給水を実施する。

第３　飲料水の確保（生活基盤環境班）

1　水源の確保

１．水源施設が被災し、飲料水の確保ができないときは、井戸水、自然水（ため池、谷水、河川）または防火水槽（プール等）の飲用に適するものを水源とする。

２．給水車・給水容器・容器運搬用車両の準備をし、整備点検を行うとともに、飲料水の消毒薬品（次亜塩素酸ナトリウム等）は必要量を確保し、交通途絶事態にも対処できるようその保管場所・配置場所についても検討する。
３．町は、応急用飲料水ならびに水道施設の確保に努める。

2 水源の水質検査・保全

確保された水源は、ろ水器によりろ過し、あるいは化学処理を加えて飲用に適するか検査を行う。

また、あらかじめ水量、水質等の調査を適時行い、応急水源の保全に努める。

〔住民及び自主防災組織〕
１．住民における貯水
１）貯水すべき水量は、１人１日３ℓを基準とし、世帯人数の３日分を目標とする。
２）貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いるものとする。
３）貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、水もれ、破損しないものとする。
２．自主防災組織を中心とする飲料水の確保
１）応急給水を円滑に実施するために、給水班を編成するものとする。
２）災害発生時に利用予定の井戸、ため池、河川、貯水槽の水は水質検査を実施して、町の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておくものとする。
３）応急給水に必要とされるポンプ、水槽、ポリタンク等の資機材を整備するものとする。

第4 給水体制の確立、資機材の調達（生活基盤環境班）

１．町は、災害に備え、飲料水の確保に必要な人員の配備、応急給水、応急復旧用資機材の整備点検に努めると共に、町内指定業者との連絡を密にして、災害時の緊急体制を整える。
２．震災時には、ライフラインが被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となるため、給水施設の老朽化への対応及び耐震性の向上に努める。
３．災害の規模等により町で処理できないときは、隣接市町村及び県に自衛隊の応援要請をする。
４．各家庭及び住民に対して10ℓ入り程度のポリ容器を常備しておくように指導を図る。

第５　給水目標及び順位（生活基盤環境班）

１　給水目標

災害発生時に飲料水を得られない者に対して、災害発生から３日以内は、１人１日３ℓ、10日目までには３～20ℓ、20日目までには20～100ℓを供給することを目標とし、それ以降はできる限り速やかに被災前の水準にまで回復させる。

２　給水順位

医療機関、給食施設、社会福祉施設等の緊急性の高いところから優先に給水を行うように配慮する。

第６　給水方法（生活基盤環境班）

給水の実施は、町が消防団の協力を得て行う。

１．給水に際しては、その場所・時間等について被災地の住民に周知措置を講ずる。

２．給水タンク車による場合は、近くの水道施設から補給水を受けることが要件となるが、給水範囲が広いときは、必要に応じて要所に水槽を設置し、給水の円滑化を図る。

３．災害の規模により１戸当たりの給水量を制限し、なるべく多くの住民に公平に行き渡るようにする。

第７　水道施設の応急復旧（生活基盤環境班）

あらかじめ定められた行動指針に基づき、応急復旧を実施する。具体的対策については、第 12 節「ライフライン施設の災害応急対策計画」による。

第８　記録等（生活基盤環境班）

飲料水の供給等を行ったときは、次の書類、帳簿等を整備保存しておかなければならない。

１．飲料水供給記録簿 ２．給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿 ３．給水用機械器具修繕簿

第９　応援要請（町長、生活基盤環境班）

町内で飲料水の供給を実施することができないときは、「奈良県水道災害相互応援に関する協定」（条例・協定を参照）に基づき、次の事項を示して県に調達斡旋を要請する。

１．給水を必要とする人員
２．給水を必要とする期間及び給水量
３．給水する場所
４．必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
５．給水車両のみ借上げの場合はその必要台数
６．その他必要な事項

第25節 防疫、保健衛生計画

【基本的な考え方】
災害時における防疫措置を県の指導、指示に基づいて実施し、感染症の未然防止に万全を期するとともに、被災者の衛生的で安全な生活を支援する。

役割分担

実施担当		実施内容
町	医療福祉救護班 生活基盤環境班	(1) 被災地の状況、資器材・薬剤等の確保及び施設の状況等情報の収集 (2) 防疫活動に必要な資器材の確保 (3) 防疫、保健活動の実施 (4) 防疫活動を行ったときは、指定の書類帳簿等を整備保存 (5) 被災者に対する安全で衛生的な食品の供給 (6) 食品関係営業施設への指導 (7) 住民の食品衛生に対する啓発指導
	医療福祉救護班	(1) 防疫、保健衛生用資器材の調達が困難な場合は、県に斡旋を依頼
	生活基盤環境班	(1) 死亡した愛がん動物の処理に対する協力
県		(1) 被災地域の食品衛生に関し食品衛生監視員により現地指導等をう (2) 食中毒が発生した場合には所要の検査等を行い、被害の拡大を防止する (3) 市町村から資機材の斡旋依頼があった場合が、関係機関及び関係業者の協力を得て、積極的に斡旋、調達を行う
愛がん動物所有者		(1) 死亡した愛がん動物の処理

第1 防疫組織（医療福祉救護班、生活基盤環境班）

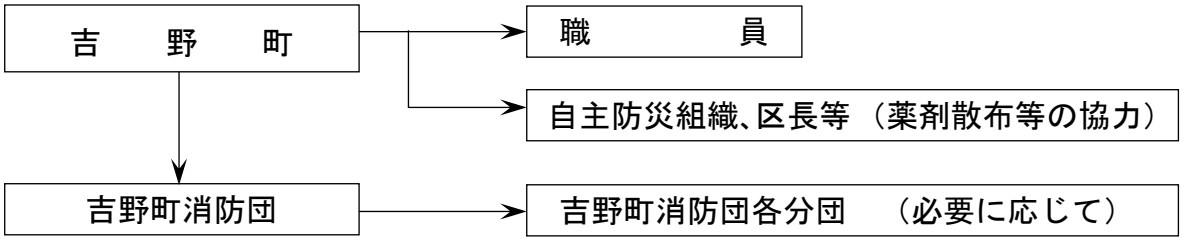

第2 防疫・保健活動（医療福祉救護班、生活基盤環境班）

1．情報の収集
　1）被災地の状況把握
　2）資器材、薬剤等の確保及び施設の整備
2．防疫活動に必要な資器材の確保
　1）機械
　　町が保有している消毒用噴霧器を利用して防疫活動を行うとともに、他の関係機関から借入れを行う。

2）薬剤

町で薬剤を備蓄保管し、不足分については、県に斡旋を要請するとともに業者から購入する。

3．感染症患者及び病原体保有者の発生家屋内、給食施設等の清掃

4．薬品及び資器材による消毒

5．ねずみ、昆虫等の駆除

6．臨時の予防接種

7．検病調査（健康診断及び検便）

8．感染症のまん延時の処理

感染症法に基づき、処理する。

9．避難所の防疫措置

1）避難所の管理については、食品衛生協会の協力を得て食品衛生管理を行う。

2）検疫調査については、保健所担当職員による調査を実施する。

10．防疫業務の実施基準

1）消毒

知事（保健所長に事務委任）の指示に基づき、速やかに消毒を実施する。なお、消毒に要する１戸当たりの使用薬剤の基準は、おおむね次表のとおりである。

災害の程度	薬品名		
	クレゾール（屋内）	普通石灰（床下、便槽及び周辺）	クロールカルキ（井戸）
床上浸水（全壊、半壊、流失を含む）	200g	6kg	200g
床下浸水	50g	6kg	200g

（注） 特に床上浸水地域に対しては、被災の直後に衛生組織等を通じて、各戸にクレゾール及びクロールカルキを配布して、床、壁の拭浄、手洗設備の設置、トイレの消毒及び飲料水（井戸）、生野菜等の消毒を指導する。

2）ねずみ、昆虫等の駆除

知事（保健所長に事務委任）が定めた地域内で、知事（保健所長に事務委任）の指示に基づき、ねずみ、昆虫等の駆除を実施する。

なお、指定地域全体を通じて必要とする薬剤量は、おおむね次表の基準により積算した総量とし、被災家屋と無差別に実施することなく、実情に応じ重点的に実施する。

薬剤の種類等／災害の程度	薬剤別、剤型別の基準数量	
	有機燐剤（室内、床面、床上）	オルソヂクロールベンゾール剤（トイレ）
床上浸水（全壊、半壊、流失を含む）	油剤：１戸当たり２ℓ 乳剤（20倍液として使用する場合）：１戸当たり２ℓ 粉剤：１戸当たり0.5kg	１戸当たり40g
床下浸水	油剤：１戸当たり１ℓ 乳剤（20倍液として使用する場合）：１戸当たり１ℓ 粉剤：１戸当たり0.5kg	１戸当たり40g

（薬剤の種類及び剤型は、現地の実情に応じ適宜選択して差し支えない。）

11. 飲料水の消毒及び衛生指導
12. 避難所における住民の健康状態の把握と保健師等による巡回健康相談
13. 記録等

防疫のため、予防接種等を行った場合は、次の書類、帳簿等を整備保存しておく。

1）災害状況及び防疫活動状況報告書
2）検病調査及び健康診断状況記録簿
3）清潔及び消毒状況記録簿
4）臨時予防接種状況記録簿
5）防疫薬品資材受払簿
6）防疫関係支払証拠書類及び備蓄薬品等払出証拠書類
7）防疫関係機械器具修繕支払簿

〔住民〕
1．住宅内の汚染物の清掃、消毒等は、努めて実施する。
2．避難場所等において良好な衛生状態を保つよう注意する。

第3　食品衛生管理（医療福祉救護班、生活基盤環境班）

被災地における食品の衛生確保を図るため、保健所や関係機関の協力を得て監視指導を実施する。

1　被災者に対する安全で衛生的な食品の供給

炊き出し現場及び避難所等において、食品の衛生的取扱い・加熱調理・食用不適な食品の廃棄及び器具・容器等の消毒等について、必要に応じ指導する。

2　食品関係営業施設への指導

食品関係営業施設の実態調査を実施し、施設の構造・食品取扱設備・給水について、次の改善指導を行う。

1．滞水期間中営業の自粛	2．浸水を受けた施設の清掃、消毒
3．使用水の衛生管理	4．汚水により汚染された食品の廃棄
5．停電により腐敗、変質した食品の廃棄	

3　住民の食品衛生に対する啓発指導

被災地域の一般家庭に対し、次の啓発活動を行う。

1．手洗いの励行	2．食器類の消毒使用
3．食品の衛生保持	4．台所、冷蔵庫の清潔

〔県〕
1．県は、関係機関と密接な連携を図りながら、被災地の営業施設及び臨時給食施設 （避難所等の炊き出し施設）の実態を把握し、食品衛生監視員により現地指導等の徹底によって食中毒の発生を防止する。
2．県は、食中毒患者が発生した場合、食品衛生監視員による所要の検査等を行うとともに、原因調査を行い、被害の拡大を防止する。
3．県は、被害の拡大が懸念される場合は、速やかに厚生労働省に連絡するとともに、状況により、他府県や厚生労働省に支援を要請する。

第４　防疫・保健衛生用資器材の調達等（医療福祉救護班）

町は、防疫・保健衛生用資器材を確保するとともに、資器材の調達が困難な場合は、県に斡旋を依頼する。

〔県〕
県は、市町村から資機材の斡旋依頼があった場合、関係機関及び関係業者の協力を得て、積極的に斡旋、調達を行う。なお、県の対応能力のみでは十分でないと認めるときは、国及び「近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定」等に基づき隣接府県に支援を要請することになっている。

第５　愛がん動物の収容対策（生活基盤環境班）

ペットの飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。また、自身の動物が県等に保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、または適正に飼養できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。

災害の発生に伴って死亡した愛がん動物の処理は、原則として所有者等が行い、これが困難な場合には、町は協力体制を確立し、衛生的処理に努める。

1．所有者等からの要請があったときは、処分方法を指導し、処理場所の確保について近隣住民へ協力を依頼する。

1）移動できるものは適当な場所に集めて、埋却、焼却等の方法で処理する。
2）移動し難いものについては、その場で個々に処理する。

2．処理場所の確保について町のみで対応できないときは、県に協力を要請する。

第 26 節　遺体の火葬等計画

【基本的な考え方】
町は、関係機関と連携を図り、遺体の捜索、処理、火葬及び埋葬を的確かつ迅速に実施する。

役割分担

実施担当		実施内容
町	町長	(1) 遺体の捜索、処理、火葬及び埋葬について、町のみで対応できないときは、県に応援を要請 (2) あらかじめ選定した寺院、神社等適当な場所に遺体収容所の開設
町	統括調整班 生活基盤環境班 生活再建支援班	(1) 死者の氏名、遺留品等の調査記録、遺体処理台帳の整備 (2) 縁故者への遺体引き渡し時の十分な調査確認 (3) 変死体の警察への届け出 (4) 警察官、消防団等の協力を得て遺体の捜索を行う (5) 消防団、警察署の協力を得て遺体の収容処理を行う (6) 相当期間引取り人が判明ない遺体は火葬、一時的納骨を行う (7) 火葬相談室等の設置により、遺体の火葬等の円滑な実施に努める
県警察本部		(1) 県及び市町村と協力し、迅速かつ的確な遺体の調査等及び検視、身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等に努める
住民・自主防災組織		(1) 行方不明者についての情報を町に提供する

第 1　遺体の捜索（統括調整班、生活基盤環境班、生活再建支援班）

1．災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して、警察官、消防団等の協力を得て遺体の捜索を行う。
2．捜索は、警察官と協力して捜索班を編成して実施する。状況により捜索班を増強する必要があるときは、消防団の応援を求めて行うほか状況により一般住民の協力を求める。
3．町長は、遺体の捜索、処理、火葬及び埋葬について、町のみで対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。

1）捜索、処理、火葬及び埋葬別とそれぞれの対象人員
2）捜索地域
3）火葬等施設の使用許可
4）必要な搬送車両の数
5）遺体処理に必要な器材、資材の品目別数量

4．住民及び自主防災組織は、行方不明者についての情報を町に提供するよう努める。
5．遺体の捜索をしうる期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。（災害救助法適用時に準ずる。）

〔関係機関〕
○県警察本部
　県及び市町村と協力し、必要に応じて他の都道府県警察に応援を要請するなどして遺体見分要員・場所等を確保するとともに医師等との連携を密にして、迅速かつ的確な遺体見分、身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等に努めることとする。

第２　遺体の収容処理

（生活基盤環境班、生活再建支援班、医療福祉救護班）

１．遺体の収容処理は、消防団、警察署、病院の協力を得て、次の事項について行う。

１）遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理	２）遺体の一時保存
３）検案	４）処理に必要な物資の調達

２．発見した遺体その他の事故遺体は、町長が開設した遺体収容所（資料７－１）へ収容する。
３．町長は、遺体収容所を開設できるように、寺院、公共の建物等適当な場所をあらかじめ選定して準備する。
４．調査票の作成
　死者の氏名ならびに関係記録及び遺留品の調査票を作成する。
５．身元不明者については、４．の調査票を作成するか、遺体の撮影をし、衣類の一部を切り取って保管する等証拠の保全につとめ、地元住民の協力を得て身元確認のための手配を行い、火葬等を実施する。
６．遺体の氏名及び住所、性別、発見場所、身長、特徴等を遺体処理台帳に記載し、１体毎に棺桶に表示する。
７．縁故者による遺体引き取りの申し出があった場合は、十分調査し、確認のうえ引き渡す。
８．身元確認のため収容所に一時保存しておく期間は、３日程度とする。
９．変死体については、警察署へ届け出る。
10．相当期間引取り人が判明しない場合は、所持品等を保管のうえ火葬する。
11．引取り人が判明しない焼骨は、納骨堂または寺院に一時保管を依頼し、引取り人が判明次第、当該引取り人に引き継ぐ。
12．無縁の焼骨は、納骨堂に収蔵するほか、墓地に埋葬する。
13．火葬相談室等の設置により、遺体の火葬等の円滑な実施に努める。
14．遺体の処理を実施しうる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

第27節 廃棄物の処理及び清掃計画

【基本的な考え方】
被災地域の環境衛生の万全を図るため、ごみの収集処理、し尿の汲取処分を適切に行う。

役割分担

実施担当		実施内容
町	生活基盤環境班	(1) し尿処理・清掃活動体制の確保 (2) 仮集積場所及び仮置場の配置計画、し尿、生活ごみ及びがれきの広域的な処理・処分計画の作成等による応急体制の確保 (3) 町のみで処理できないときは県に支援を要請する (4) 瓦礫処理体制の確保
県		(1) 町の要請に基づき県内各市町村及び関係団体に対し、広域的な応援を要請する
住民		(1) 自主防災組織の清掃班を中心として、資機材の点検を行い、必要に応じ臨時共同トイレの設置 (2) 下水道施設が被災したときは、町の指示に従って、水洗トイレは使用しない (3) 自主防災組織を中心に仮設トイレの建設、消毒、管理を行う (4) 自主防災組織を中心として、町によるごみの収集及び処分が可能になるまでの間仮置場、仮集積所を設置して処理する

第1 し尿処理（生活基盤環境班）

1．町は、避難場所及び避難人員の確認を行い、仮設トイレの必要数や、し尿の収集処理の見込みの把握を行い、県に報告する。
2．町は、倒壊家屋、焼失家屋の便槽及び仮設トイレからのし尿の発生量を予測し、県に報告する。
3．処理作業
1）町は、必要により仮設トイレの設置を行うとともに、冠水等により汚物が流失しないような場所に便槽を設置し、消毒等衛生上の配慮を行う。
2）町は、倒壊家屋、焼失家屋の便槽及び仮設トイレのし尿を、し尿くみ取り業者に委託して収集処理するほか、必要に応じ生活環境に支障のない方法で処理する。
3）町は、必要により他町村からの人員、機材等の応援を求め、収集運搬体制を確立する。
4）町は、収集運搬体制の確立が困難な場合、県に対して支援を要請する。

〔住民〕
各家庭の合併処理浄化槽等が被災したときは、町の指示に従って水洗トイレは使用しないで、仮設トイレ等を使用する。

第２　生活ごみ処理（生活基盤環境班）

１．町は、避難場所及び避難人員の確認を行い、県に報告する。

２．町は、ごみ処理施設（資料８－３）の被害状況と稼働見込みを把握し、県に報告する。

３．町は、処理を計画的に実施するため、発生量を予測し、県に報告する。

４．処理作業

１）町は、ごみの早期収集及び処理を行うため、被災住民に対し集積場所及び収集日時の周知を行う。

なお、収集場所については、冠水等により流失または飛散等による生活環境に影響を及ぼさない場所の選定を行う。

２）町は、ごみ処理を行うために必要な人員・収集運搬車両等（資料８－４）の確保を行い、不足する場合には、近隣市町村及び県に対して支援を要請する。

３）町は、吉野三町村クリーンセンターのごみ処理施設が使用不能等により処理できない場合は、生活環境に支障のない暫定的な仮置き場の確保を行う。

〔住民〕
生活ごみは、分別の上、指定された日時に集積場所へ搬出する。

第３　がれき処理（生活基盤環境班）

１．町は、倒壊家屋・焼失家屋の数及びがれきの状況の把握等情報を収集し、県に報告する。また、がれき等の発生状況から建築物等の倒壊･損壊の被害が大きい地域およびアスベストの露出等の情報収集を行い、人命救助や障害物撤去等初動対応における従事者や周辺住民等へアスベストのばく露防止に関する注意喚起を行う。

２．町は、処理を計画的に実施するため、全体の発生量を把握し、県に報告する。

３．処理作業

１）町は、がれきが大量に排出されることから、処理施設への搬入が困難となる場合が考えられるため、生活環境に支障のない暫定的な仮置き場の確保を行う。

２）町は、倒壊家屋・焼失家屋等から発生したがれきについて、危険なもの、通行上支障があるものから優先的に撤去する。また、アスベスト飛散防止の指導や環境モニタリングの実施を行う地点の優先順位の決定を行う。

３）町は、がれきの処理を行うとともに、必要な人員・運搬車両の確保を行い、不足する場合には、県に対して支援を要請する。

４）町は、がれきの処理に当たり木材やコンクリート等リサイクル可能なものについては、分別等を行い極力リサイクルに努める。

第 28 節　文教対策計画

【基本的な考え方】
災害時における学校施設の被災及び児童生徒の被災により、通常の教育を行うことができない場合、町教育委員会は、県教育委員会と連携し、応急教育を実施する。

フロー

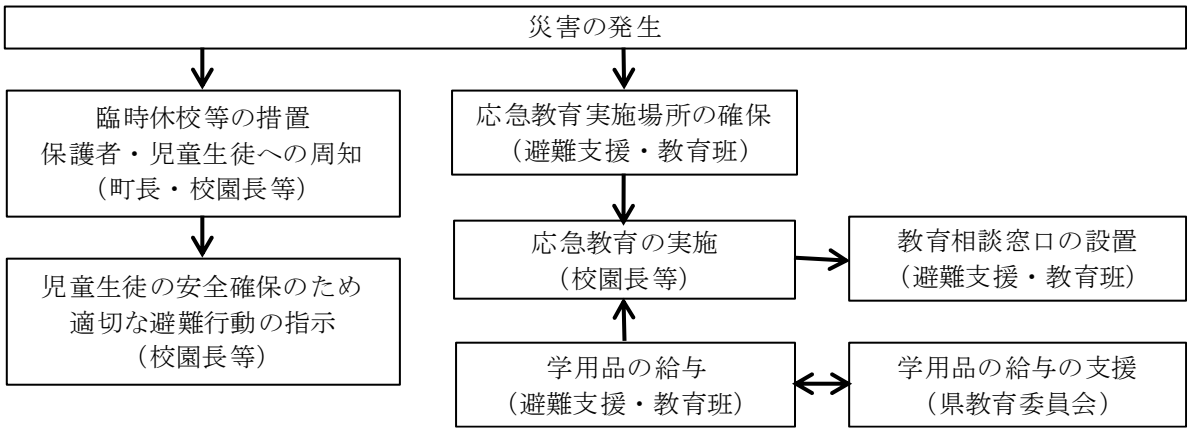

役割分担

実施担当		実施内容
町	避難支援・教育班	(1) 応急教育実施の予定場所を確保する (2) 学用品の給与 (3) 転入・転出手続きや児童生徒のメンタルヘルス等の相談窓口を設置
	校園長等	(1) 校園長等は教育委員会と協議し必要に応じ休校の措置をとる (2) 校園長等は災害時適切な避難指示を与える (3) 校園長等は災害の規模及び児童、生徒、教職員、施設・設備等の被害状況を速やかに把握し、町教育委員会または県教育委員会に報告する (4) 校園長等は町教育委員会と連絡のうえ、被害の状況に応じ休校、短縮授業等の応急教育を実施する
県教育委員会		(1) 応急教育に必要な教科書等の学用品についてその種類、数量等を調査し、確保困難な市町村に対して、文部科学省及び県内図書取次店等へ協力を要請する

第１　児童、生徒の安全確保（避難支援・教育班、校園長等）

町立の幼稚園、小学校、中学校等学校教育施設（以下「学校等」という。）の責任者（以下「校園長等」という。）は、災害時における幼児、児童、生徒 （以下「児童・生徒等」という。）の安全確保について次の対策を講ずる。

１．校園長等は、学校等の立地条件等を考慮して、災害時における応急対策計画を樹立するとともに、児童・生徒等の災害発生時における登下校時の措置を講じておく。なお、幼児については、保護者に連絡し、迎え等を確実にする。

2．授業開始後に災害が発生し、または発生が予測される気象条件となった場合、校園長等は、教育委員会と協議し、必要に応じ休校の措置をとる。下校に際しては、事故のないよう十分注意を与え、同一方向または同一地域ごとに集団行動をとらせるほか、低学年児童にあっては、教師が地区別に付き添うなどの措置をとる。
3．校園長等は、事前に災害が予知される場合や児童・生徒等に危険が及ぶ心配があるときなどは、現状を的確に判断し、臨時休校、学校行事の中止等適切な措置を講ずるとともに、教育長に報告する。
4．校園長等は、町内全域にわたって災害が発生し、または発生するおそれがある場合、教育委員会と協議して町内小中学校の臨時休校を決定する。
5．町長あるいは校園長等は、臨時休校等の措置を決定した場合は、ＣＡＴＶ、音声告知放送、電話、その他の連絡方法により、保護者及び児童・生徒等に連絡するとともに住民に周知する。

第２　応急措置（避難支援・教育班、校園長等）

1．校園長等は、状況に応じて適切な緊急避難の指示を与える。
2．校園長等は、災害の規模及び児童、生徒、教職員、施設・設備等の被害状況を速やかに把握するとともに、町教育委員会に報告する。
3．校園長等は、学校教育活動が正常に実施されるまでの間、町教育委員会と連絡のうえ、被害の状況に応じ休校、短縮授業等の応急教育を実施する。

第３　応急教育の実施（避難支援・教育班、校園長等）

1　教育施設の確保

町教育委員会は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断することを避けるため、災害の程度に応じおおむね次の方法により応急教育実施の予定場所を確保する。

1．校舎の一部が利用できない場合は、特別教室、屋内体育館等を利用し、なお不足する場合は二部授業等の方法をとる。
2．校舎の全部または大部分が利用できない場合は、公民館等公共施設を利用するほか、隣接学校の余剰教室を利用する。
3．被害が更に大きい場合は、被災を免れた公共的施設を利用するが利用すべき施設がないときは、応急仮校舎を建設する。その他振替授業、二部授業、体育館の間切り利用、学級の臨時編成替等の方法でできる限り教育活動に支障をきたさないよう配慮する。

2　避難先での措置

1．学校等が住民の避難所に利用される場合は、災害の状況に応じ必要な措置を講ずる。
2．小、中学校等の児童生徒の集団避難については、避難先（収容施設）輸送の方法、教育、保健衛生及び給食等の実施方法についてあらかじめ計画を定める。

3 教職員、児童生徒の健康管理

災害状況に応じて教職員及び児童生徒に対する予防接種や健康診断を実施するよう配慮する。

建物内外の清掃、飲料水の浄化等についても同様とする。

4 学校給食対策

必要があると認めたときは、応急給食を実施する。

5 教員の確保

校園長等は、できるだけ当該学校の教員をもってその処理に当たるものとするが、その実施が不可能な場合、町教育委員会は臨時に教員を動員配備し教育に支障をきたさないように努める。

第4 児童・生徒等に対する援助（避難支援・教育班）

1 学用品の給与

1．災害救助法による学用品の給与基準
災害救助法については、第17節「災害救助法等による救助計画」参照。

2．給与の方法

1）学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

①．教科書

②．文房具（ノート、鉛筆、消ゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）

③．通学用品（運動靴、傘、カバン、長靴等）

2）教育委員会においては、あらかじめ災害前に各学校別、学年別に使用教科書の出版社名及び書名等を確認し、リストを作成しておくとともに、災害が発生した場合は、ただちに各学校に児童生徒の被災状況を調査し教科書供給書店等に連絡し、供給を受ける。また、必要に応じ町内の他の学校あるいは他市町村教育委員会に対し、使用済みの古本の供与を依頼する。

2 転出、転入の手続き

町教育委員会は、児童・生徒等の転出・転入について、状況に応じ速やかかつ弾力的措置をとる。

また、転入学に関する他府県の対応等の情報及び手続き等の広報に努めるとともに、窓口を設け、問い合わせに対応する。

3 メンタルヘルスケア

児童・生徒等や教職員の状態の把握や心の健康相談活動の推進等、心的外傷後ストレス障害等の問題について相談窓口を設置し、その解消を図る。

〔県〕

県教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品についてその種類、数量を市町村教育委員会を通じて調査する。

調査の結果、教科書等の学用品の確保が困難な市町村に対して教科書等の学用品を給与するため、文部科学省及び県内図書取次店等への協力要請等必要な措置を講ずる。

第 29 節　文化財災害応急対策計画

【基本的な考え方】

文化財の応急対策は、文化財の安全性を確保することを第一の目的とする。応急措置の方法は文化財の種別や災害の種類により異なるが、早急かつ適切に対応し、文化財的価値を損なわぬよう、被害の拡大を防がなければならない。

復旧については将来の本格的な保存修理の方針や、今後予想される新たな災害への対策等も視野に入れた対応が求められ、専門家と十分に協議する必要がある。

フロー

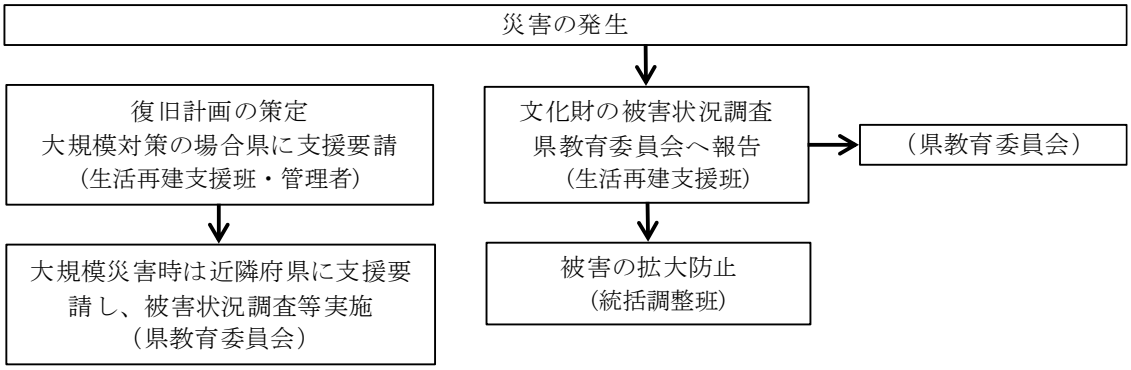

役割分担

実施担当		実施内容
町	生活再建支援班	(1) 文化財の所有者又は管理者と協力して、被害状況を直ちに産業観光課を通して、県教育委員会へ報告する (2) 被害状況の結果をもとに、所有者及び管理者とともに今後の復旧計画の策定を行う (3) 本町限りでは応急対策がとれない場合は県に支援を要請する
県教育委員会		(1) 県単独では十分に被害状況調査等が実施できない場合、近隣府県への支援を要請する

第１　災害状況の把握（生活再建支援班）

災害が発生したときには国、県指定の文化財の所有者又は管理者（所有者等という。）は、被害状況を直ちに町教育委員会を通して県教育委員会に、また、町指定の文化財の所有者等は、産業観光課にそれぞれ報告するとともに、二次災害等、災害の拡大防止に努める。

第２　復旧対策（生活再建支援班）

産業観光課は、別表「文化財災害応急処置」により、被害状況の結果をもとに、所有者等とともに今後の復旧計画の策定を行う。

別表

文化財災害応急処置

災　害　別	種別・応急対策
1　火災	1　焼損 　素材がもろくなっている場合が多いので取扱いは専門家の指示に従う。 2　すす、消火剤等による汚損 　除去作業は専門技術を要するので専門家の指示に従う。 3　水損 　通気をよくし、自然乾燥を旨とするが、美術工芸品等移動可能なものは安全な場所に移動し、低温で乾燥させ、カビの発生に注意する。状況に応じ教育委員会の指示に従う。
2　風水害	1　物理的な損傷 　被害状況を写真等で記録する。部材・破片等はもれなく集め、別途に収納保管し、廃棄や散逸のないよう注意する。 2　水損 　火災の水損に準ずる。 3　がけ崩れ等による建造物の傾斜 　二次災害に十分留意し、被害の拡大を防ぐため、支持材等により補強を施す。
3　全般	美術工芸品・有形民俗文化財等においては、収蔵する建物の損壊等により、現状のまま保管することが危険である場合は、身の安全を確保し、取扱いに慎重を期しながら安全な場所に移動する。

第3　大規模災害における応急対策（生活再建支援班）

災害の規模が大きく、本町では応急対策がとれない場合は県に支援を要請する。

〔県〕

奈良県下において大規模な災害が発生し、県・市町村の行政機関の機能が著しく低下し、単独では十分に被害状況調査等が実施できない場合、近隣府県への支援を要請することになっている。

第30節 水防活動計画

【基本的な考え方】

風水害時は、河川の増水、斜面崩壊等のため、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。また、地震災害時は、災害状況によっては、護岸の破損や斜面崩壊等により、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。

このため、町は、消防団等を出動させ、県をはじめ必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒体制を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施し、被害の軽減を図る。

フロー

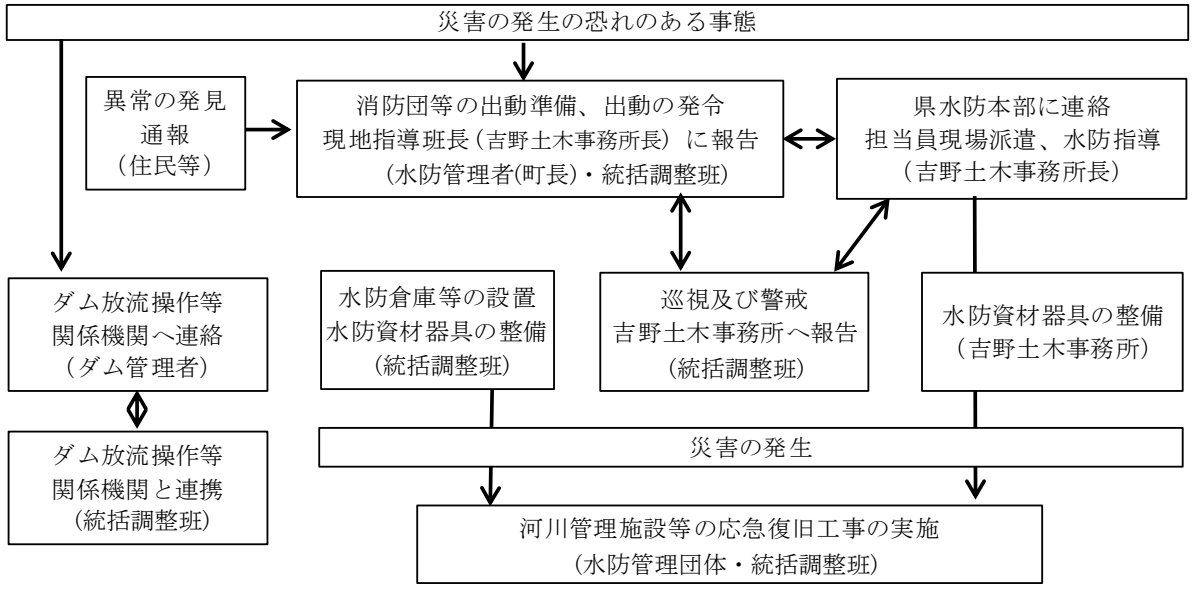

役割分担

実施担当		実施内容
町	水防管理者（町長）	(1) 消防団又は消防機関に対し出動準備、出動の発令及び現地指導班長（吉野土木事務所長）への報告
	統括調整班	(1) 水害のおそれがある場合の警戒業務の実施、吉野土木事務所等に連絡 (2) ダム等の操作について河川管理者及び県、その他関係機関と相互に密接な連絡をとり、適切な措置を講ずる (3) 水防倉庫その他代用備蓄場を設け、資材器具を準備 (4) 連絡経路、資材輸送の機動力確保等について万全の措置を行う
	生活基盤環境班	(1) 河川管理者と連携して特に河川護岸の応急補強など、必要な応急措置を実施する (2) 河川管理の重要構造物について二次災害を防止するために、必要な応急工事を迅速かつ適正に行う

現地指導班長 (吉野土木事務所長)	(1) 水防管理者の報告を受け、水防本部に報告するとともに、一級河川のうち国管理区間 については、近畿地方整備局所轄河川事務所に連絡する (2) 担当員を現場に派遣して水防の指導に当たらせる (3) 市町村等水防管理団体の行う水防作業に対し、緊急応援のため、貸与のための水防用資材を整備する
ダム管理者	(1) 雨量が多く河川の増水が著しいと判断された場合は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行い、危険が予想される場合は、その状況を水防管理者 (町長) に通知し、住民に通報する (2) ダムに異常が認められた場合には応急措置をとり、あわせて応急復旧に努める
住民等	(1) 異常を覚知した場合、住民は速やかに、水防管理団体(吉野町)等水防機関に対し、通報しなければならない

第1 消防団の出動準備・出動(町長、統括調整班)

1 出動準備

水防管理者(町長)は、過去の事例を踏まえ上流の雨量・水位の上昇を観察し、河川の水位が水防団待機水位(通報水位)に達してもなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき、または重要な水防事態の発生が予測されるときは、消防団または消防機関に対し水防第1信号により出動を準備させるとともに、その旨現地指導班(吉野土木事務所)に報告する。

2 出動

水防管理者 (町長) は、河川巡視を行い、水位の上昇が著しく、上流域の降雨が収まらず現状より水位の上昇が見込まれる場合、河川の水位がはん濫注意水位(警戒水位)に達し危険が予測されるとき、または事態が切迫したときは、直ちに管内の消防団または消防機関をあらかじめ定められた計画に従い水防第2信号により出動させ、非常配置につかせるとともに、その旨現地指導班(吉野土木事務所)に報告する。

第2 巡視及び警戒(町長、統括調整班)

1 巡視

水防法第9条に基づき、水防管理者 (町長) は平時に2km毎に1人の基準で巡視員を設け随時区域内を巡視させ、水防上危険であると認められる箇所があるときは、吉野土木事務所等に連絡する。

2 警戒

1．水防管理者 (町長) は、過去の事例等も踏まえ、河川の増水が著しく、水

防のため必要があると認めるときは、河川管理施設のうち警戒が必要な箇所に巡視連絡員を置く。

2．水防管理者（町長）は、河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達したとき巡視連絡員を置き、異常を発見した場合は直ちに吉野土木事務所に報告するとともに水防作業を開始する。

3．水防管理者（町長）は、水防法第22条に基づき水防管理者 （町長） は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求める。

4．本町における重要水防箇所は、資料11－１のとおりである。

〔県水防本部現地指導班(吉野土木事務所等)〕

1．現地指導班長 （吉野土木事務所長） は水防管理者 （町長） より、前記1、2の異常を発見した旨報告を受けたときは、水防本部に報告するとともに、一級河川のうち国管理区間 については、近畿地方整備局所轄河川事務所に連絡することとなる。

2．現地指導班長 （吉野土木事務所長） は気象、水位、雨量等によって洪水のおそれがあると認めるときは、その状況を所轄区域内の水防管理者（町長)、量水標管理者に急報するとともに、担当員を現場に派遣して水防の指導に当たらせることとなる。

第3 雨量、水位の通報（統括調整班、生活基盤環境班）

1 水位の通報

水防管理団体（町）または奈良県所属の河川水位観測者は、出水のおそれがあるときは水位の変動に注意し、以下の各項に該当する場合は、直ちに現地指導班長（吉野土木事務所長）に報告しなければならない（水防法第12条)。

また現地指導班長は、この報告を受けた場合は、直ちに水防本部に連絡をする。

1．報告とその間隔

1）水防本部設置時の水位
2）水防団待機水位（通報水位）に達したとき
3）はん濫注意水位（警戒水位）に達したとき
4）避難判断水位（特別警戒水位）に達したとき
5）避難判断水位（特別警戒水位）を下ったとき
6）はん濫注意水位（警戒水位）を下ったとき
7）水防団待機水位（通報水位）を下ったとき

2．報告様式

水位の報告は観測場所、日時、水位、増減の傾向、見込等を奈良県河川情報システムで行うこととするが、システム作動に異常がある場合等は、電話、県防災行政通信ネットワークシステム等で報告する。

2 情報交換の徹底

1．水防管理者（町長）は、現地指導班長と相互連絡を密にし、必要な降雨、水位状況の情報交換に努めなければならない。
2．水防管理者（町長）は、現地指導班長よりの降雨、水位情報ならびに自ら観測した降雨、水位状況等について、必要ある情報を、住民、消防署（団）等管理者、その他関係機関に対し通知しなければならない。
3．住民において、異常に強い降雨、著しい水位の増加が見られた場合、住民は速やかに、水防管理団体等水防機関に対し、通報し、通知しなければならない。

第4 水防警報の発表

1 知事の発する水防警報の基準

階　級	警報の種類	内　容　及　び　時　期
第１段階	待　　機	水防機関の出動のため待機を目的とするもので、気象予報の内容、または上流の降雨状況により行う。
第２段階	準　　備	水防資器材の点検、排水門・取水門等の開閉準備、巡視の強化及び水防機関の出動準備等に対するもので、水防団待機水位を超えたとき、または重大な水防事態の発生が予想されるときに出す。
第３段階	出　　動	水防機関の出動の必要を警告して行うもので、はん濫注意水位を超えたとき、または事態が切迫したときに出す。
第４段階	解　　除	水防活動終了の通知
適　　宜	水　　位	上流の雨量、水位、流量より水位の昇降、滞水時間、最高水位及び時刻等、水防活動上必要な水位状況を通知する。

（ただし、待機、準備の２段階は省略することができる。）

2 対象河川（吉野町関係）（土木事務所長発表）

河川名		区域	対象量水標	水位（m）	関係土木事務所
吉野川（紀ノ川）	左岸 右岸	吉野町大字南国栖 〃 吉野町と川上村の境界から、国土交通大臣が水防警報を行う指定河川との境界まで	衣引	水防団待機水位 4.30 はん濫注意水位 7.40 避難判断水位 10.70 はん濫危険水位 11.40	吉野
			上市	水防団待機水位 3.50 はん濫注意水位 5.40 避難判断水位 5.40 はん濫危険水位 6.10	吉野
高見川	左岸 右岸	吉野町大字国栖 〃 知事が定める重要水防箇所上流端から、吉野川（紀の川）合流点まで	小川	水防団待機水位 2.20 はん濫注意水位 3.30 避難判断水位 3.30 はん濫危険水位 4.20	吉野、宇陀

3 その他の参考事項

河川名		区域	対象量水標	水位（m）	所管
吉野川（紀ノ川）	左岸 右岸	吉野町大字飯貝 吉野町大字河原屋	妹背	水防団待機水位 4.40 はん濫注意水位 6.50	紀の川ダム統合管理事務所

第5 ダム等の操作（生活基盤班）

水防管理者 （町長） は河川管理者及び県、その他関係機関と相互に密接な連絡をとり、適切な措置を講ずる。

この場合、ダム操作規定等の定めのあるときは、併せて所定の措置を講ずる。

〔関係機関〕
○ダム管理者

あらかじめ、操作責任者及び監視員ならびに連絡員等を定め、平時から工作物の点検をし、出水時の操作及び不意の増水に対して支障のないようにするとともに、気象状況の通知を受けた場合または河川が水防団待機水位（通報水位）またはそれ相応の水位に達した場合は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行うものとする。

なお、門扉等の操作状況及び危険が予想される場合は、その状況を水防管理者（町長）に通知する。

第6 水防用設備、資材、器具の整備（統括調整班、生活基盤環境班）

1 水防倉庫、資材、器具

1．町は、水防倉庫その他代用備蓄場を設け（なるべく水防活動に便利な場所を選定)、資材器具を準備しておかなければならない。(資料 11－４参照)

2．器具資材の確保と補充

資材の確保のため水防区域近在の資材業者の手持資材量を調査しておき緊急時の補給に備えるとともに、器具資材の使用または損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておかなければならない。

2 雨量計

1．水防管理者 （町長） は、区域内の適当な場所に雨量計を設け、常に降雨状況を把握するよう努める。

2．町及び県、国が設置している雨量観測所は資料 11－３のとおりである。

3 量水標

1．水防管理者 （町長） は、必要に応じて、区域内の適当な場所に量水標を設置する。

2．設置場所は、夜間あるいは相当な水位に上昇しても観測可能で、観測所から速報が可能な場所を選ぶ。

3．水防団待機水位（通報水位)、はん濫注意水位（警戒水位）及び避難判断水位（特別警戒水位）は、水防団待機水位（通報水位）からはん濫注意水位（警戒水位）までは無着色、はん濫注意水位（警戒水位）から避難判断水位（特別警戒水位）までは黄色、避難判断水位（特別警戒水位）からは赤色とし、夜光塗料を塗布する。

4 通信機

停電時の情報確保のため、ラジオ等を備えるとともに、防災行政無線等の適正な運用が行えるよう運用体制及び機器の管理に努める。

〔県〕

1．市町村等水防管理団体の行う水防作業に対し、緊急応援のため、貸与のための水防用資材を整備する。

2．現地指導班長は、非常事態に際し、水防管理者の要請によるもののうち特に緊急なるものを選び最大の効果を上げられるよう貸与の適正に努める。

第７　輸送（生活再建支援班、統括調整班、生活基盤環境班）

水防管理者（町長）は、あらゆる非常事態を想定し、連絡経路、資材輸送の機動力確保等について万全の措置を講じておくとともにあらかじめ輸送業者と輸送について協定する。

第８　水防信号

水防に用いる信号は次のとおりとする。

		警鐘信号	サイレン信号
第１信号	水防機関準備	○休止○休止○休止	約５秒　約５秒 ○――休止○――休止 約15秒　約15秒
第２信号	水防機関出動	○―○―○　○―○―○	約５秒　約５秒 ○――休止○――休止 約６秒　約６秒
第３信号	居住者出動	○―○―○―○　○―○―○―○	約10秒　約10秒 ○――休止○――休止 約５秒　約５秒
第４信号	居住者避難	乱打	約1分　約１分 ○――休止○――休止 約５秒　約５秒

1　信号は適宜の時間継続すること。
2　必要があれば警鐘信号およびサイレン信号を併用すること。
3　危険が去った時は、口頭伝達等により周知すること。
4　地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。

第１信号　水防団待機水位（通報水位）を超え、なお上昇のおそれがあり、巡視を強化し、資器材及び排水門・取水門の開閉等、準備を行うことを知らせるもの。
第２信号　水防団員及び消防機関に属する者がただちに出動すべきことを知らせるもの。
第３信号　当該水防管理団体の区域内に居住する者の出動協力を知らせるもの。
第４信号　必要と認められる区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの。

第９　応急警戒復旧（生活基盤環境班、統括調整班）

災害時に実施する水防上の応急措置としては、特に堤防、河川護岸の応急補強などが想定されるが適宜、必要な応急措置を実施する。

１０　河川管理施設（生活基盤環境班、統括調整班）

１　応急措置

町は、他の河川管理者と連携を図り、災害の発生において初動体制マニュアル等に従い、河川等の巡視を行い必要な措置を講ずる。

2 応急復旧

初動体制の措置が完了した場合は、直ちに必要な箇所の巡視を行い、重要構造物について二次災害を防止するために、必要な応急工事を迅速かつ適正に行う。

第１１ ダム施設

［関係機関］

○南近畿土地改良調査管理事務所（津風呂・大迫　各ダム管理所）

○紀の川ダム統合管理事務所（大滝ダム管理支所）

１．応急措置

１）災害後の点検等によりダム施設に漏水や変形等、ダムの挙動で異常が認められ、かつ急速に拡大するおそれがある場合には、各ダムの操作規則に基づいて関係機関及び一般住民への連絡、通報を行うものとする。

津風呂ダム・大迫ダム放流連絡系統（農林水産省）

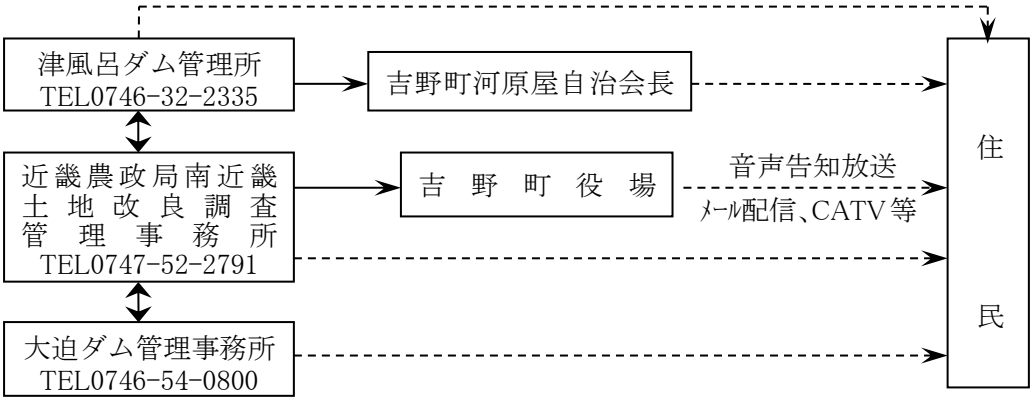

大滝ダム放流連絡系統図（国土交通省）

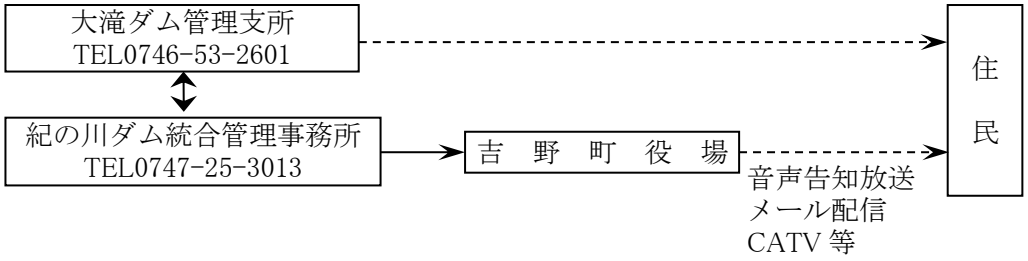

-------は同報放送、サイレン、その他による補助連絡系統

２）災害後の点検等により上記異常が認められた場合には、その程度に応じて貯水位制限等ダムに作用する外力を低減するための対策を実施するものとする。

３）その他ダム施設の管理に関する事項の調整は、関係機関や水利権者間の調整等ダムの最小限の機能維持のための調整を行うものとする。

２．応急復旧

応急工事は、被害の拡大防止に重点を置いて、ダム施設管理者は被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材及び機械の有無を考慮して、応急工事として適切な工法により実施するものとする。

第31節 地盤災害応急対策計画

【基本的な考え方】
風水害により土砂災害等が発生した場合及び地震災害における斜面崩壊及び建築物の倒壊等による二次災害を防止し、被害を最小限におさえるため、早急に土砂災害防止体制を確立し、関係住民への的確な避難及び応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行い、防災関係機関等の協力を得ながら住民の安全確保、被害の拡大防止に努める。

フロー

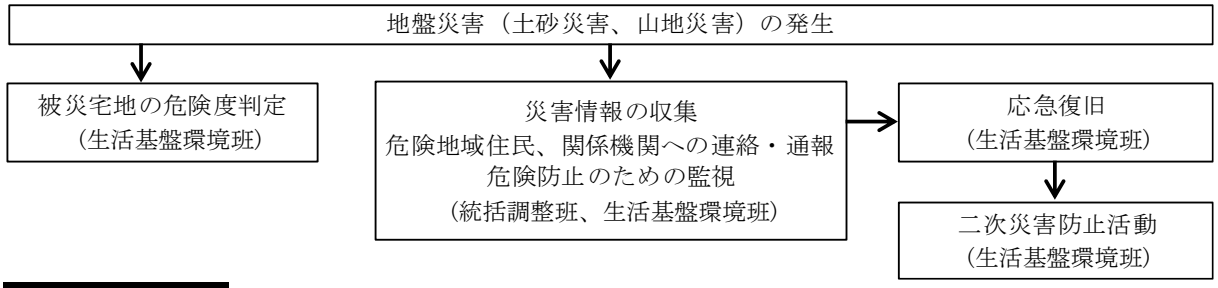

役割分担

実施担当		実施内容
町	生活基盤環境班	(1) 気象警報等の発表とともに土砂災害防止体制を早急に確立 (2) 国、県、施設管理者等との情報共有や監視体制、応急対策実施の連携 (3) 危険区域に位置する人家、集落及び関係機関への連絡、通報、警戒避難の助言 (4) 被災地の巡視等危険防止のための監視 (5) 適切な工法により応急復旧工事を行う (6) 二次的な土砂災害の危険箇所の点検 (7) 被災宅地の危険度判定 (8) 発生した荒廃地、火災跡地の点検、二次災害の防止措置 (9) ため池災害の報告、下流域住民の避難指示、二次災害の防止措置
	統括調整班	(1) 気象警報等の発表とともに土砂災害防止体制を早急に確立 (2) 国、県、施設管理者等との情報共有や監視体制、応急対策実施の連携 (3) 危険区域に位置する人家、集落及び関係機関への連絡、通報、警戒避難の助言

第1 土砂災害対策（生活基盤環境班、統括調整班）

町は、気象警報等の発表とともに土砂災害防止体制を早急に確立し、国、県、施設管理者等との情報共有や監視体制、応急対策実施の連携により、被害の拡大防止対策に着手する。

1 応急措置

1．砂防施設

砂防指定地に対して施設管理者との連携により次の措置をとる。

1）砂防施設下流の人家、集落ならびに関係機関への連絡、通報

降雨による出水で土砂の異常流出等が生じた場合は、その被災程度を砂防施設下流の人家、集落ならびに関係機関へ連絡、通報し注意を促す。

2）被災地域の巡視等危険防止のための監視

砂防施設が被害を受けた場合は、その被害の程度に応じて巡回パトロール等を行うとともに、二次災害等に対する危険防止のための監視を行う。

2．地すべり防止施設

1）危険区域に位置する人家、集落及び関係機関への連絡、通報

地すべりにより、下方の人家、集落及び道路等に危険が及ぶと思われる場合は、関係者及び関係機関に通報し、安全の確保に努める。

2）警戒避難の助言

地すべりが進行し、下方の人家、集落に危険が及ぶと推察される場合は、警察、消防団等関係者への警戒避難等必要な措置の助言を行う。

3）危険物、障害物等の除去及び増破防止工事の実施

地すべりが発生した地域に危険物や障害物が存在する場合は、地すべりが進行して危険な状態になる前にこれらを除去し地すべりの進行を抑えるための増破防止工事を実施する。

4）被災地の巡視等危険防止のための監視

地すべりが発生した場合やその兆候が見られるときは、巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

3．急傾斜地崩壊防止施設

1）危険箇所に存在する人家、集落及び関係機関への連絡、通報

急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じたり、そのおそれが生じた場合には、危険な箇所に存在する人家、集落ならびに道路管理者等関係機関への連絡、通報を行う。

2）警戒避難の助言

急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じ被害が拡大するおそれがある場合は、被害の程度及び状況の推移に応じて、警察、消防団等関係者への警戒避難等に関する助言を行う。

3）被災地域の巡視等危険防止のための監視

急傾斜地での崩壊や急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けた場合には、被災地域での二次的被害の発生を防止するため、巡回パトロールや要員の配置等により危険防止のための監視を行う。

2 応急復旧

応急工事は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材ならびに機械の有無を考慮して、応急工事として適切な工法により実施する。

3 二次災害の防止活動

町は、二次的な土砂災害の危険箇所の点検を行う。

その結果危険性が高いとされた箇所については、関係機関や住民に周知を図り適切な応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに避難対策を実施する。

また、災害が発生した場合、情報が錯そうし混乱状態に陥ることが予想されるため、適切な情報提供を行う。

第2 被災宅地の危険度判定(生活基盤環境班)

1．町は、豪雨災害や大規模地震等で宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、宅地の擁壁、法面等の崩壊による人命への二次災害を防止するために、町災害対策本部の中に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、県支援本部と連携して実施計画を作成のうえ、被災宅地の危険度判定を実施する。

2．特に、庁舎・避難施設等の防災上重要な宅地については、速やかに危険度判定を行い、その結果、崩壊等の危険性が高い場合は、使用禁止及び立入禁止等の措置をとるよう施設管理者に勧告する。

3．その後、必要に応じて、他の宅地についても危険度判定を行うものとするが、被災宅地危険度判定士の数が必要数に満たない場合は、県に対し、被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

第3 山地災害(生活基盤環境班)

台風、集中豪雨及び林野火災等により発生した荒廃地、火災跡地について、町は、県及び山地防災ヘルパー (※) 等と連携して、現場の被災状況を早急に点検調査し、二次災害防止措置を講ずるよう適正な指導を行う。

※「山地防災ヘルパー」とは、山地災害に関する情報の収集等を円滑に図るため、山地災害情報提供活動の協力員を指す。

第4 ため池災害(生活基盤環境班)

1．被害が生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。

2．人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。

3．被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。

第 32 節　火災応急対策計画

【基本的な考え方】

火災はいったん大規模化すると、極めて大きな被害となることが予想されるため、町はもとより、住民、自主防災組織、事業所等も出火防止と初期消火を実施するとともに、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、その全機能をあげて消火活動、人命救助活動等の応急対策に取り組む。

フロー

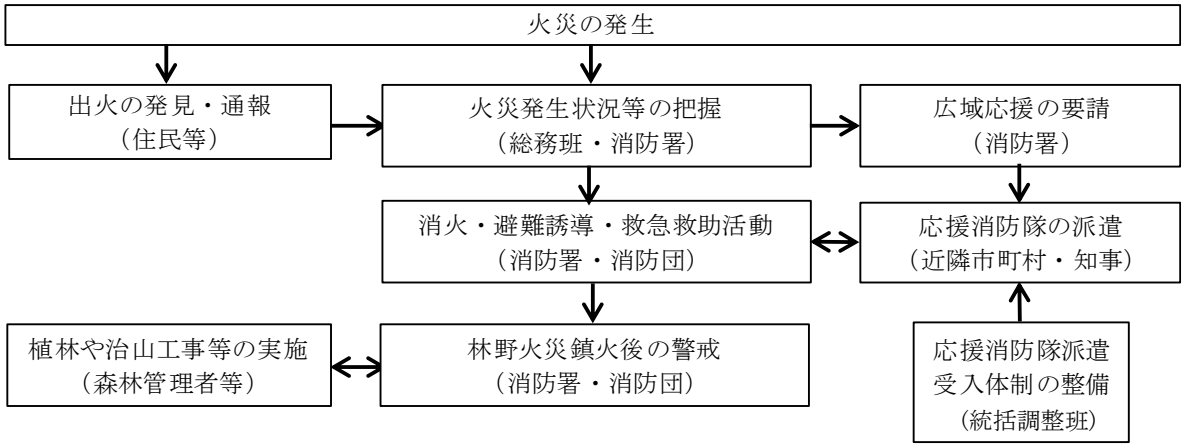

役割分担

実施担当		実施内容
町	統括調整班	(1) 自らの消防力では対応できない場合は近隣市町村、知事に支援を要請する (2) 応援消防隊の受入体制を整備する
奈良県広域消防組合 吉野消防署		(1) 消防署長は、消防署及び消防団を指揮し、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防及び救急救助活動を行う (2) 自らの消防力では対応できない場合は近隣市町村の支援を要請する
消防団		(1) 火災が発生した場合、消防署と協力して次の消防活動、避難活動、救急救助活動を行う
県		(1) 県内の消防力をもってしても対処できないと認めたときは、直ちに消防庁長官に対して緊急消防援助隊等の出動要請を行う (2) 必要に応じて広域航空消防応援要請等を行う
住民・自主防災組織 事業所等		(1) 出火防止活動及び初期消火を実施する (2) 協力して可能な限り消火活動を行う (3) 危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める

第1 一般火災応急対策(総務班・奈良県広域消防組合吉野消防署)

1 消防活動の基本方針

火災は、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要がある。火災による被害を最小限にくい止めるため、町は、消防署及び消防団の全機能をあげて、消防活動を行う。

また、火災現場等において要救助者を発見した場合は、人命救助を最優先し、迅速かつ的確な救急救助活動を行う。

2 応援要請

1．県内の消防応援協定

1）町及び消防署は、自らの消防力では対応できない場合は、奈良県消防広域相互応援協定及び近隣市町村との消防相互応援協定に基づく協定市町村に応援を要請する。

2）奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援要請は、次表のとおり奈良県消防広域応援基本計画に定める代表消防機関(代表消防機関代行)を通じて他の協定市町村へ行う。

奈良県

時間帯別	連絡・要請窓口	電話番号	FAX番号	地域衛生通信ネットワーク		消防防災無線	
				電話	FAX	電話	FAX
平日昼間	奈良県消防救急課消防救急係	0742-27-8423	0742-27-0090	029-111-9029	029-111-9374	29-9029	29-9374
休日夜間	宿日直室	0742-27-8944	-	029-111-9071	029-111-9210	29-9071	29-9210

消防署

機関名	時間帯別	連絡・要請窓口	電話番号	FAX番号	地域衛生通信ネットワーク	
					電話	FAX
奈良県広域消防組合消防本部(代表消防機関)	平日昼間	中央方面隊	0744-26-0118	0744-46-9113	029-550-91	029-550-90
	休日夜間	通信指令課	0744-26-0115	0744-46-9175		
奈良市消防局(代表消防機関代行)	平日昼間	消防課	0742-35-1193	0742-93-8437	029-540-7-283	029-540-7-590
	休日夜間	奈良市・生駒市消防指令センター	0742-35-0119	0742-33-8423		
生駒市消防本部	平日昼間	警防課	0743-73-0269	0743-73-0111	029-544-7-400	029-544-90
	休日夜間	奈良市・生駒市消防指令センター	0742-35-0119	0742-33-8424		

2．他県への応援要請

町長は、奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できないときは、代表消防機関を通じて知事に対し応援の要請を行う。

3．応援受入体制の整備

1）応援消防隊の結集場所、誘導方法の明確化
2）応援消防隊との指揮命令・連絡体制の明確化
3）応援消防隊の種別、隊数、資機材の把握
4）資機材の手配
5）応援消防隊の野営場所、ヘリポートの確保

［県］

知事は、市町村長から応援要請を求められたときまたは県内の消防力をもってしても対処できないと認めたときは、直ちに消防組織法第 44 条に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊等の出動要請を行うとともに、必要に応じて「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援要請等を行うことになっている。

［消防署］

消防署長は、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防及び救急救助活動を行う。

1．火災発生状況等の把握	管内の消防活動等に関する情報を収集し、町及び警察署と相互に連絡を行う。 1）延焼火災の状況 2）自主防災組織等の活動状況 3）消防ポンプ自動車等の通行可能道路 4）消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利などの使用可能状況 5）要救助者の状況 6）医療機関の被災状況
2．消防活動	1）同時多発火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等、人命の安全を最優先させた消防活動を行う。 2）危険物の漏洩等により災害が拡大し、またはそのおそれがある地域では、住民の立入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。 3）人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先させた消防活動を行う。 4）救護活動の拠点となる病院、避難施設、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の消防活動を行う。 5）延焼火災の少ない地域では、集中的な消防活動を実施し、安全地区を確保する。 6）住民及び自主防災組織等が実施する消火活動と連携した消防活動を行う。

［消防団］

１．組織及び消防力

吉野町消防団の組織及び消防力については、資料 10－１～10－４のとおりである。

２．活動

消防団は、火災が発生した場合、消防団長の指揮のもと消火活動等を行う。

１）消火活動

幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先に行う。

２）避難誘導

避難の指示が出された場合に、これを住民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら住民を安全な場所に避難させる。

３）救急救助活動

消防署による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

［住民、自主防災組織、事業所］

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努めるものとする。

また、可能な限り、自主的な救急救助活動に努めるものとする。

１．住　民

１）家庭用消火器、風呂の汲み置きの水等で可能な限り初期消火活動を行う。

２）住民は、救急関係機関が到着するまでの間、心肺蘇生等の応急手当を行い被害の軽減に努める。

２．自主防災組織

１）消火器、消火栓等を活用して初期消火に努める。

２）消防隊（消防署、消防団）が到着した場合は、消防隊の長の指揮に従う。

３）独力で救助可能な場合には自主的に被災者の救助を行う。

３．事業所

１）火災予防措置

火気の消火及び危険物、ガス、毒劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防火措置を講ずる。

２）災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し災害が拡大するおそれのあるときは、次の措置を講ずる。

①．周辺地域の居住者等に対し避難などの行動をとるうえで必要な情報を提供する。

②．警察、最寄りの消防機関等に電話等可能な手段により直ちに通報する。

③．立入禁止、避難誘導等必要な防災措置を講ずる。

第2 震災時の大規模火災応急対策（統括調整班・奈良県広域消防組合吉野消防署）

地震災害時は、住宅地を中心に火災が予想されるため、町・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を推進する。

住民は、地震発生直後の出火防止、初期消火及び延焼拡大防止等の活動に努めるとともに、近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力するものとする。

さらに、次の点には特に留意する。

1 消防力の確保

震災時には、住宅密集地域において火災が多発する等、集中的消火活動が困難となるおそれがある。また、消防器具、装備等が破損又は搬出不能となる可能性もあり、さらには消防団員の招集も困難になる等消防能力の低下が考えられるので、これらの維持管理及び確保に努める。

2 消防水利の確保

震災時には、水道施設の停止、水道管の破損等により、消火栓は使用不能となることが考えられるので、耐震性貯水槽及び河川等の自然水利の効果的利用方法を検討する。

第3 林野火災応急対策（統括調整班・奈良県広域消防組合吉野消防署）

1 林野火災の応急対策フロー図

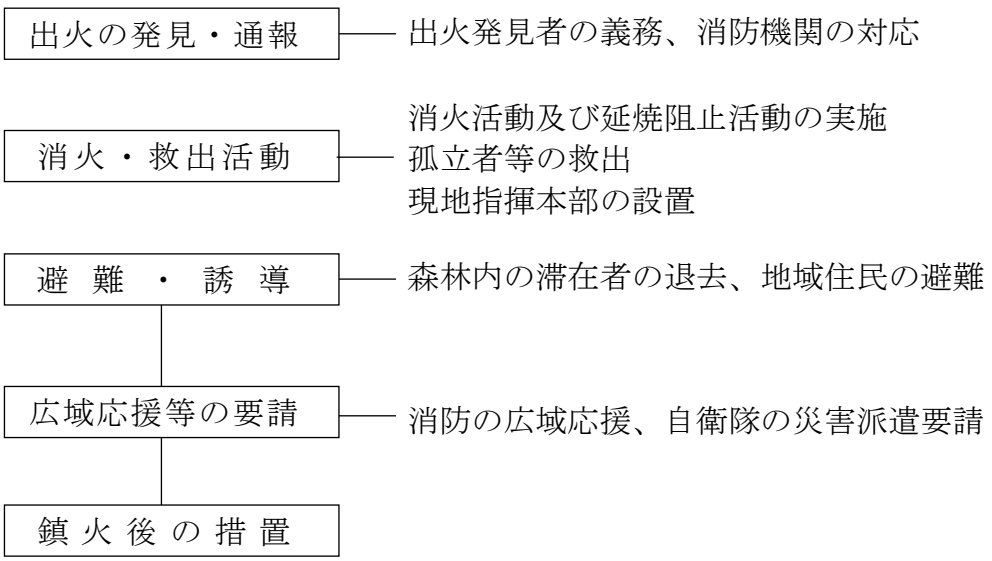

2 出火の発見・通報

1.出火発見者の義務	森林・原野等で火災の発生を発見した者は、直ちに最寄りの消防機関に通報しなければならない。また、発生した火災が微少な場合に限り、消防隊が到着するまでの間、地域住民等の協力を得て、自身に危険が及ばない範囲内で初期消火活動に当たる。
2.消防署の対応	通報をうけた消防機関は直ちに出火位置を確認し、消防隊を出動させるとともに、次により関係機関に連絡し、所用の措置を要請する。 1) 消防団 消火活動、飛び火による延焼警戒及び住民等の避難誘導のための出動 2) 森林の管理者(森林管理者、森林組合等) 森林内の作業員の安全確保及び消火活動への協力 3) 県消防救急課 消防防災ヘリコプターの緊急運航 4) 吉野警察署 消防車両の通行確保のための通行規制 5) 町 地域住民及び一時滞在者(登山者等) の安全確保

3 消火・救出活動

1. 消火活動及び延焼阻止活動の実施

現場に出動した消防隊は、消防団、森林管理者、県消防防災ヘリコプター等の協力を得て効果的な消火活動及び延焼阻止活動を行う。

1)情報収集	消防隊は、消防団とともに自ら火災の発生・延焼状況についての情報を収集するほか、現地の林業関係者や地域住民からも情報を求めて早期の状況把握に努める。 現地に出動した消防防災ヘリコプターは、火災の延焼状況を空中から偵察し、地上の消防隊に的確に情報を提供するとともに飛び火の警戒に当たる。
2)消防水利の確保	林野火災では、消防水利の確保が難しい場合が多いので、あらかじめ作成した消防水利マップにより最寄りの水源からの送水ルートの早期確保に努める。 また、自然水利が得られない場合は、コンクリートミキサー車等、水を運搬できる車両を保有する事業者に消火用水の運搬について協力を依頼する。
3)消火活動の実施	消防隊は、消防ポンプ、背負いポンプ等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。必要があれば県消防防災ヘリコプターの協力を得て空中消火を行う。また、通常の消火活動による延焼阻止が困難と判断される場合には、森林所有 (管理) 者と調整のうえ、林業関係者と協力して森林の伐開により臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

２．孤立者等の救出

現地に出動した消防防災ヘリコプターは、火災現場を空中から偵察し、孤立した負傷者及び退路を断たれた者を発見したときは、直ちに他の業務に優先して救出活動を行う。

３．現地指揮本部の設置

火災の規模が大きく総員出動が必要な場合、消防署長を本部長とする現地指揮本部を現場近くに開設し、消火活動の指揮に当たる。

4 避難・誘導

１．森林内の滞在者の退去	町・警察・消防団等は、林野火災発生の通報をうけたときは直ちに広報車により火災発生区域周辺に広報を行い、登山者、林内作業者等の森林内の滞在者には速やかに退去するよう呼びかける。道に迷った者に遭遇したときは、安全な避難路を指示し、必要に応じて安全な場所まで誘導する。 なお、消防防災ヘリコプターは、空中より避難の呼びかけを行う。
２．地域住民の避難	町長は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断した場合には、住民に対し避難勧告を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。

5 広域応援等の要請

１．消防の広域応援	消火に当たる消防長又は消防本部は、単独の消防本部での対応が困難であると判断される場合、奈良県消防広域相互応援協定に基づき、他の消防本部に対し応援を要請する。 知事は、県内の消防力での対処が困難であると判断される場合には、直ちに総務省消防庁に対し、近隣の他府県等の消防防災ヘリコプターの出動要請を行い、必要に応じて緊急消防援助隊の出動要請等を行う。
２．自衛隊の災害派遣要請	町長は、消防力だけでの対処が困難であると判断される場合には、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。知事は、依頼を受けたときは速やかに自衛隊に対し人員・車両・ヘリコプター等の派遣を要請する。

6 鎮火後の措置

消防機関は、林野火災鎮火後も再発に備えてなおしばらくは警戒に当たる。

森林所有(管理)者は、消失した林地が放置されて崩壊を起こすことのないよう、速やかに植林や治山工事等の二次災害防止のための措置を行うものとする。

町長は、そのための指導を行う。

吉野町地域防災計画

― 第4章　災害復旧・復興計画 ―

目次

第４章　災害復旧・復興計画

		頁
災害復旧・復興計画における各課の役割		4-2
第１節	公共施設の災害復旧	4-3
第２節	被災者の生活の確保	4-5
第３節	被災中小企業の振興、農林漁業者への融資	4-9
第４節	義援金の配分	4-11
第５節	激甚災害の指定に関する計画	4-13
第６節	災害復旧・復興計画	4-14

災害復旧・復興計画における各課の役割

	政策戦略課	協働のまち推進課	総務課	町民税務課	長寿福祉課	暮らし環境整備課	農林振興課	産業観光課	教育委員会	
									教育総務課	生涯学習課
第１節　公共施設の災害復旧										
災害復旧事業実施体制の確立	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
災害復旧事業計画の作成と緊急査定の促進	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく激甚災害の指定促進	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第２節　被災者の生活の確保										
被災者のための生活相談			●	●						
被害の認定、り災証明書の交付			●	●						
現地職業相談所を開設し、職業の斡旋		●	●	●						
各種援助資金の貸付等			●	●	●					
独立行政法人住宅金融支援機構への斡旋等			●	●						
公営住宅の建設						●				
第３節　被災中小企業の振興、農林漁業者への融資										
中小企業復興資金の斡旋								●		
農林漁業災害に対する融資制度の斡旋							●	●		
第４節　義援金の配分										
関係機関と義援金配分委員会等を設置			●	●	●					
義援金の配分			●	●	●					
第５節　激甚災害の指定に関する計画										
県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
速やかに特別財政援助額の交付手続等	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第６節　災害復旧・復興計画										
復興計画の作成	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
復興事業を可及的速やかに実施するための体制整備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
防災まちづくりの実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

第１節　公共施設の災害復旧

【基本的な考え方】
　指定地方行政機関の長及び地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により責任を有する者は、それぞれが管理する公共施設について災害復旧を実施する。

役割分担

実施担当	実施内容
町	(1) 災害復旧事業実施体制の確立 (2) 災害復旧事業計画の作成と緊急査定の促進 (3) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく激甚災害の指定促進 (4) 災害復旧事業の促進

第１　復旧事業の方針

１　災害復旧事業実施体制の確立

　被災施設の災害復旧事業を迅速に行うため、町は、防災関係機関と連携を図り、実施に必要な職員の配備、また、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について検討し、措置をとる。

２　災害復旧事業計画の作成と緊急査定の促進

　被災施設の復旧事業の計画を速やかに作成し、国、県または町が復旧事業に要する費用の全部又は一部を負担し、または補助するものについては、町又はその他の機関は復旧事業費の決定若しくは決定を受けるための査定計画をたて、速やかに査定実施に移すよう努める。
　査定を行う必要のある事業については、速やかに査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。

３　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく激甚災害の指定への協力

　激甚災害が発生した場合、町及び県において、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるように努める。

4 復旧事業の計画に際しての留意事項

1．緊急事業の決定
　被災施設の重要度、被災状況等を検討し、緊急事業を定め、適切な復旧を図る。
2．復旧事業の計画化
　再度災害防止のため、災害復旧事業と合わせ施行することが適切な施設の新設または改良に関する事業が行われるよう配慮する。
3．復旧事業の総合化
　他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては、総合的な復旧事業の推進を図る。
4．事業期間の短縮化
　災害地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等、具体的に検討の上、事業期間の短縮に努める。

5 災害復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、迅速な実施を図り、実施効率を上げるよう努める。

第2 復旧事業計画の種類

1．公共土木施設災害復旧計画
　1）河川災害復旧事業計画
　2）砂防施設災害復旧事業計画
　3）林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
　4）地すべり防止施設災害復旧事業計画
　5）急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
　6）道路災害復旧事業計画
　7）下水道災害復旧事業計画
　8）公園災害復旧事業計画
2．農林水産業施設災害復旧事業計画
3．都市災害復旧事業計画
4．上水道災害復旧事業計画
5．社会福祉施設災害復旧事業計画
6．公立学校施設災害復旧事業計画
7．公営住宅災害復旧事業計画
8．公立医療施設災害復旧事業計画
9．ＣＡＴＶ施設災害復旧事業計画
10．環境衛生施設災害復旧事業計画
11．通信、輸送、電力等災害復旧事業計画
12．その他の災害復旧事業計画

第２節　被災者の生活の確保

【基本的な考え方】
被災した災害からの速やかな復旧を図るため、町は、県及び関係機関と連携を図り、次のとおり被災者措置を講ずる。

役割分担

実施担当	実施内容
町	(1) 被災者のための生活相談 (2) 被害の認定、り災証明書の交付 (3) 現地職業相談所を開設し、職業の斡旋 (4) 各種援助資金の貸付等 (5) 独立行政法人住宅金融支援機構への斡旋等 (6) 公営住宅の建設

第１　生活相談

被災者のための相談所を設け、苦情、要望等を受付け、その解決を図るほか、その内容について関係機関と協議の上、対応策を講ずる。

第２　被害の認定

被災者の生活の再建を速やかに図るためには、迅速かつ正確に被害認定を行う必要があり、町はおおむね次の手順により被災住家の被害認定を実施する。また、被害認定調査を行う際は、原則内閣府が採用している様式及び手法を用いて調査するとともに、必要に応じて、航空写真や被災者が撮影した写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、効率的な手法について検討する。

＜被害の認定＞
「災害の被害認定基準について」（平成 13 年 6 月 28 日府政防第 518 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）を基準とした被害認定を行う。具体的な調査方法や判定方法については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和 3 年 3 月内閣府（防災担当））に基づき実施する。

＜被害認定のフロー＞

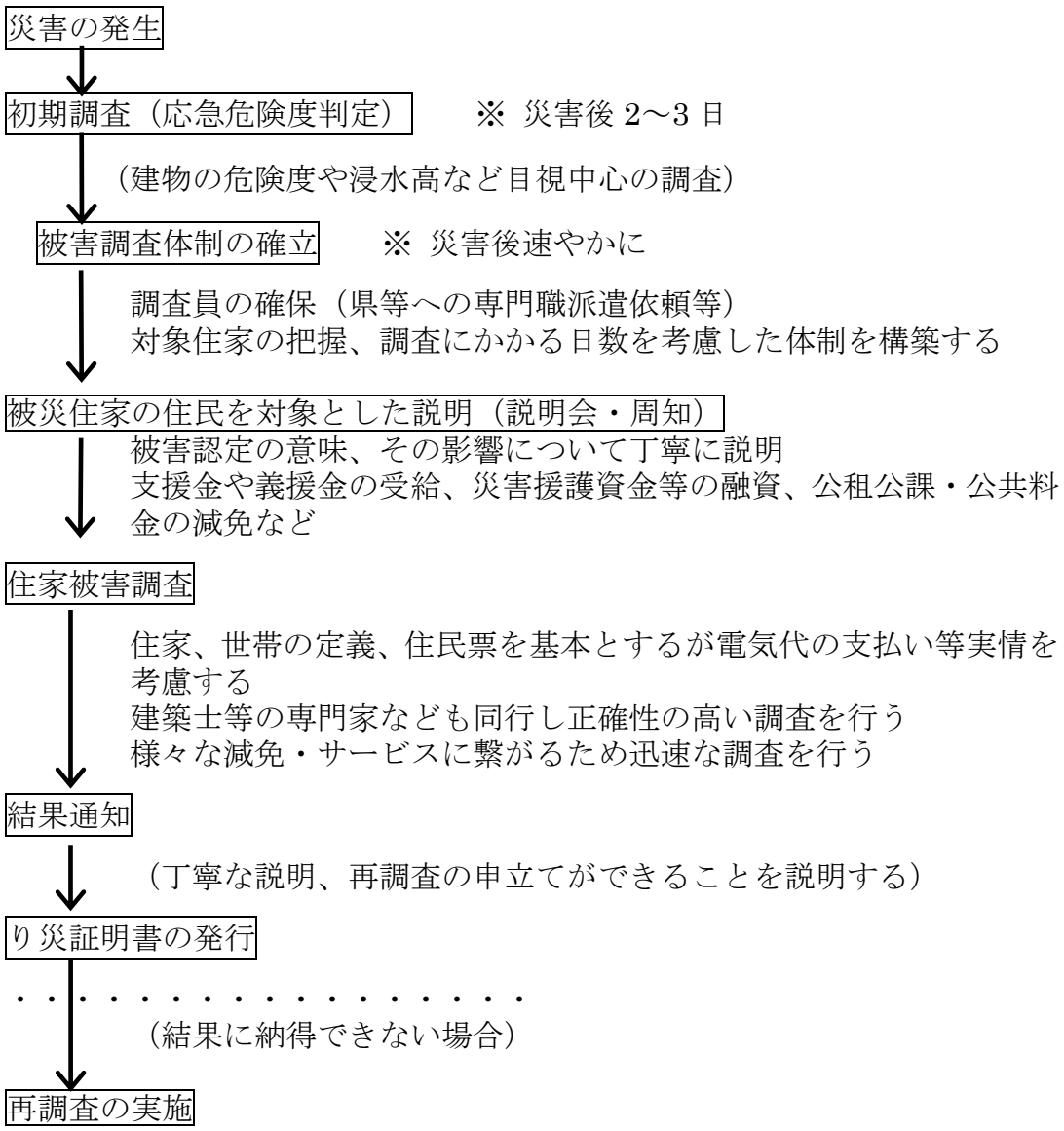

（再調査の期限はないが被災者生活再建支援法の基礎額の申請期限が被災後 13 ヶ月である）

第３　り災証明書の交付

1．「奈良県り災証明ガイドライン」及び「災害に係る住家被害認定業務　実施体制の手引き」（令和 2 年 3 月内閣府（防災担当））に基づき、被災者が租税等の減免等を受ける際に必要とする家屋等の被害程度の証明のため、被災者の求めに応じ、確認ができる程度の被害についてり災証明書を交付する。

2．遅滞なくり災証明書の交付するためのマニュアル等を作成し、それに伴う必要な業務の実施体制確保のための職員の育成、及び他の地方公共団体または民間の団体との連携の確保等を講ずる。

3．公平な支援を効率的に実施するため、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳「被災者台帳」を作成する。

第４　職業の斡旋

被災者が自宅あるいは就業先等が被災し、仕事を失い、収入がなくなり、他に就職する必要が生じた場合には、公共職業安定所、関係機関と協力して、現地職業相談所を開設し、適職への早期就職の斡旋に努める。

なお、通勤地域への就職斡旋が困難な場合は、広域職業紹介（職業安定法第17条）により広く就職の機会を求める等の方法により、就職斡旋を行うとともに、県立高等技術専門校への入校等により職業訓練を受講させ、生業及び就職に必要な技術を習得させるよう努める。

第５　援助資金の貸付等

１　災害弔慰金等の支給

自然災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、また、精神若しくは身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する（資料13－５）。（根拠法令：災害弔慰金の支給に関する法律（昭和48年法律第82号））

２　被災者生活再建支援金の支給

自然災害による生活基盤への著しい被害に対して、被災者生活再建支援金を支給し、その生活を支援することで、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を図る（資料13－６）。（根拠法令：被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号））

３　災害援護資金の貸付

災害救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷を負いまたは家財等に相当程度の被害を受けた世帯に対し、生活の立て直しに必要な資金として災害援護資金を貸し付ける（資料13－７）。（根拠法令：災害弔慰金の支給に関する法律（昭和48年法律第82号））

４　生活福祉資金の貸付

低所得世帯等に対し、経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、県社会福祉協議会が生活福祉資金（災害援護資金・住宅資金）の貸付けを行う（資料 13－８）。

ただし、災害弔慰金の支給に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則として生活福祉資金の災害援護資金及び住宅資金の貸付対象とならない。（根拠法令:生活福祉資金貸付制度要綱（平成２年８月 14 日厚生省社第 398 号））

※　災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外

５　母子・寡婦福祉資金の貸付

低母子家庭の母（配偶者のない女子で、現に 20 歳未満の児童を扶養している者）

及び寡婦（配偶者のない女子で、かつて母子家庭の母であった者）等に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び扶養している児童、寡婦の福祉の増進を図ることを目的として、県が貸付を行う。

一般的な融資制度であるが、災害の場合には、据置期間を延長することができる特例措置がある（資料 13－９）。（根拠法令：母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号））

第６　独立行政法人住宅金融支援機構への斡旋等

１　住宅相談窓口の設置

町は県と連携を図り、独立行政法人住宅金融支援機構を利用した災害復興住宅資金の融資に係る臨時相談窓口を設置する。

２　災害復興住宅資金

町は県と連携を図り、独立行政法人住宅金融支援機構法に規定する災害復興建築物の建設若しくは購入または被災建築補修に必要な資金の貸付けが被災者に対し円滑に行われるよう、借入手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施する。

３　地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法第24条第３項の規定により、知事の承認を得た関連事業計画に記載された関連住宅を移転または建設しようとするものに対する融資の斡旋について、町及び県は災害特別貸付と同様の措置を講ずる。

第７　公営住宅の建設

災害により住宅を滅失、または焼失した低額所得者の被災者に対する住宅対策として、町は県と連携を図り、必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図る。

この場合において、滅失または焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときには、町は、災害住宅の状況を速やかに調査して県及び国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し災害査定の早期実施が得られるよう努める。

第３節　被災中小企業の振興、農林漁業者への融資

【基本的な考え方】
被災した中小企業の再建を促進し、打撃を受けた農林漁業の生産力回復を図るため、町は県の指導のもとに、資金対策に万全を期するよう努める。

役割分担

実施担当	実施内容
町	(1) 中小企業復興資金の斡旋 (2) 農林漁業災害に対する融資制度の斡旋

第１　中小企業復興資金（産業観光課）

被災した中小企業者に対する資金対策としては、普通銀行、㈱日本政策金融公庫、㈱商工組合中央金庫等の融資、信用保証協会による融資の保証等により、施設の復旧に必要な資金ならびに事業費の融資が行われるが、これらの融資が円滑に行われ、早期に経営の安定が得られるよう措置する。

第２　農業災害に対する融資制度

１　㈱日本政策金融公庫からの融資

１．農林漁業施設資金
災害により被害を受けた個人施設や共同利用施設、被害果樹の改植等の復旧に要する費用を融通
２．農業基盤整備資金
災害により、流失・埋没した農地、牧野、農道等の復旧に要する費用を融通
２．農林漁業セーフティネット資金
災害（台風、冷害、干ばつ、土砂崩壊、地震、雪害等）の被害を受けた農業経営の再建に要する費用の融通
３．貸付対象者・貸付利率・償還期間等は資料 13－10、資料 13－11 による

２　経営資金等の融通

農産物、畜産物等への被害が全国的に著しいなど一定規模以上である場合は、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」の適用を受け、被害農林漁業者に対し経営に必要な資金の融通等の措置を講じる（天災資金）。貸付対象者・貸付利率・償還期間等は資料 13－10、資料 13－11 による。

第3　林業災害に対する融資制度

1　㈱日本政策金融公庫からの融資

1．農林漁業施設資金
　災害により被害を受けた個人施設や共同利用施設の復旧に要する費用を融通
2．林業基盤整備資金
　災害により被害を受けた森林、樹苗養成施設及び林道等の復旧に要する費用を融通
3．農林漁業セーフティネット資金
　災害（台風、冷害、干ばつ、土砂崩壊、地震、雪害等）の被害を受けた林業経営の再建に要する費用の融通
4．貸付対象者・貸付利率・償還期間等は資料 13－10、資料 13－11 による

2　経営資金等の融通（天災資金）

前記**第2**の**2**を参照

第4　漁業災害に対する融資制度（産業観光課）

1　㈱日本政策金融公庫からの融資

1．農林漁業施設資金
　個人施設や共同利用施設等の復旧に要する費用を融通
2．漁業基盤整備資金
　漁場及び水産種苗生産施設等の復旧に要する費用を融通
3．農林漁業セーフティネット資金
　災害（台風、冷害、干ばつ、土砂崩壊、地震、雪害等）の被害を受けた漁業経営の再建に要する費用の融通
4．貸付対象者・貸付利率・償還期間等は資料 13－10、資料 13－11 による

2　経営資金等の融通　（天災資金）

前記**第2**の**2**を参照

第４節　義援金の配分

【基本的な考え方】
寄託を受けた義援金の配分を行う場合、住民・企業等の意思を適切かつ効果的に反映した配分計画を策定し、速やかな配分の実施に努める。

役割分担

実施担当	実施内容
町	(1) 関係機関と義援金配分委員会等を設置し、義援金の配分
県	(1) 県が保有する広報媒体を利用した広報活動やその他必要な支援を行う
日本赤十字社奈良県支部	(1) 中心となって義援金募集委員会等組織し、公平かつ適切な義援金の配分を行う

第１　義援金の配分

１．義援金の配分について、日本赤十字社奈良県支部が義援金配分委員会等（以下「配分委員会等」という。）を設置した場合には、配分委員会等が定める配分計画に従って、公平かつ迅速な配分を行うものとする。また、この業務に関って、町広報等による広報活動やその他必要な支援を行う。
２．配分委員会等は、以下のことについて検討する。
　１）配分金額
　２）配分対象者
　３）配分方法
　４）その他義援金配分に関すること

〔県〕
日本赤十字社奈良県支部、または配分委員会等の要請により、配分活動を支援するため、県が保有する広報媒体を利用した広報活動やその他必要な支援を行うこととなる。

〔関係機関〕

○日本赤十字社奈良県支部

日本赤十字社奈良県支部、又は日本赤十字社奈良県支部が中心となって組織された義援金募集委員会等が義援金の配分を行う場合、配分委員会等の設置や配分基準・方法等を示した配分計画を策定するなど、公平かつ適切な配分の実施に努める。

１．配分委員会等を設置する場合の委員等の選考に当たっては、学識経験者・福祉関係者・被災地域の住民代表・行政関係者等を交えるなど、第三者的機能を持たせる。

２．義援金の配分計画を策定したときは、報道機関等の協力を得るなどして、速やかに住民・企業等へ公表するとともに、迅速かつ確実な方法により被災住民への周知を行う。

３．配分計画に基づき配分を行うときは、報道機関等の協力を得るなどして、速やかに住民・企業等へ公表するとともに、迅速かつ確実な方法により被災住民への周知を行う。

４．義援金にかかる全ての配分を終了したときは、県に対してその状況を報告するとともに、報道機関等の協力を得るなどして、住民や企業等へ公表する。

第５節　激甚災害の指定に関する計画

【基本的な考え方】
県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

役割分担

実施担当	実施内容
町	(1) 県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する (2) 速やかに特別財政援助額の交付手続等を行う
県	(1) 激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等を行う

第１　激甚災害に関する調査

町長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

〔県〕
１．知事は、市町村の被害状況を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部に必要な調査を行わせることとなる。
　激甚災害認定基準は「資料13－２」による。
２．関係各部は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他「激甚災害に対応するための特別の財政援助等に関する法律」に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるようにする。

第２　特別財政援助額の交付手続等

町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部に提出しなければならない。

第６節　災害復旧・復興計画

【基本的な考え方】
風水害や震災により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すにあたっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。
復旧・復興対策の実施にあたっては、住民、事業者等と一体となって推進するとともに、復旧・復興のあらゆる場に障がい者、高齢者、女性等の参画を促進する。

役割分担

実施担当	実施内容
町	(1) 復興計画の作成 (2) 復興事業を可及的速やかに実施するための体制整備 (3) 防災まちづくりの実施

第１　主な活動

１.「大規模災害からの復興に関する法律（平成 26 年 5 月 1 日法律第 32 号)」に則して、複数の機関が関係し、高度、複雑及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画の作成ならびに実施体制を整備する。
２. 再度災害防止と、より快適な都市環境を目指した、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを推進する。

第２　復興対策体制の整備

発災直後の救命・救急、応急復旧中心の体制（災害対策本部体制）から各種の復興対策を実施する体制へと円滑に移行（又は併設）できるよう、町は、災害の規模等に応じて、適宜災害復興本部等の体制を確立し、次の業務を適宜実施する。

１. 復興基本方針（復興ビジョン）の決定
２. 復興計画の策定
３. 復旧・復興対策に必要な情報及び復興状況の収集及び伝達
４. 県その他の防災関係機関に対する復興対策の実施または支援の要請
５. 県の設立する復興基金への協力
６. 復興計画の進捗管理
７. 被災者の生活再建の支援
８. 相談窓口等の運営
９. 民心安定上必要な広報
10. その他の復興対策

第3 復興計画の作成

関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら迅速かつ的確に復興計画を作成する。

また、当該計画の迅速、適切な作成と遂行のため、県、近隣市町村及び国との連携等調整を行う体制の整備を図る。

1 基本方針

被災地域の再建にあたり、さらに災害に強いまちづくりを目指し、地域の構造及び産業基盤の改変を要するような、多くの機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を可及的速やかに実施するために復興計画を作成する。

2 復興計画に記載する事項

1．復興計画の区域（以下「計画区域」という。）
2．復興計画の目標
3．町における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針
4．その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
5．目標を達成するために必要な復興整備事業に係る実施主体、実施区域その他の内閣府令で定める事項

3 復興計画作成における留意事項

1．町以外の者が実施する復興整備事業に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得ること。
2．復興計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。
3．復興計画を作成したときあるいは変更した場合は、遅滞なく、これを公表する。

第4 防災まちづくり

1 基本方針

被災地域の再建にあたっては、必要に応じ、再度災害防止と、より快適な環境を目指し、「まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのもの」という理念のもとに、計画作成段階で町のあるべき姿を明確にして、将来に悔いのない、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを住民の理解を求めながら実施する。

2 実施計画

1．防災まちづくりにあたっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を目標にするとともに、次の事項に留意する。

1）公園、河川等のオープンスペースの確保等について単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観形成に資することを、住民に対して十分に説明し、理解と協力を得るよう努める。

2）避難路、避難地、延焼遮断帯、防火活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川等基盤整備の整備計画とする。

3）ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備によるライフラインの耐震化

4）耐震性貯水槽の設置

5）建築物及び公共施設の耐震化、不燃化

6）既存不適格建築物について、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつその解消に努める。

7）復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、がれきの処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するものとし、必要な場合は傾斜的、戦略的実施を行う。

8）住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住民が主役となるまちづくりを行う。

2．住民は、再度の災害を防止するための、より安全で快適なまちづくりは、自分たちはもちろん、子供たちをはじめとする将来のためのまちづくりでもあることを認識し、防災まちづくりへの理解に努める。

吉野町地域防災計画

― 第５章　南海トラフ地震等防災対策推進計画 ―

第５章　南海トラフ地震等防災対策推進計画

		頁
第１節	総則	5-2
第２節	関係者との連携協力の確保	5-3
第３節	円滑な避難及び迅速な救助に関する事項	5-6
第４節	時間差発生等における円滑な避難の確保等	5-11
第５節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	5-15
第６節	防災訓練計画	5-17
第７節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	5-18

第１節　総則

第１　推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震等に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１４年法律第９２号。以下「法」という。）第５条第２項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震等に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震等に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第２　防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

「第１章　総則　第２節　防災関係機関が処置すべき事務または業務の大綱」に準ずる。

第２節　関係者との連携協力の確保

第１　資機材、人員等の配備手配

被災者のための相談所を設け、苦情、要望等を受付け、その解決を図るほか、その内容について関係機関と協議の上、対応策を講ずる。

1　物資等の調達手配

１．地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。

・防災用資機材、建設用重機、仮設トイレ、テント及び必要な物資等

２．町は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のために必要な次の物資等の供給の要請をする。

・寝具類（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等） ・外衣類（洋服、作業衣、子供服等） ・肌着類（シャツ、パンツ等の下着） ・身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等） ・炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等） ・食器類（茶碗、皿、箸等） ・日用品（石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等） ・LP ガス

2　人員の配置

町は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県に応援を要請するものとする。

3　災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

1	防災関係機関は、地震が発生した場合において、吉野町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成する。
2	機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第2 他機関に対する応援要請

1 応援協定

町は、災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、他機関等と応援協定等を締結しおり、必要があるときは、応援協定に従い、応援を要請する。
（資料編　条例・協定７　吉野町災害協定締結一覧）

第3 帰宅困難者対策の予防計画

大規模震災により交通状況に支障をきたした場合には、帰宅困難者の発生が予想される。

町は、東日本大震災の事例や教訓を路まえ、県と連携して帰宅困難者対策の推進を図る。

1 普及啓発

町は、「むやみに移動しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、各主体に対し以下の内容の啓発を行うこととする。

1	住民への普及啓発	町は、住民に対し、地震発生時には帰宅困難になる場合があること、日頃からの備え、家族との安否確認方法や他市町村等の一時避難場所の利用について啓発を行う。
2	企業等への普及啓発	町は、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所内にとどめておくためのルールづくりや、そのための食料、飲料水、毛布などの備蓄について啓発を行う。
3	集客施設や公共交通機関への普及啓発	町は、観光客等の帰宅困難者に備え、観光施設、宿泊施設及び公共交通施設に対して、地震発生時の利用者の安全確保に関する計画の作成や、施設の安全確保対策について啓発を行う。

2 災害時帰宅困難者への支援対策

1	一時滞在施設の確保	町は、所管する施設や関係施設を指定するなどして、観光客などの帰宅困難者のための一時滞在施設の確保に努める。その際、民間事業者にも協力を求めるよう努める。
2	情報提供の体制づくり	町は県と連携して、観光客などの帰宅困難者のための一時滞在施設に関する情報、鉄道等の運行や復旧情報に関する情報等を迅速に提供できるよう、ホームページやエリアメール、SNS、緊急速報メール等の活用や、関係機関と連携した情報提供体制を整備する。 その際、発災時は情報伝達手段が限られることから、多様な情報伝達手段の確保に努めることとする。

3	学校等への支援	学校等においては、帰宅困難となり学校等に留まらざるを得なくなった幼児・児童・生徒のための物資を備蓄するように努める。

第４　被災建築物応急危険度判定の予防計画

1	応急危険度判定士登録の推進	奈良県被災建築物応急危険度判定士養成講習会への職員の受講を促進し、判定士資格を持つ職員の確保に努める。
2	応急危険度判定用資機材の備蓄	県と協議の上、判定用資機材の備蓄に努める。
3	震災前判定計画の策定	地震発生後において、被災建築物の応急危険度判定を円滑に実施するため、震災前において被災建築物等の被害予測に基づいて必要な判定士、必要判定コーディネーター及び本部員数、判定区域及び判定対象とすべき建築物等を把握し、判定活動の作業手順を記載した行動マニュアルを作成する。

第３節　円滑な避難及び迅速な救助に関する事項

第１　避難指示等の発令

本部長（町長）は、大地震の発生時に、住民の生命と身体の安全を確保するために危険地域の住民に対して、「高齢者等避難」又は「避難指示」を行う。

なお、地震発生後、火災やがけ崩れ等の危険が迫り、高齢者等避難や避難指示が発令されて避難する場合や、住民の自主判断で避難が必要な状況が発生して避難する場合があるが、いずれにしても避難行動は、地域ごとに一団となって避難することを基本とする。

	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者（避難行動要支援者）が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者（避難行動要支援者）は、計画された避難所への避難行動開始（避難支援者は避難支援行動を開始） ○上記以外の者は、避難準備開始し、準備が整い次第、避難開始 ○開設要望のあった地区は、自主避難所を開設
避難指示	○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	○通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動開始（全員避難） ○避難を行うことにより人の生命又は身体に危険が及ぶ場合には、屋内での待避等の安全確保措置

第２　避難対策等

地震発生時において、住民の安全を確保するため、関係機関相互の連携のもと、要配慮者に配慮しつつ、避難誘導等必要な措置を講じる。

（第３章　災害応急対策計画　第３節　避難行動計画）
（第３章　災害応急対策計画　第４節　避難生活計画）
（第３章　災害応急対策計画　第５節　要配慮者の支援計画）

第３　消防機関等の活動

地震発生時において、住民の人命保護と被害の軽減を図るため、救助、救急、消火、障害物除去、避難及び医療等の活動を行う。

（第３章　災害応急対策計画　第１１節　道路等の災害応急対策計画）
（第３章　災害応急対策計画　第１９節　救急、救助活動計画）
（第３章　災害応急対策計画　第２０節　医療救護計画）

第４　ライフライン関係

１　上水道

上水道の応急復旧は、以下に示すとおりである。

1	応急復旧及び情報連絡に必要な人材、資機材等を確保する。
2	給水車、トラック等によって、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧に努める。
3	被災状況、復旧の難易度を勘案しながら、医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設へ優先的な応急給水、復旧を行う。
4	被災状況等によっては、日本水道協会奈良県支部との「奈良県水道災害相互応援に関する協定」等により、応援を要請する。

（第３章　災害応急対策計画　第１２節　ライフライン施設の災害応急対策計画）

２　下水道

下水道の応急対策は、以下に示すとおりである。

1	応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。
2	被災状況、復旧の難易度を勘案して必要度の高いものから復旧を行う。

（第３章　災害応急対策計画　第１２節　ライフライン施設の災害応急対策計画）

３　電気

電力事業者は、災害が発生し、または発生のおそれがある場合、奈良支社及び管下の各事務所が災害の規模その他の状況を踏まえ、災害の予防又は復旧対策を推進する。そのため、非常対策本部を設置し、電力施設の被害の未然防止及び早期復旧を図り、電力供給を確保する。

（第３章　災害応急対策計画　第１２節　ライフライン施設の災害応急対策計画）

４　ガス

ガスの応急対策は、以下に示すとおりである。

1	被災状況等によっては、吉野町燃料協同組合との「災害時における LP ガス等の優先供給に関する協定書」等により、応援を要請する。

（第３章　災害応急対策計画　第１２節　ライフライン施設の災害応急対策計画）

5 通信

南海トラフ地震等の発生により通信の著しい輻輳が発生した場合等において、通信不能地域をなくすために、重要通信の確保を図る。

また、電気通信設備に被害が生じた場合、当該設備及び回線の復旧に関して応急復旧措置を講じるものとする。また、重要通信の確保に留意し、災害状況、電気通信設備の被災状況に応じ、復旧順位に基づき、適切な措置をもって復旧に努める。

（第３章　災害応急対策計画　第１２節　ライフライン施設の災害応急対策計画）

6 放送

情報不足による混乱の発生を防止するため、報道機関と連携して総合的な災害情報を提供する。また、放送事業者は、地震災害情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保等の対策を実施する。

（第３章　災害応急対策計画　第９節　広報計画）

7 交通

１．道路

道路管理者は、南海トラフ地震等の発生時、迅速な初動対応と災害応急対策を円滑に実施できるように、応急復旧を実施し、利用者の安全確保のための対策を講じる。

また、町、道路管理者、県警察（吉野警察署）との密接な連携のもとに、交通規制を実施する。

２．鉄道

南海トラフ地震等による交通障害の発生が懸念される区間における運行の停止、走行中の列車の乗客や駅等に滞在する者の避難誘導、その他運行上の措置についての内容をあらかじめ計画しておく。

（第３章　災害応急対策計画　第１１節　道路等の災害応急対策計画）
（第３章　災害応急対策計画　第２２節　災害警備、交通規制計画）

第5 不特定かつ多数の者が出入りする施設等に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

１．各施設に共通する事項

庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学

校等の管理上の措置は概ね次のとおりである。

1	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
2	入場者等の安全確保のための退避等の措置
3	施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
4	出火防止措置
5	水、食料等の備蓄
6	消防用設備の点検、整備
7	非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備
8	各施設における緊急点検、巡視

２．個別事項

1	病院、療養所、診療所等においては、患者等の安全確保のための必要な措置
2	幼稚園、小・中学校等においては、児童生徒等に対する保護の方法
3	社会福祉施設においては、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部の管理者は、1の１.に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

1	自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
2	無線通信機等通信手段の確保
3	災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

3 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他工作物又は施設については、工事を中断する。

第６ 迅速な救助

消防部及び奈良県広域消防組合は、被災状況の早期把握に努め、部隊配備を確立するとともに、住民、自主防災組織、消防団、県警察（吉野警察署）等との密接な連携のもと、消火活動、人命救助活動や行方不明者の捜索等、迅速かつ的確な救助活動を実施する。

（第３章　災害応急対策計画　第１９節　救急、救助活動計画）

第7 帰宅困難者対策の応急対策

震災発生直後に、人々が一斉に自家用車や徒歩で帰宅を開始した場合、避難途上で大混雑が発生し、二次災害が発生する恐れがある。このため、早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者への速やかな情報提供や状況が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

1 企業における対応

企業は、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、施設の安全を確認した上で、従業員等を施設内または安全な場所に待機させる。

2 集客施設等における対応

旅館等の宿泊施設及びその他の集客施設等の事業者は、施設の安全確認後、利用者を施設内の安全な場所で保護する。

3 一時滞在施設の開設

町は、あらかじめ指定した一時滞在施設について、施設の安全を確認した上で、一時滞在施設として開設する。

4 帰宅困難者への情報提供

町は、帰宅困難者に対し、地震に関する情報、地城の被害情報、災害時帰宅支援一次滞在施設の開設状況、通行可能な道路情報等に関する情報などについて情報提供を行う。

第8 被災建築物応急危険度判定

町は、大規模地震により被災した建築物の倒壊、部材の落下等による人命への二次災害を防止するために、必要に応じて被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、被災建築物応急危険度判定士による応急危険度判定※を実施する。

特に、庁舎・避難施設等の防災上重要な建築物は、速やかに応急危険度判定を行い、その結果、崩壊等の危険性が高い場合は、使用禁止及び立入禁止等の措置を執るよう施設管理者に指導する。

その後、必要に応じて、他の建築物についても応急危険度判定を行うものとするが、応急危険度判定士の数が必要数を満たさない場合は、建築関係団体等へ要請する。

被災建築物が膨大な数になり、判定士数がさらに不足する場合は、県に対し、被災建築物の応急危険度判定の支援を要請する。

※応急危険度判定：二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士が、日本建築防災協議会の判定基準に基づいて被災建物の危険度レベルを判定し、被災建物に赤、黄、緑色ラベルを貼付する。

第４節　時間差発生等における円滑な避難の確保等

第１　南海トラフ地震臨時情報について

１　南海トラフ地震臨時情報とは

南海トラフ地震臨時情報とは、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについて知らせるもので、想定震源域内で大規模地震や地殻変動など「異常な現象」が観測された場合に、気象庁より発表される。例えば、南海トラフ沿いの東側で地震が発生し、西側でも地震が続発する（後発地震）可能性が高まった場合などで発表される。

２　臨時情報が発表される「異常な現象」とは

臨時情報で発表される異常な現象には、「半割れケース」「一部割れケース」「ゆっくりすべりケース」の３通りがある。

１．半割れケース
南海トラフの想定震源域でモーメントマグニチュード（以下、「M」という）8.0 以上）の地震が発生した場合

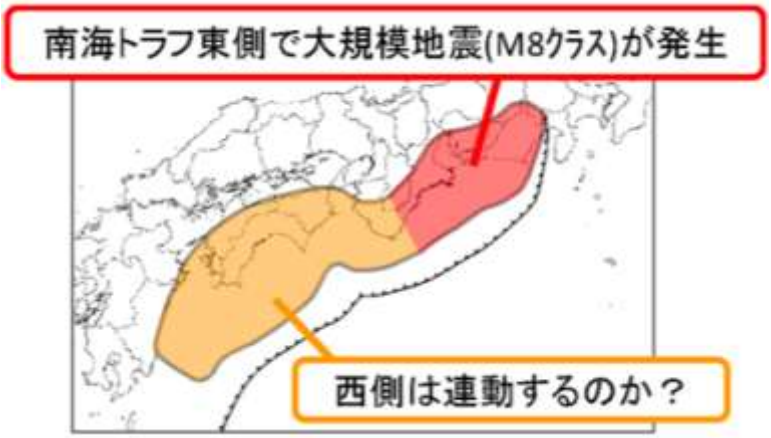

出典：内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応ガイドライン【第一版】」

２．一部割れケース

南海トラフの想定震源域でM7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生した場合

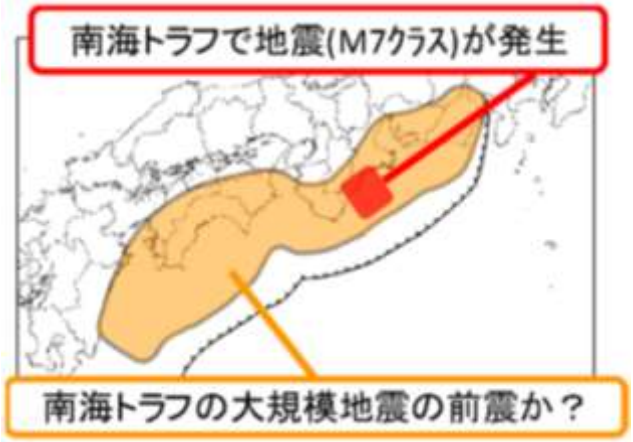

出典：内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応ガイドライン【第一版】」

３．ゆっくりすべりケース

ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合

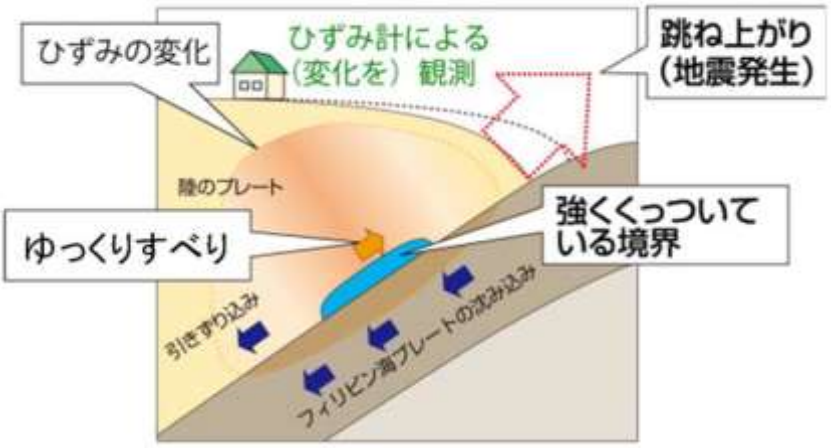

出典：内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応ガイドライン【第一版】」

3 臨時情報の種類と発表の流れ

臨時情報は、南海トラフ沿いで発生した異常な現象に応じて、キーワードを付して発表される。

例えば、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）といった形で発表される。

キーワード	キーワードが付記される条件
調査中	・南海トラフの想定震源域またはその周辺で M6.8 程度以上の地震が発生した場合 ・通常とは異なるゆっくりすべりが発生した可能性がある場合

⬇ 気象庁が設置する「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討委員会」における評価を踏まえ、以下の情報を発表（最短約 30 分後）

巨大地震警戒	・南海トラフの想定震源域で M8.0 以上の地震が発生した場合（半割れケース）
巨大地震注意	・南海トラフの想定震源域で M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生した場合（一部割れケース） ・通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）
調査終了	・巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにもあてはまらない場合

出典：気象庁HP「南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件」を基に作成

第2 「調査中」が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 「調査中」の伝達及び町の体制

気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、災害対策本部の前段階にあたる災害警戒本部（初動準備）を設置し、情勢の把握、連絡体制の確立を行い、次の動員体制に移行しうる体制をとる。また、必要に応じて担当職員（災害警戒本部の初動準備における配備対象職員）の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する通知その他必要な措置を行うものとする。

第3 「巨大地震注意」が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 「巨大地震注意」の伝達及び町の体制

1．注意喚起

1）防災行政無線等により情報を伝達する。

2）住民に対して、以下の注意喚起を実施する。

ア　家具等の固定、転倒防止

イ　食料、飲料水等の用意

ウ　避難場所及び経路の確認

エ　家族の安否確認手段の家族での相談

2．災害警戒体制

災害対策本部（警戒配備）を設置して、災害防除措置の強化、情勢把握、連絡活動を主として、次の動員体制に移行しうる体制をとる。

2 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km 程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は**1週間**、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、**変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間**、後発地震に対して注意する措置をとる。

第4 「巨大地震警戒」が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 「巨大地震警戒」の伝達及び町の体制

1．注意喚起

1）防災行政無線等により情報を伝達する。

2）住民に対して、以下の注意喚起を実施する。

ア　家具等の固定、転倒防止

イ　食料、飲料水等の用意

ウ　避難場所及び経路の確認

エ　家族の安否確認手段の家族での相談

2．災害警戒体制

災害対策本部（第1号配備）を設置して、災害防除措置の強化、情勢把握、連絡活動を主として、次の動員体制に移行しうる体制をとる。

設置された災害対策本部は、奈良県及び防災関係機関に設置された災害対策本部と相互に緊密な連携を図るものとする。

2 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から**1週間**、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、**当該期間経過後1週間**、後発地震に対して注意する措置をとる。

第５節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第１　建築物等災害予防計画

地震による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐震性を確保し、安全性の向上を図る。

1　公共建築物の耐震診断・改修の促進

1	公共建築物の中には災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物も多く、また、要配慮者が利用することから特に耐震性が要求される。このため、　計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。 天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策を推進する。
2	耐震診断及び耐震改修のための技術的な指導等は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、耐震診断・耐震改修について県より必要な指導・助言等を受ける。

2　一般建築物等

1	耐震性向上の普及、啓発	町は、「吉野町耐震改修促進計画」を踏まえ、既存建築物の耐震性の向上のため、広報の充実、相談窓口の設置等により、耐震知識、耐震診断・改修の必要性、補強技術等の普及、啓発を図る。
2	民間建築物の耐震診断・改修の推進	町は、民間建築物について、耐震改修促進法における要緊急安全確認大規模建築物（病院等の不特定多数の者が利用する施設、老人ホーム等の避難弱者が利用する大規模な施設等）と、要安全確認計画記載建築物（緊急輸送道路等の避難路沿道建築物、防災拠点建築物等）の所有者に、耐震診断・改修について国の耐震対策緊急促進事業など助成制度の活用を促し、「吉野町耐震改修促進計画」の推進を図る。
3	木造住宅の耐震診断・改修の促進	地震による人的被害の軽減のため、住宅の耐震化を進める。特に、古い木造住宅の耐震診断・改修の促進に向けて、ガイドブックの作成、講演会の実施、耐震改修事例集の作成などにより、指導・啓発に努めるとともに、耐震診断・耐震改修の助成制度の充実を図る。

3　落下物・ブロック塀対策

建築物の外壁タイル、窓ガラス等の落下及びブロック塀等の倒壊に伴う人的、物的被害を防止や安全な避難路・救援路の確保のため、落下物及びブロック塀等の安全対策について、所有者等に対する普及、啓発活動を行う。

〔所有者等〕
外壁タイル及びブロック塀等の状態を点検し、必要に応じて修繕、補強等を行うものとする。

4 コンピューターの安全対策

町は、自ら保有する重要な情報システムについて、耐震補強、機器の落下倒壊の防止、データの安全な場所での保管など、所要の安全対策の実施に努める。

5 家具等転倒防止対策

地震発生時に一般家庭等にある家具等什器の転倒による被害を防止するため、住民に対して、家具類の安全対策を広報し、知識の普及を図る。

第2 河川管理施設など被災による水害予防計画

1．地震の発生により、河川管理施設、砂防施設等が破壊し、二次災害としての水害の発生が予想される。このため、河川管理施設等の管理者は、耐震点検基準等により、各施設の耐震度を点検し、緊急性の高い箇所から計画的な補強等の対策により耐震性の確保に努める。
2．水害情報の観測における雨量・水位観測局との通信に無線による回線機能を付加し情報伝達経路の二重化を図るなど、地震災害においても確実な水害情報が得られるよう河川情報基盤の整備を進める。

第６節　防災訓練計画

第１　防災訓練計画

南海トラフ地震等防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震等を想定した防災訓練を実施するものとする。

防災訓練計画については、次の点に留意して「第２章災害予防計画　第６節防災訓練計画」に基づき実施する。

１．南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。
２．自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
３．町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。

1	要員参集訓練及び本部運営訓練
2	要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
3	南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練
4	災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に都府県及び防災関係機関に伝達する訓練

第７節　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、「第２章災害予防計画　第５節防災教育計画」に基づく取組のほか、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

第１　町職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各部、各課、各機関で行うものする。防災教育の内容は次のとおり。

1	南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
2	南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
3	地震に関する一般的な知識
4	南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震等が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
5	南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震等が発生した場合に職員等が果たすべき役割
6	南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
7	南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

第２　町民に対する教育

町は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、水害・地震からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を実施する。

防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育を行う。

1	南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
2	南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
3	地震に関する一般的な知識

4	南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震等が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
5	正確な情報入手の方法
6	防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
7	各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
8	各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
9	避難生活に関する知識
10	地域住民等自らが実施し得る、最低でも３日間、可能な限り１週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
11	住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

第３　相談窓口の設置

県及び町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。